

平成27年 2月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	伊 藤 好 彦
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	佐 野 隆
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	八 木 春 美	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	竹 川 彰	開 発 部 次 長 兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	服 部 誠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	橋 村 正 則	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進	保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治
環 境 課 長	鈴 木 浩 二	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
農 政 課 長	安 井 耕 史	商工観光課長	羽 飼 和 彦
都市計画課長	大 野 勝 貴	学校教育課長	立 松 則 明
生涯学習課長	半 田 安 利	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 議案第 1 号	平成27年度弥富市一般会計予算
日程第 5 議案第 2 号	平成27年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 6 議案第 3 号	平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 4 号	平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8 議案第 5 号	平成27年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 9 議案第 6 号	平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10 議案第 7 号	平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第 8 号	弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第12 議案第 9 号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第13 議案第10号	弥富市職員定数条例の一部改正について
日程第14 議案第11号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第12号	弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第16 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第14号	弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第15号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第19 議案第16号	弥富市立保育所条例の一部改正について
日程第20 議案第17号	弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

- 日程第21 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第27 議案第24号 市道の認定について
- 日程第28 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成27年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月24日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの27日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、また市長から出資等に係る法人の経営状況を説明する書類の提出があり、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上 7 件を一括議題とします。

服部市長に、平成27年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第 1 回弥富市議会定例会の開催に際し、平成27年度の予算案を初めとする諸案件の審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

このたび市民の皆様のお信任をいただき、引き続き市長として市政の重責を担わせていただくことになりました。図らずも他に候補者がおられず無投票当選という結果となり、この重みをしっかりと心に刻み、職責の重大さに身が引き締まる思いであります。

私は市長就任以来、「市民と行政の協働のまちづくり」「市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現」「予算の節約と有効活用」を基本姿勢に掲げ、市民本位の行政運営に心がけて取り組んでまいりました。3 期目の市政運営におきましても、以前と変わることなくこの姿勢を堅持していく所存であります。

我が国経済は、消費増税による駆け込み需要の反動により景気回復の足取りが遅く、経済再生を最優先し、消費税の10%への再増税が先送りされました。

また、政府は最大の課題として地方の創生を掲げ、経済の再生に向けて人口減少や高齢化、地方都市の衰退といった課題への取り組みが本格的に開始されました。子育て支援や産業育成、地方への移住促進など、幅広い分野での施策展開が期待されておるところでございます。これらにより、地方が繁栄する経済好循環が実現され、地方創生が日本再生につながることを期待するものであります。

本市においても、この課題に対して地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定し、将来にわたって活力あるまちづくりを実現するため、国とともに地方創生を推進してまいります。

市政運営の基本方針について申し上げます。

本年は、本市にとりまして平成18年に合併して10年目を迎える節目の年であり、また私自身にとりましても、市長として3期目の始まりの年となります。このような中におきまして、平成21年から平成30年の弥富市新時代への針路として、第 1 次弥富市総合計画を推進しているところであります。この計画に掲げた政策の目標の達成に向け、誰もが安全で安心して暮らせる、明るく希望にあふれた未来を実現するため、市民の皆様と力を合わせ、全身全霊を

傾け邁進していかなければなりません。

そこで、平成27年度の市政運営に当たっての重要な視点として、3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、「もっと災害に強いまちづくり」であります。

伊勢湾台風から55年、東日本大震災から4年余りが過ぎようとしています。災害の教訓を決して忘れることなく、南海トラフ地震の確実な備え、対応など、本市においても市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。

また、災害に備えて自助・共助・公助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが被害を最小限に食い止めることが可能であり、まさに災害に強いまちづくりができていくものと確信をしております。

2点目は、「もっと人に優しく健やかなまちづくり」であります。

市民の皆様の健康に対する意識の高まりというものがあります。そこで、これからは健康寿命を延ばしていただきたいと考えております。これには体を動かすこと、日常生活にスポーツを取り入れることで、いつまでも健康で自立した生活を実現していくことができると考えております。このことは、今後の高齢社会の到来に伴って増大が予想される社会保障経費の削減に大きく貢献することも期待され、またスポーツを通じて若者から高齢者まであらゆる世代が交流することにより、コミュニケーション能力の育成や地域教育力の再生などの効果も期待できるわけでございます。全ての市民がスポーツに参加できるような施策として、総合スポーツ公園建設の構想を立ち上げ、これを実現していきたいとの強い思いがございます。

3点目は、「もっと豊かで活力あるまちづくり」であります。

将来に夢や希望が持てる、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりが、活力あるまちづくりにつながるものであります。

本市における土地の有効活用として、市街化区域の拡大を検討し、駅周辺の活力あるまちづくりを推進してまいります。また、港湾地域を初め、さらなる企業誘致を進め、本市の活力が向上するよう取り組みを進めてまいります。

これら3つの視点を持って取り組み、市民の皆様の生活の質を高めてまいります。

それでは、基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策について、第1次弥富市総合計画基本計画に定めました政策目標に沿って述べさせていただきます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路となる都市計画道路、名古屋第3環状線と広域幹線道路の機能を補完する東西を結ぶ都市内幹線道路となる主要地方道弥富名古屋線、名古屋十四山線、一般県道新政成

弥富線について、引き続き関係機関へ整備促進を要望してまいります。

また、市内を南北に結ぶ地域連携軸として、中央幹線道路と市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線の整備を促進してまいります。

次に、道路法が改正され橋梁など道路構造物の予防保全、老朽化対策として定期点検を実施することとされたことに伴い、特に市が管理する支間2メートル以上の橋梁について、計画的に定期点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などにに基づき計画的に修繕を実施し、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を努めてまいります。

地域公共交通の取り組みにつきましては、通学・通勤・通院・買い物など、市民生活のための移動手段の確保として引き続き運行してまいります。公共交通として利用しやすく、効率的な運行形態を、地域公共交通活性化協議会を通して検討してまいります。

港湾地域の整備促進につきましては、これからの経済状況の回復を期待しながら、この地域の発展に向け引き続き関係団体と連携を図り、新たなコンテナターミナル、第4バースの確保に向け積極的に取り組んでまいります。

また、親しまれる港づくりの一環として、名古屋港管理組合へ魚釣り施設整備の要望を行ってまいりましたが、このたび鍋田ふ頭東側が新たな魚釣り施設の候補地として選定されました。今後はこの事業が実現されるよう引き続き要望してまいります。

政策目標2. 「快適で安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。行政による公助はもちろんのこと、災害時の大きな力となるのが、自分の身は自分で守る自助、そして近所や地域の人たちが助け合う共助です。この2つの力ほど大きなものはございません。自助・共助・公助、それぞれが災害への対応力を高め連携することが、災害に強いまちづくりができていくものと考えております。この共助として、地域の防災活動に取り組む活動、自主防災組織は大変重要であり、さらなる充実を図ってまいります。

また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通しての啓発活動を引き続き行ってまいります。

避難場所の確保につきましては、弥生小学校、十四山保育所、母子通園施設のびのび園の屋上を、避難場所として新たに計画的に整備を進めます。

救命救急処置として、公共施設に設置しておりますAEDをこのほかに、夜間なども利用できるよう市内のコンビニエンスストアへも設置してまいります。

防犯・交通安全の取り組みにつきましては、防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を行う取り組みが精力的に行われておりますが、本市といたしましても、この犯罪活動や、警察と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。このような防犯活動の支援として、平成

27年度より自治会が新たに設置する防犯カメラに対して補助を行ってまいります。

また、防犯灯について、使用電力の節減、維持管理など、省エネルギーの観点から、全灯LED化に向け取り組んでまいります。

交通安全の取り組みにつきましても警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと取り組み、死亡事故の根絶を目指してまいります。

下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、引き続き効率的な公共下水道の整備と事業のコスト縮減に取り組んでまいります。平成27年度は人口減少等を踏まえた整備区域の見直しと、向こう10年間の整備計画であるアクションプランを策定いたします。

また、農業集落排水事業におきましても、効率的で健全な運営に努めてまいります。本市は、地域のほとんどが海拔ゼロメートル地域であり、河川の氾濫等の潜在的な危険を有しており、水害の未然防止に向けた治水対策の充実が極めて重要な課題であります。特に市街地の雨水排水対策として、市街地排水路となる準用河川の整備を促進してまいります。

廃棄物処理等環境衛生の取り組みとして、ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、市民と行政が協働してごみの減量とリサイクルの取り組みを引き続き推進してまいります。

また、ごみの不法投棄対策として、市内パトロール体制の充実、監視カメラの有効利用を図り、ごみの不法投棄の防止に努めてまいります。

続きまして、政策目標3.「健やかでやさしいまちづくり」であります。

健康づくり・医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

誰もが健康で長生きできるようにするため、これからは社会全体で健康維持や疾病予防などに取り組むことが重要であります。生涯健康なまちづくりを目指し、健康づくりを日々の生活に取り入れ定着することを目的とする健康推進計画の見直しを行います。

また、引き続きがんの早期発見、早期治療につながるよう、各種がん検診事業の強化に努めていくとともに、健康教育、健康相談、栄養相談にも重点を置き、食事、運動など、生活習慣改善に関する知識の普及及び実践の促進につなげ、効果的な疾病予防を目的に実施してまいります。

予防接種事業では、平成26年10月から定期接種となりました水痘、高齢者肺炎球菌を含め14疾病の予防接種を実施し、乳幼児の予防接種費用は全額無料、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、一部公費負担とし、市民を感染症から守るため接種事業を充実してまいります。

医療体制の充実については、平成22年度より施設整備が進められております海南病院が第

2期診療棟の完成により、本年4月から新しい診療棟での外来診療がスタートいたします。地域医療の中核をなす基幹病院として、さらなる医療の向上に貢献するものと考えており、引き続き海南病院への支援を行ってまいります。

地域福祉の充実として、地域福祉の中核的な役割を担う市社会福祉協議会へ引き続き市職員の派遣や事業運営に対する支援を行ってまいります。

また、民生児童委員や福祉ボランティア団体の育成・支援をし、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めてまいります。

子育て支援の取り組みにつきましては、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児・病後児預かり施設の整備や新白鳥保育所において一時預かり保育を実施し、地域のさまざまな子育て支援を充実させるとともに、待機児童が出ないよう保育の量の確保に努めてまいります。

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、平成27年度から児童クラブの受け入れ児童の年齢を、現在の小学校3年生以下から小学校6年生まで拡大してまいります。

婚活支援の取り組みにつきましては、全国的に晩婚化や未婚者の増加が進み出生率の低下が続く中、少子化対策の一環として、さまざまな形で支援を行う必要があります。

本市といたしましては、少しでも少子化に歯どめをかけるため、若者の出会いを応援することを目的とし、市社会福祉協議会内に結婚の相談ができる場を設けていただき、連携して結婚への応援を行ってまいります。この取り組みを通じて本市の魅力をアピールし、定住人口の増加とあわせ、地域産業の後継者の創出も図れることを希望しておるところでございます。

高齢者福祉につきましては、高齢者が地域の中で健康で自立し、安心して暮らすことができるよう関係機関・団体と連携を強化するとともに、シルバー人材センターの会員の増強を図り、雇用の創出や生きがいづくりを通じて社会参加の促進を図ります。

また、高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしまして、予防教室やふれあいサロンの実施や認知症サポーターの養成講座を各地区で開催をし、市民の皆様に認知症の理解を深めていただき、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指します。

高齢者福祉と介護を一体とした第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、介護需要の動向に的確に対応しながら介護サービス利用者への支援の充実に努めるとともに、介護が必要になっても、住みなれた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制である地域包括ケアシステムの構築に向け、より一層医師や看護・福祉専門職の連携を強化してまいります。

さらに、日常生活支援といたしましては、ささえあいセンターの機能の充実を図り、生活支援など、包括的にきめ細かなサービスが提供できるよう体制を整備してまいります。

障がい者支援につきましては、障がい者施設のマスタープランとしての障がい者計画及び第４期障がい福祉計画のもと、計画の基本理念である「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」の実現を目指し、前計画の基本的な考え方などを踏襲し、障がいのある方一人一人が尊厳を持って、地域の中で自立した生活ができるよう支援してまいります。

特に、平成26年度に実施したアンケート結果によりますと、障がい者の方の災害時要援護者登録制度についての認知度が１割強と低いことから、平成27年度は、障害者手帳をお持ちの方全てに登録制度の案内を送付させていただき、登録者の増加を図ってまいります。

また、聴覚障がい者などの方からの相談や各種手続を円滑に行うために、引き続き福祉課内に手話通訳者を設置します。

また、視覚障がいの方への通知については、可能な限り点字つき封筒を使用してまいります。

認知症、知的障がいや精神障がいの方々を支援するために、弁護士による成年後見相談事業を継続し、また広く市民の皆様に成年後見制度を知っていただくために、この制度をテーマにした講演会を市社会福祉協議会と共同で開催してまいります。

生活困窮者自立支援として、生活困窮者自立支援法が本年４月１日から施行されます。この制度は、生活保護になる前の方を対象とした全く新しい制度ですが、失業やひきこもり等で生活に困窮する全ての人を対象とした自立相談支援事業を、市社会福祉協議会に専門部署を設置していただき、就労支援等、自立に向けた支援に努めてまいります。

国民健康保険運営につきましては、毎年度一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況にあり、今後も一層厳しい事業運営が予想されます。保険税の収納率向上に努め、歳入の確保を図るとともに、保険事業の積極的な展開により医療費の適正化対策を行い、持続可能な事業運営に努めてまいります。国において、国民健康保険運営の広域化が進められています。今後もその動向を注視し、安定した制度づくりに取り組んでまいります。

福祉医療制度では、精神障がい者保健福祉手帳１・２級の方を対象に、医療費の助成を精神疾患のみから全疾患に拡大し、福祉の拡充を図ります。

後期高齢者医療制度につきましても、県広域連合と連携し、適切な運営に努めてまいります。

政策目標４．「人が輝き文化が薫るまちづくり」について申し上げます。

教育行政の充実につきましては、本年４月１日から新教育委員会制度が施行されます。この制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。本市では、今

後教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策などについて協議・調整する場であります総合教育会議を設置し、教育委員会とともに教育行政の方向性を共有して執行に当たってまいります。

また、弥富市学校教育基本方針に基づき、引き続き各小・中学校の教育環境を一層充実してまいります。

個別的な施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施してまいります。

また、各学校への特別非常勤講師の配置を継続するとともに、特別支援学級への支援員や外国人児童・生徒への日本語指導支援員を増員配置し、教育環境の充実に努めてまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、全ての小・中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度の分析、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

学校の施設につきましては、国の方針に基づき、体育館のつり天井の撤去を平成26年度から順次実施してまいりましたが、平成27年度は、白鳥、栄南、日の出小学校、弥富、弥富北中学校の体育館つり天井の撤去工事を実施し、児童や地域の避難場所として安全確保に努めてまいります。

弥富北中学校ランチルーム天井改修につきましては、順次工事ができるよう設計費を計上いたしました。

また、学校トイレの改修につきましては、生活様式の変化に伴い、便器の洋式化を今後3年間で各学校5割を目途に進めるとともに、給食機器の改修や学校建物の補修を進め、教育環境の改善に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努め、市民相互の交流、地域や市民団体との連携を図り、市民との協働による生涯学習活動の推進を目指してまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の活動支援と発表・鑑賞機会を確保するとともに、伝承者の育成支援に努めてまいります。また、初めての試みですが、郷土学習のためのジュニア歴史教材を作成し、小・中学生にふるさと弥富の学習の一助にしてまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、各種のスポーツ教室やスポーツ大会を開催するほか、スポーツ施設の整備充実を図り、市民の皆様の健康の維持・増進と市民相互の交流、スポー

ツの普及に努めてまいります。また、総合型地域スポーツクラブの運営を引き続き支援し、積極的にニュースポーツの普及にも取り組んでまいります。

施設整備につきましては、おみよしテニスコートの東側のグラウンド整備工事を実施してまいります。

政策目標 5. 「豊かで活力に満ちたまちづくり」でございます。

農業の振興の取り組みにつきましては、農地中間管理事業を活用し、農地の適正な管理、集約化による効率的な営農に向けての取り組みや農地の多面的機能に着目し、農地を維持する活動や水路、農道などとの地域資源の質的向上、景観の保全など、農村の幅広い共同活動を支援する事業としての日本型直接支払制度を推進してまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興につきましては、三ツ又池公園の芝桜の植栽も 8 万 8,000 株となりました。平成 27 年度も引き続き進めてまいります。この芝桜の開花に合わせたイベントも三花まつりとして春まつり、芝桜まつり、藤まつりを連続して開催してまいります。

また、キャラクターである「きんちゃん」をゆるキャラグランプリなどにエントリーし、グッズとともに弥富市を広く PR してまいります。

平成 26 年 10 月の企業立地指定企業交付奨励金制度の改正により、市内全域での優遇措置による企業誘致に努めます。また、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置を引き続き行い、企業立地を支援してまいります。

また、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

政策目標 6. 「共につくる自立したまちづくり」について申し上げます。

コミュニティの育成、市民と行政の協働のまちづくりの推進について申し上げます。

誰もが地域で安心して暮らし続けるには、市はもちろんのこと、さまざまな関係機関や地域住民が連携していくことが重要でございます。高齢者や障がい者、ひとり親家庭などが地域で孤立しないよう、また地域の防犯・防災、青少年の健全育成を進めるためにも支え合う地域の方がより一層必要であり、自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります。

また、これからの新しいまちづくりを進めるため、市民と行政が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて、ともに考え協力して行動する協働のまちづくりを引き続き推進してまいります。

公共施設等総合管理計画について申し上げます。

今後、公共施設等の老朽化対策は大きな課題となつてまいります。厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏ま

え、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置をすることが必要であり、これを実現していくため、総務省の指針に基づき公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

新庁舎建設につきましては、引き続き計画的に取り組み、早期に着工できるよう努めてまいります。

行政改革の取り組みにつきましては、行政運営の効率化や計画的な事業運営による財政の健全化、時代の要請に応じた適正な組織編成、人員配置を行うとともに、市民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行政改革もあわせて行い、引き続き行政改革に積極的に取り組んでまいります。

以上、本年度の重点政策について申し上げます。

引き続きまして、新年度の予算について申し上げます。

議案の詳細につきましては、後ほど総務部長より説明をさせていただきます。

平成27年度の予算規模は、一般会計予算は143億7,000万円、前年度対比1%減となりました。

また、特別会計は6会計合わせて96億3,734万円、前年度対比11.3%増で、一般会計、特別会計の総額は240億734万円、前年度対比3.6%増となりました。

本市財政におきましては、市税収入に穏やかな増加が見込まれる一方で、高齢化の進行などにより医療・介護関係費を初めとした扶助費が年々増加を続けており、今後においても依然として厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

しかし、こうした厳しい財政状況にあっても中期財政計画の着実な推進のもと、あらゆる事務事業を精査しながら市民の暮らしの向上につながる予算編成を行いました。

以上、市政に対する私の所信の一端と主な施策の概要を申し述べさせていただきました。厳しい行財政運営の中で、継続してきた事業の進捗管理をしながら、着実に市政を運営してまいります。これからも、信頼ある開かれた市政運営と地域社会の構築に努め、課題を1つずつ解決しながら明るい未来へ目を向け、誰もが弥富市は心地よいと感じていただき、住んでみたい、住み続けてみたいと思える質の高いまちを築いていくために全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入

歳出予算の総額を143億7,000万円、前年度対比1.0%の減、前年度を1億5,000万円下回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、景気回復に伴う増収要因はあるものの、法人市民税法人税割の税率改正や固定資産税の評価がえの影響等により、市税全体では前年度対比1.6%増の77億837万5,000円を見込んでいまして歳入全体の53.6%を占めております。

平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金が前年度対比45.7%増の8億1,600万円に、一方地方交付税は前年度対比19.5%の5億700万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、23億9,062万2,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債4億8,900万円を初めとして10億2,660万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、新庁舎建設事業、公共施設等総合管理計画策定事業、防犯灯全灯LED化事業など17億5,859万3,000円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、本年5月に完成の白鳥保育所建設事業、子ども医療費助成事業、病児・病後児預かり施設建設事業など少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や子育て世帯臨時特例給付金支給事業、生活困窮者自立支援事業等きめ細やかな対応を図るため、58億4,629万3,000円を計上し、一般会計予算の40.7%を占めるものであります。

4款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、新規事業の健康マイレージ事業による健康増進事業の推進、ごみ処理や資源再生の推進、環境の保全に取り組むため、10億8,677万3,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など、魅力ある農業を実現するために9億746万3,000円を計上いたしました。

8款土木費につきましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と市街地排水対策として河川整備などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、9億8,130万6,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、津波・高潮対策として高所の避難場所確保のため、既存の公共施設改修工事の管理委託、また、より迅速な救命活動に役立てるため、市内のコンビニエンスストアに自動体外式除細動器(AED)を設置し、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるため、7億1,143万8,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、小・中学校の屋内運動場の地震対策強化等のための修繕工事

や総合社会教育センター公民館修繕等工事など、教育環境の充実を図るため、前年度対比21.3%、2億5,185万8,000円増の14億3,273万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づく公共用地を先行取得するものでありますが、前年度対比77.4%増の5,719万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険財政共同安定化事業において、対象事業を平成27年度から全ての医療費に拡大されるため、前年度対比16.0%増の50億4,700万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比3.8%増の4億6,279万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定26億7,625万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比3.0%増の26億8,836万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、前年度対比0.4%増の2億7,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比17.1%増の11億1,200万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第12 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第16 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

日程第17 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第19 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第20 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第21 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第22 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第23 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第24 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第25 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第26 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第27 議案第24号 市道の認定について

日程第28 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第29 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第32、議案第29号まで、以上22件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案15件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市職員定数条例の一部改正、議案第11号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第12号弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条

例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、教育公務員特例法の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市手数料条例の一部改正については、煙火消費許可申請手数料の金額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止については、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正については、精神障害者医療費の支給の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令等の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、歯と口腔の健康づくりを推進するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号市道の認定については、道路事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）は、新たに国の都市防災事業補助金を活用し、弥生小学校と十四山保育所避難設備整備事業費を計上したほか、市税の増額、補正並びに事業費の確定による過不足の調整を行うものであります。

また、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までについては、事業費の確定による過不足の調整を行うものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 関係部長に議案の説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長より一括して説明を求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正についてでございますが、5枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、その相手方に対して、当該権限の根拠を示さなければならないこととした。

2. 条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができることとした。

3. 条例等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができることとした。

4. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第9号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 独立行政法人通則法の一部改正により、特定独立行政法人が廃止され、新たに独立行政法人の一つとして行政執行法人が定められたことに伴い、2本の条例の一部改正を行うものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号弥富市職員定数条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の事務局の職員の定数を定める根拠となる条文が、同法律第21条から第19条に条ずれしたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第11号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い、条例から教育委員会の委員長の規定を削除することと、産業医の報酬を年額12万円から18万円に引き上げるものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3. 経過措置でございますが、現在の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する間は、教育委員会の委員長の報酬については改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有するものでございます。

以下、議案第12号から議案第14号までの附則の経過措置につきましては、同様な趣旨でございますので、そこでの説明は省略させていただきます。

議案第12号弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となることに伴い、報酬等の額の審議について指定する箇所に教育長を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職となることに伴い、条例の適用範囲について規定する箇所に教育長及び給料月額について規定する箇所に教育長の給料月額を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 教育公務員特例法の一部改正により、教育長は同法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により定められた教育長の給与及び旅費について規定する箇所を削除し、教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関し一部改正し、職務に専念する義務の免除に関する規定を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第15号弥富市手数料条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 愛知県事務処理特例条例の一部改正により、火薬類取締法に基づく事務の一部が愛知県から弥富市に移譲されることに伴い、煙火消費許可申請手数料の額を1件につき7,900円と定めるものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからです。

4枚めくっていただきまして、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. 保育所の入所資格は、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定する小学校就学前の子供に該当する児童等とした。

2 としまして、保育所の入所手続及び入所の承認の取り消しについて定めることとした。

3. 保育所の利用料の額について、子ども・子育て支援法施行令に定める額を限度として規則で定める額とした。

市外に居住している児童の利用料は、当該児童の居住している市町村の定める額とした。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に弥富市保育所に入所している児童であって、この条例による改正後の弥富市立保育所条例第2条に定める資格を有するものは、新条例第3条第1項の承認を受けたものとみなす。

続きまして、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

この条例の廃止は、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからです。

1枚めくっていただいて、条例をごらんください。

従来保育所の入所については、市町村の条例に定めることになっていましたが、児童福祉法及び子ども・子育て支援法で定めることとなったため、条例で定める必要がなくなり廃止するものです。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正は、精神障がい者医療費の支給の範囲を拡大するために必要であるからです。

4枚はねていただきまして、改正する条例のあらましをごらんください。

1. 現行の精神障がい者医療費支給対象者のうち、精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者に対して支給の範囲を精神疾患から全疾患の医療費に拡大することとしたものでございます。

2. 条例の主な改正事項といたしまして、第2条第1項及び第4条第1項関係といたしまして、精神疾患医療費、全疾患医療費の対象が異なるため、受給資格者及び支給の範囲を特

定いたしました。

1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者は、対象となりますのは全ての通院医療及び入院医療でございます。

自立支援医療受給者証の交付を受けている者は、従来どおり精神通院医療のみでございます。

精神障がいの入院治療を受けている者については、従来どおり精神病棟への入院医療とした。

精神疾患医療費、全疾患医療費の対象者が異なるため、医療費の支給を受ける資格を証する書面を細分化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例は、改正後の弥富市精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる医療に関する給付から適応し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

続きまして、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い必要があるからです。

6枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんください。

平成27年度から平成29年度までの介護保険料の年額を定めるものです。

改正後の条例第2条の改正について表にまとめております。

所得段階は12段階として、基準額を第5段階として、基準年額を5万4,600円から5万7,100円といたしました。負担割合を第1段階の0.3から第12段階の2.1までとするものでございます。なお、12段階の数は変わりませんが、段階ごとに対象となる合計所得金額と負担割合を改正しております。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例とする。

続きまして、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるために必要があるからです。

2枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

介護保険料の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人数、運営について、また介護予防のための効率的な支援の方法に関して必要な基準を定めることとした。

2といたしまして、基準について、平成18年厚生労働省令第37号、指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準に定めるとおりとすることとした。

3 といたしまして、介護保険法第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とした。

4 といたしまして、指定介護予防支援等事業基準第28条第2項の規定により整備した記録については、同基準の規定にかかわらず、指定介護予防支援等を提供した日から5年間保存することとした。なお、基準においては2年間になっております。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

第4条の規定につきましては、この条例の施行日において指定介護予防支援等の事業基準第28条第2項の規定に保存することとされている。記録についても適用するということになっております。

続きまして、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは、包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、必要があるからです。

2枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

介護保険法第115条の46第4項の規定により、包括的支援事業を実施するため、必要な基準について次のように定めることとした。

2 といたしまして、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこととした。

3 として、職員に関する基準として、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、原則として次のとおりとした。

1 といたしまして、保健師その他これに準ずる者を1名。社会福祉士その他これに準ずる者を1名。主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1名。

4 といたしまして、地域包括支援センターは、市が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとした。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について御説明申し

上げます。

この条例を制定するのは、歯と口腔の健康づくりを推進するため、必要であるからです。

3枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的事項を、次のとおり定めることとした。

目的といたしまして、第1条で、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康づくりの推進に関する基本理念について定めることとした。

基本理念といたしまして、第3条で、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本理念について定めることとした。

3. 関係者の責務といたしまして、第4条から第7条で、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者、事業者の責務を定めることとした。

基本的施策として、第8条で、基本的施策の実施について定めることとした。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更について。

この案を提出するのは、地方自治法第252条の6の規定により海部地方教育事務協議会規約を変更することを協議するため、必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、規約と新旧対照表をごらんください。

海部地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「職員」を「委員」に改める。

第8条第1項を次のように改める。委員は、次の者をもってこれに充てる。

(1) 関係市町村教育委員会の教育長。

(2) 関係市町村教育委員会委員の代表1名。

附則、この規約は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第24号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、宅地開発事業区域内においての道路が新設されたことに伴いまして、市道鯛浦286号線ほか4路線を認定させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,330万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億

2,066万8,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税2億130万円、国からの障害者自立支援給付費負担金1,141万1,000円、都市防災事業費補助金2,750万円、県からの国民健康保険保険基盤安定負担金1,352万8,000円、土地売却収入1,626万4,000円、防災対策事業債1,940万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金2,457万4,000円、民生費におきまして介護給付費・訓練等給付費2,549万3,000円、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金2,122万4,000円、農林水産業費におきまして湛水防除排水機管理補助金700万円、県営緊急農地防災事業負担金170万円、消防費におきまして防災施設工事請負費8,800万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般被保険者療養給付費4,000万円を追加し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を45億4,514万7,000円とするものであります。

次に、議案第27号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において保険給付費の過不足等1億1,344万7,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を25億3,242万5,000円とするものであります。

次に、議案第28号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、市債利子135万7,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を2億7,115万3,000円とするものであります。

次に、議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公共下水道工事費等1億2,649万4,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を8億2,881万2,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案22件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案22件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊 藤 正 信

平成27年 3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 川 瀬 知 之 | 3 番 | 鈴 木 みどり |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

大原議員が少し遅刻するという報告がありましたので、皆様に報告しておきます。

開議に先立ちまして、報告いたします。

本日、3月11日は東日本大震災の発生から4年を迎えます。地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） おはようございます。7番 平野広行でございます。

東日本大震災から、きょうで4年目を迎えます。亡くなられた方は1万5,891名、いまだ2,540名の方が不明であります。亡くなられた方には、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は今回の一般質問で12回目となりますが、トップでの質問は今回で2回目となりましたが、トップでの質問のときは、なぜか雪と御縁があるようでございます。2年前の12月議会のときでしたが、そのときも季節外れの大雪でしたので、よく覚えております。きょうは、この雪のように真っ白な気持ちで質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まずは服部市長、先回の選挙におきまして、当選おめでとうございます。今後4年間、弥富市のかじ取りをよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1月25日に告示された弥富市長選挙において、2期連続無投票という形で服部市政3期目がスタートいたしました。市長就任以来、弥富中学校の鎌島地区への新築移転、日の出小学

校の建設を初めとする学校施設の充実、さらにはこの5月に完成します白鳥保育所を初めとする保育所関連の施設等、教育関係の施設については充実したものとなりました。また、「子育てするなら弥富へ」のキャッチフレーズのもと、中学生までの医療費の無料化、保育料の据え置き等、子育て支援の充実が図られてきました。さらに、本市において一番重要な施策であります災害に強いまちづくりにおいて、公共施設を利用した津波、高潮からの一時避難所の設置も順調に進んでおります。これも、豊かな市税収に裏づけされたものであることは言うまでもありません。

このように、8年間順調に市政運営がなされ、市民の皆様より信頼された結果、2期連続無投票となり、3期目となる弥富市政を任されました。選挙があれば、選挙運動期間を通じて、今後の市政に関するさまざまな施策を市民の皆様にしかりと訴えることができたわけですが、それもかないませんでした。

そこで、市長が選挙期間中に市民の皆様へ訴えようとした弥富のまちづくり、市民の皆様へのお約束として掲げた3つのテーマ、1つ、もっと災害に強いまちづくり、2つ、豊かで活力に満ちたまちづくり、3つ、人に優しい健やかなまちづくり、以上3つの大きな考え方に基づき、3月議会初日に施政方針演説がなされましたが、この施政方針演説の中から新年度の重要な施策について数点、具体的に問題を取り上げ、質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

最初に、市長が特に力を入れている災害に強いまちづくりについて伺います。この件に関しましては、昨年9月議会におきましても同様の質問をいたしました。服部市政3期目のスタートに当たり、再度質問し、その方向性を確認したいと思います。

市長は、今までいろいろな場所での挨拶の中で、弥富市は、南は伊勢湾、東は日光川、西は木曽川と、三方を海と川に囲まれたゼロメートル地帯であると言われてきました。しかし、昨年5月31日、愛知県防災部会が南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定を発表しました。それによりますと、液状化により堤防が沈み込むように壊れ、堤防としての能力を75%喪失し、津波が来る前に浸水が始まると予想されております。そうしますと、津島、愛西といった北部からの浸水も想定され、四方からの浸水を考えなくてはならなくなりました。

先月、弥富市議会で、東日本大震災のとき液状化が激しかった千葉県のパ安市を視察研修しました。パ安市は本市と非常に似通っており、海と川に囲まれ、昭和40年ごろからディズニーランドを初めとするレジャーランド、住宅地、工業団地等の造成を目的に埋め立てられた土地でありました。この埋立部分が市の約4分の3を占めております。埋立地ですから周囲は堤防で囲まれているわけですが、本市と基本的には違うのは、埋立地が海拔2.5メートルから4.5メートルであり、本市のように海拔マイナスゼロメートルの土地ではありません。地震時には、液状化によって堤防が壊れましたが、内陸部への浸水はありませんでした。こ

こが本市と違うところであります。本市において浦安市と似ているところは、鍋田埠頭を中心とする海拔5メートルの湾岸地域だけでありまして、その他はほとんどの地域が海拔マイナスの地帯でありますので、河川堤が液状化により破堤すれば、内陸部へ浸水するわけであります。

今回の県からの報告によりますと、弥富市の被害としては死亡者数1,200名と想定されております。これは、55年前の伊勢湾台風のときの死亡者数358名と比較しますと約3倍となり、びっくりするような数字であります。当時と人口数が違いますから単純に比較はできません。当時、弥富町の人口は約1万6,000人であり、十四山村を除き、弥富町だけで亡くなられた方は322名でありまして、現在の人口に換算しますと、死亡者数は約900名となります。今回、南海トラフ巨大地震が発生した場合、愛知県が想定する死亡者数は1,200名ですから、伊勢湾台風をしのぐ大災害となるわけであります。死亡者数ゼロを目指す減災対策として、市長はどのような考えをお持ちであるか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えする前に、議長並びに議員からもお話がありましたように、本日3月11日は、未曾有の国難とも言うべき東日本大震災から4年が経過いたします。改めて、私からも、お亡くなりになった2万人近くの方々、そしてまた、いまだ不自由な避難生活をしてみえます二十数万人のお方に心から御冥福と同時に、お見舞いを申し上げるところでございます。

皆さんも御承知のように、まだまだ復旧、復興が思うように進んでいないということが、最近の報道からも理解をすることができるわけでございます。また、私ども弥富市の職員も、宮城県の七里ヶ浜町に、いわゆる復興支援という形の中で行政支援に出かけておるわけでございますが、帰ってくるたびにお話を聞くわけでございますが、大変厳しい復興状態であるということを、毎回報告を受けております。

また、御承知のとおり、東京電力福島第一原発の事故については、語らないほどの悲惨な状況であります。そういうようなところが、事故の処理ということについても全くおくれしておるわけでございます。今、改めて私は、各地で計画をされております原発の再稼働はやはりやめるべきだということを、心を強くしておるところでございます。また、原発計画そのものにつきましても、順次計画的に廃止される方向が望ましいだろうというふうに思っておりますことは、過去の議会の中でも御答弁をさせていただいておるわけでございます。

政府は、ベースロードという形の中での電源として必要だ、あるいは原発に対するコストの問題からして、この原子力発電所のエネルギーが必要だというふうにおっしゃっておりますけれども、私は、地震国日本という状況の中で、余りにもリスクが高いのではないかとい

うことがあるわけでございます。国民の声を聞いていただいて、その方向をしっかりとまた定めていただかなきゃならないのではないかとこのように思っております。

今回の東日本大震災と、過去に私たちが経験したさまざまな自然災害、例えば昭和34年の伊勢湾台風、あるいは新潟沖地震、あるいは20年前の阪神・淡路大震災、この東日本と決定的に違うのは、私は原子力発電所の事故だということに思っておるわけでございます。原子力発電の問題につきましては、また別の機会にということでございますが、先ほど平野議員から、死亡者ゼロを目指す減災対策という形の中での御答弁にさせていただきます。

弥富市北部、中部、南部というような状況で、大きくは3つのブロックがあるわけですが、特に南部の方におきましては、やはりこの災害に対する危機感というのはひとしおではないだろうかというふうに思っておるところでございます。そういう状況から、防災・減災対策を、私は3・11以来、市民の皆様、そして議会議員の皆様の御協力をいただいて、ハード面、あるいはソフト面の両面から、しっかりと考えてきたつもりでございます。まず東日本大震災から、国を挙げて防災・減災には取り組んでいただいておりますけれども、弥富市の状況について、いま一度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

三方を水に囲まれた我がまちであります。今現在では、木曽川の左岸堤、そして日光川の右岸堤の防災道路等々におきまして液状化対策を進めさせていただいております。また、日光川の水閘門の建設につきましては、平成29年を完成予定として、着々と工事が進んでおるところでございます。もし、万が一災害があった場合における排水機的能力というのは、やはりそれに自然勾配としてないわけでございますので、排水することができませんので、排水機に頼らざるを得ないというような状況の中で、日光川の水閘門の早期の竣工が望まれるわけでございます。

また、鍋田におきましても、鍋田高潮堤の防波堤におきましては、かさ上げ工事がほぼ完了させていただきました。

私も、大村知事を会長とする河川海岸堤防等の津波・高潮対策の促進協議会の副会長をさせていただいております。さまざまなハード面につきましても、これから県・国のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

また、平成27年度におきましては、愛知県の土地改良事業費が単独土地改良事業費、いわゆる単県と言われる予算が24億と、180%強の増であります。そういうことが議案として提案されております。そのうちの防災対策として、単県の防災対策として10億が計上されました。さまざまな形で我々のハード面における防災・減災工事ということについて先を急いでいかなきゃならないということに対しては、この単県事業に対して、私どもとしては手を挙げていきたいというふうに思っております。さまざまな湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業等々がそれに当たってくるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな防災事

業について手を挙げていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと  
思います。

次に、一時避難場所のさらなる確保という形の中で、減災を防いでいきたいというふうに  
思っております。3・11以来、民間の御協力もいただきまして、市内では四十数カ所の一時  
避難場所を設置させていただきました。現在も進行中であります新白鳥保育所、あるいは白  
鳥小学校、さらにこれから計画をする弥生小学校、十四山保育所の屋上におきまして、一時  
的な避難の場所を建設していきたいというふうに思っております。

訓練は生きるという状況の中で、各地で自主防災組織を立ち上げていただいておりますが、  
現在では7割を超えてまいりました。多くの自治会に対して感謝するわけでございますが、  
さらにこの自主防災組織を通じて避難訓練をしていただきたいと思っております。南部のほ  
うにおきまして、平野議員の御努力によりまして、いわゆるトレセンの馬事会館を一時的  
な避難場所として、昨年3月、県と契約させていただくことができました。そして、愛知  
県知事は、平成27年の予算に対して、この馬事会館の内装をきれいにしましょうという形で、  
御理解をいただく予算を組んでいただいております。大変うれしく思っておるところござ  
います。

そういうような状況の中で、我々が一時的に避難する場所というものをしっかりと見定め  
いただくために、私どもといたしましては、この3月を目途に、または4月になるかもし  
れませんが、全戸配付として弥富市の防災ガイドブックを再度配付したいと思ってお  
ります。自分たちの地域にどのような避難場所があるのか、どういう方法で避難をしな  
きゃならないのか、また日ごろの注意事項はどういうことなんだということをもう一度、この  
3・11から4年という状況においても確認をしていただきたいと思っております。

そして、防災・減災のきわみは、何といたっても新庁舎の早期建設であります。災害時の司  
令塔の役割をしっかりと果たしていかなきゃならないということでございます。大変残念な  
がら、現在は係争中でございますが、早期にこの庁舎問題が取り組めるよう強く要望する  
ところでございます。

最後に、防災・減災に対しては、今までも言われておりますように、自助、共助、そして  
公助の連携と協働が必要であります。これからも、私どもとしてやっていかなきゃなら  
ないことにつきましては、しっかりとやってまいります。また、地域におきまして、自主防  
災組織等を通じて連携の輪を広げていただきたい。そして、災害に強いまちづくりを、市民  
の皆さんとともに、あるいは議会の皆さんとともに頑張っていきたいと思っております  
ので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長からしっかりとした御答弁いただきまして、どうもありがとうご

ざいます。

液状化対策を初めとする堤防強化、これは弥富市民の生命・財産を守ることは言うまでもありませんが、弥富市の健全な財政を維持するためにも、企業を災害から守ることが大事であります。

それでは、弥富市の市税収入はどうかということで、市民税と固定資産税の推移を見てみます。

まず現年課税の調定額で個人市民税を見てみますと、平成20年度における26億3,764万円が最高で、平成25年度は24億4,539万円と、約2億円ほど落ち込んでおります。法人市民税におきましては、平成19年度における6億4,682万円が最高で、平成25年度は3億9,928万円と、約2億4,000万円ほど落ち込んでおります。

次に、固定資産税を見てみますと、平成18年度約33億6,000万円であったものが、平成25年度には42億6,700万円と、約9億円ほどふえております。いかにこの固定資産税の伸びが弥富市税収の向上に寄与しているかがわかります。

そして、この固定資産税の負担割合を学区別で見ますと、平成18年度においては弥生学区27.7%、桜学区14%、栄南学区25.5%であったものが、平成25年度においては弥生学区22.2%、桜学区13.6%、栄南学区35.8%となっており、栄南学区は約10%伸びておりますが、ほかの地区は全ての地区で下がっておるということでございます。償却資産を含めると、さらに栄南学区が伸びることは推察できます。

このように、本市の税収の向上に西部臨海工業地帯の企業が大きく貢献していることがわかります。本市の税収の向上には、平島地区への住宅建築、若年層の移住も寄与しておりますが、今税収額の推移を示しましたように、圧倒的に栄南学区を含む西部臨海工業地帯への企業誘致によるものであることがわかります。今後、さらに企業誘致を進める上でも、安全な弥富市をPRするためにも、河川海岸堤防の強化が重要であります。幸いにも、服部市長は愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業推進協議会の副会長でありますので、会長の大村知事とスクラムを組んで、しっかりと弥富市の河川海岸堤防の強化に取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に入ります。

次に、基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策のうち、ともにつくる自立したまちづくりについて伺います。

この中で、「自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります」と述べられておりますが、弥富市は大きく分けて3つの地域に分けられます。住宅地であり、市役所、病院、大型ショッピングセンター、近鉄、名鉄、JRといった鉄道の駅に囲まれ、生活するには便利な条件がそろい、弥富市民の約73%の方が生活している北部地域、市の中心部から少し離れ、農業を中心とし、市民の約20%の方が生活している中部地域、市の中心

部から遠方にあり、市民の約7%しか生活していませんが、西部臨海工業地帯を中心に、市の固定資産税の約3分の1を捻出する南部地域であります。

北部地域のように便利な地域で生活する市民と、遠隔地に住み、不便な生活を送る市民、いずれも同じ弥富市民であり、また人口格差のある中で、ソフト面におけるコミュニティ活動についても同じレベルで行っているわけであります。当然、そこにはひずみが出てくるわけでありまして、コミュニティ単位の人口を見ますと、弥生学区が1万1,071人、桜・日の出学区が1万6,026人、白鳥学区5,665人、十四山学区5,621人、大藤学区3,183人、栄南学区2,980人となっており、非常に大きなばらつきが出ております。このように、地域間で人口格差が出ているわけで、このばらつきをなくし、均等化するには、1コミュニティ単位の人口を6,000人ぐらいを目途とし、弥生学区を2分割、桜・日の出学区を3分割し、大藤、栄南を合併し、8コミュニティにしてはどうかと思いました。

私の地元の栄南学区においては、最近閑散とした体育祭、盆踊りが行われているわけで、これを是正するために、大藤、栄南が合同でこの2大イベントを行えば、人口は6,163人で白鳥、十四山に匹敵し、活気のある体育祭、盆踊りが行われると思い、合同開催を提案し、住民アンケート調査を行ったわけですが、結果は反対意見のほうが、僅差ではありましたが、賛成を上回り、合同開催を行う結論には至りませんでした。やはり地域性が重要視され、単なる数合わせだけではだめだなと感じました。そうであれば、現状のままで活気のある体育祭、盆踊りを行うには、各コミュニティを画一化するのではなく、独自性を重んじた活動を行うようにしてはどうかと思いました。例えば、開催時期にしても独自性を持たせる、開催方法にしても、学校の運動会の中に入り、地域コミュニティと学校が一体となって運動会を行うといったようなことを考えてはと思います。

このコミュニティ単位の人口格差と、コミュニティ活動の2大イベントである体育祭、盆踊りについてはどのように考えてみえるのか、市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

弥富市のそれぞれの学区、地域というような状況の中で、人口間格差が出ているということにつきましては、平野議員の御指摘のとおりでありまして、私もそのことは十分承知をしているところでございます。しかしながら、それぞれの学区、地域におけるコミュニティというのも大変歴史がございまして、最近できたわけではございません。そういう状況の中において、過去の先輩たちがしっかりと築いてきていただいたというふうに思っているところでございます。

学区の再編成をすることにおいて、それぞれのコミュニティのイベントであるとか行事等において、もっと活性化をしたらどうだということにつきましては、平野議員とはインフォ

一マルな形でお話をさせていただき、一度よく御検討をしてくださいという投げかけをするような形をしておりました。

そういう状況の中で、昨年の事例も今お話がございましたけれども、今回、私といたしましては、新しい年度になりましたら、私自身も地域の中で協議の場をつくっていただいて検討をさせていただきたいと思っております。市としての行事に対する御提案、あるいは学区のさまざまな催しに対する御提案ということも含めてお話を聞きながら、行政も一緒になって考えていくということさせていただきたいと思っておりますので、またそのときになりましたら、区長さん、あるいは役員の皆様には、よろしく願いを申し上げていきたいと思っております。

弥生、白鳥、そして桜学区で、今弥富市の人口4万4,500人の中で約3万3,000人お見えになります。全体の人口の75%がこの学区に集中してみえるわけでございます。これは、弥富市の長い歴史、町政、市政という形での発展の中で、ある意味やむを得ない部分もあろうかと思っております。まちをつくるためには、インフラの整備、それが鉄道であったり、あるいは校舎であったり、あるいは病院というようなことがどうしても必要なわけでございます。その連携というのは、私たちだけではなく、その近隣の府県からも考えていかなきゃならないというようなことがあるわけでございますので、一定の歴史的な事実ということについては認識をしなきゃいかん。

しかし、この人口減少というような状況の中においては、いつまでも放っておけないということで、いよいよ地方創生という言葉が国民的な課題として投げかけられました。こういう問題におきまして、5年間という長期ビジョンではありますけれども、国のほうが総合戦略を立ててみえました。これに基づいて、私たちも地方版の人口ビジョン、あるいは地方版の総合戦略を策定することになりました。これは、2015年度内に策定することになっております。この策定の中に、いわゆる人口バランスの問題等があるわけでございます。そういう状況の中で、私たち行政だけではなく、産業界、あるいは労働界、あるいは金融界、さまざまな業種、産官学金労と言われているような状況の中で、一度しっかりとその辺のところの参加者も入れながら、この人口ビジョンというものを考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、コミュニティの問題につきましては、一度また協議の場をぜひつくっていただきたいというふうに思っておりますので、また行政のほうも出かけます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） コミュニティ活動に少し関係してきますので質問いたしますが、南部地区においては、ハード面においては交通アクセスの不便さ、そしてソフト面においては単位コミュニティ人口が少ないことによるコミュニティ活動への参加に対する負担増によって、

ソフト面・ハード面の両面から若者が定住しにくい環境になってきております。市長は、このような南部地区の若者の定住問題についてどのように考えてみえるか、少し伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 若い方たちの定住問題は、先ほども言いましたように、今回提案されております地方創生の非常に大きな問題という形で位置づけされておるところでございます。

若い人たちがその地方に定住するということについては、さまざまな課題があろうかと思っております。雇用の場の創出をしていかなきゃならない、ただ単にそれだけでは若い人は集まらないと思っています。生活を楽しむ、あるいは若い人たちの家族がどのような形で時間を過ごすか、あるいはどのような形で社会環境が整備されているかということも大きな問題であろうというふうに思っております。そういう形の中で、若い人たちの価値観というのがまさに多様化しておるといような状況を、どのような定住問題とくっつけていくかということが大変重要であろうと思っております。

多くの市民の皆様と色々な話をさせていただきますと、うちの息子は、娘は、東京あるいは大阪へ行って帰ってこうせん、これが人口減少社会につながっておるわけですね。そういうような東京一極集中、あるいは大都市の集中という、その流れが大きく変わらない。今までも、さんざん国の対策の中で地域の活性化というのはあったわけでございますけれども、基本的には変わらない。これが、今回の地方創生という形で、国民的な運動でみんなで考えていこうということだろうと思っております。そのソフト部分につきましては、先ほども言いましたように、多くの皆さんと知恵を出し合って考えていきたい。また、議会からもぜひ御参加いただいて、私といたしましては、この地方版の総合戦略の策定においては15名の委員を考えております。そういう状況の中で、しっかりと地方版の人口ビジョン、あるいは総合戦略を2015年に策定していくというような状況でございます。

今、雇用の場として市の動きを少し話させていただきますけれども、私たちは西部臨海工業地帯というすばらしい場所を持っております。そして、企業誘致を進めていただいております。これは、名港管理組合等も含めてそのような状況があるわけでございますが、新たに楠の二丁目で8ヘクタールの企業誘致が、この平成27年度開始されます。このことにつきましても、多くの企業にこの8ヘクタールの用地を十分利用していただいて、雇用の場もつくっていただきたいと思います。

また、弥富市といたしましては、八穂地区にかねてから都市計画で定めておりました場所において、おおむねの地権者の御理解をいただいたので、地質調査に入っていきたいと思っております。こういう状況の中で、八穂の都市計画マスタープランに定めた地域についても、しっかりと地域の皆様の御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

また、南部地域におきましては、農業振興地域でございます。鍋田土地改良事業の面積と

いたしましては、水田が約1,000ヘクタールございます。これらの水田に対しては、今行われております農地中間管理機構という中で、さらに農地の集約化、あるいは担い手農業のいわゆる法人化、そういうようなものを進めていただいて、競争に強い農家をつくっていかなくちゃならないと思っておるところでございます。

今、私は地場産業である金魚ということに対しても、金魚組合の方々とこの地場産業をどう守っていかなくちゃならないかという形で、去年の夏から協議の場を持っております。まだまだ継続中ですが、平成27年度も予算の中に組み込ませていただいております。

そういうような状況も踏まえて、農業振興地域という形の中で、新たに農業に志を持っていただくような人に対しては、いわゆる就農支援をしていったらどうかというようなことも考えております。若い人たちが農業に携わっていただく、これは通える範囲というところじゃなくてもっと広く全国に、その担い手農家という形の中での就農をしていくという志を持っている人に対しては就農支援をしていったらどうかというようなことを、この半年、1年かけてしっかりと考えていきたい、また御提案をさせていただきたいと思います。

また一方、裏腹になるわけですが、農地転用の規制がこれから緩和されるという状況もあります。農地転用のスピード感が増してくるわけですが、そういうような状況の中において、今ある農地の見直しを、どこにその農地転用の場所を求めていくかということにつきましても、しっかりと見定めていかなくちゃならない。

そんなことが、私どもが、雇用の場としての若い人たちの定住問題として、今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 若年層の定住問題に関しては、現時点では弥富へ出る便利さを求めて、きんちゃんバスに便利さを求めているわけですが、これを名古屋へ出る便利さを求めること、当面はバスに頼るしかありませんが、将来的には鉄道により名古屋へ直行できる方法を考えていただきたい。これは、弥富市だけではだめですから、関係市町村と一緒にやってもらうこと、南部地区への人口増加対策としては、この交通アクセスの向上が一番であることを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、定住と交流、活力を生むまちづくりにおいて、市道の舗装、修繕について伺います。

「道路法が改正され、橋梁道路構造物の予防保全、老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画に基づき計画的に修繕を実施し、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性を踏まえた道路の適正な管理を行ってまいります」と述べられておりますが、弥富市にとって重要な南北の道路については、155号線の南進・北進、中央幹線の早期完成が望まれるわけですが、それとは別に、現状における道路問題について伺います。

広域農道も名四国道まで全面開通し、大型トレーラー等大型車の交通量がふえてきました。

道路自体が重量に耐える道路ではないため、道路の損傷が激しく、近隣の住民の方から振動による苦情が出てきております。開発も大事ですが、地域住民の健全な日常生活の確保は、それ以上に大事であります。

港から入る特別とん譲与税は、年間約 1 億 3,000 万円ほどになりました。今年度当初予算では 1 億 4,000 万円を計上しております。これらの物流車両に起因する道路の損傷を修繕するために、そのうちの何%かを道路修繕費、あるいは道路改修費として毎年確保する、そのような考えはないでしょうか。鍋田地区から平島地区までの中央幹線全線と、筏場、六条、鍋平地区、そして鍋田地区内の市道についてですが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員御指摘の特別とん譲与税というのは、御承知のように外国貿易に従事する船舶が入港する港湾の所在地、私ども弥富市では、鍋田埠頭と弥富埠頭があるわけでございますけれども、そういう港に対して国から譲与される税であります。その額は、先ほど議員が御指摘のとおり、荷物の量とも比例をしましてまいりますけれども、平成 27 年度につきましては 1 億 4,000 万計上させていただきました。大変ありがたいと思っております。

しかしながら、一方では、議員御指摘のように、いわゆる道路の塗装が悪くなっていくとか、あるいは騒音であるとか、あるいは排ガスということについては、本当に市民の皆様にも御迷惑をかけていることは重々理解をしておるところでございます。

しかしながら、この国からいただく特別とん譲与税につきましては、いわゆる税法上の規定がございます。それは、特別とん譲与税法第 5 条という中において、その用途については条件をつけたり制限をしてはならないという、目的税ではないということでございます。いわゆる一般財源として取り扱いなさいというような状況でございますので、私たちはこのとん譲与税を道路の補修というような特別な目的、そういう目的に資することはできないと税法上うたわれております。よって、これは私どもとしては一般財源に歳入させていただきながら、国道・県道に対しましては、それぞれのところの機関に申し上げていく。そしてまた、市道に対しましては、地域の要望をお聞きしながら、計画的に道路整備をしていくというような状況になります。

いずれにいたしましても、行政サービス、もしくは市民の負託という形の中で応えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7 番（平野広行君） 西尾張中央道の交通量ですが、平成 27 年、ことし行われることになっております。これ 5 年に 1 回しか行われませんので、直近では平成 22 年の交通量調査のデータに基づいてお話をさせていただきます。

西尾張中央道の繰出ポイントにおける交通量は、上り線についてですが、1 日 7,300 台で、

そのうち大型車は3,500台であります。よって、混入率は46%でありまして、2台のうち1台は大型車ということになっております。この調査は午前7時から午後7時までの12時間調査ですから、これに昼夜率1.31というものをを用いまして1日の交通量を推計しますと4,585台となります。そして、今言いましたように鍋田埠頭のコンテナ貨物の推移を見ますと、平成22年度は101万8,000TEUであったものが、平成25年度では112万4,000TEUとなっております。したがって、22年度と比べると10万6,000TEUふえております。つまり、10万6,000台、コンテナトレーラーがふえているということになります。これを300日の稼働率で計算しますと、1日353台となって、コンテナトレーラーだけを見ても1日353台の大型車の交通量の増加となっており、大型車全体としては約5,000台の車両の通行が推察されます。

これに対し、西尾張中央道の舗装計画ですが、愛知県道路構造の手引に基づき道路設計がなされておりまして、舗装計画は1日3,000台以上であり、必要な舗装厚は38センチであります。大型車両通行に適合しているわけですが、今問題にしています広域農道については、土地改良事業計画設計基準・農道基準書に基づいて道路設計がなされております。舗装計画交通量は1日100台未満、必要舗装厚は14センチと非常に薄いものでありまして、大型車の通行には適合できていないのが現状だと思います。今後は舗装計画、交通量区分の見直しを行って、舗装計画、修繕計画を立てるべきではないかと思いますが、先ほど市長の答弁にもございましたが、その点の考えについて、竹川土木課長より答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 竹川土木課長。

○開発部次長兼土木課長（竹川 彰君） それでは、御答弁を申し上げます。

議員御質問の稲元地内から東末広地内に至ります広域農道、今議員言われましたように、県の事業でも整備されておりますけれども、現在、維持管理は市道として市が維持管理をしております。そのため、舗装面の損傷がひどい箇所が多くありまして、市において舗装の打ちかえとかを随時実施して、維持管理に努めておるところでございます。

近年、広域農道におきましては、通過交通、特に大型車の交通量が当初計画よりも増加している状況にあることから、今後は、現在策定中の舗裝修繕計画とは別に、現状の交通量に見合う舗装の交通量区分の見直しを行いまして、計画的なこの路線に対しての舗裝修繕計画を策定していく必要があるのではないかと考えておりますので、今後はその計画に基づきましての舗裝修繕ということを検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これ市道ですね、広域農道だけではなく、南部地の市道についても広域農道同様に修繕計画等をお願いしたいと思っております。特に最近、近隣住民の方から、要はきちっと舗装できていないため、継ぎはぎの舗装ですので、大型車が通りますので、バウンドするときの振動による苦情が出てきておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは次に、ともにつくる自立したまちづくりの中で、「これからの新しいまちづくりを進めるために、市民と行政が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けてともに考え、協力して行動する協働のまちづくりを引き続き推進してまいります」と述べられております。弥富に住んでもらいたい、多くの企業の方に弥富に来ていただきたいと思うのは、市政にかかわる者であれば誰もが願うことであります。

そのためには、まず大事なのが、きれいなまちづくりであります。誰でもですが、きれいな環境のところで生活がしたい、働きたい、企業としては、きれいな環境のもとで活動がしたいと思うものであります。きれいなところには、ごみは捨てにくいものであります。本市においては、道路等においては定期的にシルバー人材センターを利用し、また地域の環境美化推進委員の方が巡回し、ポイ捨てごみの回収を行い、環境美化に努めております。自分たちのまちは自分たちで守るんだというスローガンのもと、青色防犯パトロール隊が結成され、全てのコミュニティで設立され、活発な活動がなされております。同じように、自分たちのまちは自分たちできれいにするんだというスローガンのもと、環境美化活動についても、例えばふるさと見守り隊といったようなネーミングで活動する組織づくりを指導してはどうかと思います。行政と市民が一緒になって知恵を出し、汗を流して郷土を守っていく、元気な郷土をつくっていく、これが地方創生につながるのではないかと思います。市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな街路に対して環境美化ということにつきましては、市民の皆様御協力のもと、ずうっとさせていただいておるわけでございますけれども、平成27年度予算の中で、土木課の所管でございますけれども、街路管理委託料というのを例年計上させていただいております。今までは370万という形で、先ほど言った環境美化という形で道路清掃等をやっておるわけでございますけれども、平成27年度は新たに300万円の委託料を追加いたしまして、街路管理をしていきたいと思っております。もっときれいな道路にしていきたい、あるいはまちの環境をもっときれいにしていきたいという形の中で、これはシルバー人材センターに委託するものでありますけれども、予算を増額させていただきまして、まちの美化に努めさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 南部地区についてですが、海岸堤防の下、あるいは道水路のり面の雑木等の伐採を県の協力を得て行って、大変きれいになりました。南部地区に限らず、弥富市全域ですが、こういったようにきれいになった道路を地域で守って、きれいで美しい環境を保っていかなければなりません。そのための組織をつくること、そして災害に強いまち、環境美化が進むまち、金魚のまち弥富として、大いにPRできるまちづくりをしていくことも、

快適で人に優しい健やかなまちづくりではないのかなと思います。

以上、市長の弥富のまちづくりにつきまして、現実的な議案について質問をいたしました。最後にもう1点、これは通告してありませんが、関連しておりますので質問いたします。

政治の使命は、そこで生活する市民がより快適に過ごせる環境を整えることだと思います。それには、まずしっかりとした財政基盤を築くことであります。先ほども市税について話しましたが、弥富市の基幹税は固定資産税であります。これをしっかり守り、さらに伸ばすこと、これが大事であります。これによって弥富市民の生活を守り、豊かにすることです。それには、西部臨海工業地帯の企業誘致、その背後地の有効利用、物流基地としての活用が大事であります。

リニア新幹線が2027年、今から12年後には開通し、東京から名古屋まで40分で来ることができるようになります。今生まれた赤ちゃんが小学校を卒業するころには、リニア新幹線が開通します。あっという間です。そのとき、弥富市としては、このリニア効果をどのように活用していくか、考えなくてはなりません。

大村知事も、この愛知県を日本一の物づくりの県にするんだという目標を持って政治活動を行っており、我が弥富市も航空宇宙産業クラスター形成特区に指定され、川崎重工を中心とした航空宇宙産業が西部臨海工業地帯を中心に稼働しております。隣の飛島村にはH-IIロケットを生産する三菱重工もあり、東京からこれらの企業を視察するのに名古屋まで40分で到着、その後、これらの地へ到着するのに40分かかっては話になりません。最低でも20分で来られるようにしなければなりません。つまり、東京から1時間で来ることができるようにすることです。それには鉄道が必要になります。これは、弥富市だけではできません。飛島村を初め関係自治体と連携し、進めなければなりません。名古屋市金城埠頭にできるレゴランドから、飛島、弥富の航空宇宙産業地帯、長島レジャーランドを通り桑名へ抜ける鉄道。さらには外国からの客には、中部国際空港から海底トンネルで弥富市を通り、一宮、岐阜を通り日本海へ抜ける道路整備、これらが今後の弥富市の発展につながる交通インフラ整備であると思います。これらの目標を掲げ、20年、30年後の弥富市のあり方を考えるべきだと思います。

昨年の3月議会におきまして、10年後、20年後の南部地区の将来像について、市長の考えを伺いました。そのときの回答は、愛知県の地区計画に対して整合性を持って都市計画マスタープランを進めていきたい、調整区域内において多くの企業が進出しやすい環境づくりをしていく。農業振興地域としての優良農地を守り、育てていくために、一年一年の積み重ねがこの地区の10年、20年後になるだろうと回答を述べられております。

確かに現実的な回答であり、納得いたしますが、私はその中に未来への夢を加えていきたいと思います。リニア、セントレアを利用した弥富のまちづくり、弥富を交通の拠点となる

ような交通アクセス整備を行うこと、夢を持ち、夢に向かって努力し、また皆さんに希望を与えること、これも政治の大きな役目ではないでしょうか。人が集まらなくては、そのまちは発展しません。人々が方々から集まってくるような政策をみんなで考えていかなければならないと思います。

市長、通告外ですが、コメントがいただければお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 愛知県におきましても、大村知事のほうから未来に対して、将来に対して、愛知ビジョンというようなことが述べられております。リニアであるとか、MR Jであるとか、あるいは水素自動車というか、そういったようなものに対して、物づくり愛知という状況の中でしっかりと頑張っていくというふうにおっしゃっているわけでございます。

今、名古屋駅と港湾を結ぶような交通アクセスという中で、議員のほうからいろいろと御質問あるわけでございますが、まず私どもといたしましては、名古屋港の1つの構成自治体としては、少し現実的なことになるかもしれませんが、道路の整備を、その港とそれぞれの地方を結ぶ、日本の表と裏を結ぶような道路の整備を優先していただきたいと思っております。

今、名古屋第二環状というのが建設中でございますが、これが名古屋ジャンクションのところで接続して、大きく展開される。また、ほかの方の御質問等でも今後あるわけでございますが、今一宮ジャンクションがこれから整備計画が進められる。これは一宮西港道路といまして、一宮と臨海工業地帯を結ぶ道路でございます。これは一時、平成17年に江崎鐵磨さんが国土交通の副大臣のときに閣議決定された道路なんですけれども、これは名二環と並行して走る道路というような状況の中で、少し名二環を優先していこうと先送りされた事業でございますけれども、これをどうしても現実的に戻していくという中で、一宮西港線、いわゆる港と一宮ジャンクションの東海北陸道を結ぶ道路の建設を早急に望むという形の中で、我々の未来の図を描いていきたいと思っております。

鉄道に関しましては、私たち1つの自治体だけではなくて、多くの自治体のさまざまな考え方を結集しないと、そのコストからいっても大きな投資になるわけでございますので、まずは道路を優先していきたいというふうに、そのネットワークづくりを強力にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） いろいろ答弁ありがとうございました。これにて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は通告に基づいて、3点にわたって、市長中心にお尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、市民の皆さんが安心できる介護サービスを守ることについてお尋ねいたします。

アベノミクスのもとで、ますます貧富の格差が広がりまして、9日付の読売新聞の世論調査でも、景気回復が実感できないという人の割合が79%にも至っております。ぎりぎりの暮らしをしている人たちにとっては耐えがたい状況のもとで、とりわけ介護保険制度につきましては、収入の低い人たちが多額の保険料を負担するような仕組みもありまして、以前から私も国会でも地方議会でも、そうした人たちの苦しみを解決すると同時に、市民の皆さん、国民の皆さんが安心できる介護保険制度にということを強く求めてまいりました。

そういう中で、今回は3年ごとの、今法律で定められております保険料の改定とあわせまして、国によります要支援の大部分を市町村事業とすることが決められ、同時にその介護報酬が大幅に引き下げられていることなどから、さまざまな形で皆さんが心配する中で、保険料を初め、さまざまな問題が協議されまして、今予算案としても、あるいは保険料の条例案としても提出されておりますが、日ごろから市長は、弥富の福祉は後退させない、介護保険については充実させていく、こういうことを何回も議場で申されておりましたが、どのような形で対応してくださるか、多くの市民の皆さんが注目をしておりました。

提案されております介護保険条例案によりますと、加入者全体の15%近くを占める旧3段階以下の加入者の保険料を20%以上引き下げる、今期に比べてですね。また、旧4段階を3段階としまして、そこも2%の引き下げを行う、20%弱の加入者の皆さんの保険料が引き下げとなるようなものとなっております。また、15%ほどの加入者が年額300円の値上げにとどまり、ほぼ据え置きの状態となり、その他のほとんどが四、五%の引き上げで、全体の保険料は全国平均が月額5,550円に対し4,760円で、86%となるものでございます。それでも基本額は、世帯に少しでも税金がかかる人がおり、本人の収入が年金等で80万円を超えれば、65歳以上の人1人につき5万7,100円の保険料負担があり、収入に比べたら大変な負担となります。

介護保険制度が始まる以前の日本の公的社会保険制度は、基本的には一定の収入以下の人

は働いている家族の扶養家族となることができ、保険料を免除されるか、国民健康保険の加

入者であれば大幅な軽減を受けるか、一定条件以下であれば、国民健康保険の場合には免除も受けられるものとなっており、これは国も国民皆保険の土台であり、保険制度と社会保障制度を統合したものという立場をとってまいりました。

私たち日本共産党は、介護保険の性格からいって、当然それ以上の社会保障制度としての性格の強いものであり、このような低所得者の高額負担、保険料免除制度のないものは許されないとの立場をとり、ようやく国も消費税の一部を財源として低所得者軽減を進める意向を示しておりましたが、10%の消費税の引き上げが先延ばしになったことから、非課税世帯への70%軽減、50%軽減、30%軽減は事実上先送りしてしまいました。県との、この間の担当者の方の事前の協議の中で、国がそういう対応をしていないもとの、弥富市が独自の判断でこのような低所得者の保険料を引き下げる改定を行うことは違法ではないが、大丈夫かと念を押されることもあったというふうに伺っております。

こうした低所得者への介護保険料の軽減が全国的にも大きな問題となっているわけですが、弥富市でも3年前の保険料改定に当たってのパブリックコメントの中でも、約40名近い皆さんが意見を出され、介護保険料がこんな仕組みになっているとは知らなかった、低所得者への軽減をなどの声も多くあり、当時の担当職員の方から、もう少し前にこうした皆さんの声が聞けておれば対応の仕方もあったとの意見も伺いましたが、それが今回の改定の中でも生かされたものであり、市民と職員、行政のトップが必要と認めて改善を進めていく、これ自体はまだ制度改正からいいますと小さな一歩ではありますが、全国的な世論が全国の地方自治体、とりわけ市町村の一番住民と結びついている皆さんの間からは、こうした介護保険料のあり方については改善が必要だという声は、日を追って強くなっております。

ぜひ今後も、こうした流れが全県的にも、全国的にも一層確かなものとなって、国による制度の改善に向けての御尽力を強めていただきたいということが1つと、もう1つは、せっかくの改善でございますので、全体としては今申し上げましたように、一部引き下げ、ほとんど値上げしない、それから上げるところについては基本的に4%から5%となっておりますが、ただ旧の7段階を、今回の制度改正によりまして6段階、7段階としたことから、ここを2分割しまして、所得120万未満、本人課税ですね、もちろん。それからもう1つは、それを超えて所得190万未満というふうに2分割をして、一方を1.20とすることによりまして、15%近い人たちが300円の値上げにとどまる、ほとんど据え置きという状態となったのに比べまして、所得がそこから70万ふえる範囲までを1.3という負担割合にしたことから、6,000円の値上がりで、値上げ額でも割合でも最高になっております。

いろいろ担当者にお尋ねをしましたところ、今からほかの保険料を階層の保険料に割り振ったり、そういうことであるということとはとても大変だというお話もありましたが、これを仮に1.25で月額5,950円にすれば、値上げ幅は1人当たり3,200円ほどになりまして、年額で

いうと400万円程度、3年分で1,200万円程度で済みますので、現在の弥富市の介護保険会計は、第5期は4期分に比べて繰越金の額が少し多くなってきておりますから、ぜひほかの保険料をなぶらずに、ここだけは減額して調整をとられることを求めたいと思いますが、まずこの介護保険の保険料について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

平成27年から向こう3年間の、いわゆる第6期の介護保険事業計画の中において、この議会において保険料の一部改正という形で上程させていただいておるわけでございますが、これは策定委員会の中において十分検討を重ねてきたことを議案として出させていただいておるわけでございます。三宮議員からも、1月から2月にかけてパブリックコメントという形の中で、たくさんの項目につきまして御意見をいただいたということでございます。この場をかりまして、大変感謝申し上げたいというふうに思っております。

議員御承知のように、最近は介護認定を受けられる方が非常に多くなってまいりました。そういった中で、今私どもとしては、65歳以上の第1号被保険者においては、全体の人口1万500人ほどでございますけれど、その中の約15%が介護認定をされている状況でございます。これが年率数%というような状況で、近い将来には20%の方が介護認定を受けられるというような状況にあるわけでございます。

そうした形の中で、この給付額をどう捻出していくかというのがこの保険料との兼ね合いになってくるわけでございます。向こう3年間の介護に対する給付額は、年間25億かかってくるわけでございます。そうした中で、公費としての市の負担額というのが12.5%と定められておりますので、これを単純に計算させていただいても、年間3億1,000万ぐらいの市の負担金を扶助費として計上していかなきゃならないというわけでございます。そういったことが大前提にあるということを、まず御理解をいただきたいと思っております。それぞれの所得階層の中で保険料をお願いしていくということでございます。

今回、素案の基準額としては、最初5万8,200円を計画しておったわけでございますが、国から介護報酬の減額というような状況が言われました。マイナスの2.27%、介護報酬を引き下げていく。これは、いろんな介護事業者においては非常に大きな意味合いを持ってくるだろうと思っております。例えば特別養護老人ホーム等においては、6%ぐらい介護報酬が削減されるのではないかとということも言われておりますので、私としても介護サービスという状況の中において、大変心配をしているということもあるわけでございます。

しかし、こういうような改定の影響であるとか、あるいはさまざまな所得区分の見直しというような状況の中で保険料を定めさせていただきました。そして、最終的には第5段階の基準額として5万7,100円という形で改正案を上程させていただいております。これは、第

5期の介護事業計画からすると、基準額で月額4,760円になりますので、プラスの160円御負担をいただくというようなことでございます。

そして、先ほど三宮議員からもお話がありましたけれども、所得の低い第1段階、第2段階、第3段階等においては、今度私どもといたしましては、保険料を低く抑えさせていただいたということにつきましては、一定の御理解、または評価もいただけるのではないかなあと思っております。

そのような状況の中で、所得の低い方については、先回の第5期の介護保険料から比較しますと、低く抑えさせていただいたということでございます。

そして、10段階、11段階、12段階というような状況の中で所得の高い方、あるいは中間という形の中においてはそれなりの御負担をいただかないと、先ほども言いましたように、全額の財源が導き出せないということがございますので、一定の御理解をいただきたいと思っております。

国保との兼ね合いとの話もございましたけれども、いよいよ国保も市町村単位から都道府県単位という形で国保改正がされまして、平成30年には一般会計の繰り入れもできないというような状況になってくるかと思っておるわけでございますけれども、介護につきましても、私たちは25%の国費をふやしていただかないと、被保険者に対して大変厳しいという状況があるわけでございます。このところがまだ手がつけられていないということでございます。

いずれにいたしましても、介護の財源ということに対してしっかりと確保するということでございます。もし給付額等の不足が生じた場合においては、支払い準備基金というものを少し持ち合わせておりますので、そんなようなものを充当していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、介護は相互扶助でございます。そうした形の中でしっかりと役割を果たしていただきたいと同時に、介護予防ということに対してもしっかりと努めていただきたいと思っております。先ほども言いましたように、市も毎年3億円ほど、負担金として出していかなければならないということでございますので、介護予防につきましてもお願いしたいと思います。

また、第6段階、第7段階の詳細につきましては、介護課長から少し答弁させます。

**○議長（佐藤高清君）** 八木介護高齢課長。

**○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君）** それでは、御質問にお答えいたします。

大きくは、国に対して制度への改善の働きかけであるとか、それから細かな話では保険料の設定について、6段階、7段階の間における1.25という設定をしてはどうかという御質問でございました。

まず初めに、介護保険制度の目的について、十分御承知のこととは思いますが、少し述べさせていただきます。

介護保険制度におきましては、その目的といたしまして加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になっても、その方に必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、自立した日常生活を営んでいただくことができるよう、国民の協働・連帯の理念に基づき制度が設けられたところでございます。

老後の生活が誰の責任のもとで営まれるかという観点から、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。また、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、国民は費用を公平に負担する義務を負っていること、市町村においては、介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならないこととされております。

今回の介護保険制度の改正の中で、国においては保険料の軽減強化が図られました。負担割合の設定に当たっては、災害等の特別の事情がある場合を除いて、いわゆる保険料ゼロとすることはできないという見解でありますので、その辺の制度設計については御理解いただきたいと思えます。

それから次に、保険料の負担割合のことですが、第6期の介護保険料の設定につきましては、12段階はそのままであります。負担割合を、先ほど市長の答弁にもございましたように、低所得者の方に特に配慮したものとさせていただいております。その分、高所得の方の負担になっている部分は多少ございます。第5期と比較しますと、合計所得金額が500万円から1,000万円の10段階から12段階の方につきましては、年額4,600円から5,000円の増額で、割合にしますと4から4.5%の上昇であります。

しかしながら、合計所得金額が120万円、7段階の方を例にとりますと、第5期では年額6万8,200円が第6期では7万4,200円で、6,000円の8.8%の増となり、結果として10から12段階の方の上昇率より上回りましたが、これについては、第4段階から第9段階の保険料の所得区分と負担割合を、今回国の6段階から9段階に見直したものに合わせて細分化したことによるものであります。負担割合がそれまでの1.25から1.3となったところです。保険給付費全体が増加する中で保険料も上げざるを得ない状況と、所得区分や負担割合の見直しも生じたことから、全部の段階の方々が一律に幾ら上昇という設定が困難であったことを、何とぞ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 御答弁大分時間をとっていただきましたので、私の質問がどんどん短くなっていきますが、ほかにも質問がありますので、今のところだけ、当然またほかの議案審議の中でも問題にしていきたいと思っておりますので、指摘だけしておきますが、要するに所得なんですね。課税額じゃなくて、課税する前の所得に対してかけるわけですから、例えば単身だとまだいいんですが、自分も65歳以上を過ぎて老親を扶養しておるとか、あるいはな

かなか働くことができない息子さんを扶養しておるとかという人たちにとっては、この収入で生活するというのは極めて困難なんですね。これを120万以下の所得がある方と、それを超えて190万までの間でこんな差をつけるということは、私は制度の趣旨からいったってこれはあれだし、それからいろんな基準を市町村がつくってやることについても、確かに一定の基準はありますが、それを市町村の事情によってやることについても、私は禁止をされていないと思いますので、まだどちらかという最低生活に近いような人たちの負担を国の縛りがあるからということでそのままにせずに、さっきも途中の打ち合わせで教えていただいたんですが、ほかの保険料に全体を乗せるということは非常に時間もかかるし、今からできないことだと私もわかっておりますが、さっき言いましたように、財源につきましては、特に5期につきましては、その前に比べて繰越金も多少多くなる仕組みになっておりますので、3年間で財源でいいますと1,200万円程度でございますから、これはぜひ当局側にも検討していただきたいし、私はまた議会の皆さんにも申し上げて、議会としてもこういう問題についてどう考えるかを議論を進めていきたいと思いますので、そこは今の答弁では納得できないということを申し上げておいて、引き続き努力していただくことを求めます。

もう1つは、相互扶助というんですが、基準が、要するに家族の中に住民税の均等割の方が一人でもおれば、本人の年金等の収入額が80万円以上あれば基準額を負担すると、こういう仕組みそのものが、現実が生活保護より低いような人たちにまでそういう負担をさせると、この介護保険の考え方自身が、保険制度としてのていをはなしていないということですね。それまでの社会保険制度、医療保険制度、それから国民健康保険制度もそうなんですが、お金のある人たちが相応の負担をする、ない人たちは扶養家族として負担をしなくて医療を受けることができるという状態だったんですが、介護保険は所得のほとんどない人たちに標準の負担をさせると、こういう基準があって、やっぱりこういう低所得者の負担を軽減せよという声が大きくなって、今回国も、さっき申し上げましたように、財源のめどがついたら引き下げるという方向をやっておるんです。基準額については、相変わらずそういう低所得の人が基準ですからね。

それを考えると、やはり本当に国民が安心して生活できる、老後を送ることができる基準にするということであると、今回の弥富市が、愛知県の他の市町ではほとんどやられていないという、県が心配している中で踏み出すということは、大変そういう皆さんにとっては勇気を与えるものであり、全国的にも国が低所得者の軽減をしなきゃいかんと言ったら、そういう声が非常に大きくなっておるから起こっておるわけでありますので、今市長がおっしゃられたように、ぜひこれは国の財源の手当てをすることによって打開をしていく方向を積極的に進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

これで、いよいよ介護予防、日常生活支援事業は、要支援の人たちの部分が基本的に市町

村でここ数年間の間にやるということになるわけですが、しかし従来も、例えば配食サービスだとか、さまざまな日常生活支援事業として、一般財源でタクシーの移動支援をやってきたんですが、これについては今後も可能な限り一般財源で負担をしていくというお考えはあるかどうか、簡潔にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

簡潔にとのお話しでしたので、要点だけでやらさせていただきます。

現在行っております給食サービスとか、寝具乾燥消毒サービス、緊急通報システム設置、福祉タクシー料金助成など、高齢者の方の健康の補助、また孤独感の解消や日常生活の負担の軽減の観点から、制度といたしまして今後継続して予算の確保に努めるといった形で考えております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特に私が本当に心配しているのは、市長もさきの答弁の中でも触れられましたが、要するに市町村に移行する要支援者向けのサービスが、訪問介護では5%、通所介護では20%削減をします。当然予算の縛りをかけてきますよね、そういうことに。そうすると、今だってなかなか職員の確保に困難だったりというところで、これぐらいのレベルで削られると、結局国が言っているように、ボランティアやそういうものを使った、あるいは準介護士、そういう短期の講習受けた人を使うとかということで、ただ要支援軽度というんですが、実際にその基準は、うちの中で伝え歩きができて、トイレに行くことができた、食事を自分でつくるんじゃなくて食べることができるとかという状態ならもう自立と。そういう状態の人でも認知症がなければ、なかなか要支援にならないという大変厳しい制度ですよね。実際に買い物に行ったり、通常の社会生活はとてできないから要支援になっているわけですから、これ軽度というふうには私たちは考えられませんし、まだしかし、弥富を含む海部の基準は非常に甘いといって県から指摘をされておるというんですが、とても本当に老後を安心して過ごそうと思うと、そういう条件じゃないところへ、ましてや認知症が出る、そういう時期に、専門的な教育を受けた現在の介護士の皆さんが、訪問介護やデイサービスだとか、あるいはグループホームもそうですが、かなり削られますよね。こういう人たちを初期に対応することが、以前に比べると非常に認知症なんかの深刻な、家族の間の争いなんていうのは、かなり今緩和されていますよね、実際のことでいうと。

そういうことを考えると、こんな形で財源を削るということは、本当に市町村の事業は成り立っていかないという心配があるのと、もう1つは、今ささえあいセンターなんかで頑張っていると思いますが、実際にはボランティアの方もみんなお年がいて、若い人たちがなかなか入ってこないという、支える側の人たちが集まらないという状態があります。

これは、今老人クラブのほうでもそうなんです、65歳過ぎても老人クラブに入らないという人がふえている大きい要因は、私もことし75歳になるんですが、私と同じ年の人でもほとんど毎日のように働きに出ておる人だって少なくないし、東洋経済新報が出してありますデータパックによりますと、弥富の場合ですと65歳以上の26%を超える人が、一番最新版によると働いておって、全国的に見ても非常に働いている高齢者の割合が高い。こういう状況ということから見ましても、そういうことがあって、ボランティアで支えるなんてそう安易にできる仕事じゃなくて、全国的にも非常に困っているということですね。やっぱりここは必要な給付費を国費で確保していくというような方向で、関係市町村とも協力しながら積極的に進めていただきたい。

国はこの計画をつくったときに、大体要支援は単価でいうと今の半分に切り下げるということをもともとの想定にして、ボランティアへ自助、共助、そこで支えてもらうというような方向性を持ってやってきておりまして、そういう方向だよという話ししたら、そんなことはないんじゃないですかと言っておったんですが、だんだん決められ、そして介護保険の予算を、皆さんが編成した後ぐらいに、とりあえずこの3年間についてはそういう方向で削るということを公表しましたよね。そういうことを考えると、必要な国による費用負担を確保するということでの御尽力をいただきたいと思います、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員おっしゃるとおりでございまして、高齢者の介護認定を受ける人は非常に多くなりました。先ほど言われました、いわゆる要支援1・2の段階の方も、弥富市には今500名ほどお見えになるわけですが、この辺の給付額というか、予算を削ってくるということでございます。

これは超高齢化社会、そしてまた、保険料とか給付額がうなぎ登りというような状況の中では、大変厳しい状況でございますけれども、我々としても、その実態についてはこれからしっかりと定めながら、市としてもこの要支援に対するさまざまな国からの制度における給付額をチェックしていきたいと思っております。

しかし、一方では大変多くの方が、先ほどから何回も言っておりますけれども、要支援、要介護というような状況で認定されるものですから、国の財源もままならないということでございます。今回、国保においては、この4月から一定の国保改正という形で、さまざまな制度が改正されてきますけれども、やはり今回消費税の問題につきましては、5%から8%、8%から10%というような状況の中で、社会保障にその財源を求めていくということが見送りになりました。いずれ私は介護保険事業におきましても、やはり国がもっとしっかり考えていかないとだめだろうと思っております。このことにつきましては、国に強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5 番（三宮十五郎君） 要するに、消費税や国民の負担に求めるというのが国の考え方なんです、恐らく消費税を10%に上げるなんていうことは、そう容易にできることではないと思いますし、同時に今日本の大企業がここ数年間にため込んだ費用のほとんど全ては、今、他社の株式だとかそういう証券に変わっていますよね。設備投資なんて一切せずにやって、そして外国で会社を買ったり、外国で生産をしてどんどんやって、そういう配当は利益算入をしないという、そして5%だけ税金を払えばいいというような仕組みがどんどん広がっていることが、結局国内の円安や何かとも絡みまして、生産をどんどん減らしていく。そして、国民の懐をますます壊していく一方で、大企業の利益率というのは、1980年代の安定期で税引き前の利益全体の十一、二%だったのが、今や25%ぐらい、そういう財テクみたいな形で利益を確保するようになって、むちゃくちゃな状態が生まれておりますので、そういう問題にもしっかり目を向けて対応していただくということを求めて、次の質問に移ります。

特に身体障がい、発達障がい、精神障がいを、これは障害者基本法や障害者権利条約などによりまして、難病の皆さんも含めて、基本的な生活や医療を国や県や市町村の責任で支えていくということが求められているにもかかわらず、相変わらず身体障がいと発達障がいについては、身体障がいの4級の人と、発達障がいの3つの種類の手帳がある一番低い、身障の4級相当の2つがあれば3級相当の認定が来て、医療費も無料になるとか、そういうのがあるんですが、精神障がいの場合は全く別になっておるんですね。国もまた別にしてますし、愛知県も別にしております。弥富市は、医療費につきましては今年度からやるようにしたんですが、同じような御不自由をしておる方には同じような支援をするということを考えますと、せっかくそういう制度ができて、手帳もできました。また、手帳の間に、3級の手帳だと身障4級相当ということになりますので、通常の身障の4級の人と3級で、同じような種類の知的障がいの人の手帳ですと医療費が無料になるとかいうことがありますし、それから県の重度手当についても、あわせて身障の2級相当以上の場合は、65歳前の人については相変わらず月額7,000円の手当が出ますが、弥富市は、これはもう65以後の人を打ち切ることは適切ではないからということで、市長が頑張っていていただいて県に要請しておりますが、県はなかなかうんと言いませんが、しかし、超高齢化社会に入っていくようなこの時期にこうした問題を、私はせっかくそういう障害者基本法や障害者権利条約に沿ってやるということは、日本の政府も認めておるわけでありますので、市の制度だけじゃなくて、少なくとも県の制度、あるいは国の制度として一貫したものにさせていただくような御尽力をいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 市長答弁というお話でございましたけれども、ま

ず制度的なことをお話しさせていただきたいと思っております。

御存じのように、身体障害者手帳は昭和24年、療育手帳につきましては昭和35年、精神保健福祉手帳が平成7年に制定されて現在に至っておるわけでございます。それぞれの障がいに対する法律の成立時期が、その時々時代背景とか、また各団体の方の努力によって各種制度ができた場合もございます。現段階では、なかなか一本化ということは難しいのではないかというふうに思っております。

また、手当の支給につきましては、市といたしましては、議員も御承知のように、昭和49年4月に福祉の増進を目的とした弥富市心身障害者扶助料支給条例を制定して、身体障害者手帳の交付を受けた身体障がいのある方に対して、また療育手帳の交付を受けた知的障がいの方に対して、手帳の等級に応じて単独の扶助料を支給するところでございます。また、平成15年には弥富市精神障害者給付金支給要綱を制定して、精神障害者手帳の交付を受けた精神障がいのある方に対して、市単独の給付金を支給しておることは御存じかと思っております。

市が支給する手当及び給付金の支給要件は、手帳の交付を受けた方としておりますので、発達障がいのある方には、知的障がいを伴う場合を除き、障害者手帳は交付されておりませんので、交付対象となっております。

次に、愛知県では身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた重度障がいのある方に対して在宅重度障害者手当が支給されています。また、国は重複した種々の障がいのある方に対して特別障害者手当を支給しています。この手当は、障害者手帳の交付を要件とせず、医師の診断書をもとに認定しており、一部精神障がいのある方も対象になっております。

このように、国や県・市で支給している手当等につきましては、一体的なものになっていないのは確かでございます。一体的な制度が理想であるかとは思いますが、障がいのある方に対する各種手当は国・県・市それぞれの支給要件が異なっておりますが、申請の窓口といたしましては全て市になっております。そういったものにつきましては、福祉課に御相談いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が申し上げておるのは、一本化という意味ではないんです。これは障害者基本法や国際条約によりまして、同じような状態の人たちはみんな支援をしますということをうたっておりますし、それからもう1つは、日本もそういう国際条約を批准しているわけですね。やるのが当たり前なんです。ところが、今部長が答弁されましたように、経緯もあって、身体障害者手帳と療育手帳の関係は、軽いもの同士で3級に上げるという医療費無料制度や何か使える仕組みもありますし、そういうことができる仕組みが相互間で補完し合う仕組みになっていますが、精神の障がいについては全くそれはないんですね。

実際のことを言いまして、私も次の質問に移りますからそこでも伺いたいんですが、例えば市の4期障がい福祉計画の素案を見せさせていただきますと、65歳以上の人で精神障がいの福祉手帳を持っている人はわずか36人ですね。これほど認知症が大きな社会問題になって、しかも寝たきりだとか、あるいは認知症で介護を受けておる人がいっぱいおるわけですが、入院をしておる人でも手帳を持っていない状態、あるいは今認知症がそういう対象になっていることも知らない人がいっぱいいるのと、もう1つは、この手帳は精神・神経のそういう先生の診断書が要りますから、なかなかそういうことが、私も何人か相談に乗って、寝たきりだったり、あるいは介護3だとか4だとかという人の中で、手帳を持っていますかと言ったら持っていないと。申請して手帳を取って、身体障がいのほうで医療費が無料になったとか、あるいは今度は認知症だけでも一定の障がいで手帳が出れば、身障の3級相当ですから精神福祉手帳では2級ですね。手帳が出れば医療も無料になるということになったんですが、ほとんど現実に住民も知らないし、それからそういう支える仕組みもできていないということで、始まったということと同時にさまざまな事情があつて、実際に支援を必要とする人たちに手が届いていないという実情でございますので、ぜひ踏み込んだ検討を進めていただきたいことを、もう時間ありませんので要望して、次の質問に移らせていただきます。

全部飛ばしまして、最後の国民健康保険税の負担軽減のための一般会計繰入金の必要額を確保していただきたいということでお尋ねいたします。

これは、22年度の税収の大幅な落ち込み、これは所得の減少によるものでありますが、国からの基本的な収入となります交付金や支出金が、担当者の方も全く理解できないような減額がされた中で、当初大幅な値上げ案が示されましたが、負担の限界に来ているという私たちの訴えに、市長からも上げ幅については慎重に対応するようにとの指示があり、22年度は国保税の値上げを抑えるためのその他繰入金、当初予算2億3,000万円に対して、赤字になるかもしれないということで、さらに7,500万円の補正予算を追加し、審議中の当初予算で2億円としていたところを、3,000万円補正を追加するということを前提にして上げ幅の縮小が協議をされて、所得減収による落ち込み分平均6,000円ほどをめどに最小限の値上げをしたいということで、日本共産党市議団も、この状況のもとで市側としても必要な努力をされているので、最小限の引き上げはやむを得ないとして賛成をした経過がございます。

結果としましては、22年度は積立金の取り崩しはありましたが、補正された7,500万円は必要がなくなり、23年度には国からなどの負担が22年度に比べて約4億円引き上げられ、加えて引き下げるとしていた税率で計算した結果は、当初の値上げ計画にほぼ等しい額となり、滞納繰越分を含む税収は22年度決算を1億2,300万円も上回り、値上げを抑えるためとした3,000万円の補正予算も使わず、24年度は2億円、25年度は実際の繰入金は1億円とし、新年度予算でも1億円と大幅に減額されております。国の負担が正常に戻り、市の負担も大幅

に引き下げられましたが、想定外となった上がった市民の負担はそのままです。22年度には、現年度分・滞納分・延滞金を合わせた加入者1人当たりの実際の国保加入者の納入額は8万7,747円でしたが、25年度の決算では10万3,843円と、18.34%もの実質負担増となっております。そうした対策も含めまして、現年度課税分を当初の想定内に戻される検討をすることを強く求めます。

軽減を受けられない皆さんの間でも、現在の負担額というのは、所得が下がり続ける中で大変な負担増になっておりまして、今回の国の制度改正の問題もありまして、名古屋市でも、現在の保険料1人当たり3,500円ほど新年度引き下げると、あるいは京都市でも2,500円程度の引き下げを行うなど、本当にこれ以上にどんどん賃金も個人事業者の皆さんの収入が減り続けている中で負担の限界に来ているという、この値上げのときの状況に比べましても、その後も実質収入が下がり続けておりますので、少なくともその当初の範囲に保険料全体を軽減する手だてをとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 国民健康保険税につきましては、保険税国庫負担金、その他の収入を財源として保険給付を中心とする事業を行うものであります。そのために特別会計を設けて、独立採算で経理されることになっております。

平成25年度における保険税の賦課状況を見ますと、被保険者1人当たりの調定額は、弥富市では11万2,826円、愛知県の市町村平均では11万3,311円ございまして、また医療費の被保険者1人当たりの額は、弥富市では30万735円、愛知縣市町村平均では29万9,309円でございます。どちらもほぼ同じ額となっております。適正な税負担をお願いしていると考えております。

このような適正な税負担を考えている中で、仮に税率を下げれば、一般会計の法定外の繰入金をふやさなければなりません。そうすると、それだけ弥富市においてさまざまな事業もございまして、そういった他の事業を削減しなければならなくなりますので、税率を引き下げるための法定外繰入金の増額は考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 独立採算制ということは、私も言われなくたって百も承知です。だけど、弥富町時代から弥富市は従来から、少なくとも医療費は海南病院があつたりたくさんありますので、平均に比べて高くなるに決まっておる、そんなものは。安くなるようなことは絶対ありません。山間僻地まで入れたら、ほとんど医療費なんか大幅に低いところもありますから、平均するとそういうことになるんですが、そのときに当時の保守系の議員の皆さんも含めて、せめてよその市町がやっておる平均的な繰り入れをしたり、そして今医療費も平均額、負担も平均額に近いということなんですが、繰入額を一定額やって、そして全県的

に見るとそこそこ、そんな平均よりは安いところはずうっとやってきたんですね。しかも23年の値上げのときには、そういうことを考慮に入れてそんなに上げないということでやって、ところが、その当時、説明がつかんような形で大幅に削減された国の負担が、翌年は4億円近くもふやされてきたことと、それから大幅に想定していたよりも調定額が上がったことから、そういう繰入金も、それまででいうと1億7,000万だとか、2億だとか、どうしてもいかんときは、2億3,000万に7,500万ですから3億500万補正予算を組んでということもしてきたんですが、そんな状態は異常だと思いますが、少なくとも1億円に引き下げるような範囲でやっていくのは、全県の他の市町並みの繰り入れをして、私は23年の値上げのときに議論した線に基本的に戻すことができる状態になってきておるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の被保険者1人当たりの一般会計の法定外繰入金につきましては、平成23年度は2億円でした。平成24年度も2億円、平成25年度が1億円、ここまではもう確定しております。それで、仮に26年度に1億円、27年度に1億円といたしますと、平成23年度から平成27年度までの5年間で7億円という形になりまして、これを5年間で割りますと、被保険者1人当たりでございますが、1万1,934円と、このようになります。そうしたら、県平均はどうかといいますと、平成24年度における愛知県平均は1万2,359円と、ほぼ同じ額になります。ですから、1億円だけ捉えてみて高いとか安いというよりも、長期スパン、23年度から5年間で見ますと、ほぼ法定外の繰入金も妥当な県平均の額を入れておると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 24年度と比較をしたものですね。だけど、実際には今回の国の制度改定等によりまして、要するに法定外繰り入れをしなくてもいいようにしていこうということもあってやったんですが、そうはいっても負担の限界を超えておるという認識は23年度のときもあったんです。だから一定の負担をしましょうということでやってきた経緯がありますので、ここは、今24年度と比べて1万2,000円だからと言っていますが、多分全県的に4年間なりそこらの平均をしてもうちちょっと違った額になってくると思いますし、とにかく財政的な都合だけでなく、今まで議会と当局側、あるいは市民の皆さんとの間で議論してきたこと、あるいは今回、名古屋市や京都市が、そういう国の制度による軽減策もあるということもあって、名古屋市は3,500円余り、京都市は2,500円余りを引き下げておりまして、全国的にも、これ以上の国保の、特に所得の低い人たちの負担というのは、軽減策がとられない人たちが本当に大変なんですよ。そういうものとして今までも議論を尽くしてきたと思いますので、そこは十分考慮した検討を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保会計につきまして、いろいろと御意見をいただくわけですが、今、質疑の中におきましても国庫の改革という中で、27年4月から新しい国保制度というようなものが動き始めるわけでございます。

今後の流れについて少しお話をさせていただきますけれども、弥富市としては平成27年度国保の特別会計予算という形で50億4,700万円を計上させていただいております。これは昨年度に比べますと6億9,700万円の増額でございます。約7億円の増額をしたということは、保険財政が市町村から都道府県に対して移行する準備期間というようなこともあるわけでございますけれども、保険財政の共同安定化事業拠出金という名目で拠出させていただきました。

これにつきまして、さらに国のほうにおきましては、27年度1,700億円の財政を国保に入れるということでございます。これは、1人当たりに対しますと5,000円になってくるわけでございますけれども、これにつきましてはまだきちとした形になっておりませんが、最終的には皆様方に補正というような状況の中で、この国の財源というものに対して国保に宛がっていきたいと思っております。

そしてまた、平成29年、30年におきましては、倍額の3,400円を平成30年度からの都道府県単位という形において繰り入れていくと。これも財政の強化ということになるわけでございます。

そういうような形をしながら、市町村の今まで負担をしておりました一般会計の繰り入れということに対して是正をしていこうということが大きな流れとしてあるわけです。そうした形の中で、平成30年というような状況を見据えながら、弥富市の保険料をどうしていくかということにつきましては、この辺の流れをしっかりと注視しながら決めていかなきゃならないと思っております。

そういう中で、非常に大きな予算になってきましたけれども、我々としては、保険料についても、こういう国の流れも含めて検討する時期が来るだろうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） とても納得できるものではありませんが、時間が来ましたので、議会は市民と議論をしたことを踏まえた対応を求めて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回2項目の質問をさせていただきます。

まず1点目、新年度に向けての弥富市介護支援についての質問をいたします。

午前中、三宮議員からの質問もございましたが、私は互いに助け合う互助について、これを重点に置いて質問をさせていただきます。

また、平成26年度において炭竈議員、堀岡議員から同様な質問がなされておりますが、こちらに関してもなるべく重複しないよう注意していきたいと思います。

最初に、以前にも話しましたが、総務省統計局の算出で、全国的に見ますと、戦後生まれのいわゆる団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれの方々が65歳以上となる平成27年は、65歳以上人口が3,277万人、高齢化率は26.0%、75歳以上人口1,574万人、後期高齢化率は12.5%となる見通しでございます。そして、現時点での65から74歳までの前期高齢者は、その後に続く10年間に後期高齢者になる人々であります。前期高齢者の方々について、実効性のある介護予防の取り組みが現在確立できるかどうか、その後の時代のあり方に決定的な意味を持つこととなります。

また、高齢化の進展は全国一律ではないことにも留意する必要があります。増加率は大きな地域差があると思われ、都市部においては大幅に上回るインパクトの急激な高齢化が起こり得るとされております。

次に、国立社会保障・人口問題研究所の算出で、全国で平成17年から27年にかけて、高齢世帯数は1,289万世帯から1,659万世帯へと28.7%増加いたします。そのうち、高齢単独世帯は366万世帯から497万世帯へと35.9%増加する見通しであり、高齢世帯全体における高齢単独世帯の割合が高まることとなります。

また、総務省国勢調査、並びに国立社会保障・人口問題研究所の推計で、平成17年時点でひとり暮らし高齢者の4人に3人が女性でありましたが、今後は男性のひとり暮らし高齢者の伸びは高くなる見通しであります。平成27年時点では3人に2人がまだ女性ということで見込まれております。

市内介護事情についてですが、おひとり住まい老人世帯、老夫婦世帯に関しては、さきの12月議会の炭竈議員の質問において、ひとり住まい老人世帯は1,415世帯、老夫婦世帯は1,536世帯という答えをいただいておりますが、近隣海部市町村との比較、愛知県内での比較ということは、弥富市としては把握しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 市内の独居老人世帯とか老夫婦世帯でございますが、本市の平成26年4月1日現在の総世帯数1万6,560世帯であります。そのうち、ひとり暮らし世帯は1,415世帯で8.54%、65歳以上の高齢者のみの世帯は1,536世帯で9.28%であります。

次に、近隣市町村でございますが、県が行った調査によりますと、割合でお答えいたします。

まずおひとり暮らし世帯ですけれども、津島市13.35%、愛西市7.35%、あま市6.63%、大治町9.47%、蟹江町11.17%、飛島村3.51%。

次に、高齢者のみのおひとり暮らしといいますか、高齢者のみの世帯でございますけれども、津島市24.83%、愛西市11.39%、あま市8.47%、大治町8.21%、蟹江町8.88%、飛島村5.39%となっており、県全体での集計は行ってみえないようです。海部津島地区全体で見ますと、おひとり暮らし世帯は9.14%、高齢者のみの世帯は12.33%ですから、弥富市はどちらもやや低い状況であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 近隣市町との比率での比較では、割合から見れば高い水準ではないのかもしれませんが、いずれにせよ、冒頭でも言いましたが、これからますます高齢世帯は増加していくことに弥富市も間違いない状況だと思います。

これを踏まえ、老老介護について質問をいたします。

昨年9月議会の一般質問の中で複数の議員からも発言がございましたが、認知症の当時91歳の男性が徘徊中に列車にはねられて死亡した事故では、当時85歳の妻に監督義務があったとして賠償責任を命じた事例。また、介護に疲れたと、自宅のベッドで座っていた79歳の夫の頭を何度も殴りつけ、70歳の妻が警視庁に傷害致死の疑いで逮捕された事例。これら介護を担う家族の負担は重く、ましてや介護者が高齢者となれば、その重みははかり知れません。

以前、13年の国民生活基礎調査によりますと、同居する家族が主に介護を担う世帯のうち、介護される人だけでなく、する人も65歳以上という世帯の割合が初めて5割を超えました。ともに、75歳以上の割合も29%と過去最高でした。背景には、高齢化以外に核家族化も進んでいることが上げられます。高齢化率の伸びを考えれば、老老介護はますますふえる見通しであります。

また、この調査では、自宅で介護されている人のうち、主に家庭で介護をする人は、同居の家族が61%と最も多く、介護サービス事業者の14%を大きく上回っています。介護は、家族頼みの状況は変わっていません。

特別養護老人ホーム、特養の待機者は全国で約52万人に上り、半数は在宅で入所待ちをしています。厚生労働省は、施設よりも在宅サービスの充実に力を入れていますが、待機者数

は増加の一途でして、施策は現場のニーズを反映しているのでしょうか。

政府は、社会全体で支え合う介護の社会化を掲げて介護保険制度を導入していますが、介護地獄からの抜け出せない家族がいることは大きな問題でございます。にもかかわらず、介護サービスのカットを進め、特養の新規入所者を原則として中・重度の要介護者に限定するほか、一定以上の所得がある利用者の負担を2割に上げることを柱とする地域医療・介護総合確保推進法を成立させています。介護サービスの利用を手控える家庭がふえることが予想されます。市としては、これらの観点から老老介護の実情についてどう考えておりますか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 老老介護について、まず本市の直近の状況を申し上げますと、65歳以上の高齢者2人世帯が1,634世帯、これ直近の状態であります。そのうち2人とも要介護または支援の認定を受けてみえる世帯は55世帯、またどちらかお1人が認定を受けてみえる世帯は191世帯で、合計246世帯となっております。

高齢化の進展に伴い、さらに核家族化もあって老老介護は年々増加傾向にあると考えられます。配偶者に介護してもらうことが多い一方、利用料金が高いことや家に他人を入れたくないとのことから介護サービスを利用しないケース、また施設入所を希望しても、特別養護老人ホームも待ちが多く、高齢者のみの世帯の場合、介護者の代役もいないことがありますので、何かあったときに不幸が起こるということではないでしょうか。

解決策の一つは、閉鎖的環境を防ぎ、できるだけオープンにして外部の助けを受け入れていただくことが必要であります。一人で抱え込まないこと。老老介護の日々を送る高齢者には、気軽に相談できる相手が身近にいる環境が大切であります。デイサービスやショートステイを利用して、その間はゆっくり心を切りかえて介護者も休めるようにすること。また、老老介護を支えるためには、地域社会の人々の支援も重要であります。高齢者家族が孤立してしまうことのないように、何か変わった事態が生じたら即座に行動を起こせるように、地域社会との連携を深めていただきたいと思います。

今後、市としましては、今まで以上に、地域包括支援センターにおいて非常のときの安否確認、介護保険サービスの利用援助、88歳の方へのおたっしや訪問、虐待への対応などに一層取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この後の質問にもつながりますが、これからは行政任せではなく、それぞれ市民の皆様で考えていかなければならない問題だと思っております。

次に、自宅で家族を介護していると、主な介護者が問題を一人で抱え込んでしまい、周囲が気がつかないうちに鬱の症状が進むケースが少なくないそうです。

事例として、認知症の80代の母を在宅介護する女性は、一人で介護を担い、週3回のデイ

サービスを使い何とか続けてきましたが、好きな旅行にも行けず、家にこもりがちになり、体重は10キロ近く落ち、両手がこわばってしっかり握れなくなっていました。母の顔を見ると吐き気がし、母の頭をぶったり、母を殺して私も死のうと思ったこともあったそうです。鬱病と診断されても、自分では鬱だと思っていなかったと、受診するまで気がつかないということでした。

また、違う事例では、認知症の義母を在宅で2年間介護してきた女性は、自分一人で判断し対応しなければという責任感が負担に、息抜きも兼ねてパートにも出ましたが、目が離せなく、それもやめました。夜も安心して眠れず、持病のリウマチも悪化。週3回のデイサービスから義母の帰宅が近づくと動悸がとまらなくなった。義母の相談に行った病院の精神科で、医師から心配されたということ。

これらの事例のように、介護者を支援する一般社団法人日本ケアラー連盟の代表理事の堀越栄子日本女子大教授によりますと、介護を嫌がっていると思われることを心配して、介護者は自分から助けを求めない傾向にあるといいます。介護保険は、要介護者の支援が中心で、介護者の心のケアなど直接的な支援はほとんどないということも拍車をかけています。

国立長寿医療研究センターの荒井由美子長寿政策科学研究部長と富山市が調査したところ、介護の負担を強く感じている介護者ほど鬱病の程度が高かった。一方、身近に相談できる人が多いと、介護の負担感や鬱状態が軽い傾向が出ましたという調査がありました。

こうした状況を改善するため、埼玉県では、市民団体などが県内27カ所で定期的に介護者が集うサロンを実施。岩手県花巻市や北海道栗山町は、数年前から社会福祉協議会の職員さんたちが介護者を訪問し、相談に乗る事業を始めております。前に出しました荒井部長は、介護鬱を判定する質問票を早期発見と支援に役立ててもらうため、ケアマネジャーや訪問介護士に提供することを検討しているそうです。

弥富市では、鬱を抱えている介護者の把握、支援対策を検討しておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護の鬱問題についてでございますが、鬱を抱えている介護者の把握については、現段階では正確な件数は把握しておりません。したがって、ケアマネジャーに今議員がおっしゃった質問票を提供するというようなことは非常によい方法であると思いますので、月々開催しております介護保険サービス調整会議という場で提案をしてみたいと思っております。

支援対策でございますが、まずは介護の量を軽減してあげることが最優先であります。また、サービスを多く利用していただくことも一つですし、ケアマネジャーが介護者の困っている話を傾聴するなどが主なことになろうかと思います。

そこで、ケアマネジャーの資質の向上ということにつながるわけですが、そのために介護

保険サービス調整会議や認定調査を行っております海部南部広域事務組合の訪問調査員研修において、精神科医や心理士の講義を開催するなど、検討をしていきます。ほかにも、サービス事業所において家族会を立ち上げていただくとか、今後、実施を計画しておりますふれあいサロンが、そういう方向に向かっていけばと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） なかなか表に出てこない問題ではあります。しかしながら、先ほど紹介しました国立長寿医療研究センターと富山市が市内で実施した調査では、介護者の3割以上が鬱状態であるという調査が出ております。高齢者介護とともに、介護者への支援もこれから考えていかなければならないということでございます。

次の項目の質問に移ります。

国及び地方公共団体においては、できる限り住みなれた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されています。この地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制とされています。つまりできる限り住みなれた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護などのサービスを使い、最期を迎えられるような体制ということができ、本人、家族の選択と心構えを基盤に住まいと住まい方があり、その上でしっかりとした生活支援、福祉サービスに基づいて医療、看護、介護、リハビリテーション、保健、予防が提供されるといった姿が想定されます。

こういったことからわかるように、地域包括ケアシステムは介護保険制度など一つの制度の枠内では完結しません。地域に暮らす一人一人の暮らし方に関する選択と心構えを前提に、多様な関係主体がネットワーク化を図ることが必要不可欠です。その際、地域により人口動態や医療・介護需要のピークの時期、程度が大きく異なり、医療・介護資源の現状の地域差も大きい実態があるため、目指すべき地域包括ケアシステムの姿は地域によって異なります。

また、財政的な制約も踏まえれば、機能の多くを行政を中心とした公的サービスや単一の主体だけで担うことは困難です。つまり、住みなれた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、一般財源による福祉事業などの公助、介護保険などの共助だけではなく、自分のことは自分でする自助を基本としつつ、多様な主体と自治体が協働しながら地域全体を支え合う互助の体制をつくっていくことが非常に重要でございます。

弥富市では、行政主導で、現在ささえあいセンターが他市よりもいち早く運営されており

ますが、私の把握しているところでは、昨年の7月31日現在で、協力会員98名、個人利用会員105名、法人利用会員2法人となっておりますが、最新の情報をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） ささえあいセンターの最新の状況について申し上げます。

1月末におきまして、協力会員の方112名、そのうち年齢層は60代、70代の方で90名を占めております。また、ホームヘルパーの資格のある方が39名お見えになります。利用会員のほうですが140名、年齢層は80代、90代の方で99名を占めております。法人会委員は5法人であります。

次に、援助活動の内容について申し上げます。

平成26年4月から平成27年1月までの9カ月間で、見守り542件、調理の援助533件、掃除・片づけ386件、通院介助368件、ごみ出し241件という状況の中、コーディネーターを通して適切な運営ができております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ささえあいセンター事業は大変すばらしい事業ではあると思いますが、利用会員に生活の維持にかかわるような支援を継続的に提供してもらうようなケアプランを作成すると、協力会員は安価な労働力として扱われる可能性もございます。インフォーマルな協力会員に対するこうした見解は慎みたいと思います。インフォーマルな協力会員は、利用会員との情緒的な結びつきを持っており、その関係の中で生活ニーズを満たす支援を提供し、協力会員がこうした支援を行いやすいケアプランを作成してもらいたいと思います。

ここで、互助という観点から、離れて暮らす高齢者の方を見守る中日新聞販売店の無料読者安否確認サービス「み・まもーる」を紹介したいと思います。このサービスは、愛知県、岐阜県、三重県の中日新聞販売店が無料で行う読者サービスでして、登録手続は至って簡単で、希望される高齢者の方の氏名、住所、電話番号と緊急連絡先の方の氏名、住所、携帯電話、続柄をお知らせいただくだけです。仕組みとしては、スタッフの方が異常を察知すると販売店に連絡、訪問や電話などで確認。確認がとれない場合、登録された緊急連絡先へ連絡、そして安否を確認するというものでございます。中日新聞本社へこのサービスについて問い合わせたところ、昨年から3県下の販売店から読者の方へパンフレットをポストインしてきたとのことでした。

そして新聞社以外に郵便局、ガス事業者、水道事業者、牛乳・乳酸菌飲料販売店などと、愛知県下の市町村は高齢者見守りネットワークを協定締結しているとの説明がございました。32の市町村が、どこかしらの事業者と締結をしております。近隣ですと、あま市が多くの事業者と、大治町が新聞販売店、金融機関と、愛西市が金融機関と、津島市は協定締結してお

りませんが、依頼はしており、協力は得ているそうです。弥富市は、高齢者見守りネットワークの市町村協定締結一覧表にはありませんでした。市内の新聞販売店のうち1つの販売店では、現在6件の方がみ・まもーのサービスを受けているそうです。市からの協力要請があれば、幾らでも協力させていただくことをいただいております。ほかの事業者を含め、弥富市もぜひ協力締結の検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

認知症サポーター養成講座に関しては、昨年9月議会にて堀岡議員から細かな質問がございましたので、あえて説明することは避けまして、今回はボランティア活動の基礎知識を学ぶ研修、生活介護支援サポーター養成研修について質問をいたします。

ここまで質問をしてきました互助、市民の支え合いの根幹の研修であると思われます。年に1回定期開催し、受講した方はささえあいセンターの協力会員になるなどして活躍しておられるそうですという説明がなされておりますが、詳細についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 弥富市における地域づくりについてということで、市民の支え合い、互助への取り組みについてお答えさせていただきます。

認知症サポーターに特化しない介護支援サポーターについては、ささえあいセンターにおいて、「市民がきづく弥富の絆」と銘打って日常生活介護支援サポーター養成研修を開催しております。内容は、福祉制度を知っていただくこと、御自身の知識や才能を再発見していただくことの講座や、要援護者とのかかわり方の体験実習などであります。これは、誰もが安心して弥富市で暮らし続けるために、市民みずからができる範囲でお手伝いをいただくボランティアの育成を目指しています。御本人自身の生きがいがづくりや健康づくりに大いに役立つとともに、互助の精神をつくり出していくものと思われます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、弥富市の催しではなかったのですが、介護支援サポーター養成講座に参加をしてきました。高齢などによる孤立化が進む中での地域で高齢者をサポートし、身近な生活圏域で心がけや目配りで見守り、相談を受けて、介護のこと、認知症のこと、地域で一緒に考え学ぶ講座でございました。

次に、新しく始まっている高齢者向けカフェ、高齢者向けサロンについて質問いたします。

そもそも認知症政策推進5カ年計画、オレンジプランの中に記載されている認知症の人やその家族などに対する支援の認知症カフェ、認知症の人と家族、地域住民、専門家などの誰もが参加でき集う場所となっております。開設の動機別に類別化しますと、まず認知症の人と家族が集う場の発展型、運営母体が家族会、運営費用がおよそ年間10から50万円、資金源は自己資金、財団などの助成金、参加費でして、活動場所は個人の家。そして、認知症また

は高齢者の専門施設の発展型、運営母体が社会福祉法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は法人、財団の助成金、活動場所が施設の1室。そして、自治体のモデル事業型では、運営母体が市町村、運営費用が年間200万円以上、資金源は市町村からの補助金、活動場所は施設の1室。また、地域住民が集う場の発展型ということで、運営母体はNPO法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は寄附、会費、活動場所は民家、空き店舗ということです。既存形態にとらわれない個人の実践発展型というものでは、運営母体はNPO法人、運営費用は年間100から200万円、資金源は個人資金、NPOの会費、寄附など、活動場所は民家等々になります。

カフェは、さきに質問いたしました鬱問題を含め、患者の介護に悩んでいる家族の心のよりどころになると期待をしております。そして、全国的にふえていますが、「認知症カフェ」というキーワードをインターネットで検索しても欲しい情報にたどり着かないことが多いです。名称を工夫しているからでございます。認知症カフェでは、やはり集うのを控える傾向でして、今回弥富市でも始まっているカフェでも、それぞれ名前を工夫されています。

また、資金繰りはまだまだ苦勞されているようで、せっかく始まったのであれば長い期間継続をお願いしたいものでございます。

弥富市は、この4月に本格的に開設する高齢者向けカフェに対して指導はされておりますか。また、委託料として新年度予算に組み込まれておりますが、委託先として介護サービス事業所及び福寿会、自治会となっておりますが、予算の配分など是一律なのでしょうか。事業内容により変わるのででしょうか。これらを含めて、全体の内容を聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 一部介護事業所において取り組んでいただいております、ふれあいサロンと言っておりますけれども、内容について申し上げます。

指導というよりも、その内容について協議をさせていただいたところであります。

中身につきましては、講座、講演会、演奏会、運動など、多くの人が参加しやすいような企画を行うこと。また、飲み物などの提供を行うカフェを行い、希望者からの相談を受けることとし、認知症の相談に対応できる社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士、介護支援専門員などの専門職を最低1名以上参加させることが望ましいこと、弥富市ささえあいセンター協力会員など、弥富市が養成したボランティアの受け入れを行うことが望ましいこと、参加者同士の交流があること、専門職種が個別相談に対応できるように配慮すること、相談内容により適切な関係機関が行う支援につなぐことなどとしていますが、まずは始めていただくことが重要と考えています。

今後の支援としましては、市の委託事業として位置づけ、経費を支援していく計画でござ

います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） まだ私も一部のカフェを見学させていただきただけでして、全体を把握しておるわけではございませんが、こうした場が互助の第一歩であり、ここから高齢者同士、または介護者同士の喜びやつらさを分かち合い、気遣い合っていければいいのではないのでしょうか。

それから、さきにも申しましたが、高齢者向けのカフェは始まったばかりでございます。余り最初からあれもこれもとメニューを作成せず、肝心なのはいかに長続きする運営をしていただくかです。事業者などと十分な話し合いを、よろしく願いをいたします。

最後に、間もなく発表される第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画についての質問でございます。

さきの1月6日から2月5日まで、パブリックコメント実施のために素案が閲覧可能でございましたが、第5期から第6期に移行する中で特筆する事項をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 第6期介護保険事業計画の概要でございますが、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療、生活支援、介護予防、住まいを一体的に支援する地域包括ケアシステムの構築や、ケアマネジャーが利用者の主治医と連携を深められるようにするために、市内の医療機関、医療関係者と介護サービス事業者、介護専門職とが日常的に連携できる電子連絡帳の導入を検討していきます。

また、地域包括支援センターの機能強化とともに、介護サービスの質の向上のため、地域ケア会議において専門職、他職種間の研修を実施し、資質向上を図っていきます。

健康寿命の面では、その寿命を延伸し、高齢期に活力ある生活を送れるよう、栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動の拡大等に取り組むとともに、元気で健康な高齢者が身近な地域において通える場を充実させ、参加者やその活動の拡大を図るなど、引き続き元気塾の開催や、ささえあいセンターの拡充をしていきます。

認知症、閉じこもり予防のためには、予防教室やふれあいサロンを開催し、介護予防の機能強化を図り、認知症の方も地域で生活しやすい環境づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を積極的に開催していきます。

さらに、今後は医療ニーズの高い後期高齢者が増加していくことが見込まれることから、在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たすことが期待される市医師会等との連携強化により、退院調整や日常の療養支援等について、在宅側の職種、これはかかりつけ医や訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどであります。そういった方々へも周知し、地域のケア提供者と協働で支援していく仕組みづくりに取り組むこととしております。

最後に、保険料につきましては、介護保険条例の一部改正として案を提出させていただいておりでございます。これにつきましては、低所得者の方に配慮した負担割合を設定し、軽減の強化を図ったところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 住みなれた町で、人とのつながりや役割を持って暮らし続けることが地域みんなで支え合うケア、地域包括ケアでございます。

介護保険制度が始まって15年、介護の社会化、介護の市場化などの矛盾が生じてきております現在、利用者や家族、地域の人たちを主人公にした市民の互助でしか実現しないのではないのでしょうか。居場所が奪われ、自分の役割を失い、自分は価値のない人間だと感じるなどの不安要素を取り除くケアを施し、普通の生活を送る中で、平凡だけれども、ともに暮らす人がお互いに喜びやつらさもみんなで分かち合う、気遣い合って暮らすこと、最期まで安心して住みなれた町で暮らせるよう、これからも万全な地域包括ケアを構築していただきたいと思います。

最後に統括して、市長から介護、特に互助関係についてお考えをいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

第6期の介護事業計画・高齢者福祉計画がいよいよ27年、向こう3年間という中でスタートするわけでございます。

御承知のように、超高齢化社会に対して、介護認定をされる方もふえてまいりました。そして同時に、介護に対する給付額という形の中で、非常に大きな介護サービスのための負担金というものがふえてきておるわけでございます。市といたしましてはしっかりと介護を支えていかなきゃならないと同時に、市町村負担が大きくなってまいります。

また、1号被保険者、2号被保険者に対しても、保険料ということに対して大変御負担になっているだろうと思っております。これから国に対しても、この辺のところについては大いに改善していただくように、我々としては要望してまいりたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、介護を支えていく中で、多くの市民の皆様の御協力で行っていかなくちゃならないと思っております。介護の保険料の一部改正という中で、今回3月議会に提案させていただいております。また熟知していただいて、御承認賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

弥富市職員提案制度についてでございます。

例規集の中から、弥富市職員提案規定を見てみますと、事務事業の改善に関する職員の自由で独創的な発想による提案を奨励し、実施することにより行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ることを目的としております。

提案内容は、提案者の創意、または研究による具体的かつ建設的なもので、市民サービスの向上に役立つもの、事務能率の向上に役立つもの、経費節減に役立つもの、またそのほか公益上有効であるものが上げられております。

地方自治体において、職員は行政のプロであり、その資質が市民生活の向上に直結していると思われまゝ。高度な能力と包容力のある人間性が求められていますが、昨今の不況の影響で自治体の財政はますます厳しくなり、企画・政策の立案能力と遂行能力も問われていると思われまゝ。

職員提案制度といえば、全国的にも豊田市役所が有名でございますが、昭和40年代から始まっていて、ここ10年でも毎年6,000件以上の提案があり、多い年は8,000件を超えているそうでございます。豊田市役所の財政力指数は1.0をはるかに超えておりますが、早くから民間委託などに取り組んでいて、お金がある自治体は余り行政改革に取り組んでいないと思われがちでございますが、学ぶべき点がたくさんある市役所ということでございます。

我が弥富市では職員提案の現状、提案数から提案内容、採用数などを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 職員提案の現状、採用についてでございますが、平成26年9月に実施をいたしました。そのときの提案数は77件、うち共同提案が24件でございました。その中で採択数が13件、うち共同提案は3件でございます。それで、検討ということにしたものが29件、うち共同提案は7件でございました。不採択が35件、うち共同提案であったものが14件という内訳でございます。

それで、提案の中で採択したものの内容の中の主なものについてでございますが、1つとして、各課ごとの公用車の管理をグループウェアの利用により職員が共有できるようにするというので、全ての公用車というわけにはいきませんが、このグループウェアで管理できるものはそのような形に切りかえるというのが1点目でございます。

2点目でございますが、各課での毎日の仕事を始める前に打ち合わせというのは従来から行っておったわけでございますが、それを業務終了時にも行うようにして業務の区切りをはっきりとさせ、時間外作業の把握や協力体制の確認を行うようにしたというのが2点目でございます。

3点目として、事務引き継ぎがスムーズに行えるよう、引き継ぎ書のフォーマットを統一するというのが3点目ということで、ほかにもございますが、主な内容としてはそういうと

ころでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 一昔前であれば、多くの市民が、市の職員は住民票の発行や課税などの制度に決められたとおりに実行することが第一の業務だと思われがちでございましたが、顧客ではないですが、市民満足度の向上や経費節減の努力をしている姿がまだまだ見えていないように感じます。このような姿を市民の皆さんに見ていただくのも必要なことではないかと思います。

次に、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）に関して質問をいたします。

NPMとは、民間企業における経営手法などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化、活性化を図るという考え方をいいます。

1980年代半ば以降、イギリスやニュージーランドなどにおいて形成された経済財政諮問会議は、NPMに基づいて、より効率的で質の高い行政サービスの提供へと向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、住民の満足度を向上させることを目指すとしています。簡単に言いますと、行政が行ってきた公共サービスに市場メカニズムや民間企業経営の理念を取り入れ、より効率的なものにしようということでございます。具体的内容は、行政コストの削減により効率化、民営化、アウトソーシングの推進、競争原理の導入、結果主義による公共サービスの向上、市民を顧客として位置づける官僚制を緩やかな管理組織へ、説明責任の明確化などが上げられます。

国政では、1990年代後半のいわゆる橋本行革はNPMを意識したもので、独立行政法人制度の導入や政策評価の制度化などが決定されております。小泉改革もやはりこの理念でございまして、郵政民営化はもとより、規制緩和の実施、国立大学の独立行政法人化などを推進していったのであります。

しかし、地方自治体において、現在NPMという概念が浸透しているのでしょうか。民間委託を円滑化する指定管理者制度など法的な制度が整っていますが、うまく活用されておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の行政改革大綱におきまして、改革の基本的な考え方として、市役所全体の機能を最適化し、市役所が真に市民に役に立つところとなり得るためには、まず市役所自身が自己改革を行うことが必要であり、そこで、本市では行政を経営するという概念を導入して市役所の仕事の進め方や考え方を大きく変える新たな行政経営——これNMPでございますが——の仕組みを構築するとともに、実際に改革を担う職員の意識改革、能力開発を重視し、市役所の組織・文化や体質を変える行政改革に取り組んでいるところであります。

職員提案制度につきましては、政策提案や事務改善への意見が検討され、実現に向かう仕組みを整備することにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりに努め、課題の解決に向けて知恵を出し合い、それぞれが主体的に改革に取り組む新たな行政手法の一つであると考えております。

また、この指定管理者制度の取り組みにつきましては、現在、障害者生きがいセンター、高齢者生きがいセンター、デイサービスとして7つの施設の管理を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） また、「ナレッジマネジメント」という言葉がございます。日本語では知識管理、または知識経営という意味ですが、個人の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用することで企業業績を上げるという経営手法でございますが、民間企業の手法ではございますが、ナレッジマネジメントを浸透させることにより、個人の能力の育成や組織全体の生産性の向上、意思決定のスピード向上、業務の革新が実現できると考えております。この経営学を導入した組織改革を実践し、地域全体で市民との協働による知識の創造、生涯学習の推進による政策研究の発展に取り組んでいくことも必要であると思われ、ナレッジマネジメントなどの考えの導入もこれから検討していただきたいと思います。

次に、先ほどの職員提案制度でございますが、愛知県内で見ますと、職員提案をホームページ上で開示している市がございます。蒲郡市、稲沢市、知立市などがございます。蒲郡市は採用提案の概要、知立市は優秀案の一覧、稲沢市に至っては採用提案をランクづけし、実施から調査・研究までをアップされております。弥富市は、開示の予定はございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 提出されました全ての提案につきましては、職員には公開し、周知いたしております。

また、採択された提案につきまして、市のホームページに掲載しております行政改革の実施計画の取り組み状況、そちらの中で公表する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ぜひともお願いをいたします。職員の皆さんの考えが、より市民に伝わるんだと思います。

最後に、これからも職員提案制度が活性化していただくことを祈りますが、これには幹部層の方々の積極的な改善提案があつてからこそだと思います。

しかしながら、この3月をもって多くの幹部の方が定年退職を迎えられます。市民の方々から、一度にこれだけの異動があつて、行政サービスに影響はないかということがこのとこ

ろたまに問われることが多くなってきております。優秀な職員そろわれているわけですが、新年度において変わらぬ行政がとり行われることを信じております。

市長から新年度に向けての言葉をいただいて、今回の私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

平成26年度3月末という形で、今年度の大量定年の退職者でございますけれども、3月末におきまして20名の職員が定年退職を迎えます。内訳といたしましては、行政職が15名、保育士が2名、学校用務員が2名、そして市役所の用務員の再任用が1名の計20名でございます。特に行政職では、部長が4名、次長課長が6名、その他5名という形で15名いるわけですが、管理職の退職が10名ということで、今回、際立った形かなと思っておるところでございます。

再任用職員という形の中では、この制度を使って退職者のうち15名が残ってくれます。新たな気持ちで、今までの知識、あるいは経験を生かして職場の活性化に努めていただきたいということを申し上げておるところでございます。

一方、新規の採用ということでございますけれども、これは18名採用計画をさせていただきました。内訳といたしましては、行政職が11名、保育士が6名、そして用務員が1名でございます。新しい職場に4月からついてくれるわけですが、新たな気持ちと同時に、大きな意欲と目標を持っていただいて、自己啓発に励んでいただきたいと思っております。

先ほども言いましたように、管理職の退職が10名と多いわけですが、このことはもう既に私どもとしては当然予測しておったことでございますので、数年前から1つの部署に対して2人の次長制度というものを取り入れておりました。そうした形の中で、次長という形で、新しいポストで力を大いに発揮してくれるというふうに信じておるところでございます。

いずれにいたしましても再任用職員、あるいは臨時職員も含めまして全ての職員、今弥富市は340名の職員でございますけれども、今後とも市民サービスの向上に一丸となって努めていきたいと思っておりますので、また議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時53分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4 番（那須英二君） 4 番 那須英二、通告に従いまして、2 点の項目にわたって質問させていただきます。

今回は、防災と、その後に財政改革、運動公園について質問させていただいております。通告ではちょっと変更して、防災のほうを先にさせていただいております。

あの東日本大震災より本日でちょうど 4 年ということで、午前中、平野議員からも御質問がありました。阪神・淡路大震災からも 20 年、そしてついこの間、長野のほうの震源であった地震でも、この弥富では震度 2 から 3 というような地震も起きました。そのとき私、寝ていたんですけれども、一瞬ついにこの地域に東海連動地震が来たかと一瞬びっくりしたわけですが、実際はそういった地震だったのでまだよかったということでございますが、ただ、本当にいつ来てもおかしくない、そんな状態が続いて、市民の方も大きく不安を抱いている方、たくさんいらっしゃると思います。

そんな中で、先月、2 月に私ども市議会で浦安に行きまして、弥富で大きく心配されます液状化について、現地での話や、実際どのような状態だったのかということを見てまいりました。そこで感じてきたことは、まだまだ弥富ではやれていない対策や想定がたくさんあって、この弥富では防災対策、また災害時の対策が今最も優先しなければならないことだということを改めて実感してまいりました。

この弥富市では、来年度から危機管理課をつくり、防災対策を強化していくということで、施政の方針でも述べられておりました。まず初めに、この危機管理課というものは、今までの防災安全課とどのように違うのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近年の自然災害、異常気象の頻発、大規模化、想定していなかった新たな危機管理事案の出現などに鑑みまして、担当課が不明、または部をまたぐ対応が必要な不測の事態に、迅速に全庁的な危機管理体制の強化を目的として、防災安全課から危機管理課といたします。危機管理課の業務の内容につきましては、地震等の自然災害や国民保護法への対応を初め、交通安全や防犯など、市民の安全・安心を確保するためのさまざまな政策を企画、立案し、推進してまいります。

昨年は、防災安全課に自衛隊 O B を危機管理相談員として迎え、初めての試みではありましたが、9 月 19 日金曜日に南海トラフ巨大地震の発生、津波を想定し、海部南部消防署、蟹江警察署の協力と、来庁されている市民の皆様に避難誘導訓練への参加協力をお願いして、

市役所の防災訓練を実施いたしました。

また、市民の生命・生活及び財産を守ることを目的とし、大規模災害時においても行政機能、行政活動を継続するため、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画の作成にも取り組む計画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要約しますと、今まで部をまたいで不都合であったものを、今回はまとめたことによって素早く対応していくということでございました。大いに、こうした危機管理に対してしっかりと強化していくことは、私どもとしても喫緊の課題としてやっていかなければならないことだと思っております。

先日、浦安で話を聞いてきまして強く感じたことは、この発災時と救助支援の対応・対策が、弥富ではちょっとおこなっているのではないかと感じてまいりました。

そこで、私はいろいろと考えていたんですが、段階を4つに分けて震災の対策をちょっと考えてみました。まずゼロ段階として防災、要するに地震が起こる、災害が起こる事前準備という部分でゼロ段階、1段階目として発災時、いざ地震が起こったときということと、2段階目として地震が起きてから救助を待つ間、3段階目としていざ復興へという段階の中で、どんな想定がされるのかということで思いをめぐらせて考えてまいりました。

例えば、ゼロ段階目の防災の視点においては、避難所の確保であったり、午前中も平野議員が言われたように堤防の強化であったり、また避難所まで行くためのルート、例えば橋であったり道路であったり、または家の中で地震が起きても命の危険から身を守るということで、耐震診断であったり、家具固定であったり、または今保育所に順次配付していつているライフジャケットの配備であったりというところで、事前準備という段階でゼロ段階は考えられるということでございます。どれ1つとっても本当に重要なことでございますが、細かく全部つついていくととても時間が足りないので、ここでは大きく、午前中も少し話されたということでありますけれども、堤防の強化や橋の補修の計画が現在どのようになっているかと、もう1点、避難所が、先日出た県の避難シミュレーションにしてもまだまだ足りていないということで、これをどうしていくかという部分で聞きたいと思いますので、お答えをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず堤防や橋の補修計画はどうなっているかということにつきまして、私から堤防についてお答えさせていただきます。橋の補修計画については、後ほど開発部長からお答えいたします。

まず、この堤防につきましては、平成26年12月に第3次愛知地震対策アクションプランが策定され、アクション項目として河川・海岸堤防の耐震化等の推進がございます。取り組む

事項の内容は、津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を超えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進しますとあり、今後は農地、海岸堤防、河川堤防及び建設海岸堤防の耐震化と補強・補修計画を進める計画となっております。

次に、避難所が県のシミュレーションでも足りないとしているがどうしていくのかという御質問でございますが、本年2月に弥富市をモデルとした津波避難シミュレーションの結果が愛知県より示され、建物上層階への垂直避難や避難場所の一層の増加などにより、避難未了者が減少するとの結果が出されております。

弥富市におきましては、津波・高潮緊急時避難場所の確保として、新白鳥保育所、白鳥小学校の整備を進めております。また、弥生小学校、十四山保育所の整備も平成27年度において計画しております。

このように、緊急時避難場所を確保することにより、避難できない人を解消するよう、公共施設の屋上の整備や民間施設などの避難できる施設の指定の拡大に努力してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、橋梁の関係について答弁させていただきます。

橋梁の補修計画につきましては、市では橋の長さ15メートル以上の橋梁を、長寿命化修繕計画に基づきまして順次補修等の施行をしているところでございます。

また、道路法が改正されたことによりまして、市では今年度より現存する橋梁などの道路構造物の予防保全、老朽化対策として、橋梁については5年に1度計画的に定期点検、診断を実施することとしております。市が管理いたします橋の長さ2メートル以上の橋梁につきましては、計画的に点検・診断を進め、点検結果によりまして補修が必要となった場合につきましては、速やかな対応を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まず橋については、しっかりと点検をされて、順次その診断にエラーがあった場合、直していくということであるので、しっかりと行っていただきたいと思っております。

そして避難所に対しては、また後で述べてまいりますので、ここでは先に進みます。

今度、先ほど言われたように、新しい避難マップをこの3月か、もしくは4月に配布されたとお聞きしましたが、これは以前と同じものであるのか、それとも改良したものであるのか、まずお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難マップということでございますが、今弥富市防災ガイドブッ

ク、こういったものを今作成中でございまして、こちらのほうに緊急時の避難場所等が記載されて、さらに一時避難所等の場所を表示した地図が載せてございます。これを本年度末に配付する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 前回とは、ガイドブックがついたということで、地図自体は変更がないということですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 数年前に作成してお配りしました地図につきましては、あくまでも当時の時点における津波・高潮の避難場所とかを記載しておりましたので、それ以降、新たに津波・高潮避難場所に指定された施設をここに加えまして、最新の状況で地図に載せまして、その地図を載せたガイドブックをお配りするということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） はい、わかりました。新しく更新したもので配られるということで、改めて自分がどこに避難するのかということを市民一人一人がわかっていただければいいかなあと思っております。

それで、弥富の人口は約４万５,０００人ほどいらっしゃいますけれども、じゃあこの４万５,０００人が全て市で指定された避難所に行くかといえ、必ずしもそうじゃないと思うんですね。というのは、例えば耐震の住んでいるマンションの３階以上に住まれている方は、下手したらそんな一時避難所、例えば２階しかない屋上の避難所に行くよりも自分の自宅のほうが安全じゃないかということもありますので、本当に避難が必要な方の人数をしっかりと把握をした上で、市民一人一人が家庭にいた場合、私はどこへ逃げたらいいんだということが明確にわかるような形で、今後進めていくのが重要なポイントになると思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まずマンションの上層階のほうに見える方の人数は把握しておりませんが、議員御指摘のように、どこに避難したらよいかを把握していくことは大変重要と考えております。今後、津波避難のシミュレーションを参考にしまして避難計画を策定してまいります。

次に、家庭にいた場合にどこに逃げるか明確にわかっていることが重要ということでございますが、先ほどお示ししました防災ガイドブックにも掲載させていただきましたが、日ごろからの備えとして、緊急時避難場所の確認や避難経路の確認をしていただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4 番（那須英二君） 今、マンションの3階というか、安全圏にいる方の人口は把握していないということでございましたが、今していないから、じゃあそのままということではなくて、やはり今後これをしっかりと把握した上で、本当に避難が必要な人たちはどれだけいるのかを算定しながらやっていくことが、効率よく避難計画を進めていく上でも重要なこととなってくると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

じゃあ進めます。今までの段階で、これが事前の準備、防災という観点でございました。本発信の1段階目、災害発生時の対策は、結構一番大変なところだと思っております。例えば、避難所へ自力で逃げられない人たちはどれだけいて、そういったときに職員はどうするのかというような動き方であったりするわけでございますけれども、例えば浦安では、話を聞いてきますと、発災時の職員のマニュアルはもちろんあったんですけども、ところがいざ震災が起こってみると、すぐに動けなかったということが話に上がっておりました。今後、訓練の強化や、個人個人のマニュアルをつくって浦安は対応されているということでございますが、ぜひとも弥富でも訓練の強化や、浦安で取り組んでいるような職員の個人個人のマニュアルづくりなどを参考に、こうした強化をしていただきたいと思います。

例えば自力で逃げられない人たちの対応は、市役所の人たちが一人一人出かけてやるというのは不可能でありますので、例えば自主防災会などで要望して、どこに誰がおるのか、どんな人たちが救助を求めているのかをしっかりと把握して、必要なものを取りそろえていくことが必要になってくるのではないかと思います。例えば物で言えば、その人たちを運ぶにはどうしたらいいのか、担いで運ぶのかというのがあったら結構苦しいものがありますので、例えばリヤカーの配備であったり、こういった形で自主防災会に要請していく部分があるかと思っております。

または、市としてできることはないのかということで考えますと、例えば市のほうが防災アンケートなどを行って、支援の要る方がどこにいるのかを把握した上で、近くの自主防災会に対して協力を仰いでいく方法もございますので、そういった観点から今後進めていくことが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず職員の個人個人のマニュアルづくりということでございますが、災害時職員行動マニュアルというのを平成19年度に作成しており、職員に周知しているところであります。

また、先ほど最初の質問でもお答えさせていただきましたが、本年度の9月に市職員が全員参加することにより、大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急活動のための協力体制の確立や、各機関の連携した防災力の強化を図り、防災意識の向上を目的に、市役所にお

いて防災訓練を実施したところでございます。今後とも定期的にこの防災訓練を実施することにより、市職員の防災対応能力の向上を図ってまいります。

次の避難要支援者の把握と、防災会への避難の協力依頼についてでございますが、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害から保護するなど、災害発生時に被災者の避難救護を円滑に実施することは大変重要になってきます。自主防災組織などの地域の支援者と連携をとることにより、支援体制の整備をしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須英二議員。

○４番（那須英二君） 我が市では、そうした訓練も行っているということでございましたが、浦安で話を聞くと、マニュアル自体はもともとあったんですね。ところがそのように動けなかったという現実があるので、そういった事例を参考にしながら、浦安にも何度か出かけられていると伺っておりますので、そういったことを参考にしながら今後強化していただきたいということでございます。

先に進めます。それが発災時ということでございます。

その次、ここが一番私としては、この浦安を視察に行く上で重要なポイントだなあと感じてきたところになるんですけども、要するに一時避難所に逃げたはいいけど、そこから救助を待つ間どうするのかという部分になってきます。いざ一時避難所に避難しましたと。しかし、救助を待つ間、本当にどうしたらいいのかわからないというような状況が、今の段階では想定されていないんじゃないかと私は感じるわけでございます。

例えば浦安では、トイレが使えないなどにより便袋の対応に困ったということが話でありましたが、弥富はその比じゃないと思うんですね。というのは、浦安では比較的、先ほど午前中にも平野議員から報告があったように、土地が高いわけです。そうすると浸水による被害がなかったわけでございました。じゃあ弥富はどうかというと、ほぼ全域がゼロメートル以下で、しかもそこから液状化が進み、低いところからさらに沈下のおそれがあるということでございます。東日本大震災のように、直接津波により波がさらって被害に受けるということは考えにくいんですがございますけれども、ただ川を遡上したり、または堤防が決壊する、そして浸水に至るということは、可能性としては大きくありまして、それを抜きにして防災計画は立てられない、考えられないということでございます。

例えば、ここがすごく重要な部分だと思うんですけども、今、保育所など、屋上へ外階段をつけて一時避難所という形で指定しておりますけれども、例えば浸水が始まって足が水につかった状態、もしくは水の中をくぐり抜けて何とか一時避難所にたどり着いた。しかし、その屋上でこの冬場、一晩、二晩、場合によってはもっと長時間をここで過ごせるのかという問題でございます。

ここで聞いておきたいのは、屋上へ避難してきた場合、救助が来るまで一体どれぐらいか

かるんでしょうか。一晩や二晩で救助が来るような体制になっているんでしょうか。このあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市は、全域が海拔ゼロメートル地帯でありますので、浸水が大変危惧されております。津波・高潮緊急時避難場所を使うような大きな災害におきましては、行政も混乱していることが予想されますが、関係機関と早期に調整をとり、迅速な救助活動が実施できるように最大限の対応をしてみたいと思います。

それで、一体何日で来るかということでございますが、これにつきましては災害の程度にもよりますので、一概には答えられない部分でございますが、自衛隊の救助活動につきましては、1日から3日で開始されると聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 1日から3日で自衛隊のほうが来るということでございましたが、例えば3階以上の建物があれば、2階部分まで水がつかったとしても部屋の中に入れますし、暖もとれます。必要な物資があるならば、そういった倉庫も置くことができるし、物品に対しても備えることも可能かもしれませんが、例えば桜保育所などのような避難所で考えますと、住民の方からこういったことがありました。私の家とそんなに大して高さは変わらないんじゃないかと。じゃあそこに逃げてどういったメリットがあるのかということも伺いました。そういった屋上しか使えないような場所が避難所になっているのはどうするんでしょうか。市の指定する避難所に逃げたはいいけど、そこで生命の危険があるようなことになっては大変なことになります。そこで自助とか共助とかというか、それよりも前にやはり公共が、この施設がその考え、形を示していかなければならないと思いますので、こういった状況の中で今後の計画をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず津波・高潮緊急時避難場所と通常の台風時における市指定の避難所については、必ずしも一致していないという部分がございます。そういった部分を、今回配布する防災ガイドブックにおきまして、それぞれ表示してお配りさせていただきます。

この津波・高潮緊急時避難場所につきましては、災害時に危険を回避するため、命を守るために一時的に避難する場所であるために、主に台風時一次市指定の避難所のように、避難生活が可能な場所とは異なり、整備が整っていない場所がございます。そのため必要と思われる物資につきましては、自助の範囲での日ごろからの備えつけをお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私が言っているのは、物資等の問題ではないんですね。要するに、例

えば屋上、今避難所によく指定されていると思うんですけども、体がぬれた状態で冬場一晩過ごせるんですか。ここでもし凍死というようなことが起こり得れば、誰が責任をとるんでしょうか。そういった部分をしっかりと詰めていただきたいということでございますので、そういったお考え方をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えする前に、この一般質問の概要というか、あらましをきのうの夕方いただいたような状況で、私どもとしては一回も全員で確認をしてないんですよね。だから、それぞれの立場で今話をしているものですから、質疑の中に少しかみ合わない部分もあるかなというふうに思っておりますので、今後はもう少し事前に通告していただいて、私どもとしては協議のする場を持たせていただければと思っております。

今さまざまな形で浦安のお話をしていただき、一時的な避難場所に対してどうしていくんだということは、今回の震災で私たちが大きく教訓として学んだことじゃないでしょうか。単に体一つで持っていくというのではなくて事前に備えをしていく。いわゆる二、三日の食料であるとか、あるいは自分が常用している薬であるとか、あるいは交換の下着であるとか、そういったようなものは事前に準備していくということが、今回私たちがこの災害から学んだ教訓だと思っております。だから、そういうような状態をさまざまな自主防災組織、あるいは今後検討しておりますけれども、出前講座等でこういった問題を集中的にお話をさせていただきたいと思っております。これだからこうだ、これだからこうだということじゃなくて、我々が学んだことをもう一度きちっと市民の皆さんとも整理をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 何度も繰り返になってしまうんですけども、要するに市の指定する一時避難所に逃れました。しかも、食料などを持ち込んできましたといった場合でも、そこで寒さ等もしのげるのかといたら、例えば毛布を持ってきたとしても、ぬれた体で屋上に一晩おったらどうなるかわからないような状況になってしまうじゃないですか。そういった部分をしっかりと今後検討していったほしいということなんです。

もっと言えば、私が考えるには、例えばけがや衰弱した方がもし避難所に逃れてきた場合、病院まですぐ搬送するようなシステムが必要になるんじゃないかなと。そこで必要なのは、その病院にまで運べるようなボートを避難場所になっているようなところにおいては用意しておくとか、そういった部分で公共の対応でもできる部分があると思うんですよね。そういった部分をしっかりと今後煮詰めていっていただきたいということでございます。

そのほかには、例えば屋上しかない場合、吹きざらしですよね。じゃあそこでどうやって便袋を使うんだといったことも考えられますので、そういった細かい部分において、一個一

個においてシミュレーションをして何が必要なのか、何が公でできて何を自主防災会にお願いして何を個人にお願いするのか、こういった部分を明確に分けて、今後しっかりと検討していただきたいと思います。

じゃあ第3段階へ移ります。

第3段階は、いよいよ復興ということで、浸水した場合、どれだけの月日が復興までかかるかとか、避難救助された人たちが、例えば一時避難所で救助されましたと。ところが、家がつかっていたらそこに住むことってなかなかできないと思うんですけれども、そういった場合、じゃあどこで暮らすんだと。協力都市の体制であったり、そういったありとあらゆる想定の中で知恵をふるって今後対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 災害復旧・復興につきましては、被害の大きさにもよりますが、伊勢湾台風での堤防締め切りに要した期間は45日間、その後、排水に要した期間は19日間で、合計64日間要しました。しかしながら、東海ネーデルランド高潮洪水地域協議会では、堤防仮締め切り、排水作業に要する日数を最大で12日間と見込んでおります。

また、協議会において弥富市を含むゼロメートル地帯では、浸水被害があった場合に市域外へ広域避難が必要になるとして、広域避難を模索しているところですが、広域避難には課題が多く、結論は出ておりませんが、引き続き研究してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 伊勢湾台風の時よりは日数が短縮され、広域避難も考えられているということであるので、今後もしっかりと進めていただければと思っております。

最後に、県の避難シミュレーションからもありましたが、例えば県のシミュレーションでは、18カ所を新たに架空のものとして追加してもまだまだ足りないわけでございます。だからこそ先ほども申し上げたとおり、本当に避難しなければならない人がどれだけいるのかをしっかりと把握した上で、防災アンケートなどをして、広域的に市民の方からも意見を求めて、使えるようなところはしっかりと対応していく、こういった姿勢が必要になってくるんじゃないかということで、今ある屋上部分に関して、繰り返しになるんですけれども、本当に屋上しかない避難場所で大丈夫なのかということを踏まえた上で、今後の一時避難所の指定を考えていただきたいと思います。

まだまだたくさんの課題がありますけれども、今後しっかりと対応を期待しまして、震災関係の質問は終わらせていただき、次の質問に移ります。

2項目といたしまして、今度財政計画と運動公園についてでございます。

財政計画の中で、よく説明に使われますのが、中期財政計画というものがございます。そ

こでは、よく言われるのが、合併算定がえによる特例措置が今後減っていくので、今後の財政が厳しい、赤字になるというような説明を受けてまいりました。

その中で、歳入に対する取り組みとして、未収金の対策であったり、公共施設使用料の見直しであったり、保育料の見直しであったり、前には都市計画税の導入などが検討課題として上がってまいりました。また、歳出の取り組みとしましては、補助金の見直しや扶助費の見直し、特別会計繰出金の抑制や民間委託の推進などが計画されていたわけでございます。

実際には、例えば保育料などは上げないということで決断されて、本当にこれはよかったと思う反面、逆に国保の繰入金に至ってはどんどん減らされて、先ほど三宮議員の質問にもあったとおり、最大2億3,000万ぐらいまで想定してあったものが、今回は1億円に減っているというような状況もあります。こうした中で、財政が厳しいので、市民の皆さんには負担をお願いしなければならないと、今まで中期財政計画を通して再三説明してきたわけでございます。

ところが、一方では、昨年9月の議会において総合運動公園の基本構想の素案が配られて、概算事業費13億もする運動公園の計画を発表されたわけでございます。中期財政計画の中では、財政が厳しいと皆さんに負担をお願いしなきゃならないと言っておきながら、片や13億円の運動公園をつくりますということでございますが、これは一体どこからこうした財源が出てくるのか説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 1分だけ、前の御質問について少しお願いしておきますけれども、まだこれ議長にお願いしておきますけれども、議員各位が浦安へ行かれてさまざまな研修を積んでいただいたということでございます。我々としては、その成果というものにつきまして、ぜひ防災安全課ないし市全体と共有化していきたいと思っておりますので、またそのような場をまとめていただいて、ぜひ資料等も含めて御案内いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） ただいま那須議員の一般質問の途中ですが、本日、3月11日は東日本大震災の発生から4年を迎えます。

ここで、震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤高清君） お直りください。御着席を願います。

会議を再開します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員の総合運動公園に対する財源の捻出というような御質問でございますので、その御質問にお答えをしていきたいと思っております。

この総合運動公園の意義につきましては、12月議会以降、お話もさせていただいておりますので省略させていただいて、財政の問題について述べさせていただきます。

私自身も就任以来、いろんな事業をさせていただいておりましたけれども、いろんな公共事業を進める上において、その財政を考えるのは非常に重要なことであると思っております。その事業が自主財源でどれほどできるのか、またどれほど必要とされるのか、あるいはその事業に対して起債発行が可能か、そしてまたどれほどの発行が可能なのかというような状況、そしてまたその事業に対して補助金のあり方はどうか等々を考えながら事業を執行していかなくならないというふうに思っております。

今回の財源13億ということは、12月議会でも基本構想の概略予算という形で数字を皆様方に御提示申し上げました。しかし、これからいろんな基本計画を進める上においては、しっかりと精査をしていかなくならないと思っております。

そういう状況の中で、私どもといたしましては、例えば土地取得に対して、あるいは設備に対してどのようなものが社会資本整備の中で利用できるかというようなことについても皆様方にお話をさせていただいたところでございます。土地取得に対しましては3分の1の補助が得られるとか、あるいは施設については2分の1得られるというような状況の中で、資本整備事業という形の中での一つの制度設計がございました。

私も、ほかにどんな科目がないだろうかという中で、国の政治家にもお聞きいたしました。そして、この基本構想をお話ししましたら、公園の都市基盤事業というものが当てはまるかもしれないという形で、都市公園の整備計画でこれから精査していこうというふうにも思っております。そして、より有利な形のものを使いながらこの計画を前に進めていきたいと思っておりますので、今13億の財源に対してこれぐらいのことは必要だろうという前提のもとに話をさせていただいておりますけれども、いろんな方法を使いながら、また多くの人に御指導をいただきながら、この事業に対する財源問題については整備をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） スポーツの振興ということにおいては、何も反対することもないし、活気ある弥富市のためにどんどん進めてもらえば、私としてはよいと思いますけれども、ただ特に大きなものをつくってしまえば、もちろん採算をとれるようなものじゃなくて、将来においては負担になりやすいものであると。殊さら人工芝やスタンドまで入れるというような大がかりなもので構想されておりましたので、こうしますと維持管理費もすごく負担にな

ってきますし、中期財政計画の中では合併算定がえのものにおいて交付金がどんどん減っていく状態の中で、このようなものをつくってしまえば、市の負担、ひいては市民の負担に大きくはね返らないかということで心配しているのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたけれども、どういう財源を使用していくか、どのような形でこの整備事業を進めていくかということにつきましては、まだまだ時間という形の中で精査をするところがたくさんあるわけでございます。

今までも、私たちはさまざまな公共事業をやってまいりました。弥富中学校の校舎の整備事業、日の出小学校の整備事業、それから保育園におきましては弥生保育所、そして今やっております新白鳥保育所、いずれもそれぞれの事業に対しては起債を発行させていただき、そして財政調整基金から幾ら繰り入れていくかというような状況の中で、いわゆる後世に対して負担を強くないというような中で財政計画を立てさせていただいてやってきているつもりでございます。過度に、将来に対して負担を強いるというようなことは極力避けるべきであろうと思っておりますので、那須議員のおっしゃるとおりだと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、仮にこれをつくったとして、今後、維持管理などで経費がかさんでいっても、例えば保育料の値上がりであったり、補助金の削減であったり、そういった市民の負担のふえることのないようにしていくということでお約束いただけるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げますけれども、ある意味で財政というのは生き物でございます。やはり社会の環境、あるいは経済の動向、そういったものに対して我々は税収というのが大きく右に左と変わる部分もあるわけでございます。そういう状況の中で、常にそういうことを前提にしながら財政の健全化を図り、それぞれの事業を考えていくということでございます。

幸いにして、今私どもとしては税収という状況の中では、固定資産税を中心として本当に多くの企業、あるいは市民の皆様にご貢献いただいていると思っております。この税収の確保が我々としては、このまま続けていきたいというようなことを強く思っております。

また、そういったことに対する保育料の改正の問題、あるいは社会保障に対するさまざまなものにつきましては、その都度しっかりと皆さんと協議をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4 番（那須英二君） これはもう質問にしませんけれども、つくるときはそういった補助があるかもしれないんですけども、ただ維持管理していくのは大いに市のほうにかぶってくるわけですので、そうした負担のないように慎重に検討していただきたいと思います。

そしてもう1点は、この弥富市では、私ちょっと不思議に思っているんですけども、なぎなたなどはかなり有名で、その時期になればこの庁舎にも垂れ幕が飾ってあったりするわけですので。ところが、例えばサッカーがどこどこに行きましたというような垂れ幕を見たことがありません。なぜ今サッカーメインでこうした運動公園が進められているのか、まずお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 12月議会でもお話をさせていただきましたけれども、今回の運動総合公園の計画におきましては、その施設の中においては、サッカーということはメインにはいたしますけれども、今大変人気のあるグラウンドゴルフであるとか、あるいはフットサル、あるいは一部陸上競技の場として使えるような状況というものも考えていきたい、まさに多目的な施設として御理解もいただきたいと思います。これは、基本計画の中でしっかりと示しをさせていただきたいと思っております。

サッカー競技という形の中で、サッカー場ということになるわけですので、現在弥富市内には多くのサッカー少年、そしてサッカー青年、あるいは社会人というような状況でたくさんの方がお見えになります。ピッチの問題等において、本当に公式的な競技ができないというのが現状でございます。今現状、日本のサッカーの人口、あるいはサッカーに対するさまざまな考え方、盛り上がり方、私は本当に大きくなってきているなと思っております。そうした中で、私どもとしては弥富の一つの柱としてスポーツということを考えた場合に、大きく地域の活性化につながると思っております。そういうことも踏まえて、サッカーをメインにした総合運動公園という構想を持っている次第でございます。しっかりとしたサッカーグラウンドを青少年に提供したいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4 番（那須英二君） 私は、市民の方々にとってはもっと近くにあって、気軽にスポーツできるようなグラウンドのほうがいやすいんじゃないかと思っておるわけでございます。本当にこうした大きな施設を望んでいるのかということで、それはサッカーの人口はふえつつありますけれども、それはこうした立派なグラウンドじゃなくても、例えばこちら辺でいえば福祉センターの横にあるグラウンドであったり、境の横にあるグラウンドであったり、そういったグラウンドでできると思うんですけども、本当にこうした大がかりな施設を望ん

でいるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは12月議会の中でも、私はサッカーをしてみえる監督、あるいはコーチという方の御意見を聞きました。そうした中では、弥富市で本当にきちっとした公式競技ができるいわゆる広さを持った、そういうピッチのあるグラウンドがないというような状況の中で、今回そういう一つのものを提供することにおいて、よりサッカーの青少年の活躍の場を考えておるわけでございます。これはまた別の観点からすれば、青少年の健全育成にもつながっていくと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これについてはまた協議をしていく場があると思いますので、そこで協議させていただきますが、そもそも弥富で今最優先で解決しなければならない課題が、私は先ほど質問をさせていただきました震災に対して、もっと早急な対応が必要なんではないかと思っております。

極端な話をすれば、例えば栄南にあるような避難タワーが10個ぐらいつくれちゃうわけでございます。もちろんそれをつくってくれということではないんですけども、ただ避難所も足りない、防災グッズも足りない、避難想定もまだまだ足りていない、そういった状況にあるので、今このような運動公園に多額の投資をして負担になり得るものを本当につくっていいのかと。せめて防災対策が、ある程度市民に安心を持ってもらえるものができるまで防災優先の予算分配にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防災・減災対策につきましては、3・11東日本大震災、そして私たちが55年を経過するわけでございますけれども、伊勢湾台風を経験している地域として、また生活環境として海拔ゼロメートル地域という状況の中において、先人の皆様方からこの防災・減災に対しては本当に知識を出していただき、またさまざま事業をしていただいております。そうした中で、私自身も3・11以来、市民の皆様の御協力、そして議会の御理解において相当なスピードで防災・減災対策をやってまいりました。

まだまだ議員おっしゃるように不十分とは思いますが、不十分とは思いますが、そういったことをこれからもしっかりと計画的に進めていくことと同時に、やはり我々行政においては、それぞれの地域において、あるいは弥富市全体の活性化についても考えていかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、最近しばらくの間、スポーツの施設というのは、具体的には展開してまいりませんでした。そういう中において、第1次総合計画の後期計画でスポーツの重要性について示しをさせていただいたという形の中で、この総合計画を前に進めていくという御

理解もいただきたいというふうに思っております。防災・減災しっかりやります。議員の皆さんの御協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 防災・減災、しっかり行いますということでありました。また、弥富の活性化において、そうした運動公園が必要であるという市長の思いも伝わってまいりましたが、ここに関してはまだ温度差があるのではないかなあと思っておりますので、今後また議論させていただいて、本当に弥富に適した形で予算分配し、市民が安心して暮らせる、また生き生きとして暮らせるような弥富にしていくために頑張っていきたいと思っております。これにて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 庁舎の建設についてお伺いいたします。

弥富市の市役所を1日約何人ぐらいの方が利用されてみえるのか、この点をお聞きます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 御質問の通告をいただいて、実は下の1階の総合受け付け窓口で、先週の金曜日、それと月曜日、火曜日とそれぞれカウンターで調査をさせていただきました。ですから、南のほうから入られる方は別としまして、金曜日で508人、月曜日で627人、火曜日で499人。平均的には545人ということになりましたが、おおむね月曜日に多い数字が出ているかなと思います。先ほどのように、平均して545人ということになっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、545人ということを聞きましたけれども、市役所の中には毎日のように相談とか納税、あるいは住民の多くの方が見えるわけですね。そして、一番大事なのは、市民の方が市役所をいわゆる指令塔として見えるわけですね。その中で、3階部分は雨が降ると、3カ所も4カ所も漏ると。市民の方が納税相談、あるいは他のことにあって、本当に市民の方の生命とか、そういうのを守れるものか。こういうことを思うんですけれども、おおむねの方が市役所の3階に雨が漏るということは、ほとんどの方が知らないと思うの。

ただ、知ってみえる人は、議員が3階へ上がったり、一部市役所についての手を挙げてみえる人がたまに入ってみえるというぐらいのもので、ほとんどの住民は知らないと思う。こ

れに、市が本当に地震対策、安全対策という観点から見て適当であるかということ进行うんですけれども、この点についてはどうですか。

○議長（佐藤高清水君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 議員の御指摘のように、市役所3階につきましては、議場の雨漏りというのは、私が議会事務局をやっておるときからもう既にごさいました。原因となる場所には明らかでございませんけれども、天井からの雨漏りはバケツ等を置いて対応はさせていただいておりますけれども、望楼がございますよね。その望楼については、やはり長い間のシーリングの劣化ということがございまして、直接降り込むわけではありませんけど、台風時の吹き上げということで雨漏りが起きているというのが現状でございます。

庁舎の安全性につきましては、雨漏りが直接住民の安全を脅かすということではございませんけれども、本市のホームページに、弥富市の市役所の本庁舎耐震診断結果については掲載しておりますが、耐震性が不足しているということは御承知のとおりであります。

この耐震診断結果を見ていただきますと、本庁舎東西方向の3階でI s値が0.21、南北方向の1階でI s値が0.29と、耐震性能がI s値0.3未満の階が存在しております。I s値が0.3未満といいますと、一般的には震度6強から震度7の大地震で倒壊、または崩壊する危険性が高いと言われていることとございます。耐震性能I s値0.3未満の場合は、基本的に建物を改築、あるいは新築することを前提とされていますので、安全面、維持管理面からも庁舎建てかえが必要である、喫緊の課題であるというふうに考えております。

○議長（佐藤高清水君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 副市長、私が言うのは、雨というのはバケツで受けておところが漏るわけじゃないんだね。恐らく伝ってくるわけね。そうすると、学校でも体育館なんかだと屋根が落ちたり、それからプールなんかでも屋根が落ちたということは幾つか聞くわけね。だから、説明はいいんだけど、その漏っておる箇所というのは全くわからんでしょう。

ただ、バケツを受けておところが漏るんじゃないかということにしておるだけであって、その箇所はわからんわけね。そういうところにしておってすれば、2階のほうだって恐らく腐ったところも出てくると思うの。そういうときに、小さな子供さんを連れしたり、いろんな人が、市役所というのは市民からいえば安心な場所なんですね。ここぐらい安心なところはないわけ。この安心のところ、これだけの雨が漏っても全く対応がでんということについては、今後どのように考えてみえるのか。

○議長（佐藤高清水君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほど言いましたように、やはり耐震性がないということですから、喫緊の建てかえが必要であるということに重点を置かなければならないと思っております。

それと、先ほどの雨漏りでございますけれども、確かにそのとおりで、過去にも調査しま

したが、どこから漏っているということはわかりませんでした。ですから、議員の言われるように、建物の中については相当劣化が進んでおるだろうと十分想定しております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それはいいにしても、弥富市は愛知県の大村知事から災害指定地域ということになっておりますね。そして、さっきの全協では、大木副市長から弥富市のモデルのシミュレーションということで発表されて、車で避難される方は約2万1,000近くの方が被害に遭うと。中には、避難場所が近くにあれば、7,400人ぐらいで被害者が少なくなるということでもありますので、この辺については市側は、どのように思われたということね。

それともう1つは、続けて言いますけれども、個人的なこともありますけれども、ちょうど今の3月4日4時30分ごろのときに、海南病院に見舞いに行くようになっていましたから、事務局に裏の駐車場を30分ぐらいちょっと貸してくれんかということでお願いをしてきたわけです。それで車をとめたところ、名前は言いませんから、この庁舎に反対してみえる方が今手を挙げてみえる。その方にも言いました。おたくは塾をやってみえ、そしてまた子供さんにピアノを教えてみえる。また、もう1人の方は塾をやってみえる。子供さんがこれから未来を歩いていくのに、あなたがこうやって反対して、もしその家族が被害に遭ったら、あなたとしてはどうしますか。あなただけじゃなくて、あなたの家族、あるいはあなたの親類も、あそこのうちがああやって反対したんだからけがになったということに一生なるから、そういうことを、できたら今手を挙げている方に手を下げていただいて、そして、服部彰文市長は、全協とか本会議でも、公益になる話ならいつでもお話をしたいと言ってみえたから、できたらやっぱり我々は神様、仏様のもとで生かさせていただいておるんだから、人を助けると、人に優しくするということが大事だから、この辺のところはどうですかという話もしました。近いうちには、その方が私は市長とアポをとって、できたらお話ができるようにというふうにもお話ししてきましたから、その後の話はまだ聞いておりませんけれども、近いうちには私も会って、できるなら、指令塔であり、また県のほうで今大村知事も一生懸命この弥富市に対して海拔ゼロメートルということであって、本当にお金じゃなくてやっぱり人命、人があればどんな借金があっても最終的には必ずそれはペイになる。こういうふうに私は思っておりますから、こういうのを含めて、市が積極的にこれからお願いをしていただきたいと思います。

これで、今の市役所については終わります。

次の質問に参ります。

私鉄というと、弥富市では近鉄、そしてJR、名鉄と3本ありますが、この間、レール以外のところについては、それぞれの会社が固定資産税を払っているということを言っていましたけれども、一体この土地は誰の土地であるかと。この間の答弁を見ていると、総務大臣

が配分をして金額の通知をするというふうにあるんですけども、お金を幾らもらっていますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず固定資産税の課税につきましては、土地の登記簿に載っている方に課税しておるという仕組みでございまして、鉄道の敷地も、例えば近鉄が登記の名義人なら近鉄に課税するという形でございます。それが幾らで課税するか、またどういった地目で課税するかということになったときに、鉄道敷地であれば鉄軌道という地目、それから駐車場であれば雑種地と……。

○18番（大原 功君） それじゃなくて、線路内だけでいいです。

○総務部長（佐藤勝義君） 線路内につきましては、鉄道敷地であれば鉄軌道という地目で認定して課税しておるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 課税をしておることですから、当然面積があるはずね、課税をする以上は。その面積は一体どのくらいですか。先回も、わかりませんから次のときにという話でありましたから、今回は、私の一般質問の総務部長の答弁だと、地方自治法第389条第1項の規定に基づき、総務大臣から配分の金額を通知いただいているというふうに説明してあるわね。だから、お金をいただいているとなれば、当然面積があっていただくわけだから、そうでしょう。面積がなくてお金をくれるところはまずない。そうすると、この土地は、総務大臣ということは国の土地ということなのか、それを管理する東海財務局なのか、どっちなんですか、これ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問にお答えをいたします。

9月議会と12月議会の御質問の中で、総務大臣から配分があるよというお話をさせていただきました。それにつきまして、12月議会のときに、それぞれの車両が走っていますので、その車両分の償却資産については大臣配分ということで、償却資産の部分については大臣配分で通知が来まして、それをそれぞれの所有者、私鉄であれば3社に賦課をさせていただくことになっております。

先ほど総務部長からお話をさせていただきました、鉄道敷地であれば鉄軌道という形で、土地については賦課をさせていただいておりますが、家屋と土地につきましては、直接計算をさせていただきまして、それぞれ3社、所有者の方に賦課をさせていただいております。

あと、先ほども言いましたように、車両等の償却資産につきましては大臣配分になりますので、金額の通知をいただいて、それをまた私鉄3社、それぞれの所有者に賦課をさせていただくという形で固定資産税をかけさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は、資産評価じゃなくて土地の部分、例えば3社を合わせると土地が300万坪とか400万坪という土地であって、それによって案分されてくるというふうになれば、こういうふうに書いてあるわね、おたくが言われた一般質問の中に書いてあるけど。そうすると、面積というのはちゃんと出るわけね。面積がなくてお金をくれるということはまずないと思うんですね。弥富市でもそうです。私が土地を持っておれば、私の土地に対して固定資産税は幾らということでされるわけね、そうでしょう。勝手に固定資産税を私によけとか少なくということはできんわけね。これが私が聞きたいこと、その土地の部分はどなっているかということを知きたいの。面積と、総務大臣からの配分からの金額と言ったけど、金額ということはお金ということをはきちっとおたくさんたちが今の一般質問の中で私に答えておるわけね、そうでしょう。今回の私の一般質問って読んでいただきませんでしたか。読んだら書いてあるんだな。そのところを知りたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 先ほども申しましたように、土地の部分については、それぞれ登記簿の登記してある所有者について直接賦課をさせていただく形でございます。先ほど議員がおっしゃられましたように、大臣配分の部分については、車両等の償却資産について、それぞれ県をまたいだり、市をまたいだりして走っておりますので、その部分については大臣配分として、この金額を課してくださいよという通知が来るわけですね。

土地と建物については、それぞれ弥富市内で、近鉄さんであれば、弥富の駅とか佐古木の駅とかに建物がありますし、敷地の中で土地の部分については、弥富市の中の土地の部分だけになりますから、それは直接という言い方はおかしいですけど、償却資産の部分の大臣配分の額も含めた額で、土地と建物を合わせて固定資産税をそれぞれ私鉄3社のところに賦課をさせていただいて、納めていただいておりますという現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、レールが敷いてある線路部分は近鉄の土地ということなんですか。そのところをちょっと聞きたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられますように、線路が引いてある土地については鉄軌道、鉄道敷地になりますので、それぞれ登記がしてありますので、その登記がしてある所有者について、それぞれ賦課をさせていただいている。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今、おたくが言われるように、近鉄さんの敷地だということで登記がついておることね。これで間違いはないですか、間違いはないね。

そうすると、弥富市には土地評価委員というのがあるわね。そうすると、その評価というのは、国が決めるものか、弥富市の土地だから弥富市の評価委員の委員がその金額を決めるんじゃないかなと思うんですけども、これは総務大臣が、国のほうが案分して、近鉄さんの敷地、名鉄でもJRでも登記がしてあるというんだから、そういう金額で出すのですか、どっちなんですか、これは、その辺のところ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 車両等の部分についてのみ、償却資産の部分についてのみ大臣配分があるわけですね。土地と家屋については、登記してある所有者について直接、それぞれ近鉄さんの鉄道敷地である鉄軌道であれば、その金額が平米当たり幾らというものが出ますので、それは大臣配分ではなくて、それぞれ路線価とかいろんなものがありますけど、金額が平米当たり幾らということで評価額とか課税標準とかが出ますので、それに基づいて平米を掛けて、直接所有者に対して賦課をさせていただいております。

ですから、土地の部分についても大臣配分ですかというお尋ねがあるんですけど、土地と家屋については大臣配分は全く関係ありませんので、車両等の償却部分についてのみ大臣配分といいまして通知があるわけでございまして、土地、鉄道敷地などの土地の部分と、それから駅舎などの家屋については直接、それぞれ弥富市内の分しか課税ができませんので、それぞれ所有者に対して賦課をさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何かちょっとわからんかな。

それは、私の言うのは、上の部分と下の部分と違う。ただ、私の聞いておるのは土地だけのことね。上の部分というのは、普通一般に住宅を建てると、家屋税と固定資産税と別個になるわけだね。だから、下の土地の部分だけの分が近鉄のものというふうに登記をあなたがしてあると言うから、その登記をしてある分が300万坪か400万坪かわかりませんよ。この部分のところの金額は一体幾らになっているんですかということを知りたいんです。

面積もわからずにおってしておったら、金額は絶対わからんわね。あなたがさっき言った、平米当たり幾らと言うんだったら、恐らく平米というのは1坪だと思うんだね。そうでしょう、3.3の計算だと思うんです。そうでしょう。あなたは全体的の償却資産と、その上のもので対しての、電車が走っておる、こういうことに対しての説明だと思う。私の聞いておるのは、レールが敷いてある下の土地だけのことを言っておるだけだよ。その土地は一体幾らになっているんですかということを知りたいの。

それは、近鉄さんのものとして登記してあると言うから、その部分については、国は近鉄の土地を今の配分ということはできないはずですね、近鉄さんの土地だから、そうでしょう。この辺の部分は、私が知っておってあなたが知らんということだと、一般質問は何のために

通知しておるかということなんだ、いいかね。

この問題については、なぜかという、こればかり言っておっていけませんから、民法の改正ということがあるね。この中に約款というのがあります。約款の中には、おおむねの、今まで使っておったんだからいいんだよというふうに、赤道でもそうですね。もうそういうふうな格好で終わっておるわけ。実際には、これはもう条文化しなきゃいかんというふうに国がみずから言っておるわけね。条文にしておけば、例えば今言ったように、これは近鉄さんの土地ですよ、これはＪＲさんの土地ですよ。レール部分の土地だけですよ。償却資産じゃないですよ。その土地の分については、私どもも蟹江町とか飛島とか愛西市とか、いろんなところが持っています。弥富市にある土地については弥富市に税金を払っています。

ただ、遠くにあるところね、これらの部分はそちらのほうの市町村に払っております。そうすると、今の近鉄の引いてある土地というのは、近鉄が持っているんだから、近鉄が持つておればそこは弥富市の土地である。それに課税をかけるわけですね。

それと、先回には、この金額については幾ら固定資産税を払っておるか言えませんという話だったわね。そういうことを言われると、皆さん議員の方も覚えてみえるかもわかりませんが、栄南地域に大きないろんな企業がありますね。その土地は、こういう書類を皆さんに配っていただいて見ましたね。市長、見たでしょう。そうすると、企業は見せるけれども、ＪＲとか近鉄とか鉄道は見せないということだと……。

皆さん見たんじゃないですか。８億５,０００万とか何とか書いて、ずうっとどここの大きな会社のやつはあったね。皆さん見たと思うんです。見せていただいたもんね。だから、どっちが本当なんですか。見せていただけるのか、どんだけ払っておるということは、やっぱり公表しなさいと、片方の大企業はずうっと公表して、これだけいただいていますと。あるところの会社は面積を広くしたから、その部分をいただきますよという話がたしかあったと思うんです。議長も知っておると思うよ。見せていただいたと思う。

だから、これは私鉄だから固定資産税を見れんのか、この辺のところをちょっと聞きたい。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず鉄道の敷地だけ捉えまして、敷地の土地については先ほど税務課長が答弁していますように、その登記簿の名義人に対して課税しておるということで、大原議員から、それが一体何平米だと、幾らだという御質問に関してですけれども、それにつきましては、例えば大原議員が土地をどんだけ持つておる、固定資産税が幾らだというのをお答えしないのと同じ意味合いで、近鉄がどれだけ土地を持つておる、固定資産税は幾らかというのはちょっとお答えできないという形をお願いしたいと思います。

それで、港湾区域の土地につきましては、奨励交付金が一体どれくらい交付されておるかという形で参考的にお返しはしましたが、それは回収させていただいておるということで、

基本的に個々の企業の税額をお知らせするという意味でお配りしたものじゃなくて、大体どのぐらいかかっておるとい参考資料としてお見せしたということで整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） どんどん時間もあれだけれども、私が言うのは、弥富市に持てば当然弥富市の土地だから、その分については固定資産税というのはきちっと出るはずですね。そのために、政府からの固定資産税を案分するわけじゃなくて、弥富市が土地評価委員会という、これは駅から300メートルについて70%とか、そういう基準が多分あるはずですね。それについてしておるんですから、私が言うのは、駅のレールの敷いてある部分が近鉄のものだと、例えばJRでもそうですね。そのものということは、その評価額が幾らになるということになれば、その近くにおる人は評価額が下がるわけね。同じ土地だから下がる、そうでしょう。逆に下がるんじゃないの。今の金額が、駅のところだと、例えば坪40万だとします。そこのところはレールが敷いてあるわけね。その下のところの土地の固定資産税という評価額なのね。その分についてすると、評価の金額を出すとは、その分は安くならないかんわけ、駅前の近くの人はね、逆に。私はそれが聞きたいこと。

それともう1つは、この2月24日新聞に載っていましたが、日本の企業で、日立製作所がイタリアの鉄道を買収したということで大きく新聞に載っていました。これについては、その参加者は隣の中国も参加をしておると。だけど、その金額が2,800億円ぐらいでしたかね、そういうふうでしたので日立製作所が落としたということでありますから、ここで私が聞きたいのは、近鉄は近畿日本鉄道というので始まっておるわけね。

だけど、2015年4月1日から発足が変わって、持ち株会社ということになります。これは近畿グループホールディングスという名前になるわけですね。実際に、これが本当に私が今あなたが言われるように弥富市の中の土地であって、近鉄の土地という登記があれば、これは外国から来ても買収も何もいいんですけれども、曖昧のいわゆる約款というものが政府がきちっとしなさいということで今しておるわけね。わかりますか。約款ということはわかりますか。

約款ということは、今まではいいだろういいだろうということですうっと進んでおったわけ。それではいかんから、必ず条文をつくりなさいということなんです。だから、近鉄さんが近鉄さんといって、あなたが登記があると言うなら、私は登記簿をとってきますから、近鉄の。法務局でとってこればありますから、その面積はわかりますから、こんなことぐらいは簡単ですからとってきますから、この続きにまた聞くかもわかりません。

それと、先回申し上げましたが、いわゆるホールディングスという会社ができたのは、平成9年から新しく方法で変わったわけね。それが皆さん方が持ち株会社ということで、

相手に、例えば、近畿日本鉄道のものが今度近畿グループホールディングスというふうになれば、そこが全部普通にあってくるわけね。そういうふうになるわけ。

それともう1つは、三重県の長島町が、私はわざわざ見てきました。3月8日5時41分に急行がとまったんですね。市長、知ってみえますか。急行がとまりました、長島で。これがなばなということととまるわけね。なばなとか今の長島温泉というのは、いわゆる近鉄グループの中に入るんだよね、たしか。三重交通もそうです。だから、自分のところの会社の便だけをこうしておって、そうだったら前も言いました駅のホームに転倒防止をつけてくださいと言ったら、服部市長は、近鉄に言ったら、全線はそのようなものはをつけていないということでありますから、今の長島町は私は人口も聞きました。1万4,470人でした。聞いてきました、わざわざ支所まで行って聞きました。間違っておるといかなから、というのでもしあれだったらここに書いてあります。向こうで書いていただきました。私が書くと間違ふからということでしたけれども、やっぱりそれだけ便利をするなら、服部彰文市長が前にも言っていたように、弥富市の1日の利用者は1万5,000人というふうに聞いておりますね。1万5,000人で、片方は1万4,000人ばかりのところでは急行をとめて便利を図るなら、弥富市も特急をとめてもらうようにお願いしたらどうですか、市長。もっともっと弥富市が、市長が言われる財政豊かになると思うんですよ、この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと予想していない御質問でございますので、ちょっと答弁に困るんですけれども、なばなの里であるとか長島温泉という地域は、議員のおっしゃるとおりだと思います。近鉄の状況の中で、いろいろと便宜を図っていただく施設だろうと思っておりますけれども、これはある意味では観光地という状況の中で、利用者の便宜を図るという一つの前提があらうかなと思っております。

いつもいつもとまるわけではございません。例えば今だったらイルミネーションの期間、土曜日、日曜日だとかいうようなときにとめて、ちょっと私、実際わかりませんが、そういうような日程でとめてみえるのではないかなと思っております。確かに、近鉄弥富駅に特急電車がとまるということは大変うれしいことでございまして、これはお願いするということよりも、そういう形の中が望ましいことでございますけれども、すぐ隣の三重県ですと桑名の駅にとまりますよね、そういった形の中で、名古屋までの時間というのはわずか10分、15分で近鉄の特急は到着すると思っております。

そういった中で、それぞれの列車の便宜性というのは、特急は特急、そして急行は急行、準急は準急、そして各駅停車の普通電車は普通電車という形で、それぞれの役割があると思うんですよね。そうした形の中で、私どもといたしましては、仮に近鉄弥富駅に特急がとまっても、特急券を払って利用されないと思いますね。わかりませんが、まずは利用されな

い。急行がとまってくればいいという形で、多額な料金にもなるかと思いますが、これにつきましては今のところ要望するつもりはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ホームが、やっぱり製造物責任というものがあります。外国のほうでいうと、パロマ法とか、日本だとPL法というふうに、製造責任者、それは消費者を守る、安全対策をするということがあります。それは法律の中できちっと明記されております。それだから、やっぱり製造したものがある一定、利用者の安全対策というのは大事なことです。

もう1つ聞きますけれども、PPPについてはどう考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） PPPと言いましても、その中にいろんな制度がございます、例えば、PFI、指定管理者制度等がございます。

その中の指定管理者制度につきましては、先ほど他の議員の質問の中にもございましたように弥富市も取り入れていまして、7つの施設を取り入れておるということでございます。

あとPFIという制度については、その制度は弥富市においては導入しておりません。と申しますのは、例えば何かの建物をつくるときに、今現在の弥富市のやり方は起債、地方債を発行して建物をつくると。自前でやる場合もありますけど、自前の資金でやれない場合は地方債を発行してやるという形をとっております。というのは、仮にPFIでやったときにも、そのPFIの事業者に対して利子と申しますか、そういったもので分割して払っていかなくちゃならないということが生じまして、その利子が弥富市が直営でやったときに発行する地方債の利子よりも高くなるということがございます。そういった関係で、利子が高くなっても、なおかつやれるようなメリットが見出せなければ、このPFIという手法はとらずに、直営で、弥富市が事業主体になって地方債を発行したほうがいいという形で、今まではずうっととられておりますので、手法としてはあるわけですが、今の段階では取り入れていないということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） よくわかるんですけども、今、服部彰文市長が3期目に入って、元気のある弥富市をつくるというふうで、この間、大村知事の前でも私は言いましたけれども、愛知だけの元気じゃなくて、その中の弥富市の元気をつくるということについて、やっぱり市だけの財政で駅前整備というのはなかなかできんわけね。やっぱり民間と公費と使う方法、こういうのをしていかないと、なかなか駅前の整備というのはなっていない。まだ駅前の近くでは、ぐり石の上に土台があるというところもあると思います。そういう中で下水をやったり何かしてくると、家が傾いたり、いろんなことをやると大工事になってしまう。そういうのをやっぱり早くやったり、地震対策をするためにはこれは大事なことであると思

うので、こういうのも考えていただいて、市の財政と、それから施設の財政、あるいは民間のPFIというような資金を使って、市から発行していただいて、そのやつで民間の金を利用するという方法もやっぱり新しいものだと思います。

私は、この間8日に東京に行って、安倍総理大臣に表彰をいただきました。その挨拶されたときには、人間もっともっと努力すれば、日本は今の3倍、4倍になる。だから、国が裕福になるのは日本が一番大事だという話で言われて、ああなるほどなあ。お互いに勉強しながらすれば、もっともっといいものができてくるよという話を聞きました。

そしてまた、利便性があるということについては、昔、佐藤町長というのがおりました。このときには愛鳥同志会というのがあって、ここの中で、今日の出小学校、昔は中学校、そのところを買っていただいた。2割ぐらい高かったというふうで議員の多くの方が反対された。でも、私は賛成して、これは絶対買っていただかないかと買っていただいたのが初めて、今、日の出の裏側の駐車場はあれだけ大きくなった。

やっぱり物事の判断というのは今だけじゃなくて、これから長い未来をもって判断するということが市民の安全・安心、それから市長が県に行っても、国に行っても、やっぱり弥富の市長かというふうに大手を振って行ける。大手を振っていただくということになれば、弥富市民も大手を振って歩けるということを確認しておりますので、今後、市長のますます行政に力を入れていただくようお願い申し上げます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目に、特定健診と特定保健指導についてお尋ねをいたします。

特定健診は平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査・健康保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられました。

平成26年7月に厚生労働省の発表により、平成24年度特定健康診査、また特定保健指導の実施状況が公表され、第1期特定健康診査等事業計画の最終であります平成24年度の全国の実況が取りまとめられました。

それによりますと、平成24年度の特定健康診査の対象者数は5,281万人、受診者数は2,440万人となっていて、全保険制度の実施率は46.2%とあり、市町村国保では33.7%となっております。

また、特定保健指導の対象者、これは特定健康診査の結果から生活習慣病の改善が必要とされた方でございますが、特定保健指導の対象者は432万人で、健診受診者に占める割合は

17.7%、そのうち特定保健指導の終了者は71万人で、保健指導対象者に占める割合は全保険制度では16.4%、市町村国保では19.9%となっていました。メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率は対20年度比で12%となり、効果が出ている結果となっています。

時系列はさかのぼりますが、同年4月に開催されました厚生労働省所管の第12回保険者による健診、保健指導等に関する検討会の資料で、特定健診・保健指導の医療費適正化効果の検証のためのワーキンググループ中間取りまとめ案の概要において、特定健診・特定保健指導による評価指標等の推移として分析結果が示されました。この分析は、200万人を対象として、特定保健指導終了者とそれ以外の者について、翌年度の検査データの差を比較したもので、各年度全ての性別、年齢階級別を比較したものでございます。

分析結果は、特定保健指導終了者は、それ以外の者と比較すると、各年度全ての性別、年齢階級別において、腹囲、それからBMI、そして体重が大きく減少しており、血糖、血圧、脂質等も改善しておりました。詳細の一部を紹介しますと、腹囲については、積極的支援を受けた指導終了者は、男性では平成20年度と21年度を比較して2.2センチ、そして21年度と22年度を比較しますと1.7センチ、22年度と23年度を比較すると1.2センチ減少し、女性では20年度から21年度では3.1センチ、21年度から22年度で2.2センチ、22年度から23年度で1.7センチ減少していることがわかり、特定保健指導はメタボリックシンドローム解消に大いに成果があると考えられます。

平成24年9月には、特定健康診査等基本方針が改正をされまして、第2期特定健康診査等実施計画では、平成29年度における市町村国保の特定健診実施率は60%、そして特定保健指導の実施率も60%を目標とすることになりました。

そこで質問をいたします。弥富市の実施計画で第2期特定健康診査等の実施目標は、国の示す実施率60%と同率を目標としてみえますが、愛知県の平均と弥富市における平成24年度と平成25年度の特定健診の実施率、また特定保健指導の実施率は、それぞれどのようなようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御質問の件でございますが、平成24年度の特定健診実施率は、愛知県平均では36.6%、当市では39.1%でございます。平成25年度では、愛知県平均では37.5%、当市では40.0%でございます。また、平成24年度の特定保健指導実施率は、愛知県平均は15.8%でございますが、当市では5.0%ございました。平成25年度では、愛知県平均では15.3%、当市では8.5%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 第2期特定健康診査等の事業計画に示されている特定健康診査等

の実施にかかわる目標の中から、特定健康診査実施率から見ていきますと、健診率については、平成20年度から23年度まで年々上昇傾向にあります。特定保健指導実施率につきましては、そうとも言えない状況にあると見ることができます。これは、健診は受けたものの対策はとらない人が多く、少し太っているけど、まあいいかなあと自分で判断してしまっている状態ではないでしょうか。特定健診の受診率や特定保健指導の実施率が向上することにより、医療費が減少している実績も出ておりますし、国民健康保険財政での後期高齢者支援の減算もあるとお聞きいたしております。

そこで、特定保健指導の積極的な実施と、指導対象者へのアプローチをお願いするものですが、その点、市としてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 特定保健指導の積極的な実施やアプローチ等の市の考え方ということでございますけれども、当市の第2期特定健診・特定保健指導実施計画における取り組みは、糖尿病等の生活習慣病予防を狙いとして健診を行い、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少を目指すものでございます。

平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まり、平成22年度より国民健康保険に加入している40歳から74歳の市民で、特定健診を受けて積極的支援と動機づけ支援の対象となった方には、特定保健指導を実施しております。

特定保健指導対象者に対して、書面により通知して指導を受けてもらえるように促しているのが現状でございます。

また、集団健診でも特定健診を受診するときには問診票を書いていただくわけですが、その特定健診指導を受けるという欄にチェックをしていただいて、なおかつ特定健診の指導の対象となる方につきましては、必ず指導を受けていただくように促しているのが現状でございます。

しかしながら、特定保健指導を健康教育、健康相談などと誤解されている人や、病気でない状況のため余り重要視していない人、メタボリックシンドロームを理解し、食生活や運動の面から改善できることを知っている人、仕事が忙しい、やる気がない、続かない、実感がないなどの理由で特定保健指導の実施率が上がらないなどがさまざまな要因でございます。

ただ、議員も言われましたけど、メタボリックシンドロームの該当者が減少しているということがございますので、特定保健指導を受けない人みずから生活習慣の改善を行った結果ではないかというふうに考えております。

このような状況の中で、地道に特定保健指導を行うことが重要でございますので、その必要性のPRと糖尿病等の生活習慣病予防の情報提供を行い、メタボリックシンドローム等の該当者、予備群の減少に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 私は、12月議会において健康マイレージの質問をさせていただき、市側から27年度から積極的に取り組んでいくという回答も賜りました。ありがとうございます。

その折、市側より、本来、健康づくりは個々が考え、実践することが必要との答弁でございましたが、なかなか個人で実践し、継続することは難しく、よく聞く話ではございますが、健康器具を通販で購入したが、あっという間に押し入れの肥やしになってしまったり、ハンガーをつるす道具にさま変わりしたという経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。1人より2人、2人より3人というようにグループをつくりながら体質改善を進めていくなど、特定保健指導を契機として健康づくりグループに発展をさせていくなどという、今後も本市にはその呼びかけなどを担っていただければと思います。

次に、データヘルス計画についてお伺いをいたします。

先ほど来より申し上げましたが、平成20年度から特定健診の実施が保険者に義務づけられ、多くの方が受診されるようになったことや、診療報酬明細書、レセプトとありますが、電子化が進むなど、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題を分析したり、保健事業を評価したりするための基盤が整いつつあります。

また、超少子・高齢化の進展に伴い、働き盛りの世代から健康づくりの重要性が高まっています。そうした中で、平成25年6月14日付で閣議決定をされた日本再興戦略には、国民の健康寿命の延伸が重要施策として掲げられ、全ての健康保険組合に対し、レセプトなどのデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされました。

こうしたことから、平成26年3月、厚生労働省は国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を一部改正し、保険者は健康、医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画、これがデータヘルス計画のことでございますが、この計画を策定した上で、計画に基づく保健事業の実施及び評価を行うものとなりました。

そこでお伺いをいたします。本市におけるこのデータヘルス計画には、どのような内容が盛り込まれる予定でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） データヘルス計画についての問い合わせでございます。

この計画に盛り込まれます予定内容といたしましては、毎年策定している弥富市国民健康

保険に関する事業計画の平成27年度改正時に、データヘルス計画の策定、実施に関する項目を盛り込みたいと考えております。

予定内容といたしましては、2項目ございます。

1項目といたしまして、レセプト、特定健診データを用いた地域の特性や課題の把握をした上で、実施計画を立案するというところでございます。

2点目といたしまして、計画に沿って保健事業をする場面でもデータを活用するというところでございます。主な施策といたしましては、特定健診の勧奨、特定健診の結果に基づき個別に作成した情報の提供、特定保健指導の勧奨、医療機関への受診勧奨、服薬者への支援、重症化の予防でございます。

その後になります、事業を実施した後にデータに基づいた事業の評価を行います。先ほど言われましたPDCAサイクルの考え方でございますけれども、こういったものを取り入れ、弥富市の国民健康保険に関する事業計画の改正を行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、この計画を策定することによってどのような効果が考えられるのか、伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 効果でございますけれども、データヘルス計画の策定・実施により、疾病予防と健康寿命の延伸を図ります。また、被保険者が健康になっていただければ、その結果として医療費が削減できるというようなことも考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 被保険者の健康状態、また疾病構成などの特性を把握でき、そこに効果的な事業を行うことで、医療費の抑制につながるようでございます。いろいろメリットがあるこの計画の策定は保険者に義務づけられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、この計画期間はいつからいつまでなのか、あわせてお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、健康寿命の延伸が重要なテーマに上げられております。それを実施する施策として、政府は医療保険者にデータヘルス計画の策定・実施を求めているということでございます。

また、期間でございますけど、先ほど申し上げました27年度からというもので、平成29年度までを予定しております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） では、義務づけられているというわけではないということでしょうかね、今の。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 求められているということです。

○11番（炭竈ふく代君） 求められているということですね。

この計画ですけれども、愛知県でも今年度中に計画を策定する市があるとお聞きしておりますけれども、他市の状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これは、国保連が作成した平成26年12月のデータヘルス計画策定の一覧表によりますが、県下54市町村のうち、策定期間につきまして、平成26年度に11保険者が策定いたしました。また、27年度では32保険者が予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） やっと全国がフォーマットで統一されたデータが蓄積をされ始めたことによって、同じ項目で比較ができるようになりました。結果、他市と比べまして我が市ではこんな病気の人が多いとか、また40代の人にはこんな傾向があるなど、いろいろと細かい分析ができるようになりました。そこを分析して、このデータヘルス計画に沿って事業を展開する。

ただいま御答弁をいただきましたけれども、中に地域の特徴や課題の把握をした上での計画を立てていかれるということですので、今までのように、とにかく健診も、それから健康教室も一通りやるというのではなくて、市民の健康について特徴を把握することで、優先すべき課題が明確になります。また、予算の組み方や施策の取り組みも明確となり、効果の出るところに集中して予算を入れるという効率的な取り組みができるかと思います。また、個人に対する焦点を絞り込んだ事業を展開することができるため、将来、医療費が上がりそうな病気への展開が心配な方への早目の予防を働きかけることも可能ではと思います。

このデータヘルス計画は、策定するだけのものではなくて、市の課題に集中して施策を打つ、そこが改善されてきたら次の課題にシフトするというように、今までの健診は健診、医療費は医療費、健康づくりは健康づくりと、それぞれが単独に行っていたものがつながることで、事業とその費用対効果が明確となり、それを進めることで医療費の抑制が期待できるものと思います。窓口の事務方である国保年金課と現場である保健センターとが今まで以上に連携が必要となるかとは思いますが、ぜひとも改善に向けた推進に御期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、生活困窮者の自立支援について質問をいたします。

ことし4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。

この制度は、生活保護になる前に、失業やひきこもりなどが原因として就労できず、生活

に困窮している方を対象に支援をする制度と伺っております。全国の生活保護世帯の現状は、少し古いデータではございますけれども、平成26年2月現在、約216万6,000人、被保護世帯は約159万9,000世帯となっています。このうち高齢者世帯は45.5%で、高齢者のみの世帯が大きなウエートを占めています。こうしたデータの中で、その他の世帯が18.1%、約28万7,000世帯となっています。

そこで、本市における現在の生活保護世帯の現状についてお伺いをいたします。

初めに、現在の生活保護人数を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これは本年2月1日現在の数字でございますけれども、257人でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、生活保護世帯についてでございますが、分類別でお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも同じく2月1日現在の数字でございますが、世帯数全体で181世帯でございます。世帯分類別は、高齢者世帯が58世帯で全体の32.1%、母子世帯が18世帯で9.9%、障がい者世帯が19世帯で10.5%、傷病者世帯が37世帯で20.4%、その他世帯が49世帯で27.1%でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 最後のその他の世帯というのは、失業とか何らかの理由で生活保護を受けている若い世代の世帯と考えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、各世帯の定義を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず高齢者世帯といいますのは、男女とも65歳以上のみの世帯か、それに18歳未満の者が加わった世帯のことを申します。

また、母子世帯は配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子がいる世帯、または障がい者や傷病者世帯は、世帯主が障がい者か傷病者等で働けない世帯でございます。

御質問のその他世帯でございますが、そのいずれにも該当しない世帯を指しますので、失業や仕事につけず、就職活動が必要な15歳以上、65歳までの稼働年齢にある収入のない方々をその他世帯と定義しております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） この4月から施行されます生活困窮者自立支援法の制度の特徴は、

生活保護を受ける前に、その可能性のある方に対しまして早期に対応して、御本人に自立していただくということでございます。失業一つとっても、リストラなど、対象者が勤務している企業が原因となるもの、また自己都合退職ということも含めまして、いろいろな状況、いろいろな家族構成と千差万別でございますが、ひきこもりや就労拒否など、今まで長い年月を経てここに至った方など、対応は非常に複雑で難しいものがあるかと予想されます。

そこで、昨年度のモデル事業としまして、全国で68自治体が実施をされたとお聞きいたしておりますけれども、県下における取り組みの状況はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 平成26年度より新制度のモデル事業を実施した団体は、愛知県下では名古屋市、岡崎市、安城市、高浜市、みよし市、長久手市の6市と、愛知県の尾張福祉総合センターと西三河福祉相談センターの2つの事業所でございます。

続きまして、本市では、モデル事業を行っている長久手市を昨年7月に訪問いたしまして、現状について研修させていただいております。長久手市も、この事業を市の直営方式で実施するのではなく、本市は社会福祉協議会に委託する形をとろうと思っておりますけれども、同じように委託という形で行っております。直営の場合につきましては、来庁した相談者をワンストップで関係課の担当者へつなぐことができるという利便性があるのに対し、委託事業の場合は、相談者の状況によって再度足を運んでいただかなければならないというデメリットもございます。

しかしながら、この事業を担当する者は、原則社会福祉士などの有資格者で、国の指定する従事者養成研修を受けなければならないことになっております。市の直営方式では、人事異動等ということもありますので、継続して担当していくというのは難しい状態も考えられるということでございます。専門の担当者を配置できる事業所で実施していったほうがよりスムーズに支援できるメリットもあり、直営と委託、それぞれメリット・デメリットがありますが、当市は委託でやらせていただきたいと現在思っております。

また、利用者も月に十数名程度というようなことでございました。新たな掘り起こしをする、先ほど言われましたけど、ひきこもりとかニートとか、そういった方々をいかにして掘り起こせるかといったことは非常に問題になるかなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） このたび、27年度予算に生活困窮者自立支援事業に対しまして、委託料や給付金等で約1,700万円が予算計上されておりますけれども、本市として具体的な取り組みはどのように行っていく予定でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

過日といっても今週でございますけれども、社会福祉協議会の理事会、そして評議員会を開催させていただきました。この理事会、評議員会につきましては、平成27年度の社会福祉協議会の事業計画、並びに予算というようなことが大きな議案として上がっておるわけでございます。その事業計画の中で、今議員がおっしゃるような生活困窮者の自立支援法に基づくさまざまな対応について、市としてもやっていかなきゃならないということを御説明申し上げ、理事会、評議員会の皆様方には御理解をいただいたところでございます。

この制度は、御承知のように生活保護になる前の方を対象とした新制度でございます、そういった中でしっかり応援をしていこう、支援をしていこうということでございます。そうした形の中で、この仕事につきましては、社会福祉協議会に窓口を設置し、名称としては生活自立支援センターという形で窓口を設置いたします。そして、市町村が実施しなければならないという形で義務づけられております自立支援の事業、並びに住宅確保給付金の受け付け、そしてまた任意事業として示されております就労支援事業を実施するという形でございます。こういった形の中で、自立支援センターの中にそれぞれの業務を持っていきたいわけでございますが、職員の配置を3名体制で窓口として設けていきたいということでございます。そういった予算が、先ほど議員がおっしゃった1,700万円という予算を新たに計上させていただいておるところでございます。

1人としては常勤の職員でございまして、主任の相談員の支援員、そして相談支援員という者を常勤で置かせていただきます。そして任意事業としての就労支援では、就労支援員という形で1名窓口として配属する予定でございます。先ほども言いましたように、生活保護になる前の段階の方をしっかりとサポートしていこうということでございます。

1つは、自立支援事業であります生活困窮者に対して個々に相談をしていって、それに応じて各所管の中できちっとした問題解決をしていきたいと思っております。

また、調整会議等を検討して、さまざまな形でプランを立てて支援方針を決定していくというようなことになっていくわけでございます。

また、住居確保の給付金という形の窓口をつくるわけでございますが、この窓口は離職をして2年以内に収入がなくなり、住居を失うおそれのある65歳未満の方を対象にしていこうわけでございます。住宅扶助の上限に対しては、家賃を3カ月間支給し、その間に就労の機会に確保に向けた支援をしていくということになります。今までも住宅支援の給付という形のものはございましたけれども、新たに住宅確保給付金というものについてやっていきたいということでございます。25年は4名の方が利用されておりますし、26年は3名の方が利用されておる状況でございます。

また、任意事業といたしましての就労準備支援員の事業でございますけれども、これはハローワークに同行いたしまして支援をしていくわけでございますけれども、すぐに一般的な

就労を行えないようなひきこもりの方であるとか、あるいはこういう表現をするのがいいかどうか分かりませんが、ニート、そういう方を対象にして、NPO法人の中で一定の技術訓練をしていただくということで、名古屋市中村区いきいきライフサポート・あいちというところがございます。そちらのほうで就労の訓練を積んでいただいて、自信を持っていただいて仕事についていただくようなことを援助していきたいということでございます。

このような形でいろんな窓口を設定させていただきますので、まずは御相談にお出かけいただきたい、または電話をかけていただきたいということになるわけでございますが、大切なことは、私たちが一生懸命支援をさせていただくわけでございますけれども、御本人の意思が最も重要だろうと思っております。いろいろハローワークであるとか、さまざまな就労支援、訓練ということも含めてお手伝いをさせていただくわけでございますけれども、今までの生活保護に対する就労支援においても言えることですが、なかなか続かないというのが大きな課題として持っております。そうしたことも含めて、御本人の意思というものがこういったことに対する窓口においても非常に重要になってくるだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうした中において、27年4月1日からこの自立支援法ということに対して、市としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。どうぞ御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長から御答弁いただきました。

社会福祉協議会において、生活自立支援センターとしての事業実施ということでございます。生活困窮者にとって、こうした情報やサービスの拠点となる相談窓口の設置は、自立への大きな励みになると考えます。それぞれの状況に応じた支援提供になろうかと思っておりますけれども、生活困窮状態から生活保護に頼ることのないよう、早期自立に向けた希望の窓口として支援の取り組みをしていただきたく要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時27分 休憩

午後4時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の小坂井議員から参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位の手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

次に小坂井実議員、お願いします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1件目といたしまして、東海北陸自動車道南進について、図面にありますのは一宮西港道路となっておりますが、一番わかりやすいのは東海北陸自動車道南進と私は思っておりますので、そのように質問いたします。

まず1番に、道路計画が断ち切れになった経緯は何かということで、この高速道路は現在一宮市まで完成していますが、そこから伊勢湾岸道、あるいは名古屋港までの南進はいつの間にか断ち切れてしまいました。私の記憶では、十数年前には路線もほぼ決まり、すぐにも進捗するものと誰もが期待した高速道路だったはずですが、現在は白紙であることがわかりました。

2月21日、尾張西部六市議長会が一宮市でありました。一宮市、稲沢市、津島市、あま市、愛西市、弥富市であります。その席で、一宮西港道路の要望を協議され、6市だけでなく大治町、蟹江町、飛島村も声をかけるべきと、2月の2日に津島市役所に議長が集まりまして、3町村へ議長が訪問されました。ぜひ一緒に運動しましょうということでございますね。

それから、3月3日に愛知県議会に三浦孝司議長を、また自民党県議団長の横井五六議員、また幹事長の中野治美議員を訪ね、要望書を手渡してまいりました。その席に市川建設部長も同席していただき、現在は残念ながら白紙の状態であると聞いてまいりました。

大村知事には、知事選直後で多忙をきわめ、陳情かないませんでした。その後、2月10日に、弥富市議会は議員研修のため同行できませんでしたが、他市の議長には東京にも出かけていただきました。

白紙になった経緯はどのように考えておられるか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 一宮西港道路、東海北陸自動車道につきまして御答弁申し上げます。

この道路計画におきましては、平成10年6月、東海北陸自動車道の南進として、一宮ジャンクションから弥富市の伊勢湾岸自動車道に至る概略延長30キロという中で、一宮西港道路として計画路線に指定されております。

私も愛知県に確認をさせていただきました。現在、一宮ジャンクション部分におきまして、尾張西部から東海北陸道へのアクセスを強化するため、今、インターチェンジの整備を進めているということでございます。そして、このインターチェンジにおきましては、将来のこの南進に支障のない形態で計画されており、一宮西港道路の実現に向けての呼び水になればということでございました。

そしてまた、この道路と並行して、愛知県においては一宮西港道路の調査を実施している

とのことでございます。いろいろな高規格道路、名古屋第2環状、そして東海環状の西回りという関連で、この一宮西港道路の実現に向け、引き続き調査研究を進めていくということでした。

そういうような状況からして、市としては県との確認の中、この計画道路は断ち切れとなっているとの認識はありませんというような形で思っております。ほかの自治体、先ほど議員も言われましたけれども、この道路に対する期成同盟会が愛知県、そして名港管理組合を含めまして4市2町1村、そして一宮、稲沢という中で期成同盟会が結成されております。もう一度しっかりと原点に返って、私どもとしてはこの計画を前に進めていくよう、皆さんと一緒に国に要望していくということが必要ではないかと思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この東海北陸道の南進は、必要性は必ずあると、市側のほうにしても非常に重要な道路であるということは認識していただいておりますが、この道路が弥富市としてどれぐらい重要であるかという、必ずあるべき道であると。その中には、まだまだ先がありまして、高潮防潮堤の上に橋をかけ、そして名古屋三河道路よりセントレア、また東名、第2東名にアクセスする遠大な構想であります。まずは伊勢湾岸道路まで、できるならば港湾部まで高速で結ばれたならば、朝夕の交通渋滞の緩和、市内への大型車流入も減るものと思われま。

それよりも増して、名古屋港にとって、また弥富、鍋田埠頭はもとより、沿岸部は飛躍的な発展が見込まれます。一宮市でも、朝の渋滞に苦慮しておられるようです。つまり名古屋港から北陸へ、北陸から名古屋港へ1本の高速道路で結ばれたならば、渋滞緩和、ものづくり、物流を見据えた沿岸の地域経済、産業に多大な利益をもたらすものと思います。

また、高速道路は災害時の緊急輸送路となり、平たんな当地域の避難場所にもなり得ると思います。市の見解をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この一宮西港道路につきましては、以前から私も大野稲沢市長等も含めて、この必要性を強く感じているという形の中でお話もさせていただいておりますけれども、昨年12月の衆議院議員選挙という状況におきまして、9区の衆議院議員の候補者に対して、私もこのことは応援弁士という中で話をさせていただきました。

その必要性につきまして、弥富市としても大変重要な道路になるということで、そんなような話もさせていただいたわけでございますけれども、今議員がおっしゃったとおりでございます。私からこの必要性について、もう一度確認をしていただきたいと思います。

東海北陸自動車道と一体となって、太平洋側と岐阜県を経て日本海側へと結ぶ高速ネットワークづくりをするということは、私たちの地域にとっても非常に重要であろうと。そして、

名古屋港や尾張西部地域の発展に大きく貢献するというふうに思っております。また、中部国際空港へのアクセス道路としても期待をされているわけでございます。

また、議員がおっしゃったように、西尾張中央道の交通渋滞の緩和、あるいは大型車の市街地への流入の減少、そしてまた南海トラフ巨大地震における津波被害に対するさまざまな産業道路としての利用価値、それは非常に大きいものがあるというようなことを思っております。これからも、我々としては多くの自治体と一緒に、この道路に対して、国へ要望していくということになると思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 議会だけが陳情にちょっと先走りましたが、ぜひ自治体も6市2町1村、スクラムを組んで、期成同盟があるということでしたが、ぜひ強力な運動を繰り広げていただきまして、この道路がもし完成したならば、本当に弥富市にはもう重要な本当に一番期待できる道路であると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次に移ります。

2番目に、同報無線運用についてお尋ねをいたします。

まず、同報無線の支柱に取りつけられた鍵つきの箱があるわけですね。その中身、機能についてお尋ねをいたします。

実は、この質問をいたしますのは、ある自治会がこの同報無線を活用いたしまして防災訓練をしようと思われたわけですね。それで、担当部署に許可を願い出ましたところ、制約が厳しく、実施はされたそうですが、効果は余り認められず、その後でアンケートをおとりになったときに、聞こえなかったとか、余りいい結果が出ていなかったようでございます。

まず箱の中身を、何がどのような機能が備わっているかお聞かせいただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） それでは、同報無線の機能と装備についてお答えをさせていただきます。

同報無線は、災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な情報を地域住民に伝達することにより、被害を最小限に抑え、2次災害の発生を防ぐために、エリア内の住民に一斉に情報を伝達することを可能にし、非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的として構築しているものでございます。

当市におきましては、市役所に親局1局、市内各地に屋外拡声子局90基を平成19年、20年、24年度において整備をしております。同報無線の支柱に取りつけられておりますボックスは、通信装置や拡声装置が収納されております。

機能といたしましては、一度に不特定多数の住民に対して、同じ内容の情報を短時間に提

供できる親局側からの音声信号を拡声する機能、次にサイレンの吹鳴機能、次に全国瞬時警報システム、これはJアラートといいます、これにより弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、同報無線を自動起動しまして住民まで瞬時に伝達する機能等がございます。

また、附帯機能といたしまして、屋外拡声子局単独での放送、親局と子局間の連絡通信機能や子局監視機能、アンサーバックと言っておりますが、この機能が附帯されているものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 以前に私も、ただいまお答えいただきましたサイレンの機能、実は私どものほうには20メートルほどの火の見やぐらがございまして、そこの一番頂上に大きなサイレンを備えております。もとは、火災の場合の警報を鳴らすというのが本来の機能でございましたが、今は消防署からのいろんな連絡でございますので、うちのほうで使っておりますのは、例えば自治会の開催の時刻とか、あるいは何かの催しの始まりに役員が鳴らしております。しかし、どこからも苦情というものは来たことがございません。

例えば、そのサイレンが故障したときに、ぜひ備わっているサイレンを使わせてほしいということを一度申し出たことがあったんですが、これは使ってもらっちゃいかんというお返事をいただきました。

自主防災で使って訓練をしようというのは、今お教えいただきました子局からのマイクで皆に呼びかけたということでございますが、それがほとんど聞こえなかったと、150メートルぐらいの距離でも聞こえなかったと。前もって連絡をもらっていたから皆が集まったという程度で、ほとんど聞こえなかったというのがアンケートのお答えでございました。

それで、それを使うに対しても、音声の強弱、強さというのもあるかと思いますが、そういう場合の音声のレベルはどれぐらいで放送ができるものですか、子局の音声です。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） 同報無線の音声レベルの御質問でございますが、音声レベルにつきましては4段階ございます。それで、親局側でこの4段階は調整ができるということになっておりますが、子局側、先ほども申されました同報無線のマイクで放送する場合は、その音声の調整ができないというようなシステムになっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自治会、あるいは自主防災会が使用できる範囲は、例えばサイレンはだめだと。しかし、音声で放送して、あるいは今災害が起きたよということを放送して皆を集めると、訓練に参加していただくという、本当に自治会、あるいは自主防災会の自助、公助の自助の部分の自分たちの地域は自分たちで守ると。どんな災害が来ようとも一

人のけが人も、ましてや死者など絶対出さないと、その思い、熱意、努力、真剣さをわかっていただきまして、今既に存在する施設をいかに有効に活用し、繰り返しの訓練をし、最大の効果を出すか。その市民の思いと市側の思いの隔たりが大きいような思いがいたします。

今の話ですが、例えば音声を少し大きくしてくださいよと、もとのほうへお願いすることはできますか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） お答えします。

子局側で使う音声の調整についてはできません。親局側の一斉通報につきまして、音声の調整ができるというようなシステムになってございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） といいますと、子局からは音声は一定であって、大きくすることはできないということですね。

訓練には、確かに普通の放送も、近くでは聞こえ過ぎる、聞こえ過ぎるということはあるということなんですね。また、風向きとか天候、あるいは季節、距離、また災害時に聞こえなかった場合はどうするんですかということですね。したがって、サイレンだけでもぜひ使わせていただいて、昔の火の見やぐらにはどこでもサイレンがありました。ですけど、いざ災害が起きたときに皆を集めるというか、避難してくださいよというのは、音声では自分たちでは訓練はできないということですね。

あとは、テレホンサービスをということをしたんですけど、既にテレホンサービスはあるということでございますので、ぜひ「0120」で始まるテレホンサービスにしていきたいのと、そのように思っております。

それでは、通告の項目には入れていないんですが、同報無線ということで関連ということで質問いたします。

同報無線の支柱に取りつけていただいた海拔ゼロメートル表記、今はGPS機能を使えばどの地点でも簡単にはかることができるようですね。こういう場合に、例えば伊勢湾台風でひどい目に遭ったというような方は絶対忘れないですね。

だけど、伊勢湾台風後に弥富の地へ移って住まわれている方、本当に伊勢湾台風の怖さ、またどれぐらい水が入ったかということは記憶にございませんし、想像もできないと思います。それで、せめて希望者だけにでも、例えば自分のところの軒先のどの辺が海拔ゼロメートルであるかと。また、学校とか公共施設にはあるかもわかりませんが、できるならば各家庭が自分のところの水位というか、海拔何メートルであるかということを今から認識するということが大事なのではないかと。それぐらいの危機意識というのはまだまだ希薄ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどの同報無線の使用できる範囲はというようなこともございましたので、あわせてお答えをさせていただきたいと思いますが、同報無線につきましては、非常災害時における災害情報の収集や伝達手段の確保を目的として構築しておりますので、緊急性の高い放送を行っております。こういうようなことから、個別の同報無線の使用に関しては特に慎重に対応させていただいておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

それと、海拔ゼロメートル表記をということでございますが、弥富市は海拔ゼロメートル地帯でございますので、浸水被害が大変危惧されているところでございます。防災に対して大変重要なことだと思っております。ですが、各地区の同報無線の柱や避難所などに標高表示等をさせていただいております。そのようなところから御自宅の標高の確認は可能かと思っておりますので、一度そちらで確認していただきたいと思いますし、また、携帯電話のGPSについても手軽に標高が確認できるようでございますので、ぜひとも防災に対する自助の範囲で御確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。

小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 我が家がどのような状況なのか。例えば、海岸堤防がもし破堤したような場合に、浸水の水位がわかれば、避難するのか、自分のところの2階で済むのか、それがまず一番に把握したいことだと思います。その避難というのがわかれば、自分のところにとどまるということはないんです。3階ならいいとか、2階ならいいとか、自分のところの2階なら大丈夫だろうということで被害に遭ったら大変なことだと思いますね。何しろ、海岸堤のどこでも1カ所破堤したならば、私が前にも言ったように、太平洋と水平になるまで海水の浸入はとめられないんです。どうか避難の目安として、近くにゼロメートル表記をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども、南海トラフ巨大地震で一番心配するのは液状化現象というような状況の中で、いわゆる津波が発生した場合には、南の伊勢湾から津波が押し寄せる。もう1つは、木曽川の左岸堤等々を含めまして、堤防の破堤というような状況でございます。もし木曽川の左岸堤の堤防が破堤した場合におきましては、水の浸水というのは非常にスピードを持ってくるだろうと思っております。

しかし、いつまでもいつまでも浸水するというような状況は、伊勢湾台風のようなときは私は違っていると思っております。

いずれにいたしましても、大変厳しい状況ではありますけれども、しっかりとそういった

ことに対しても対応していかなくやいかん。そうした中に同報無線、あるいは私どもとしてはさまざまな形での自主防災会、あるいはそうした中での自治会とどのように連携をとっていくかというのは非常に重要なことだろうと思っております。さらに精査をしながら、この弥富市民の安心・安全を担保していかなくやならないと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 川 瀬 知 之

同 議員 鈴 木 みどり

平成27年 3月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 18番 | 大 原 功 | 1 番 | 伊 藤 勝 巳 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

まず最初に、服部市長も3期目を迎え、弥富市の活性化のために、当面する政策課題の解決に向かってどのように取り組んでいかれるか、3期目こそはと期待を込めながら、今から政策議論をしてみたいと思います。

そこで、一般質問や議案審議、こういうのは二代表制である議員が市長の政治姿勢、政策課題への取組状況等をただしたり、みずからの考えや政策を提言したり、市民の声を届けたり、政策論議をすることによって、まちの発展や市民のために活躍する場であります。まさに議員みずからの政治姿勢や能力を発揮する場であります。

執行権者である市長を初め、市当局もこれに応えて、そしてよりよい政策をどのように組み立てていくべきか、市長の政治姿勢、政策展開や財政運営等行財政運営能力が問われる場でもあります。

きょうは、私は、今問題になっております地方創生問題について質問をいたしますが、自分たちの地域がどのように新しい活力を生み出すことができるのか、市民の中には非常に関心を持って見守っておられる方もありますので、どうかひとつ、ともに胸襟を開いて、真摯に政策議論を尽くしたいと思います。

最初に、このような議会審議の意義づけを申し上げて、進めさせていただきます。

企業誘致し、税収増、独身者の結婚支援等、3期目に向けて服部市長の抱負が1月27日の中日新聞に掲載されておりました。別に目新しいことではなく、今までにもこれら議会において提案・議論もされてきた課題であります。やはりなかなか進展していない、そういう

ところにみんなが関心を持っておりますので、どうか本気で実行されるように期待をしたいと思います。

そこで、特に婚活支援というのは、この前市長も社会福祉協議会等を通してやりたいということでありましたが、これは全国的にも、こういう政策を掲げても失敗例が非常に多いわけです。言葉だけに終わることもありますので、みんなの英知を結集して、ひとつ成功するように努力をしていただきたいと、まず思います。

それからまた、市長は2期8年間に一定の信任をいただいたと、同じく中日新聞に自己満足的な評価が掲載されておりました。まあ選挙、投票行為に至っていないことであり、果たして今回の無投票を本当に信任と受けとめるべきかどうか、無投票になった原因、理由等も含めていろいろな見方もあります。2期8年間の業績の分析、検証も重要であります。

市民の評価は千差万別であります。無投票はいかんというような声もよく聞かれたわけがあります。そういうように、いろいろな声もありますので、問題は選挙前後の抱負と任期満了時の達成状況との整合性によって評価も見方も結論も異なってくると思いますので、こうした点については、やがて評価も市民によってされてくることであると思います。

いずれにしても、結果が全てであります。そのために、諸事業等の達成結果に責任を持ってもらうことが大事なことであります。

私たちの見方についてはここで議論をすることを避けて、ひとつ市長に文書で渡しておきましたから、心してよく読み、今後の参考にしていただきたいと思います。

次に、3月の定例議会の初日、2月26日の中日新聞朝刊、23面の広告欄、これであります。このように、「伸び行く弥富市、弥富市制スタート」と題して、服部市長の写真入りPR版が大きく掲載されておりました。これは、中日新聞の記者がインタビューとか、そういうことでやったわけではなくて、むしろ宣伝広告版であります。見ますと、株式会社社宣通が企画・制作したとなっております。そうしたことから、市民からの指摘がありました。掲載内容は市長の挨拶文ですから、市長は御存じのことと思います。

そこで、こういうのは民間の営業の一つでもあります。広告代金は幾らかかったのか、代金はどこが支払われたのか、そうした経緯を尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この中日新聞の記事の記載の件につきましては、平成27年1月に中日新聞社のほうより、「伸び行く弥富、新市制誕生」について資料の提供依頼がございまして、これに基づいて中日新聞のほうに資料を提供したものでございます。ちなみに、当時掲載予定は2月下旬という形で中日新聞のほうの依頼文に書いてございまして、掲載料金は無料でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市当局は無料であるところ、この株式会社の宣通というところが企画をしておるわけでありまして、広告掲載を市内の業界等に求めているわけでありまして。これだけの記事でありますから、金額は1万や2万じゃありません。相当、数十万円かかっておるということではありますが、こういうようなところへ「新市制スタート」ということで広告を集められたということでもあります。

これはちょっと私的になりますが、大原議員のところにも広告を出してくれということで求めがあったそうですけれども、うちは断ったということでもあります。

問題は、なぜこういうことがこの場で問題になってきたかということ、市民の中には、現在国会審議において政治と金が大きな問題になっております。そういうことから、安倍政権下では半年の間に既に3人の大臣が辞職しておりますし、また、現在もそうしたことについての疑惑の解明、説明責任が多く的大臣に求められております。その中で、1つには、この広告を出されたところに補助金をもらっているところがあるんじゃないかということから、一つの課題が出てきたわけでもあります。

国会では、今の議論の中で、補助金をもらっている企業から献金を受けたということが問題になっても、みんな知らなかったと。返金したと言って追求逃れをしておるじゃないかと。政治家の場合には、知らなかったと言って答弁すればそれで済むのかと。国民をばかにしているんじゃないかというようなことが、今世論の中にはたくさんあるわけでもあります。

そういうことから、一応この点について、これは明らかに服部市長のPR版と受けとめておるわけありますので、服部市長がどのように考えておられるか。例えば、市制10周年記念とか公的な記念事業等であれば、こういうものが出されることはよくあります。また、市長の施政方針であれば、広報やとみということで、これは掲載されます。各家庭に配付されます。ところが、これは今中日新聞社ということであったが、果たして中日新聞社なのか、中日新聞の広告会社だったのか、その点も含めて服部市長はどのように考えておられるのか、その点をよくわかるように、きょうはテレビを見ておられると思いますので、ひとつ説明をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤 高君） 服部市長。

○市長（服部 彰文君） おはようございます。

中日新聞に私の施政方針という形の中で、選挙後にそういったことが掲載されたということについての議員からのお尋ねでございますが、これは中日新聞が今まで、愛知県38市ございますけれども、それぞれの首長が、選挙等において新しい新体制を含めてスタートされるときにおいて、それぞれの市町の、いわゆる具体的な考え方をお聞きになりたいというようなことの中で、広く行われることでございます。

そういった形の中で、私ども弥富市、私自身の考え方も含めて、しっかりと案内をさせて

いただいたことに対しては、大変うれしく思っているところでございます。そういう機会をいただいたということに対しては、広く市民及び弥富市ということをもっと知っていただくということにおいては、大変有意義な掲載欄だったと思っております。

議員がお話しなさるように、どういう問題が具体的にになっているとか、また後ほどでも結構でございますので、お示しをいただきたいと思いますと思っております。

しかし、その広告に対するスポンサーということがあることも事実だと思っておりますけれども、この辺のことにつきましては中日新聞とその業者との関係でございますので、私たちが直接どうのこうのということは考えておりません。そういった形の中で、この機会をいただいたということに対しては、大変ありがたく思っております。

この施政方針に基づいて、しっかりと今後の行政運営をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことであれば、そういうことなりに説明を聞けばわかる人もあります。しかし問題は、こういうのに弥富市の中の広告を集めたということもあるわけなんです。その広告を集めて、みんながそれなりの多額の、これ、かなり大きいんですよ、金額。多額の負担をして協力していると、こういうところに市民の目が向けられておるということであります、よろしいでしょうか。

そういうことであるので、その点については真摯に受けとめて、そうした市長のPRについて、別にご書いていただくことが悪いわけではないけれども、広告代を集めておるということについては、ひとつ慎重に今後考えていただくことが必要ではなかろうかなと、こういうように思います。どうでしょうか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その時点におきまして、私のほうが理解する上において、どういう形で中日新聞のほうで、宣通さんですか、どういう形の中でそういった具体的な企業等にアプローチされたということについては、私の知るところではございませんでした。

そうした形の中で、結果として一つの新聞紙上の中において具体的にやってきたわけでございますけれども、それについても、私どもが直接、さっきも言いましたようにかかわっているわけではございません。先ほど言いましたように、その大義というのは、弥富市の考え方、私自身の首長としての考え方を明確にさせていただいたということに対しては、大変ありがたく思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長の考え方はそういうことであつたと。知りませんと、どこがどういうふうに広告を出して、幾ら出したか知りませんと、そういうことでこの場は承りましたが、そのように考えて、市民の皆さん方に聞かれたら申し上げておきます。

さて、そこで本題に入ります。

現在、国会においても、特に重要な政策課題の一つは地方創生事業への取り組みであります。これは、12月議会において私からちょっと申し上げましたけど、まだ具体的な政策等示されなかったもので、今回服部市長は3期目を迎えて、弥富というまちの地域創生構想を抱きながら3期目を迎えられたというふうに私は思うわけであります。特に、今弥富においては、現状では大きな変革を求めるようなことにはならないかと思えますけれども、しかし、この地方創生というのを活用して、これから弥富市の活力を見出していくために、うまく取り組んでいくということは非常に大事なことであります。そういう点で、きょうは市長の考え方も尋ねていきたいと思えます。

まず、これは御承知のように、地方が知恵を出し、アイデアによって計画を立て、首長の指導力、実行力等によって地方が新しい活力を生み出すと、そのために国が情報の提供をしたり、人の派遣、規制の緩和、見直し、また財政面で支援していくと、これが地方創生に対する基本的な考え方であるということは、国会でも総理大臣や担当大臣が答弁されておりますのでおわかりのことだと思います。要するに、地方創生の主役は地方であるということです。

こういうことをきちっとまず認識をしていただきたいと思います。そして、この政策をうまく活用したり、また政府に対して、それぞれの地域の実情に合わせた規制の改正や緩和策等の提言をしていくことも非常に重要なことであると思えます。そして、全国にやっぱ発信できるようなアイデアを考えていこうじゃないかということで、私はこれから質問をしていきたいと思えます。

まずそこです。最初に、初歩的な質問であります。服部市長は、市長職の認識についてどのように考えておられるか。市長職は政治家と考えておられるのか、あるいは行政職の延長と考えておられるのか。こうした点を最初に承っておきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私自身の考え方を申し上げます。

今、佐藤議員のほうから、市長職は政治家、あるいは行政職の延長かということでございますが、この質問は大変重要な問題であろうと私も受けとめております。

現在の私の仕事においては、この2つの側面、いわゆる行政職という側面と政治家という意味での側面、これを持ち合わせて仕事をさせていただいていると考えております。

行政職の面におきましては、毎日の業務、事務事業を円滑に進めるために、職員とともに協議をし、またそれぞれの職員が仕事をした結果として私が決裁をしていく、そういう状況の中において、市の運営がスムーズに行くということに対しては、大変重要だと思っております。また、さまざまな委員会、あるいは協議会、あるいは審議会等で、多くの市民の方々、

あるいは外部の方も入りますけれども、お話をさせていただいて物事を進め、そしてその物事がきちっと目的を達成していくということに対しては、行政職の一環であると思っております。また、多くの職員の組織の中で人材を育成する、人を育てるということにつきましても、私の重要な仕事であろうと思っております。

また、政治家としての側面を自分自身で考えた場合、私が掲げた政策、あるいはビジョンというものに対して、これをどのように進め、どのように達成していくかということに対して、私は多くの人の御協力をいただかないとできないと日ごろ感じております。いわゆる県であるとか国であるというような上部組織団体の方々に力をかりていかなければならないわけでございます。県においては県の職員、あるいは副知事、あるいは知事に至るまでの全ての方にお世話になる。また、国においては、国会議員等を通じて、それぞれの官僚の方々に、その問題に対して制度設計をお願いしていくというようなことが大事になってくるわけでございます。そういう、人のネットワークづくりをするということが、やはり政治家という側面から考えた場合には大いに必要になってくると思っておりますので、私は行政職であると同時に政治家としての一面を、これからも自分自身を磨いていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私の考え方と大差はありませんけれども、私は、なぜこういうことを申し上げたかということ、行政マンとして法律や規則、規定等の遵守にこだわった判断と、一方現実を重視し、市民の要望、まちの発展等を考慮した場合には、規則や規定等の運用面や、俗に言う政治的判断、こういうものが重要になるとっておるのであります。

そういうことから、これから今の地方創生の場合には、こういう判断が非常に重要になってくると思うんです。私は選挙で身を立てている以上、政治家だと思っています。政治家ではありますけれども、一方、行財政運営の最高責任者である以上、行政職としての自覚も十分なければいかんと思っております。

そういう点で、やっぱりこの両方がうまく一体的にかみ合ったところに、弥富のまちの発展策が出てくるんじゃないかと。特にこれから地方創生の流れ、そういう意味で、市長の認識といいますか、考え方を尋ねたわけであります。

どうか、ひとつそういうことで、これから規制も緩和されるものもありますし、いろいろな市民の要望等に応える場合には、市長の政治的判断というのも大きく左右すると思いますので、その点をひとつ心してやっていただきたいと思います。

そこで、地方創生ということが、こんな大きな問題になってきたというのは、これは御承知のように、特に東京への極端な一極集中、一方地方銀行がどんどん減少していくという、こういう地方自治体の危機感、こういうことから、格差の拡大等を是正するために、また出

生率が低下し人口が減少していくということに、政府が今度は真剣に取り組もうと、こうい
うようになったと。以前にもふるさと創生とか、いろんなことが言われてきましたけれども、
今回は、私はちょっと趣が違うと思うんです。

そういうことから、これから私はお互いに地方間の競争が必要です。とにかく政府では47
の都道府県が、また1,718の市町村がそれぞれ自分たちの地域の実情を的確に捉えて仕事を
ふやし、安定した雇用を確保し、人が定住し、安全で豊かな暮らしができるように知恵を絞
ってくださいよということが、今回の地方創生の基本的な考え方であります。そういうこと
から、私はしっかりとひとつ取り組んでもらいたいと。

それから、この前テレビ等でもやりましたし、国会でも議論になっておりました島根県の
隠岐諸島にある離れ小島の海士町、この海士町の過疎化が進んで、非常に停滞をしていくと
いう中で、市長を中心としてしっかり取り組まれたと、そういうことで、今この海士町では
都会からどんどん人が移ってきて、したい暮らしを今ここでしようというような生きがい
を楽しんでおられる方がテレビで放映されました。そしてまた、先日国会でもこの海士町の議
論がありました。これは、弥富と直接関連するかというと、なかなかそうとはいかんと思
いますけれども、アイデアは非常に大事だと思いましたので、この前テレビで私が見たものを
きちっとメモにして渡してありますので、ひとつ参考にしておいていただきたいと思います。

そこで、最初に考えたいと思いますのは、まず弥富市が活性化し発展するために、弥富と
いう地域の潜在力、こういうものを生かした経済効果を最優先に考えた地方創生事業への取
り組みが私は必要だと思いますので、市民が求めているものはいろいろありますけれども、
まず過疎化が進んでいる地域、特に十四山地域とか鍋田地域、こういうところについて、こ
れからこの活力をどういうように見出していくか。

きのう、平野議員の質問で、ある程度鍋田地区についてはお答えもありましたし、抱負も
ありましたが、これから特に十四山地区、鍋田地区の過疎化対策にどのように取り組んでい
かれるのか、最初に伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 地方創生事業に対する問題が、今この12月、国のほうが長期ビジョン、
総合戦略を発表されてから、大変大きな話題ということになっております。担当の石破大臣
も、これを国民的な運動にしていかなきゃならないということも言われております。

また、恐らくこの4月の統一地方選挙では、この地方創生ということに対して多くの党が、
我が党はこのように訴えるというようなことを出されると思います。そして、それが地域の
活性化だという形の中で啓発をされるのではないかなと思っています。

今回、確認をしていくわけですが、私どもも、いよいよ人口減少の地域の中
にこれから入ってまいります。人口予測研究所で弥富市のこれからの人口という形の中で

見ていただいておりますわけですが、現在は4万4,500名という状況の中において、15年後には4万1,000人という形で予測をされております。マイナス3,500人がこの弥富市から人口が減少するであろうという予測でございます。これをいかに食いとめていくかというのが、我々自治体の大きな課題であろうと思っております。

さまざまな施策という形の中で、この人口ビジョン、あるいは先ほど言いました国の総合戦略に基づく地方の総合戦略を2015年に、今年度策定することになっております。そういう状況の中において、ひとつの大きなキーワードは、先ほども言いますように、これから我がまちをどのような形で進めていくんだということになってくるかと思えます。そして、そのことを考える上においては、地域の住民だけではなくて、多くの人々の知識、あるいは技術というものもそこに加味していかなきゃならないだろうと思っております。そして、ある一定期間の中で、いわゆるPDCAというプランを立てたもの、それを実行していく、そしてチェックをしていく、そして次のアクションに移していくというような状況を繰り返しやっていかなきゃならないだろうと思っております。そういった意味で、私としては、大変重要な地方創生の地域版だろうと思っております。

今回、国のほうが示しておるのは、一番うれしいことは、地域づくりについて国のほうからの画一的な対応ではなく、いわゆる地方に合った規制緩和、あるいは権限委譲ということも国のほうとしては考えていくということでございます。このことが、一番私たち地方自治体においては大変頼りになることでございますので、早急に規制緩和、あるいはさまざまな権限委譲を私ども自治体に対してお願いしていきたいと、そういう前提で鍋田地区、あるいは十四山地区についての構想をお話しさせていただきます。

鍋田地区におきましては、一番重要視するのは、いわゆる鍋田埠頭の西部臨海工業地帯における大きな財産を私たちが持っていること、そしてそれをフルに活用していくことが望ましいだろうと思っております。

具体的には、港湾地域として現在のコンテナバース、第3バースまでありますけれども、これをさらに拡大をしていくよう国のほうに求めてまいります。いわゆる第4バースの整備計画であります。

そして、きのうもお話しさせていただきましたけれども、名港管理組合が管理していただいております楠2丁目には、8ヘクタールの企業誘致がいよいよ今年度から公募される予定でございます。こういうことに対しても連携して企業誘致を図っていく。

また、港湾の背後地におきましては、私どもが都市計画で定めさせていただきました八穂地区の整備を進めていくということでございます。ことしの2月に土地所有者17名に対し、愛知県企業庁による工業系の開発事業にかかわる意向を確認させていただきました。17名中15名の土地所有者から、事業に対するおおむねの同意が得られたわけでございます。

平成27年度におきましては、企業庁の開発要件となります地盤調査の一環として、地質調査を実施していきたいと思っております。

また、鍋田地区、南部地区は農業振興地域でもあります。弥富市の水田面積1,600ヘクタールのうち1,000ヘクタールがこの南部地区にございます。そのような状況において、全体面積1,000ヘクタールをさらに農地の集約化を図り、農地の法人化を進めていただき、そして農業経営コストの削減と競争力を生み出していくような施策を応援していきたいと思っております。

また近い将来、先ほども言いましたように、権限委譲、あるいは規制緩和ということが進んできた場合において、どこに農地転用の許可制度を利用していくかということが大変重要な問題になってまいります。現在、港湾地域から全体の固定資産税の35%をいただいております。そのような状況において、さらに税収を上げていく場として、南部地区、鍋田地区を考えていきたいと思っております。

十四山地区の構想についてお話をさせていただきます。

この地区は、弥富で唯一全域が市街化調整区域の一つでもあります。農業振興地域として農業地域の保全に努めると同時に、その活用をしていかなきゃならないと思っております。

現在の農地利用といたしましては、十四山地区におきましては、ブロックローテーションというようなさまざまな形で転作の奨励をいただいているところでございます。また、トマト栽培においては、海部地域で最大の作付面積をお持ちになって頑張っている農家の方もお見えになります。一方では、カット野菜等、工場と契約栽培され、安定した収入をいただいている農家もあります。

先ほども鍋田地区で申し上げましたように、今後は十四山地区において、どのように農地を転用して、その農地の利活用をしていくかということが大きな課題となってくるだろうと思っております。そして、住環境整備をしていく、そういうことが大変重要になってくると思っております。

また、十四山地区におきましては、西尾張中央道、国道1号線、名古屋十四山線の整備等において、周辺地域との道路ネットワークが大変よくなってまいります。この利便性を生かしていかなきゃならないと思っております。

現在でも、西尾張中央道沿いの農地転用が、私たちの地域、十四山地区においては余り進んでいないように思っております。開発できる案件等も御紹介があらうかと思っておりますけれども、地権者の思いはいろいろでございますので、進んでいない状況がありますけれども、少し考え方を改めていただけるとありがたいとも思っております。

また、十四山地区における基本構想の大きな柱の一つとして、従来から話をしておりますけれども、三ツ又池公園を中心とする水辺環境、いわゆる自然環境をしっかりと守ると同時

に、心豊かな健康づくりの環境を整備していく、いわゆる総合運動公園を中心とした周辺地域との連携を図り、活性化された地域づくりを目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、それぞれお話がありましたが、果たして、今の答弁の中で人口増がどれだけ図れるかということ、このことをまず市長に申し上げておきたいと思います。

確かに、市長の政策であります企業を誘致して財政を豊かにする、これは一番大事なことでありますけれども、そのためには、やっぱり人をふやすことが大事です。今の市長の計画をそのまま受けとめていくと、これで果たして人口がふえるだろうかと、こういうことを私は感じるわけであります。確かに十四山地区の場合には、かつての全村が市街化調整区域です。その中で土地改良等が行われて、断片的にいろいろな工場等が立地しておるということとであります。これは計画的な工場ではないわけですね。これから、この地域をいかにして人口もふやし、活性化させていくかということになると、私は今の公共交通機関を利用した開発ということで、前から私が申し上げておるような、今の富吉駅と十四山地区を結ぶ交通体系であります。かつては、これは計画の中にあつたわけではありますが、途絶えております。だから、私はこれをひとつこれから考えてもらいたいということで、昨年来この話をしておるわけであります。特に十四山地区の場合には、地域交通網の整備、それと規制緩和と土地の有効活用、これが私は十四山地区では一番大事だと思っています。

そういうことから、いろいろと交通網を整備していくためには、やっぱり関連のところも大事でありますから、私は先般、蟹江の横江町長とお会いをさせていただきました。横江町長は、お父さんが馬ヶ地出身だというようなことで、非常に懐かしくお話を聞いていただきました。特に、十四山地域には私もよく自転車で通ったと、そういうことから懐かしいというようなお話でありました。

そこで、蟹江町は、元蟹江高校の跡地、特に新蟹江地区を買収されて、防災公園を中心に新蟹江地域の開発計画、市街化区域への編入構想を持っておられるわけであります。道路計画を初め、積極的な開発計画に取り組むというようなお話でありました。十四山地域との一体的な開発計画にも関心を示されておりました。

また、富吉駅においては、これから列車の増便もあるということです。あそこは操車場もありますから、結局、電車のとまるところとしては、非常に重要なところであるということから、今名古屋からこちらへ来る場合でも富吉どまりという準急が非常に多いわけです。そういうふうなことで、今後もこうした列車の増便があると、そういうことからエレベーターも設置し、利用者の増加を見込んだ意欲的なまちづくりをしていきたいというお話でありました。さらに、防犯上考えてみましても、富吉にある蟹江警察署と十四山地区とを結ぶとい

う意味においても、この交通網は非常に大事だと、こういうように私も感じました。それから、防災上も、十四山地区からいろいろな道路網整備によって国道1号線のほうへ来るということも、防災的にも大事な問題だということを感じました。また、そして蟹江町は、今度JR蟹江駅を約20億かけて本格的に整備することが、この間発表されました。

こうしたことから、私は富吉駅の利用を中心とした考え方から、蟹江町、それから愛西市、それから弥富市、こういうところが地方創生事業の一環として、いろいろと広域的な開発計画を考えることも、一つの地方創生としては大事な問題ではないかと、こういうことを感じましたので、一偏そういうような協議会をつくるとか、連絡会をつくるとかというようなことで、一偏考えられる考えがあるでしょうか、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員におかれましては、この問題につきまして、以前からお話を伺っているわけでございますけれども、今回、蟹江町長に対して陳情者という形の中で、区長、あえて名前は申し上げませんが、御一緒されたと伺っております。

実は、この陳情書について、少し私は疑問を持っているわけです。文面の中で、その陳情者である区長、実際には区長補助員さんですけども、私たちは、この陳情書の内容、先ほど議員がおっしゃった内容でございますけれども、区長会で話し合った結果というような文面があるわけですが、地元の区長さんからは、いつどこで、どういう形で話し合ったんだと。地区の全体的な話になっていないという形でお話をいただきました。そして、この問題については、私たち区長及び区長会長は一切かかわっていないし、何の相談も受けていない。そして、私に対してこのような申し入れ書が、実は届いているわけです。もう少し、きちっとそういうような状況の中に、文面として区長会の総意という形の中で書かれるんであったら、事前に区長と相談されるべき問題であろうと思っております。

相手の蟹江町長は、この文章を、いわば公的な公文書として取り扱ってみえるようでございます。全く私たち弥富市と蟹江町のさまざまな形で関係する自治体間の信頼に対して、私はいかがなものかというふうにも思っております。

どうか、そういうような形の中において、個人で行かれる場合は、私は何も申し上げません。一応、区長というような形の中で陳情者として行かれるならば、地元の区長及び区長会長と相談をされ、そしてまた、私は区長、区長補助員さんを地域の推薦から委嘱をさせていただいておるわけでございます。それにはその規則がございます。そういう規則をしっかりと守っていただきたい。私とて何も知らない、こんなような状況の中でお話が進められていることに対して、大変私はいかがなものかというふうにも思っております。こういうようなことが二度とないようをお願いをしていきたいと思っております。

そこで、御質問に対する回答でございますが、十四山から富吉駅に対する善太川に橋をか

ける、そしてその道路という形の中では、前の議会においてもお話をさせていただいたように、現状では考えておりません。また、蟹江町及び愛西市の首長さんにも、この話だけはさせていただきました。一足飛びに協議会というよう状況では、今のところ考えておりません。これからも一つの課題として、蟹江町、そして愛西市というような状況の中で、継続的に話し合いをさせていただきたいと思っております。

今、優先順位は水郷地帯、私ども弥富市でございますので、橋が老朽化をしてまいりました。そして、大変たくさんの橋があるわけでございますので、長寿命化をしていかなきゃならないというような状況でございます。そういうことが、現状では最優先課題という形で考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 大変、私は憤慨をしました。私は、今の陳情書は、どういうふうに出されたか知りませんが、私は蟹江町と弥富とこういうような計画を立てたらどうだろうかということから、今の蟹江の町長の考えを聞きに行ったんですよ。そんな、区長がそういうことだったからできませんというような、そんな今の能力のないことなら、市長、これは許されんです。いいですか、これは非常に重要な問題なんですよ。だから私が前から言っておるんです。だから、これは地域創生の中で考えたらどうだと言っておるんです。いいですか。私は、今の昭和30年に弥富と鍋田が合併したときに、筏川に橋が3本しかなかった。だから、何とかここに、弥富と鍋田が交流するために橋をかけてもらいたいという要望がありましたので、ちょうど合併20周年を迎えたときに、筏川に橋をかける計画を私は発表しました。そして、当時は十四山村、十四山の村長、それからまた飛島の村長と話をし、そういう住民の声を生かすために話をしながら、旧十四山村の六條と鎌島に筏大橋、見に行ってください、ちゃんとかかっておるに。

それから、また鳥ヶ地と鎌島に海南橋、これは木造の橋がかかっていましたけれども通れなくなった。だから、新しくあそこに橋をかける。そしてまた、末広と政成において、この政広橋もかけました。だから、そういうような地域を活性化させるためには何が必要かということを考えることです。区長のやり方が悪いからだめです。そんなばかなこと言っておったんでは、弥富は発展せんですよ。嚴重に私は抗議をしておきます。

今、いろいろな話を聞きましたけれども、とにかく、市長がこういう対策をとられるということであるのはいいけれども、人口増はどういうように図るのか、もっと真剣に考えなさいよ。

あと農業問題、これも大事な問題なんだ。今、農協改革、こういうことで、弥富の農業は将来専業農家がどのくらいになるか、こういうことを真剣に考えてもらわないかんです。規制緩和の問題等もたくさんありましたけれども、時間がないので、私はきょうは差し控えて、

次の委員会等でやりますが、もっと市長、胸襟を開いて、弥富のためにどうあるべきか、それを考えることです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私は、やはり行政の問題についてはルールがある、規則があるということをお願いしているんです。だから、個人的に蟹江の町長とお会いになっているいろんな問題を話されることは結構でしょう。しかし、十四山のことについて、弥富のことについてお話し合いをされるんだったら、まずはその考え方を十四山の区長さん等に広めて、しっかりと議論を重ねて、そして私もそのことについて理解を深めて、そうして蟹江の町長とお会いするというのが私はルールである、そういうことを申し上げているんです。できないとか、やらないとか、そういうことを言っているわけじゃございません。冷静にお考えくださいよ。そういう状況の中において、富吉と十四山をどのように結びつけるかということについて、それはまたそれで協議していけばいいじゃないですか。最初のボタンのかけ違いがあるということをお願いしているんです。何も知らない、蟹江の町長から私に言われた。こんなことが行政のルールですか、それを申し上げている。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 行政のルールと言うけれども、私は前からここで提案しているんです。いいですか、だから、蟹江の考え方もどうあろうか、そういうことを尋ねながら提案をして、さらに深めていこうと思ってやっておることなんです。区長がどうあろうとこうあろうと、そんなことは関係ないです、私には。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げますけど、佐藤議員は陳情書を見られましたか。

○15番（佐藤 博君） 知らん。

○市長（服部彰文君） だから、こういうかけ違いがあるんですよ。その内容について御存じないということに、やはり理解を深めていただきやならない、だから私はこういう答弁をせざるを得ないわけですよ。何回も言います。個人的な考え方をそれぞれの首長にお話しされることは結構です。俺はこう思っている、私はこう思う。このようにどこどこさんお考えいただきたい、結構です。だけど、区長という名前を使って、いわゆる行政がお願いしている、委嘱させている立場の人に、この問題について私が何も知らない、地域の人も何も知らない、こんなことが私はルールとしてはあってはいけないということを言っているだけです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それは、今の私が前から言っておる、それに対して服部市長は応えないから、私は蟹江の町長の意向を聞きに行ったんです。だから、区長がどのような態度をとろうと、それは区長がまとめてやることです。私の考えですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、今度は陳情者と言われている人が、あえて名前は言いません、陳情者と言われている人が、地域の中で区長とまとめていないんですよ。一切かかわっていない、この問題については知りません、協議したことがないと言われて私のほうに申込書が来たんですよ。文書で言われているから文書でお返しになったと思います。これは、地域の区長さんにとっては、やっぱり責任もあるから、このような形でしっかりと意思表示をしていかなきゃならないということだと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それは、区長の問題なんです。私の言っておる、ここで発言していることは全然違いますよ、そういうことで。たまたま区長が、蟹江の町長がこの日なら会えると言われたと言ったから私は行ったんですよ。だから私が、例えば蟹江の町長であろうとどこの町長であろうと、聞いて、やっぱりこういうことについてどういう考え方を持っておられるんですかということを知ることが、どこが悪いんだね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いわゆる陳情者と一緒にお出かけになったんですよ。

○15番（佐藤 博君） 日程をとったから。私は、だから陳情者のことは知らん。

○市長（服部彰文君） 私の質問に答えていただきたい。陳情者と言われる区長と書かれたお方と一緒にいかれたわけですよ。そうしたら、その内容について、一緒に同行された議員は当然理解をされていると思うのが筋じゃないですか。区長の総意、区長会において総意を持ってこれを陳情書としてきたとおっしゃっているから、私は何回も申し上げている。それは、行政のルールとして、やはり区長の中にしっかりとした議論が重ね合っている、私も知っている、そういう状況の中だったら私は何も申し上げません。地域の人たちは何も知らないんですよ、そこが私はルール違反だということを言っているんですよ。よくお考えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私の政治活動の一つとしてやっているんですよ、いいですか、間違えてもらってはいかんですよ。だから、区長のそういうルールが間違っておったからこの橋はやりませんというような考え方だったら大問題だよ、そんなことは。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私は、そのようなことは申し上げておりません。今、弥富市の優先課題は老朽化した橋、そういったような形に対して長寿命化を図っていくことが優先であると。今後のことにつきましては、また出先である愛西市さん、あるいは蟹江町さんともお話し合いを進めさせていただいて、この地域の活性化については、ここでやめるというようなことは

一言も言っておりません。今の状況として優先順位があるということを申し上げているわけです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 優先順位があることは、この前も聞きました。だから、今度は地方創生として協議をされるようにしたらどうですかと、こういうことを言っておるんですよ。そしたら区長がどうのこうのと、余分なことは言わんでもいいですよ。

時間がないので、次、たくさんまだ課題はありますけれども、最後に一つだけ言っておきます。

要するに、これから農業改革で弥富の専業農家、農業振興と言っておるけれども、どのくらい今の農協改革で専業農家が減っていくか、そのような点は検討されておるかどうか、それだけ聞いておきます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

専業農家の減少という御質問でございますが、ちょっと古いデータしかございませんが、2010年の農林業センサスによりまして、弥富市内には114戸の専業農家がございます。今後、高齢化、後継者不足、また厳しい農業の情勢によりまして専業農家が減っていくと思われまゝ。現在、認定農業者となります意欲的に農業に取り組まれている農業者や農業生産法人が88件ございます。新規就農者や後継者になった息子さんたちも数名お見えになります。したがって、100戸前後ぐらいの推移ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 88というのは、現在って、ことしぐらいですか。農協改革が発表されたその前のところですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 平成26年度です。

○15番（佐藤 博君） そうすると14年ということだね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もう時間がないので終わりますが、もっと市長は謙虚な気持ちでしゃっかりやらんとあかんですよ。そのことだけ申し上げて終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、通告に従い、大きく分けまして2点の質問をいたします。

その1点目は、ふるさと納税、寄附であります。

ふるさと納税とは、そのまちへの寄附であります。以後はふるさと納税と称して、発言させていただきます。

ふるさと納税は2008年から始まりました。この制度は、任意の自治体に寄附できる仕組みであり、日本全国の都道府県や市町村、特別区 ―― 東京23区でございます ―― の中から納税者が自分自身で選ぶことができます。

最近、テレビや雑誌、インターネットなどでふるさと納税特集を見かける機会が多くなりました。あなたもふるさと納税でいい暮らしができるかとも思いませんか。最近、ふるさと納税は納税者にとってお得という点が最大の魅力で、マスコミ・雑誌等で大々的な特集記事が多数出ております。

では、質問させていただきます。

過去3年間、平成23年度、24年度、25年度に弥富市にふるさと納税された額と弥富市の住民がほかの市町村にふるさと納税を行った額をお尋ねします。

また、ふるさと納税は、例えば夫婦共働きで子供1人の場合、給与収入が500万でその他の収入がない場合、確定申告をしたらどのくらい市民税・所得税が減税されるかもお尋ねしたいと思います。

この税制度につきましては、2014年、去年までは減税対象が所得税・市民税でありましたが、2015年、ことからは減税対象は市民税だけに制度が変わっております。

では、回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、弥富市にふるさと納税された方の年度別の実績についてお答えします。

平成23年度、2件150万円、平成24年度、4件350万円、平成25年度、1件100万円でございます。

次に、今度弥富市民の方が他の自治体にふるさと納税された年度別の実績についてお答えします。

平成23年には7名の方で約29万円、平成24年には12名の方で約45万円、平成25年には35名の方で約150万円、これが弥富市民の方が他の市町村に寄附をされた人数及び金額でございます。

続きまして、ふるさと納税は、例えば夫婦共働き子供1人で給与収入が500万円で、その他の収入がない場合に確定申告したらどれくらいの市民税・所得税が減税されるかということについてお答えさせていただきます。

収入や子供1人が中学生、高校生や大学生など、家族構成によっても減税される金額は異なります。子供1人が高校生で社会保険料など一定の控除額を差し引き、寄附金の額を3万円といたしますと2,000円を除いた2万8,000円が所得税と住民税から控除されます。

なお、寄附金のうち2,000円を超える部分は、収入や家族構成などにより異なりますが、一定の上限まで原則として所得税と住民税から全額控除されます。しかし、一定の上限を超えますと自己負担分がふえることとなり、例えば夫婦共働きで高校生1人の給与収入が500万円の場合は、3万円の寄附金額であれば2万8,000円が控除され、自己負担分は2,000円となりますが、寄附金額が4万円であれば3万円が所得税と住民税から控除され、自己負担分は1万円とふえることとなりますので、この場合、一定の上限額は3万円となります。

なお、現在国会に提出されております税制改正のふるさと納税につきましては、住民税の特例控除分の上限が1割から2割になることと、年末調整をして確定申告しないサラリーマンなどが4月1日以後にふるさと納税を行う場合、ワンストップ特例制度にて寄附する自治体が5カ所まで確定申告をする必要がなくなるなどの改正となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ところで、昨年の3月議会と9月議会で、2人の議員の方からふるさと納税の一般質問がありました。そのときの議事録の答弁を見ると、ふるさと納税は自分の生まれたふるさとや自分の好きなまちを応援したいとの思いや願いを、寄附を活用して応えるのが本来あるべき姿であると考えておりますので、特典をつけて寄附をお願いするということはふるさと納税応援の趣旨にそぐわないものと考え、記念品や特産品など特典をつけることは考えておりませんという答弁でありました。

私は、今までの行政当局の答弁は、行政の模範的なものであると思います。しかし、今年から改正されてからは、そのような考えを改める必要があると思います。今までふるさと納税の手順は任意的な自治体を選び、自治体に寄附し、自治体から寄附金受領証明書とお礼の品が届き、確定申告すると、税金、市民税、所得税が控除されます。2014年までは、今まで領収書を持って確定申告をする必要がありましたが、サラリーマンのように、基本的に確定申告が不要な人にとって、大変面倒な手続でありました。これがふるさと納税の寄附の伸びない原因の一つでありました。それが、2015年からは、先ほども話がありましたように、ふるさと納税による減税を住民税が一本に変わり、寄附を受けた自治体が委譲する自治体に対し寄附情報を通知するという形になります。納税者は、特別な手間をかける必要がなくなり、

ふるさと納税として寄附した金額に応じた額を住民税の減税という形に対応するように変わります。さらに、2015年からは、税金が軽減される寄附の上限を、現在の2倍の額に引き上げられます。また、5つの自治体ならば、確定申告なしで自動的に減税される仕組みであります。例えば、収入に応じていろんなケースがありますが、共働き子供1人の給与収入の場合、自己負担、先ほども話がありました自己負担2,000円で300万円の給与収入の場合、今まで1万2,000円であったのが2万4,000円に、500万円の給与収入の場合、3万円であったのが6万円、また700万の給与収入の場合、5万5,000円であったのが11万円、また1,000万の給与収入であったのが9万円から18万円と2倍の減税対象となります。

ふるさと納税の最大のデメリットは、確定申告が必要なことでした。これがなくなると、ふるさと納税が税金の保険控除と同じようになり、全国的に一気に広がる可能性があります。

中日新聞、2015年の3月5日、まだ最近の中日新聞の記事に、あの豊田市が危機を感じたのか、ふるさと納税の特典を設けていなかったのを、ふるさと納税で1万円以上寄附した人に特典とし、燃料電池車ミライを抽せんで1日貸し出す。もちろん農産物の特産品をつけるという記事が載っておりました。

ふるさと納税は、いろんな意見がございます。人気の特産物をプレゼントすることで自治体にたくさんの寄附が集まります。その一方では、住所地の自治体は税収を失います。その結果、特典競争になり、無駄なコストが発生する可能性もあります。また、2012年にあった東日本大震災でのふるさと納税額は、約600億円集まりました。納税者が特定の自治体を応援したい、過疎地域を支援したい。今後は、納税者が税の使い道を決めることができるのではないかと考えられます。今年度よりふるさと納税、寄附制度が変わった点は、ふるさと納税としての寄附できる上限が1割から2割に引き上げられます。確定申告は不要であります。寄附を受けた自治体から住所地の自治体に通知され、金額に応じた住民税の減税がなされます。

では、質問をいたしたいと思います。

前に述べましたように、2015年からはふるさと納税制度が変わります。しかしながら、この弥富市をふるさと納税の対象として関西、関東の人々、いや日本中の人々が弥富市を知ってみえるでしょうか。弥富市を全国の住民の方々からふるさと納税の対象として選んでもらえるのは難しいと思います。

住民税の控除額の最大限2割の歳出、これが何百万になるのか、何千万になるのかははっきりわかりませんが、ほかの市町村へ税が流出し、弥富市がふるさと納税寄附に選んでいただけないとすれば、歳入はほとんど期待できません。私は、弥富市を選んでいただくには、弥富市の特産品を寄附していただきました方々に特典として出す必要があるのではないかと思います。どうでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市としましては、多くの自治体の特典を付してPRしていることは承知しております。ふるさと納税は、自分の生まれたふるさとや自分の好きなまちを応援したいという思いや願いを、御寄附を活用して応えるのが本来あるべき姿と考えておりますので、特典をつけるということで寄附をお願いするというのはふるさと応援の趣旨にそぐわないものと考え、記念品や特産品などの特典をつけるということは、現在のところ考えておりません。

ちなみに、返戻金特産品の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応について、総務省から要請が来ております。その内容につきましては、ふるさと納税は経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返戻金、特産品を送付する行為については自粛していただきたいことということで、特に換金性の高いプリペイドカードや高額、または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品、これについては、特に自粛していただきたいということで通知が来ております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今の総務部長のお答え、私もインターネットで見て知っております。けれども、今具体的に、抽象的に言われたんですけど、例えば100万とか200万という大きな金額の場合の返戻金としてというあれがついておるはずでございますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 私が今持っております総務省からの事務連絡という公文書につきましては、今答弁させていただいたような内容で、これのさらに運用方針があるかわかりませんが、それについては、ここの公文書の中にはついておりませんので、具体的な金額に関することは承知しておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市の執行部の回答は消極的でありましたが、私は、農家のために特産品のお話をさせていただきます。

次に、特産品については、今まで出しているほかの町村、今話ございましたけれども、米とか牛肉、地ビール等が主体であります。変わったところでは、泉佐野市のようにローコストキャリア、要するに価格の安い航空チケットとか、飯山市、これ長野県でございますけれども、液晶ディスプレイとかタブレット等があります。

弥富の特産品については、今出さないというあれでございましたが、ちょっと話をさせて

いただきます。これについては、私は弥富地域の活性化のために、要するに木曽川用水でつくったお米とかトマト、ナス、イチゴ等農産物や弥富特産の金魚、水槽その他のものをつけて弥富特産として金魚組合とタイアップして行ったらどうかということで思っておる次第でございます。農家につきましても、市より農産物を買上げ、金魚を買上げてもらい、大変利益があると思います。そうすることが、農家の売り上げとか寄附者への還元ということで、3者、利益があると思います。ふるさと納税については15年1月から改正されております。ですので、すぐに取りかかっていたきたいと思います。

また、現在の安倍内閣は、地方創生の一環として、ふるさと納税寄附を取り上げております。私は、このような制度をうまく活用し、地方自治と納税者、それから農家が得をするようになればと願っておる次第であります。

では、次に移ります。

次に、都市計画についてお尋ねしたいと思います。

都市計画の関連法案は、都市計画法、都市再開発法、建築基準法と地域別の都市計画マスタープランがあります。弥富市の都市計画マスタープランは、都市計画法第18条により、市町村の都市計画に関する基本的な方針とし、弥富市総合計画と並んで作成されております。もちろん、市街化区域内の土地利用、弥富市の各種道路、公園、下水道に関する計画も網羅されております。

弥富市都市計画マスタープランは、平成21年度よりおおむね10年を計画期間としております。本プランは土地利用や都市計画に係るさまざまな情勢の変化、都市のまちづくりに関する意向調査等を考慮しながら、適時適切に見直しを行うものとしております。

最近、私は弥富市の都市計画図、これは、正式名称は名古屋都市計画総括図を見てみました。都市計画図には、市街化区域の用途地域、臨港地域、計画道路、生産緑地等が地図上で示されております。例えば、用途区分指定であれば昭和46年2月15日が最初で、平成22年12月24日まで11回の変更告示がなされております。道路計画であれば昭和48年1月19日が最初で、平成22年12月24日まで9回の変更告示がなされております。

では、質問いたします。

用途区分は商業区域、住居区域、工業区域に分けられております。住居区域は、弥富市の場合、大部分が第1種住居区域であります。異なったところで、佐古木区域の北側にある市街化区域のように、第1種中高層住宅専用地域に指定がありますが、両者の用途区分の違いと、なぜ佐古木が第1種中高層住宅専用地域に指定されているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

用途地域は、都市計画マスタープランにおいて地域のまちづくりの将来像を明らかにし、

市街地の大きな方向を住宅地、商業地、工業地などの12種類に区分し、用途地域を定めております。

その中で、第1種中高層地域は、住居の環境を守るための地域でございます。床面積が3,000平方メートルまでの店舗、事務所が建てられます。一方、第1種中高層住居専用地域でございますが、これは良好な居住環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域でございます。500平方メートルまでの一定の店舗などしか建てられないことから、第1種住居地域に比べ、より住居の専用性が高くなっております。

また、なぜ佐古木が第1種中高層住居専用地域に指定されているかという御質問でございますが、この地域は、線引き以前に住宅地造成事業によりまして開発された住宅団地でございます。また、佐古木駅から近く、ベッドタウンとしての性格が強いことから、より良好な住居の専用性が高い用途地域を適用しております。ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、商業区域について質問いたします。

商業区域、近隣商業地域は、国道1号線の周辺と近鉄駅周辺と銀座通、また、前ヶ須、木曾岬弥富停車場線、昔の前ヶ須の通りであります。商業区域と第1種住居区域の用途の違いは何でしょうか。また、近鉄弥富駅や関西線の北口駅前広場等は第1種住居区域であり、ビルディング等が建てにくいような地域であります。このような地域の用途区分はなぜでしょうか。私は、もっと商業区域、これ商業区域では日影権、——日陰の関係が規制がないということで——を見直したり、ふやしたりすべきであると思いますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

第1種住居地域は、先ほど述べましたとおりでございますが、商業地域は大きな店舗や事務所、遊戯施設、風俗施設から住宅や小規模な工場を建てることができます。

また、商業地域におきましては、先ほど議員も申し上げられましたが、日照規制はありませんし、商業地域の容積率におきましても、当市では第1種住居地域の2倍の400%、建蔽率では第1種住居地域の60%に対し、80%となっております。

佐古木駅は、関西線の北口駅前広場から、なぜ第1種住居地域かとの御質問でございますが、これらの地区は現状の土地利用も良好な住宅地が多く、また都市計画マスタープランにおいても、名古屋と直結した暮らしのまちとして利便性の高い住宅地の形成を図る地区とされていることから第1種住居地域としております。

また、商業地域をふやすべきとの提案でございますが、用途地域の変更に関するガイドラ

インでは、用途地域の見直しにつきましては中心商業施設集積の必要性を十分に勘案して、都市計画マスタープランなどの変更に応じて計画的な土地利用の誘導を図る場合において、道路等の基盤施設整備や区画整理事業等によりまして目指す市街地増に変更が生じた場合等となっております。

したがいまして、次回の都市計画マスタープランの見直し等につきましては、目指すべき弥富市の市街地将来像をしっかりと考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、市街化区域内、要するに市街化区域、商業区域にすべきところにつきましては、日光大橋西線この通り及びこの庁舎の前、平和通線の沿線等が商業区域にすべき地域ではないかと思えます。また、イオンタウンの施設については工業専用区域になっており、現実には商業施設が建っておりますので、用途区分の変更をすべきであると思えます。

弥富市のこの庁舎の予定地につきましては、第1種住居区域であるので日影規制があります。日陰規制がございます。他人の土地が北側にあれば、高層ビルの建設は難しいと思えます。

次に移ります。

平成26年9月議会で伊藤議員から都市計画道路の7路線の質問がありました。都市計画道路区域内の土地について制限をかけてあると開発部長からの答弁もありました。計画道路についても、昭和48年1月19日告示から40年以上たっております。

弥富市においては、都市計画道路の見直し、候補等の検討・調査を着手しておりますとの答弁もありましたが、いつまでに検討し、またいつまでに着手するかという年月をきちっと切るべきであると思えます。都市計画道路の中で、住宅地の真ん中や何十件も家の立ち退きをするような街路もございます。着手するのが不可能な道路であれば、規制がかかっている住居者や地主等の所有者の立場も考えるべきであると思えますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

本年度、弥富市を含む愛知県下の市町村では、都市計画道路の現況調査を実施しております。

内容といたしましては、構造的に困難な路線や近くに代替機能を持った路線がないかなどの都市計画道路の見直し、候補路線の抽出のための現況把握調査を行っております。

次に、いつまでに検討するかとの御質問でございますが、愛知県の都市計画道路見直し指針を参考といたしまして見直し作業に取り組むことになっておりますが、事業の実施見込み、

将来交通量の解析や都市計画マスタープランの整合性も図りつつ見直しをしなければならな
いと思っております。具体的な時期をお示しすることはできませんので、御理解いただき
たいと思います。

また、未着手の都市計画道路につきましては、長期にわたり建築期限がかかっていること
から、都市計画道路の見直しが土地所有者を初め地域住民に及ぼす影響は大きいと思ってお
ります。

したがいまして、早い段階からの住民意見の募集や案の周知を図ることとなると考えてお
ります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、この地図を見ますと、都市計画図に弥富北口駅前広場が掲載さ
れています。計画はなされるのでしょうか。私はJ Aの葬儀場に話をして、弥富駅北口広場
を考えるべきであると思います。また、J R関西線と名鉄の橋上市道を通せば、弥生学区、
また北部地区の住民の方々が大変便利になると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたい
と思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

弥富駅北口駅前広場は、都市計画法に区域決定がされております。

御提案のJ R・名鉄弥富駅整備計画につきましては、駅の北広場と南広場の自由通路で結
ぶもので、これまで市が鉄道事業者と協議をしてきた内容となっております。

しかし、この計画につきましては、これまでも議会で申し上げましたとおり、第1次総合
計画に位置づけられた重要事業であり、新庁舎建設事業や白鳥保育所建設事業などに重点的
に投資するため、事業を凍結させていただいておる状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁させていただきます。

私どもの今考えております自由通路、北口から南ということに対して、いろいろと関係団
体というか、関係の鉄道業者とお話をさせていただいておるわけでございますけれども、平
成32年、以前にもお話をさせていただいておりますけれども、バリアフリーということに向
けて、J Rさんがそういう考え方を持っていたいております。

市としても、これをしっかりと受けとめて、その計画に乗っていきたいと思っておりますし
て、この自由通路に対して、いずれ議会のほうにお話を申し上げて、また補正等をお願いし
ていくというような状況で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、最近、名古屋駅周辺の整備及び高速道路の駅乗り入れ等の構想

が発表されております。また、東京までリニアを利用すると1時間以内で行ける利便性のよいところが弥富市のセールスポイントでもあります。その弥富市の玄関というべきところが、近鉄弥富駅であると思います。その北側の葦山について、都市計画税は市街化区域になっております。準用河川の鯛浦川を今年度改修する計画があるのであれば、地権者は数人と聞いておりますので、その地域の区画整理を並行して行ったらどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

近鉄弥富駅から約300メートル東側に近鉄線の北側に面して、市街化区域であり、河川に面した未利用地となっている一面がございます。御指摘のように、準用河川の鯛浦川は、平成27年度から護岸整備に着手する予定でございます。

この地区の整備手法につきましては、弥富市住宅開発行為等に関する指導要綱を適用するなど民間開発の力をおかりして、河川整備とあわせて良好な住宅供給を図っていきたいというふうに考えております。この地区での土地区画整理事業等については予定をしておりませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 愛知県が、ことしの9月、基準地価を発表しました。その中で、弥富市は鉄道沿線別駅周辺住宅の平均価格は上昇しておりません。1平米当たり6万8,000円です。名古屋駅から15キロ以内の地点の周辺を見てみますと、ほとんどの地域が上昇しております。私は、地価が高い、安いということを問題にしているわけではありません。この基準地価は弥富市のまちづくりの評価であるとも思います。葦山はその評価を下げる一つの原因であるとも思います。ぜひ河川改修とともに区画整理事業を行うべきであると提案させていただきます。

次に、1点、通告にはありませんでしたが、近鉄弥富駅の話が出ましたので、質問をさせていただきます。

今年度に近鉄弥富駅で、近鉄が歩け歩け体験を催したと。そのときに名古屋からお見えになった弥富の方が、弥富の名物は金魚じゃないの。弥富の玄関口に、何か特産品の看板でもつけたらどうかという話がありました。私もそうだなと思いました。近鉄の周辺を見回してみましたが、駅前にモニュメントがありますが、あれは確かに黒く、なかなか金魚という判定はしにくいということでございます。ですので、弥富の玄関口に弥富特産の看板等の表示をすべきであると思いますが、市長、観光客相手ということでお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

私ども地場産業の金魚のことについては、その活性化をどうしていくかということ

につきましては、きのうも少しお話をさせていただきましたけれども、いわゆる生産面積及び生産者の減少ということで大変危惧をしております。そうした形の中で、全国から生産者に対して募集をしていったらどうだというような形で組合とこれからも協議をしていこうというふうになっております。

そうした形の中で、今横井議員がお話をさせていただきますように、少し駅周辺ということについては、我々もPRをしていかなきゃなんだろうと思っております。一度よく検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 弥富市が住みやすいまちをつくるには、弥富市マスタープランの計画に沿って、今後も事業を実施すべきであると思います。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に伊藤勝巳議員、お願いします。

○1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳。

通告に従い、質問させていただきます。

初めに、穂波通、それから向陽通線の進捗状況についてお伺いします。

前々回に一般質問での意見を、早急に、前向きに地権者と話し合ってもらって、市民の要望に対し応えていただくように要望しましたが、昨日僕が現場を確認しましたが、現状は何ら進んでいないように思われます。

今までに、市当局として地権者のもとに何回の話し合いに行かれたのか、またどのような話し合いになっているのか、現在の進捗状況及び計画目標を立てて、期日を決めてお答えください。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

進捗状況でございますが、穂波通線につきましては、平成26年度に平島地内の関係者3名の方に御協力をいただきまして、平島地内の用地取得が全て完了したところでございます。

現在、本年度街路改良工事といたしまして買収させていただきました箇所のうち、沿道利用上支障のある箇所において側溝工事を施工中でございます。

今後の計画目標でございますが、平島地内を公共下水道工事と同調しながら、平成27年度、28年度の2カ年で完成させる予定でございます。

また、平成27年度におきましては、国道1号交差点部の測量及び予備設計を実施いたしまして、公安委員会を初め国土交通省等の事業実施に向け、関係機関等と協議を開始してまいります。

平成28年度以降につきましては、伊勢田前及び国道1号線交差点部の用地測量及び用地取得

並びに工事に着手する予定でございます。

なお、向陽通線につきましては、昨年9月の議会でも答弁させていただいておりますが、当面は穂波通線を集中投資することによりまして、事業効果の早期発現を目指しておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 28年度までに用地取得をするということで、何年来あのままになっている状況ですので、やはり住民の方からあそこを抜いてほしいという要望が結構強く求められておりますので、早急に対処していただきたいということを要望いたしまして、次の質問にとりあえず移ります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長、追加答弁。

○市長（服部彰文君） 私どもとしては、区画整理事業がほぼ終了いたしました平島の状況の中で、道路整備というのを非常に急いでいるわけでございます。これは、県道である名古屋十四山線、これは平成27年度に平島地内から十四山方向に完成をする予定でございます。そして、また穂波通線につきましては地権者の御協力もいただきましたので、これをしっかりと進めていきたいということでございます。ただ、向陽通線につきましては、私どもも粘り強い交渉をさせていただいておるわけでございますけれども、なかなかその打開策が見出せないというのも事実でございます。また、議員等のお力添えもいただきながら交渉をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

穂波通線に集中して、早期の完成を目指していくということを、3本大きな道路があるわけでございますけれども、名古屋十四山線、そして穂波通線、そして向陽通線というのがあるわけでございますけれども、名古屋十四山線の県道に対してはしっかりとやっていただく、そして穂波通線については、指導という形の中での、これもしっかりと地権者の方の御協力をいただきましたので、進めていくというような状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 先ほども言いましたように、やはり皆さんの御要望に対応するように、市当局は頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

十四山の保育所通所バス運用状況についてお伺いしますが、弥富市内には9カ所の保育所がありますが、十四山保育所の幼児専用バスは十四山保育所だけが使用しているように思われておりますが、聞くとところによると、ほかの保育所からの要望があり、遠足等に使用されていると聞いておりますが、どのような運行に使用されているのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 十四山保育所の送迎バスの件についてお答えいた

します。

十四山保育所の送迎用の保育バスにつきましては、各保育所の遠足や三ツ又池公園の芝桜見学、十四山地区のコスモス畑見学、野鳥園での野鳥の生態観測等で利用させていただいています。

これにつきましては、送迎に支障ないような時間帯に、バスの有効利用という観点から、現在そのような利用も行っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいま部長のほうから使用状況の説明がありまして、児童を送迎する特殊車両については、普通のマイクロバスではちょっと送迎するわけにいきませんので、やはり幼児を送迎する場合は、特殊車両として使われております幼児専用のバスが必要と思われます。やはり、十四山保育所の通所バスを使用されて、今説明されたように、いろんな遠足とか見学等に使われているという以上は、これはやはり廃車をすべきではないと思いますが、市側の答弁をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員御承知のとおり、平成27年度いっぱい保育園バスの廃止をいたします。その後の話でございますけれども、いわゆる、先ほど言われました各保育所のいろんな見学等の活用でございますが、これにつきましては、市のバスを利用しながら遠足等必要なものは継続していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 先ほど私が申したように、普通のマイクロバスでは送迎ができないと聞いておりますが、そのところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在でも有効利用という観点から十四山の送迎用バスを活用しておるところでございますが、またそれ以外にも市内の保育所で観劇会等をやらせていただく場合は、市のバス等を利用して、活用してやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 私が蟹江署でお聞きしたところによりますと、やはりこれはちょっとまずいんじゃないかということを聞いておりますが、その点はどう思ってやってみえるんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 現在も、先ほど御答弁させていただいたように、市のバス等を活用してやっております。それに関しましては問題ないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいま道路交通法上は問題ないということですが、やはりそうやって前の間隔が狭い状況の幼稚園バスですから、そんな広いところのマイクロバスを使ってもらっては、ちょっと難しいんじゃないか、不安が募るんじゃないかと、幼稚園児に対しては、そんな感覚を持ちますが、だから、やっぱりそういう特殊車両であれば、どうしても必要であれば、やはり1台は残したらどうですかということを要望させていただきますが、課長の御意見を。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 先ほども部長のほうから申し上げましたとおり、送迎バスにつきましては27年度までは運行するということで既に決定をしております。その後につきましては、先ほど申し上げましたように、市のバス等を活用しながら、遠足とか、そういった必要なものもございますので、それは市のバス等を活用して継続していきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市のバスで、それができればいいんですが、もしこれ交通法上違反ということになる可能性はないとは僕は思いませんが、やはりそれは1台は残して、そういう面に運用活用をしていただきたいと要望をさせていただきますが、その点については、課長の答弁は、先ほどから廃止の方向に向かっておりますが、ぜひ住民の方々の署名運動も私は聞いておりますが、やはりバスは1台残していただいたほうがいいかと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げますけれども、今までこの十四山の保育所の送迎という形の中におけるバスの位置づけにつきましては、いろいろと御協議をいただき、27年度をもって終了するという状況でございます。そういった形の中で、この送迎バスは現在もいろいろと使っていることは事実ですが、一旦ここでピリオドを打っていきたいと思っております。

そして、市のバスの安全性ということについてお尋ねであるわけですが、これは、保育所のところで遠足、あるいは行事等で出かける場合においては相当数の保育士も一緒に引率するわけですので、さらにそういった安全に対しては徹底をしていきたいと思っております。そして、必要人数に対して何人という形の中で、一応そういったことも内部規定の中で決めていかなきゃならないかなと思っております。そうした形の中で、子供たちの安全には十分考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市長からそういう御答弁をいただいたんですが、とにかくマイクロバ

スで運用することになれば、事故のないようにしていただきたいという要望をしておきます。

次の質問に移りますが、先ほど横井議員からの御質問もありましたと思いますが、ＪＲ、名鉄北側の乗降客の不便性の改善についてということで、今まで、何度も北部地区の議員より要望が出されておりましたが、何ら、今現在進展のないように思われますが、今年度は積極的にＪＲ、名鉄に対して話し合いの場を持って、目標期日を定め、話し合い解決に向けて努力を重ね、実行に向けて骨身を惜しまず、市長を先頭に、職員一丸となって市民の要望に向かって努力をしていただくようお願い申し上げます。

そして、現在の進捗状況については、先ほど横井議員のときに御説明がありましたので、省略させていただきます。

そうすることで、今後のさらなる弥富市の発展をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は午後１時とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後０時０４分 休憩

午後１時００分 再開

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、昨日の大原功議員の質問に対する答弁を伊藤税務課長にさせますので、よろしくをお願いいたします。

伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） お時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

昨日の大原議員の私鉄の固定資産税についての賦課の御質問の中で、所有者が近畿日本鉄道であれば近畿日本鉄道にというお答えをさせていただきました。そのところを追加答弁という形で答弁をさせていただきたいと思います。

近畿日本鉄道株式会社の鉄道敷地で近畿日本鉄道株式会社が所有している土地につきましては、近畿日本鉄道株式会社に賦課をさせていただいておるということでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 次に川瀬知之議員、お願いします。

○２番（川瀬知之君） ２番 川瀬知之。

一般質問は、議員とは関係なく、行財政全般にわたる議員主導による政策論議であります。質問を受ける執行側は、質問の要旨を理解して、質問と答弁がよくかみ合うよう議事を進めるために、通告の内容について議長から通知を受け、万全の準備を整えて、責任が持てる的

確な答弁ができるよう体制を整えているはずです。

議会は、一般質問通告一覧表を作成し、関係者に配付し、質問当事者以外の関係者は、受理した通告について内容が通告どおりかどうかを審査いたします。

一般の議員は、質問の構想を練り、要旨を通告してから理論構成をして、このように質問の詳細台本を作成いたします。しかし、執行側から言論統制と情報操作を受ける可能性があるため、質問する前に、私はこの台本を執行機関に提出しなくてもよいと考えております。なぜなら、議長が各議員に、この台本を自由意思ではなく強制的に提出させたならば、その台本をあらかじめ執行側と議会運営委員会に複製して配り、台本どおりに各議員に質問と回答をさせ、なおかつ検問と審査をし、さらに執行側が情報操作を繰り返しているようならば、自由意思じゃなくてさせているならば、談合と疑われても仕方がない行為だと思っているからです。

議会は、官製談合疑惑があれば解明するべき場であるはずですが。そして、日本国憲法第21条が提起する表現の自由ないし言論の自由、検閲の禁止に抵触するおそれがある行為でもあります。ただ、今は自由意思でやっているのですから大丈夫だと思います。

では、質問を始めます。

初めの医療の質の向上については、主に公共性のある地元医療機関であっても、民間は、病院経営、病院運営の問題点と課題を把握し、医療の質と運営効率の向上の両立を図るために事業計画を作成し、その事業計画に基づいて、予算の制約を受けながら着実に進めています。本市がこの事業の進め方をよく学んでいただくため、質問をいたします。

次に、社会問題解決型の産業の創出をでは、高度救命救急医療機関、地域中核災害拠点病院、臨床研修指定病院でもある地域医療の中心である地元基幹病院の役割は、高齢化社会により需要がふえ、年々その機能は肥大化してきます。したがって、その肥大化を抑制するためにも、その役割を補完・補助する事業を創出していけば、この地域に各医療機関が集積し、周辺地域より医療の質の向上が図られ、さらにJR、近鉄の鉄道網、国道1号・23号、東名阪高速道、伊勢湾岸高速道路などの道路網の両方を有する地の利を生かした、広い駐車場を完備した駅前整備と市民バス交通網を弥富市が構築できれば、本市経済は自然と活性化していくと思われます。本市や弥富市商工会がどのような役割をしていけばよろしいのか、検討していただく質問をいたします。

日本の医療制度では、患者が、いつでも、どこでも、自由に医療機関を選択することができます。しかも、受診回数に制限はありません。自由な選択の結果、大病院や人気医師が在籍する病院に患者が集中してしまいます。大きい病院であれば、ちゃんとした検査を受けられる、よい専門医がいると思われているため、診療所でも十分に対応できる患者までもが大病院に流れてしまっています。地元基幹病院でも、他の大病院と同じように患者が集中し、

診察時間が短くなり、3時間待ちの3分診療になりつつあり、問題になってきているようです。

では、地元基幹病院が今どのような問題、課題を抱え、苦しんでいるのか、説明ください。

また、その民間地元基幹病院がその問題、課題をできるだけ早く克服してもらうため、市の役割や支援対策はいかにあるべきか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御回答の前に、川瀬議員にお願いを申し上げますけれども、今、冒頭、川瀬議員が一般質問の通告に対して自分の御意見を述べられているわけですが、これはまた別の機会に時間をつくらないと、川瀬議員の持ち時間でございますので、大変失礼があるといけないというふうに思いますけれども、私たちは議会運営委員会でこの一般質問のことにつきましては御協議をいただき、そして全員協議会等でも議員の皆様方に周知徹底をしていただいております。それは、あらまし、趣旨というもののについての一般質問をいただきたいという形でございます。そして、私たちは誠意を持ってその答弁をさせていただくというのが本旨でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、地元の病院という形で、海南病院ということで基幹病院としてお話をさせていただくわけですが、少し時間をいただきまして、現在の概況につきましてお話をさせていただきます。

第1期の整備計画でございました救命救急センターは、平成25年9月に指定を受けられ、現在では多くの急患を受け入れていただいているということでございます。より診療機能の充実を図っていただいているということが第1点でございまして、今現在は、平成26年3月という状況の中で着工をされました第2期の診療棟がこの平成27年2月に終了するわけでございます。4月から新しい診療棟という状況の中で、市民、近隣の住民の皆様の診察が始まっていくわけでございます。32の診療科目から成っております。

そして、これで約80%の竣工になるわけですが、もう一期の第3期の計画がございまして、これはこの秋から始まるわけですが、4階建ての教育研修棟というのができる予定でございます。これは、来年（28年）9月末の完成を予定しております。この中におきましては、看護師、あるいはドクター等の人材育成というようなこともあるわけですが、後ほど申し上げますけれども、基幹病院である海南病院も看護師さんの確保ということに対しては大変な課題というか、そういったようなことも抱えてみえるわけでございますので、今度の教育棟の中におきましては、いわゆる院内保育所というものを整備されるということでございます。24時間体制の中でお仕事をいただいている看護師さんに対して、子供さんの面倒を見ていくというような形でございます。

そんなような形が今現在進められておる海南病院の整備計画の一端でございますので、ま

た御理解をいただきたいと思っています。

じゃあ、具体的に、御質問のどんな問題が課題としてあるかということでございますが、議員御承知の平成26年4月、診療報酬の改定がございました。これは病院に対して大きな、ある意味では影響を与えたというふうに思っておるところでございます。それはなぜかと申しますと、この診療報酬の改定率が問題でございまして、わずかプラス0.1%というような状況でございました。

同じ年の4月から消費税の増税という形の中で、5%から8%に消費税が引き上げられたわけでございます。保険診療ということにつきましては、非課税であるということでございます。そうした形の中で患者さんに転嫁できないというのが、この保険診療の基本的な考え方でございます。そういうことによって、いわゆる3%の消費税の引き上げ分に対して、なかなかその増税分に対して賄い切れないというのが病院側の厳しい一つの側面であろうと思っております。

2点目は、薬価等の価格のダウン、薬の値段というものが随分下がってきたということでございます。これは議員も御承知のように、今、医薬品としてはジェネリック医薬品ということが盛んに言われておるわけでございます。海南病院におきましても、全国的には目標値が60%でございますけれども、海南病院におかれましては、70%近く、このジェネリックを採用してみえんと承っております。

また、こういうような状況の中で昨年の4月から12月まで、いわゆる第3・四半期の海南病院の医療収入というのは前年比の中で98.8%ということだそうでございます。そして、支出のほうの前年比で99.6%ということで、約1%ほど、いわゆる支出のほうが多いというような状況でございまして、その1%の額は、約1億円に相当しているというような状況を伺っております。

それから、看護師さんの問題につきましては、今後の海南病院の看護師さんについては、今現在16床ある救急病棟に対しては20床使えるわけでございますので、20床にふやしていきたいということで、当然、看護師さんが必要になってくるわけです。

また、基本的な考え方として、患者さん7人に対して1人の看護体制というものの充実を図っていきたいということを言われております。そうした形の中で、看護師さんの確保が急務の問題であるということでございます。

今現在におきましては、さまざまな形で病院が新しくなっておるものですから、それに対するドクター、あるいは看護師さん、あるいは病院でお仕事をされる人たちの、いわゆる仕事の環境というものも随分変わってきているということの中で、看護師さんも比較的確保しやすい状況にはあるけれども、看護師さんが足りないということを言われております。

それからもう一つは、今後の課題でもあるわけでございますが、地域の医療機関とのネッ

トワークのつくり方が非常に課題になってくるわけでございます。それぞれの地域医療機関がいろんな形の中で連携がうまくいかないと、患者さんの集中、あるいは病床の満床、あるいは急性期の医療の必要な患者さんが受診できないというような問題等も発生してくるわけでございます。紹介、あるいは逆紹介ということも利用しながら、海南病院と地域の医療機関とのさらなる連携づくりが必要になってくるわけでございます。これは地域包括ケアシステムということの基本中の基本ということになってくるわけでございますが、これから大きな課題となってくるわけでございます。

市としても、さまざまな形で行政支援をさせていただいております。これにつきましては、施設応援ということがメインでございますので、なかなか病院運営の形までは応援できませんけれども、そうした形の中で、今後も海南病院と一体となった市民の健康管理をしていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） すぐ地方創生も意味があるものですから、今、質問しているんですけどね。

次に、私の母親は手術が必要となり、周辺の病院から医療担架で看護師を付き添わなければならない状態で、この基幹病院へ転送する際も、数週間前に病院間で患者履歴データに基づいた手術受け入れ計画を立てているはずにもかかわらず、1時間ぐらい待たされてしまいました。しかし、その後のこの基幹病院の入院患者のケアは、すばらしく行き届いており、無事に退院することができたことには大感謝しております。

これは、この地域の各医療機関と地元基幹病院間での電子カルテ、診療予約などのデータ共用と、その運用が一旦紙媒体や記録媒体を経由して行われているように思われます。システムの互換性に問題があると、データの再入力を招き、その後の各医療機関から行政側も含めた医療費請求事務手続業務の効率化ができにくくなります。本市は、地元基幹病院間と共同で各医療機関のシステムの互換性の問題についての調整を積極的に行っていくべきと思い、質問をします。

その地元基幹病院の問題・課題を踏まえ、市と地元基幹病院と共同でどのように地域医療サービスの質の向上を図っていくのか、計画がありましたら説明してください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

増大が見込まれる認知症等の高齢者を地域で生活を支えていくために、また重度な要介護者であっても住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しておるところでございます。そのために、海南病院を含めた医療機関、介護施設、介護関係者などと連携を図りつつ、在

宅医療・福祉（介護）統合ネットワーク、電子連絡システムの導入を現在計画しております。これは地域の特性に応じた方法で取り組んでいきたいと思っております。

また、予防事業といたしまして、海南病院で行ってもらっています総合がん検診、脳ドック、特定健診の充実を今後も図っていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 地元基幹病院の院長さんは、さかのぼる平成22年度より大型施設整備を進めてまいりました。今後、最終段階に進むこととなりますが、設備が整っても、これらハードを使いこなすのは、しょせんソフトといえますか、人の力でありますから、全職員が一丸となり、心ある医療を実施し、質の高い安全な医療提供を目指してまいりますと、地域医療に貢献する努力をしておられます。

しかし、病院の職場は、365日、24時間機能し続けなければならないミッションクリティカルな職場であり、維持管理は大変厳しく、医師や看護師の絶対的不足による人的問題から、慢性的な病床不足、救急外来病床を解消するための大規模改築や、進化し続ける高度医療機器の設備など、すなわち地域医療の負託に応えるための大型施設整備投資がかなり病院経営に厳しくのしかかってきているはずです。

かつて経営破綻をしかけた津島市民病院のように、最後のとりでとして市民の医療機関が機能不全にならないように、本市は、民間であるけれど、地元基幹病院をしっかりと支援しなければならないと思います。

周辺他市では、直接市立病院を維持するためにどのような苦勞がありますか、また財政支援はどのくらいしていますか、説明ください。

それに比べて、民営であるけれど、地元民間基幹病院の今の財政支援は適切だと考えていますか、御回答をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 周辺都市での市民病院に対する問題点、その他の御質問だと思います。

まず、市民病院を持つ課題、苦勞としましては、これは海南病院も同じようなことかと思えますけれども、経営の効率化として、患者数及び収益のさらなる増加による収入の確保、より一層の費用・支出削減を図っていかなければなりません。

医療提供体制の整備といたしまして、先ほども海南病院でも出ましたが、看護師の確保でありますとか、常勤医師の確保といったものがございます。救急車の受け入れなど、医療の質、サービスの充実・向上にも努力されていると聞いております。

また、財政支援といえますか、ほかのところは市立病院ということで公立の病院ですので、

自治体による一般会計からの繰入額という形になりますけれども、近隣の市民病院を参考にしますと、平成25年度で津島市民病院が約12億6,500万円、あま市民病院が13億3,800万円の繰入額となっております。

また、海南病院に対する市の支援が適切かどうかというようなことでございますけれども、市民病院の経営に対する繰入金と海南病院などの公的病院に対する財政支援というのは、そもそも経営母体が違うといったことがございますので、単純に比較ということはできないかと思っております。

現在、海南病院に対する財政支援は、年間5,294万円でございます。それは、弥富市を含む2市2町1村で平成22年度に協議が行われ、平成36年度までの15年間で総額19億円、うち弥富市は、7億9,420万円を補助することが決まっております。したがって、適切な金額ではないかと考えております。

○2番（川瀬知之君） これって12億は年間ですか。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 年間です。

○2番（川瀬知之君） こっちはそれは何年で、毎年5,000万でしょう。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） そうですね、15年間で5,000万ずつでございます。

○議長（佐藤高浩君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 同じ医療を負託していただいて、例えば津島市なんか12億ですかね、一般会計から経費を出しているみたいですけど。だから、民間で経営してもらっているものだから負担が軽くなっているものですから、もっと支援したほうがよろしいんじゃないかという質問であります。

民間ですので、直接何十億もなかなか難しいとは思いますが、いろいろな支援の仕方はあると思うので、私が少し提案します。

高度医療設備の有効利用による早期償却ができるように、例えば高度臨床検査設備、高度医療設備、医療事務作業を効率化し、事務スタッフの事務負担軽減を実現のための医療事務会計システムなどを周辺開業医とともに共同運用するとか、2. 医師、看護師、臨床検査技師の人材の有効利用を図り、人件費を抑制するために、例えば同じように周辺開業医や周辺医療機関との共同での雇用をするとか、3番、市の土地や余った土地があるのであれば、有効利用していただいて、例えば通院・通学・通勤を優先した飛島村、木曽岬町と共同でコミュニティバスを運営するとか、医療データの共用とその有効利用を図って利益を出せるようにするとか、例えば高度の医療臨床検査するCTやMRIのデータの地域連携や遠隔画像診断により利用率を高めるとか、以上のように、設備、人材、公共用地の有効利用を考えるべきだと思います。

次に、社会問題解決型の産業の創出を。

高度救急医療センター、地域医療連携センターの機能を持ち、災害拠点病院でもある地元基幹病院を中心に、この地域の経済を活性化させることを検討すれば、災害に強いまちづくりの方針も見えてくるのではないかと思います。地元基幹病院が地域経済にどのように貢献しているのか、考えて説明ください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

今、いろいろと病院のコスト問題、あるいはさまざまなソフトの開発というようなことでお話をいただきました。こういった具体的なことを議員のほうからお聞きいたしまして、我々は、ある意味では運営協議会というような状況の中で、これが議員の声ですよという形の中でお届けしていかなきゃならないということも考えておるわけでございます。また、文書等においてお示しをいただければと思っております。

また、直接川瀬議員が海南病院の事務長、あるいは院長等にお時間をつくっていただいて、自分の思いをぜひお話しいただければとも思っておりますので、またその辺をよろしく願い申し上げます。

基幹病院が地域経済にどのように貢献しているかということでございますが、海南病院さんは、多くの自社物件の土地もお持ちでしょうし、賃貸で借りられている土地もあろうかと思えますけれども、地方税法上でいきますと、この病院というのは非常に公共性があるということの中で、固定資産税というのは非課税となっておるというような状況の中で、私どもといたしましては、海南病院さんから税が入るということはほとんどございません。ただ、JAの厚生連という形の中での法人税というのが均等割のような形で一部いただいているというような状況でございます。

しかしながら、今、海南病院におかれましては、1,000人を超えるスタッフの方がお見えでございます。そういった形の中で、さまざまな形で弥富の中で消費行動もしていただいていると思っております。また、その他関連の状況の中で消費の拡大ということに対しては、我々としては大きな効果もあるかなあと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 本当は、もしこの地にこの基幹病院がなかったらどうなるかを考えるべきで、恐らく平島地区の人口が減り、アパート経営が厳しくなるなど、病院周辺の地域経済が悪影響をこうむることになるだろうと思います。

現在の医療は、チーム医療を基本としており、医師を中心に、看護師、臨床検査技師、放射線技師、薬剤師、栄養士、リハビリテーション職員、医療事務職などの各医療スタッフが一丸となって患者の診療・治療に当たっております。

救命救急センターを充実させるには、チーム制の24時間交代勤務が余儀なくされ、医療ス

タッフをかなりふやさなければならず、それに見合った通勤用の駐車場が必要になります。しかしながら、周辺の駐車場地権者は、アパート、マンションなどの賃貸にすることで借家権という権利を控除することができるなどの相続税対策を講じることにより、多くの場合、空き地に建物を建ててしまい、その結果、慢性的に駐車場不足になると考えられます。

さらに、近隣の大規模小売店舗でも、法令に見合う駐車場を必要台数確保するのが年々難しくなっています。朝のラッシュ時、近隣の大規模小売店舗の開店準備、基幹病院の外来患者の通院、市本庁職員の通勤、基幹病院の職員の通勤、本庁に用事がある市民、桜小学校の学童の通学が重なり、救急車が救急走行でこの基幹病院まで速やかに搬送できない状態であります。

地元基幹病院の問題は、桜小学校、弥富市庁舎が隣接による過密渋滞地域にあること、医師や看護師の絶対不足していること、高度医療設備の稼働率などがあります。これらの問題の緩和に向けた地域医療連携を地域産業振興に役立てる計画はありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 地域振興に役立てる計画はあるかということでございますけれども、先ほども、議員のほうからいろんなお話を伺いました。初めて伺いするような発想のものもございまして、私、ちょっと今まとまっておりますけれども、まず厚生労働省は、地域の中で医療機関の機能の分担を進め、より質の高い医療を効率的に提供するため、病診連携、病院と診療所の連携、また病病連携ということで病院と病院の連携というものを推進しております。

紹介、逆紹介をふやすことで地域の医療機関との顔の見える関係づくりを基本として、海南病院の地域医療連携ネットワークシステムによって地域の医療機関との連携、情報の共有化を進めております。

こういったことがございまして、市が介入して地域医療連携を産業振興策という形の中で取り入れるということは、非常に現段階ではいろんな問題があるのかなということも思っておりますので、現段階ではどのような形でできるかということについて検討しておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 地方創生という意味があるから、今説明しているんですけどね。

皆さん、空間経済学というのは知っていますか、知らないでしょう。

どんなことかちょっと説明すると、空間経済学を取り入れ、地域産業振興に役立てるつもりはないようなんだけど、空間経済学とはどんなものかということ、都市や産業の集積形成をミクロ経済学的に分析、従来、都市経済学、地域経済学、国際経済学として別途発達してきた地域的空間の経済学を総合しようとする学問です。

都市や産業の集積力の発生メカニズムには、前方連関効果と後方連関効果の相互作用があ

り、前方連関効果とは、ある都市に産業の集積が発生し、より多様な消費財の供給が行われると、消費者の多様性への先行によって実質所得の上昇が見られ、その結果、ますます多くの消費者がその都市に集中することです。後方連関効果とは、多くの労働者が都市に集積すると、規模の経済性が作用し、より多くの企業立地を促し、さらに多様な消費財の供給が進むことです。

すなわち、医療のような今後市場の拡大が見込める産業を、他の地域より利便性、資本、税制補助などの条件のよい経済特区を形成させれば、人、法人などの企業が集積すると思われます。

愛知県がアジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区として、我が国最大の航空宇宙産業の集積化策を考えておられますが、これも空間経済学の都市や産業の集積力の発生メカニズムを考慮に入れて考えられているものと思われます。本市も参考にされてはどうですか。

地元基幹病院では、受診先の医療施設の医師が当院での患者さんの医療情報を把握することにより、当院と医療施設の間でつなぎ目のない一貫した診療を受けることができるために、海南 SUN-sen ネット患者さんが受診される医療施設の医師がインターネット回線を用いて、海南病院の医療情報を閲覧できるシステムがあるのは御存じですね。医療施設の医師が閲覧できる医療情報は、薬の情報、注射の情報、血液検査結果、レントゲン画像などがあります。

ここでノウハウを持った企業を紹介するつもりだったんですが、ここで地元基幹病院は、株式会社エスイーシーが運用管理している I D-Link というサービスを利用して海南 SUN-sen ネットを構築していきますが、株式会社エスイーシーとはどのような会社ですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 株式会社エスイーシーにつきましては、情報処理、情報通信、システムインテグレーション、ソフトウェア開発、アウトソーシングサービスなどを行っている企業と理解しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2 番（川瀬知之君） これからは何回も地方創生と言われますから、今、ノウハウを持ったところと実際にやっているところと一緒にやれば早く進むと思って調べてもらったんですが、ノウハウのあるところと競業、ある企業とある企業を競業させれば新しい企業が生まれるということを説明しているだけです。

一般にどうしてそういうことをしろと言っているのかというと、いろいろあるんですが、I C T を利用した情報共有の仕組みによって飛躍的に共有が進んだところもあります。画像情報も共有が容易になり、例えば皮膚の写真を共有することにより、かかりつけでないほかの皮膚科専門医の助言を得ることもでき、治療をより安心して受けられるようになってきて

おります。

このような仕組みを行政もサポートしています。例えば、富山県新川厚生センターでは、各種研修会の開催などを通じ、在宅医療にかかわる多職種間の顔の見える関係づくりの推進や、連携におけるファシリティー、議論の調整役としての役割を担っています。要は、何もできなくても調整役をやっていただきたいということなんです、こういうことの。

また、富山県では、下新川郡医師会が設置した新川地域在宅医療支援センターの運営助成を行っており、同センターは、専門の事務員を配置し、データベースの構築や外部向け講演の調整などを補助したり、関係者の情報共有の場を設定したりと、医療スタッフの負担軽減や連携促進のための取り組みを行っています。

このような取り組みは、患者にとっても自宅で療養しつつ、必要な医療を十分に受けることができるというメリットがあり、医療従事者にとっても連携が強化され、個々のスタッフが疲弊しにくい医療提供体制を構築できます。同じように、弥富市も地元基幹病院と進めるべきではないかと思っております。

また、名古屋市でも、「「いきいき」として暮らす市民があふれる21世紀の生活の資質の高い都市を支えていくため、「保健・医療・福祉の総合エリア」クオリティライフ21城北」として、重症心身障害児者施設、名古屋陽子線治療センター、名古屋市立西部医療センターなどの特殊な高度医療施設を備えて、志賀公園と一体となったまちづくりを進めています。これも弥富市は参考にされてみてはどうでしょうか。

次に、日本の最大の弱点は、エネルギーや資源と食料が自給できないという点であります。海外の資源に依存しなければ生きていけないという致命的な弱点を持っております。地球規模の人口爆発、地球温暖化による災害の増加など、これらの課題を今後克服し、持続可能な社会を築いていかなければなりません。

将来、水素の環境が整い、燃料電池が社会のあらゆるところで使われるようになったら、私たちの暮らしはどのように変わるのか御存じでしょうか。

各家庭には、ソーラーや風力などの自然エネルギーを使う発電装置や、下水や雨水を逆浸透膜を使い飲料水に変える装置が備わり、自分で使う電気や生活用水は自分でつくる社会になっています。自家発電の電気が余ったら、水電解装置で水素に変えて貯蔵し、必要なときに家庭用燃料電池で電気に変えて使います。

また、自家発電や自家製水素だけで足りないときには、水素パイプラインから供給される水素を使うことも可能です。

また、自家用車は水素燃料電池です。これは、今までと同じように豊かで便利でありながら、化石燃料を使わず、水素と燃料電池が活躍する水素社会は、持続可能な、環境に優しく、暮らしやすい社会を実現することができます。

そして、今後、自動車が高張力鋼より高強度で大幅な軽量化効果を発揮することから、高性能化と期待の高い炭素繊維強化複合材料を用い、材料の設計、成形からリサイクルに係る技術を開発し、自動車部品、部材への適用を目指した技術開発が進み、現行スチール車体に比べて50%の軽量化がされ、前面衝突時にスチール製車体の1.5倍のエネルギー吸収が可能な車体構造を持つことになります。このことは、災害時に内燃機関を持たない将来の自動車の車内の機密性を上げ、タイヤを外輪スクリュウに置きかえれば緊急津波救命艇になる可能性もあること。

また、電気自動車に蓄えられた膨大な電力は、一般家庭2日分に相当し、停電が発生した際の緊急用の電源として用いることが可能であり、近年注目されております。

では、質問します。ほかに市独自の地域産業振興計画は、すなわち産業を育むための人材、技術、資本、市場を集積、形成するための計画はありますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

市といたしましては、地域産業振興計画という名称のものはございません。ただし、産業振興のための別の形でものがあると考えております。

その一つといたしまして、市街地の計画的整備について、市の新たな活力創出に向けての港湾地域における物流・産業拠点の形成と連動し、背後地におけます工業立地基盤の整備を推進しております。

また、活力ある産業活動を支えるには欠かせないものに、道路網がございます。本市の道路網につきましては、北部に東名阪自動車道、国道1号、南部に伊勢湾岸自動車道と国道23号がそれぞれ東西に横断しております。周辺都市との交流的なネットワークの軸となっております南北方向におきましては、西尾張中央道が縦断し、南北の連絡を担っております。また、計画といたしまして、名古屋第3環状線の整備が進められているほか、東海北陸自動車道の南伸といたしまして、一宮西港道路の整備等が計画をされております。

次に、港湾地域の整備促進といたしましては、市の新たな活力醸成の核となる港湾地域が本市の今後の発展をリードする地域として極めて大きな役割を担っていることから、国・県・名古屋港管理組合との連携のもとに、物流・産業拠点の形成を中心とする計画的な整備を促進していく必要がございます。

工業の振興といたしましては、地域活力の向上と雇用の場の確保に向け、港湾地域及び背後地等への企業誘致を進めており、結果といたしまして税収が上がっております。税収確保の上でも重要であり、これに拍車をかけてまいります。

また、企業立地奨励金につきましては、平成26年10月に一部改正をさせていただいておる状況でございます。

このような立地条件や取り巻く環境などによりまして、求めるものの相違があったり、表現に違いがあることでありますが、目指すのは市の振興でございまして、本市においても以上のように考えるものでございます。

また、この件につきましては、市といたしましても大変重要なことであると考えておりますので、今後も議員の皆様方の貴重な御意見をいただければと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市にかかわりのある川崎重工は、水素で発電したクリーンな電気を使用でき、世界最高レベルの発電効率のガスタービンやガスエンジンの発電設備製品があり、新庁舎にこの川崎重工の水素ガスタービン発電機を設置して発電し、副産物の純水を使って医療機器の消毒をしたり、また飲み水に変えるなど、災害時に地域中核災害拠点病院に、1カ月間、持続的に飲み水、純水、電気を供給できるようにしてみたらどうでしょうか。

そして、シンガポールの交易事業庁は、輸入水への依存が持続可能な選択ではないことを承知し、再生水や海水淡水化のような水の代替資源の開発を進めております。シンガポールにおける水の持続可能性に対する取り組みには、2点、ニューウォーターは飛躍的な進歩をもたらしております。ニューウォーターとは、処理された使用済み水を高度な膜技術でさらに浄化処理することで製造される高品質な再生水です。この技術により、使用済み水から超純かつ安全な医療水を製造することができます。

ニューウォーター精製プロセスの第1段階は、精密ろ過法であり、このプロセスで処理された処理済み水を膜に通過させ、固形物質、コロイド粒子、病原菌、ウイルス、原虫を膜表面に付着させることで除去できます。膜を通過した水には溶解塩と有機物質しか残りません。

ニューウォーター精製プロセスの第2段階は、半透膜を使用した逆浸透であり、半透膜には極小な穴があいており、水分子などの非常に小さな分子のみを通過させます。その結果、バクテリア、ウイルス、固形物質、硝酸エステル、塩化物、硫酸塩、消毒副生成物、殺虫剤などの不要な汚染物質は、膜を通過できません。つまり、逆浸透水であるニューウォーターにはウイルスやバクテリアが一切含まれず、塩分や有機物質もごく少量しか含まれません。

ここで、誰が技術を持っているかという点、今、川崎重工が777をつくっているんですけど、その炭素繊維を出しているところで、東レが逆浸透水の水処理事業を行っております。東レは、水不足の深刻化が予測される21世紀の水需要に対し、世界トップレベルの技術を有する逆浸透膜などの水処理の技術で水資源の確保、水環境の保全に貢献している企業であります。

この東レに協力を依頼して、まず災害時に市民の飲み水を1カ月以上持続して供給するために、弥富市の豊富な地下水を飲み水に変換できるようにしてみたらどうでしょうか。

さらに、日光川下流流域下水道と海部南部水道企業団の上水道の維持管理費軽減目的で、家庭用逆浸透水システムで雨水や下水を生活用水に変える仕組みを構築してみてもどうでしょうか。

次に、会社のつくり方を勉強していただくために質問します。

木曾岬メガソーラー株式会社とはどのような会社でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 木曾岬メガソーラー株式会社とは、木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業の事業者である丸紅株式会社が事業の建設及び運営を進める目的で設立した、100%出資の特別目的会社であります。

メガソーラーの建設、運用、メンテナンス、見学者受け入れなどを実施しておるといこととでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） やっぱりビジネスをつくっていくべきだと思ひまして、これは手本になると思ひまして。

災害時に電気、水、避難手段の確保ができる地域電源会社を創出すれば、来る持続可能社会に対応できる産業を育成し、本社機能を弥富市へ置いていただひて発展していただければ、地域経済は活性化し、同時に社会問題も解決していくこととなります。

だから、そういう電源会社へ市民に出資してもらうとか、ほかの企業、詐欺師ではいかんのですけど、ちゃんとした企業につくっていただければ、その電源会社が災害時に利用できるんではないかと思ひます。

次に、株式会社である名港埠頭とはどのような会社でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 名港埠頭株式会社につきましては、民の視点を取り込み、港湾運営の一層の効率化を図るため創設された港湾運営会社制度への対応として、国際拠点港湾である名古屋港においてコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社として設立された会社とでございます。運営開始は、平成27年2月1日とでございます。

本市におきましては、鍋田埠頭コンテナターミナルを有しており、この港湾運営会社の取り組みにより一層の発展を期待するものであります。以上とでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） かなり重要な会社で、伸びそうな会社なんですけど、このような会社の関係者だけで会社をつくらず、市民にも投資をする機会を与えてみてはどうでしょうか。いろいろといろんなことを勉強しながら、地域のこともいろいろなことを協力するようになったり、またお金が入れば、投資して見返りがあれば大変よろしいんではないかと思ひます。

総論としまして、私は経済情勢を知る上で株の取引をしておりますが、過去5年間ににおいては全般的に株価が大幅に値を上げているように見受けられますが、過去10年間からすると、実際には株価は大幅に下がっており、長年株を取引されてきた方は、21世紀に入ってから日本の国際競争力が徐々に失われてきたことを実感していると思います。

したがって、現政権が持続可能な社会を構築するため、民間の成長、戦略を成功させて、日本が国際競争力を取り戻すと同時に、行政サービスの質を落とさず、財政再建が実現されるのを信じて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時52分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目は、児童虐待防止対策についてです。

新聞・テレビなどで幼い子供が犠牲になる、大変悲しい報道が連日されています。

先月、千葉県で起きました事件は、育児に疲れた、悩んで疲れたといった理由で4歳と1歳のかわいい盛りの我が子をあやめてしまった若い母親の事件でした。新聞等の報道では、優しいお母さんで、とてもおっとりした人で、ママ友とも仲よくして、上のお子さんは、幼稚園にも通って元気よくされていましたよ。その状況からは、どこにでもある普通の家庭のようでした。

時に親は、子供は自分の所有物のように思ってしまい、一瞬、発作的に子供に手をかけてしまう、これが一番深刻な虐待です。

子供は、100人いれば100通りの育ち方をする、育児書どおりにはいきません。今はネットでさまざまな情報を得るため、若い未熟な母親同士の仲間うちで比べ合ったり、自分と少しでも異なると、焦ったり、悩んだり、不安がどんどん膨らんで、このような結果になってしまったと思われます。

虐待は、どの家庭でも、いつでも起こり得ることです。誰にも訴えることができない、ゼロ歳から6歳未満の幼い子供さんが一番の犠牲になるといった統計の数字が出ています。

幼い子供にとっては、一番身近にいる、絶対安心の対象である実の親からの虐待が8割以上になっている数字が上がっております。このような状況は、子育てについての不安、孤立

化を防がなくてはなりません。

本市では、保健センターで行われている乳児健診、予防接種には、この幼い乳幼児を連れて、お母さん、保護者が訪れます。この保健センターは、どんな小さな悩みも話し合える場所であり、昔でいう井戸端会議のような、育児は何でも相談して、口に出して気楽に話しましょうとかといったような会はできているでしょうか。

本市には、シルバー人材センターが仲立ちとなってファミリーサポートセンターという名前ができております。ファミリーサポートセンターは、少しの有償のお金で生後8カ月から小学校6年生までをサポートしますとうたっております。利用された方の内容は、塾の送迎とか、病院通院のため残された子供の預かりとか、さまざまな利用があるとされておりま

す。

現在、協力会員、利用会員、それに登録数は何名ありますでしょうか、利用数はどれくらいあるでしょうか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンターの状況ということで、会員の登録者数でございますが、これにつきましては、26年3月現在ということの数字でございますが、御報告させていただきます。利用会員が266名、協力会員が55名、両方会員が13名、合計334名でございます。

続きまして、援助の回数でございます。

こちらにつきましては、これは年々、年度におきましてふえておるわけでございますが、援助件数、25年度は1,005件でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。

育児疲れなど、心の支えのような精神的な相談窓口はできているでしょうか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

本市におきましては、子育て支援センターを3カ所設置しております。睡眠とか授乳、食事などの基本的な生活習慣に関するものや、身体の発達、言葉の発達に関するなどの相談を受け付けております。

また、平成24年度からは臨床心理士による巡回個別相談も実施し、専門的な立場から助言も行っております。

さらに、子育て支援センターでは、子供同士、また親同士の仲間づくり、情報交換の場としての事業も実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 仲間同士の先ほど言ったような井戸端会議とか、それこそ口に出して相談内容とか、悩んだことを話しながらすると、また解決する糸口があると思います。

次に、乳児健診について伺います。

この乳児健診は、育児の悩み、不安、訴える場所として一番最初になる窓口だと思います。この乳児健診で若いお母さんの相談はあるでしょうか。

乳児健診を受診されていない家庭、それに乳児数はあるでしょうか。あれば、その後、戸別に訪問されているということはありませんでしょうか。例えば、こんにちは赤ちゃんといったような事業は弥富市にはあるでしょうか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 弥富市の現状という形でお答えしたいと思います。

いわゆる生まれたばかりの赤ちゃんの健診につきましては、乳児健康診査と位置づけていたしまして、医療機関に委託しております。市が行っています母子保健事業の中の4カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査と予防接種事業としての保健センターで行うBCG予防接種は、担当医師が子供さんの体調や発育状況を診察します。子供さんの体に外傷等、何か不審なものがあれば、保健師が相談させていただくようになっております。

また、医療機関に委託しておりますが、BCG以外の予防接種事業においても、接種、診察した際に体に異常等があれば連絡していただくよう、地元医師会に要請をしておるところでございます。

また、お母さんが妊娠、出産、育児に対する個別相談をすぐできるよう、母子手帳交付時からその支援体制をとらせていただいているところでございます。

また、乳児健診等に来られない方がいるかどうかという御質問かと思えますけれども、平成25年度の4カ月児健康診査未受診者は4名でございました。1歳6カ月児健康診査未受診者は1名、3歳児健康診査未受診者は10名となっております。

未受診者に対して電話連絡を行うか、場合によっては自宅を訪問するなどして、全ての乳幼児の安否確認は完了しております。今年度につきましても、全ての乳幼児の安否は確認をとれております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 心配しておりました受診をされていない方がいなかったということで、私も子育てをしてきましたときに、やっぱり3歳児健診のときは、本当に皆さん集まって、自分の子供はどうだろうとかって、そういうふうな発達は大丈夫だろうかということで、本当に話し合いながら、また子育てというのは本当に話して、皆さんと情報を共有しながらやっていくというのが一番いいと思います。そのためにも、その健診がなかったら、その後

も個別でできたということは、本当に安心いたしました。

健診を受けられなかった乳児にとっては、健康に育つためのケアを受けられない、これは虐待の一つだと思います。報道とか、テレビとか、そういうところの中には、子供の発達が悪いから親として恥ずかしい、何か言われるのではないかと。親としてどうしたらいいか悩んでいるうちに健診に行く機会を失い、行きたくても行けない。育児相談もできず、何のケアも受けなくて、このようなことが虐待につながっている。当事者の親御さんは、これが本当の虐待になっていることは何も思っていない、それが現実だと思います。子供さんは何の保護も受けられず、最後は最悪の状況になって事件となって報道される、こういうことが今までにも何度かありました。

今後も、乳児健診、予防接種など虐待発生予防になるために、確実に後追い調査をしていただきたいと思います。

次に、幼児・児童に関しては、新学期の身体測定などで保育所、幼稚園、学校で早期発見ができ、対応が早くなると思います。全国的な数字ですが、小学生でも35.3%、ゼロ歳から学齢期には42.5%という虐待の統計がありました。本市では、幼児・児童に対してこのような事例はありませんでしょうか。心理的、身体的な虐待はなかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 当市の平成25年度に取り扱った児童虐待件数は、27件でございました。その割合につきましては、小学生が33.3%、ゼロ歳から学齢前児童につきましては51.9%となっております。やはり低年齢の児童が多いことはうかがえるところでございます。

内訳といたしまして、身体的虐待が6件、あとは保護者の怠慢、育児拒否（ネグレクト）といったものが21件ということで、27件という数字になっております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 弥富にはそういうネグレクトはないかなと思いましたけれども、やっぱりあったんですね。これを先に見つけるということは、本当に子供さんのためにも、発達のためにも大変重要なことだと思います。

この近隣市町村では、あま市が虐待防止ネットワーク協議会という会ができています。そのうたい文句として、身近に気になること、気になる人などいませんか。身近な場所で虐待らしき場面は、虐待を見たりしたときは、もしかしたら空振りでもいいですから市役所へ一報を、このようなメッセージがありました。このような内容で取り組みがされておりますけれども、本市ではこのような協議会はできているでしょうか、御質問させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 本市におきましても、要保護児童対策地域協議会を設置しております。その実務者会議において、毎月1回、情報交換、支援内容を協議しております。

要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が適切な連携のもとで対応していくことが重要であるという考え方から、児童福祉法の規定により設置されているものでございます。

本市は、平成18年に設置し、関係機関と連携しながら対応しているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 名前は違っても、そのような協議会があったということは安心いたしました。これからも続けて、子供たちのためにもやってあげてください。

次に、オレンジリボン運動の取り組みについて御質問させていただきます。

みんなで守ろう子供の命と心、みんなで広めよう虐待防止、これがオレンジリボン運動の趣旨でございます。

昨年秋、厚生文教委員会より豊橋市に行政視察に行かせていただきました。豊橋市において、こども未来館「ここにこ」、ここに来たらにこここできるよという会館でございます。

そこで、オレンジリボンデーとして11月中旬にさまざまなイベントが開かれておりました。「子供の笑顔を大切に」という目標で、いろいろなイベントを主催として行われておりました。私たちは、ちょっとそれはパンフレットでしか見てきませんでしたけれども、かなり大勢の方が集まってやられているということがわかりました。

毎年11月は、全国で児童虐待防止推進月間が行われております。本市も、毎年10月に健康フェスティバルが開かれます。毎年にながやかに、本市のイベント事業のうちでも大きい比重を占めている、この健康フェスタに、「子供の笑顔を大切に、みんなで守ろう子供の命と心」を標語に示して、虐待防止の意識の啓発を進めるためにも、今年度はこのオレンジリボン運動をこの健康フェスタに入れてはどうでしょうか。子供は社会全体で育てましようというのが趣旨ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のように、オレンジリボン運動は、子供の虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで子供虐待をなくすことを呼びかける市民運動でございます。

本市におきましては、先ほども言われましたが、11月に児童虐待防止推進月間ということで広報に啓発記事を掲載するとともに、子育ての悩みなどの相談先や虐待の通報先等をお知らせしているところでございます。

そこで、さらに児童虐待防止の啓発を推進していくためにも、来年度は健康フェスティバ

ルの会場におきましてオレンジリボン運動の啓発ができるような準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 子供のためにも、このオレンジリボン運動を進めていただけたということは感謝いたします。

新聞の声の欄でこのような文章が掲載されておりました。高校生の少女からの掲載でございました。ちょっと割愛させていただきますが、このような内容でした。

両親が経営するコンビニで、痩せ細った男の子がたびたび来店しました。いつも何も買わずに店を出て、不審に思った父親が、ある日、様子を見ると、商品を盗み、店のトイレで食べていた。この男の子を調べてみると、体は傷やあざだらけ、思わず目を背けたくするような痛ましい姿でした。小学校の低学年と思ったら5年生で、親から虐待を受け、空腹をしのぐための行為だったと。この高校生は、この残酷な現実をどう受けとめていいか、親の役割は何なんだろうか。子供を育てることは大変だけれども、このやり切れない思いを書かれていました。自分が親になったら、子供を真剣に見詰め、親としての役割はきちんと果たしていきたいと結んで投書がされておりました。若いこの少女も、本当に痛ましいということを実感したと思います。子供は社会全体で育てていきたいと思います。

次に2番目に、通学路及び生活道路にもガードレールをとさせていただきます。

市内の道路で、かなり通行量が多いのにガードレールが未設置の道路がかなりあります。従来のガードレールは、交通事故対策として、大型車、25トンぐらいの大きな車の衝突に耐えられるように強度が定められているため、道幅の狭い通学路、生活道路には設置しにくかったガードレールでした。

2月の国交省の国土技術政策総合研究所で公開されました新しいガードレールは、設置が容易で、薄型で、10.6センチぐらいでできるガードレールでございます。この新しいスリム化したガードレールは、時速40キロで総重量8トンのトラックが左側面から突っ込んでも、このガードレールは、厚さは薄いにもかかわらず、支柱も折れず、歩行者の安全が守られることが確認されたようです。

2012年4月、京都の亀岡市のガードレールのない通学路で児童が軽自動車にはねられ、2人の児童と付き添っていたお母さんの3人が亡くなった痛ましい事故が起きました。もし、この道路にこのスリム化された新しいガードレールができていたならば、この事故は防げたと思います。

本市にも、この亀岡市と同じような通学路、生活道路がかなりあります。できることなら、この新しいガードレールが設置できましたら、市としてはこのようなガードレールを設置する予定ございませんか、お聞きします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

歩行者の交通安全対策といたしまして、歩道と車道とを分離するための施設といたしまして防護柵の設置が有効と考えております。

この防護柵は、国土交通省令で設置基準を定めており、これに基づきまして設置されています。

議員御指摘のスリム型の防護柵につきましては、現在、議員も申し上げられましたが、つくば市にあります国道技術政策総合研究所において衝突実験などが行われております。

設置には至っておりませんが、こういった状況ということで、今後も歩行者の交通安全対策といたしまして有効であるということが確認され、国土交通省令で改正が行われ、なおかつ使用できることが市としても確認できましたら、設置に向けて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） この新しいガードレールは、設置費用も15から30%削減できるようです。交通事故死者数が全国でワーストワンの愛知県です。通学路の安全確保のためにも、早急に設置ができますように願うばかりです。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

あらかじめ3点ほど質問事項を通告申し上げておりますので、したがいまして、3点を重点に質問をさせていただきます。

きのう、きょうと行政運営などにおいて多くの議員からも質問がされ、また答弁をされていますので、私のほうからは課題別的な内容について御質問を申し上げたいと思います。

特に市長、3期目、おめでとうございます。市民の期待は大きいと思っています。

それで、私は市長に今後の市政運営について、全市の諸施策について、地域に格差のない行政運営、未来に希望の持てる、安全で安心な行政をお願い申し上げたいと思います。

そして、議会と行政の運営については、今やること、命を、財産を守る。そして、それぞれの人権を維持し、確保するという課題と、未来に向けて夢と希望、そしてその実現と同時に、100年を顧みたときに、やはり弥富市行政はよかったなあと言われる、私どもは議論することが望ましい。そのことは、私は多くの先輩から、そのことをできる地域活動をしてはどうかというお話をいただきました。しかし、なかなか私もこういう場にいさせていただけないことが、多くの私自身の反省でもあります。

そこで、市長には期待と同時に、このたび再選をされました。これからの行政について簡

単に市長から、この3期を迎えるまでの自分みずからの行政運営にあってはどうであったのかという、簡単に御説明を願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

我々特別職、そして職員が一丸となってまちづくりをしていかなきゃならないわけですが、いますけれども、その基本的な指針というか、あるいは自分たちの憲法というか、そういったものにつきましては、第1次総合計画をしっかりと前へ進めていくことだろうと思っております。

そういう状況の中において、これはもちろん市民との協働、そしてまた議会の皆様方との御理解、そして御協力ということがないと、この総合計画を進めていくこともなかなか至難のわざでございます。

そういう状況の中におきまして、第1次総合計画前期計画におきましては、市民の皆様から評価といたしましては、議員の皆様にも提示させていただいておりますけれども、おおむね70点という評価をいただいたところでございます。これは私たちといたしましては大変厳しい、ある意味では自己反省も踏まえて、しっかりとこれから後期計画の中に取り組んでいかなきゃならないと思っておるところでございます。

この第1次総合計画の基本計画は、市総、そして基本構想、基本計画は、第1章から第6章までに成っておりまして、それを私は施政方針の中でもまとめて3つの問題についてお話をさせていただきました。

1つは、大変厳しい生活環境、そしてまたこれから予測されるさまざまな自然災害に対して、災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないということを訴えさせていただいております。

2つ目につきましては、やはり少子・高齢化時代をますます迎えてくるわけですので、人に優しい健やかなまちづくりをしっかりと進めていかなきゃならないということを申し上げております。

そして3点目は、もっと豊かで活力のあるまちづくりをすることにおいて、我々の行政サービス並びに市民の負託に応えていく、まさに行政運営の基本というところがそこにあるわけですが、いますけれども、そんな中での指針という形で、後期を特別職、職員が一丸となって、しっかりと自分の所管する問題について理解をし、そしてまた知恵を出していきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 評価点70点というのは、私は学校の時代もとったことがないんで大変いいかなあと思います。しかし、私は今の民主主義の中で60点あればいいかなあと思いま

すが、しかし、実際に市長、本当に大変な問題だと思っています。

私も、けさ佐藤博議員から、新聞に出ていました内容で、少子・高齢化とお年寄りに優しい政治をと。要は、優しい課題をとという話がありました。本当に今、私たちは地方に、国の施策を見ていまして、老人は年金を2%カットされなかったから、マクロ経済でカットしますよという政治をやっていますね。これは、本当に年金がどんどんどんどん減っていくんですね。私は、いつも現職当時に言ったことがあるんですよ。寝だめ、食いだめができる人間なんていうのはいないでしょう、ロボットでも。過去に与えてあげた分まで差し引くなんていうような政治は、死んだ人が、じゃあ返してくれますかと。生きておる人はどうなりますかね、返せと。こんな今は本当に、私の思いですよ、皆さんはどう思ってみえるか知らん。こんな政治がある中で、年金が、いわゆる昭和50年だったと思います。物価上昇と同時に、それぞれ2%を境にして対応しようという政治が約束された。その約束が、その経済、そのときの状況において、6兆円ほど国はあんた方にやり過ぎたから返せと言っておる。しかしながら、今後、その年金が減っていく中で、本当に地方のお年寄りに優しい社会保障をしようというのは並大抵じゃないと思うんですね。

市長、そのことが少し新聞に出ていて、市民の皆さんから私に、おい、どんな保障だ、どんなことを市長は思ってみえるかなあ、どんな政策なのかなあというお話がありました。私も施政方針を読ませていただき、予算書を見てみて、それは大変難しい問題だと思っていますけれども、市長、これからどのような考え方でこの課題についてお取り組みになるか、今その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 正信議員に御答弁申し上げます。

社会保障と言われる中身、少し議員のほうからもお話がありましたように、これは医療、介護、そして年金、福祉、そして今では子育て支援という状況の項目も含めて、しっかりと取り組んでいかなきゃならないわけでございますけれども、これは日本もこの問題については、これから高齢化時代ということをますます迎えてくるわけでございますので、財源不足に陥っているというようなことは言うまでもありません。

そういう状況の中において、2年前に社会保障・税一体改革というようなことが表明され、消費税の増税分をそれに充てていくということが、いわゆる国民との約束というような状況で発表されたわけなんです。

しかしながら、なかなか政治も思うようにいかないというのは常でありますけれども、今回の5%から8%については、一旦の消費税の値上げはあったわけでございますけれども、そのひっくり返りとして、やはり消費が思うように伸びていないという形の中で、GDPの60%を占める消費ということが一向に回復しないというのが今の現状であろうと思っております。

ます。そういうことも含めて、次の消費税の増税という形の中の10%への移行につきましては先送りをされたわけです。

こうした当初から予定をしておいた財源を社会保障に充てていくということに対して、やはり政府の方針どおりにはいかない、まさに経済は生き物であるというようなことがあるわけでございます。

私たちは、それぞれの自治体でそれぞれの役割をしていくわけでございますけれども、これはやはり国の財源というものを一定額は当てにしていけないと、これはなかなか全ての皆様方に行政サービスができるわけではないというのは思っておるところでございます。

そうした状況の中において、例えば社会保障と言われるところの今回改正していかなきゃならないということで、いわゆる介護に対しては、我々は所得の低い方に対しては一定の額を低減していきたいということを今回の議案として、保険料の一部改正という形で提示をさせていただきました。

また、障がいをお持ちの方のさまざまな問題に対しては、普通の人と一緒に生活ができるというような状況に対して、市としてもこの3年間の中でしっかりと取り組んでいかなきゃならないというようなこともあるわけでございます。

また、いわゆる医療の問題については国保の問題があるわけでございますけれども、国保につきましては、平成30年度を一つの目途として市町村単位から、いわゆる都道府県単位へ移行するという状況の中において、この保険料をどうしていくんだということをしっかりと我々は注視していかなきゃならないというふうに思っております。

市町村ではなかなかできませんものですから、広域の中でその財政基盤をしっかりとし、またしっかりとした医療給付額というものについて国民のほうに、あるいは私どもでいう市民のほうに還元をしていくという状況の中で考えていく。そうすることにおいて、我々としては一定の財源を毎年繰り入れをさせていただいておいたわけでございますけれども、この問題につきましては、しっかりと保険料との問題で今後は考えていかなきゃならないと思っております。

そういうような状況、もろもろ高齢化社会に対しては山積している課題がたくさんあるわけでございますけれども、我々は一つ一つの制度設計の中において、しっかりとこれを理解し、前へ進めていく。そして、高齢化社会に対して、市民の皆様方に対して、少しでも理解していただくように考えていきたいと思っております。

しかしながら、介護の問題にしても、国保の問題にいたしましても、どこの財政も厳しいわけでございますので、健康、あるいは介護に対する予防ということについてはお願いをしていくと同時に、やはり一定の額を負担していただくということも、これもやむなしというふうに思っておりますので、そんなことの環境も含めて社会保障と言われるところの分野に

ついて、これからはしっかりと皆様方の御協力もいただいてやっていこうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 総論的には、今の現状というのは私も理解できます。しかし、実際に財源がなくてはその施策が遂行できない。いわゆる地方行政で行うことができない。だから、三宮議員からも繰り入れの問題がありました。やはり私たちはこういう議会の議論の中で、市側が施策を実行、施行される部分において、どこへその重点配分をしていくかというのは議論だと思っています。市長も、やはりそこで繰り入れがこうであったから、いわゆる低所得者だけが減税じゃないようですね、税の対象が。市民の納める人、全てがそれぞれの役割を持って納めているわけです。確かに高額所得者には納めていただくことも一つでしょう。しかし、全体的にその手当てをどうしていくかという基本原則に立って財源確保をしていただくという施策を進めていただきたい。このことを強く求めて、私はこの問題については考えていただきたいことを強く訴えたいと思います。

次に、婚活をして人口減少の歯どめをしたいというお話がありました。弥富市、私は地域的には婚活が必要であることと同時に、社会全般が婚期がおくれているから、婚活は必要だろうという状況だと思っています。

ただ、ここで私が一番懸念することは、風評被害というか、弥富市ってそんなに悪いところかと。これは思われたくないんじゃないかなあと。私個人のこれは意見です。しかし、市長から婚活でという言葉が出ていますが、これは具体的にどうなんですか。

佐藤博議員には余り失敗のないようにというお話、私はそうも思いますが、市長が特段本年度の方針であるなら御説明をいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 具体的には、この秋を目途にして、この婚活ということについてはイベント開催をしていきたいと思っておりますけれども、今、社会福祉協議会の中に、子供さんの問題、あるいはひとり住まいの方、あるいはさまざまな形で障がいをお持ちの方、いろんな事業を社会福祉協議会のほうにお願いをしているわけですが、昨日の炭竈議員の話にもありましたように、生活者困窮支援制度というのが新たにこの27年4月から開始されます。そういう状況の中において、これも社会福祉協議会のほうに相談窓口を置いていくわけですが、同じような形で、婚活の窓口も社会福祉協議会のほうでお願いをしていくということになります。全体の予算も昨年度予算より社会福祉協議会の予算を少し膨らませておりますので、また予算書等において御案内いただければと思っておりますけれども。

要するに、市内の中でも、結婚はしたいけれども、なかなか出会いの場がないとか、あるいは何かそういうきっかけというものを行政のほうでやっていただけないだろうかというこ

とを、昨年、いろんな方にお聞きいたしました。そういうようなことを少し、我々行政が婚活をするということは多くのところでも取り入れてみえるわけでございますけれども、そういうことを一つのひな形にして、我々としてもこの取り組みを始めさせていただこうと思っておるところでございます。

初年度から、きょうも朝、佐藤議員がおっしゃったように、余り慌てるなよということはあるわけでございますけれども、着実にそういう出会いの場というものを設けて、いろんなイベントをこの秋に開催していきたいと思っております。若い人たちの出会いの場という形の中で、行政が取り持つ相談窓口というか、そういったような場所という形の中で御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 趣旨はいいことであると思えますし、当然そういう場をいろんな形で、やはりこの地域に住んでよかったというまちづくりのためには私も必要だと思っておりますけれども、どこか遠くの過疎地であるようなことではいかんもんですから、そのことを危惧しながら市長の考え方を確認いたしました。

さらには、活力ある地域づくりのために、市長は企業誘致等を含んで財政を豊かにという方針が新聞に出ていました。企業誘致だとか地域の活性化の問題については、多くの皆さんから質問が出ています。とりわけ、港湾背後地の問題だとか、地域的な活性化、農業基盤のつくり方、それからふるさと創生なども含みながらあります。

私は、先ほど1、2と御質問をさせていただいたことは、とりわけ、やはり財政なくして市政は成り立っていない部分が結構ある。お互いに相互扶助の精神の中であって、行政運営というのはお互いが理解し合っていく、このことが一番大切なんだろうと思っています。

それで、今、政府もはっきり言って人口の減少だけでなくして、私は経済が行き詰まったから、地方創生といって地方の分権の中に肩がわりをさせた財政負担をさせていくんじゃないのか、このことが今一番危惧をすることではないかと私は思っています。

このまま行けば、地方は、先ほど市長もおっしゃいました、私どもは合併をしたときに、4万6,000じゃなくして5万を目標だと言った。これは4万1,000だと言った。そのために日の出小学校もできた。これも、まさに18年から大きく方向性が変わりつつあるんですね、人口減少は。だとするなら、今、弥富は何をすべきなのか、どんなことをすべきなのかということを、もう一度、私ども市民と議会と行政は考えていただくことが必要じゃないのかなあと私は思っています。

けさほどから、いろんな形の財政計画なり、弥富市のあり方の議論がありました。私も発言者の中にありましたように、リニアが12年後に開通をすると、東京から名古屋は40分ですね。弥富で佐古木のやつとで50分、10分ですから。

これ、今の東京の経済圏というのはどこまでが1時間だと思いますか。神奈川ですね、埼玉、千葉、これは経済圏ですよ。その今の地域の、いわゆる都市づくりのものが、人口がそのままであるなら、どんな形が弥富市にあるのかと当てはめることができるのかという課題だと思うんですよ、本当に。

だから、きょうも横井議員から佐古木の1等地、いわゆる住宅地域が指定をされましたというお話がありました。私は、まずは佐古木地域に白鳥駅の新設をJR東海にきちっと訴えながら、弥富市の基盤づくりはどうなのかということを考えていくべきではないのかと思います。

愛西市を隣地に持ち、そして佐古木を持ち、その状況の中で基盤づくりをする、作業をする、雇用の安定がある。経済圏が1時間の中で、本当にあんな大きな高いビルは私は望んでいませんけれども、地方へ権限移譲をしてくる、それぞれの地方分権の先を見たときには、今からその課題に向かって協議をしていただくことが大切ではないのかなと。

ですから、今、関西線に複線の促進同盟会がありますね、市長。それで、その会議は開かれていますか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 期成同盟会の会議は、私たちが会議に参加していないというのはあるわけでございますけれども、基本的にそういうような実態というのはあるわけでございますけれども、参加ということはほとんどないような状態です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、それぞれ一回、市長が隣接する地域との連帯の中で期成同盟会に複線化を要請していただくことが望ましいと思っていますが、私も蟹江の行政がどうこうじゃないんです。蟹江も20億をかけて総合駅をつくるというお話がありますね。

弥富は一体どうなのかというと、それを弥富市は凍結して、何年か先にしましようというお話です、実際。私、個人的ですけど、実はJR東海の地方議員団の役員なんですわ。それで、私自身、地方のそういう話をJR東海の中でもなかなか、私は未熟ですので通じません。それはなぜかという、行政と会社はつながりを持とうとしているわけですが、当然のことです。いろいろお世話になっています、行政には。いわゆる下水道を流したり、安全問題の議論があったり、そういうことで会社側はそのような状況です。私も柘植社長には少し嫌らしいことを申し上げたこともあるんですけども、実際にそういう状況ですから。まず、弥富駅もこれだけ乗降率がふえているんですね。32年まで高架をしない、オーバークリッジをつくらない、こういうことを今市長がおっしゃっています。私もJRで、失礼ですけども、年に四、五回会議があつて、お邪魔して申し上げておるんです、本当にその気持ちは。私は、早くつくってほしいということをおっしゃるんです。

実際に、今、弥富の駅口、いわゆる北と南には、そして避難所として高架がどうあるかということなど、また後、液状化のところで申し上げたいと思いますが、そのような状況の中で、今、東京の1時間の経済圏の中が、私どもはあぁなってほしいということじゃなくして、私たちが雇用と生活を、財政をつくっていく上において高額所得者が弥富に住まれることは、所得税、一般所得はふえることなんです。固定資産がふえるわけですよ。ですから、やはりこのことの中で、もう一度市長、夢のあるというよりも実現が可能になりつつある白鳥駅の設置の一つは課題について、もう一つは弥富駅の総合駅の設置、これらについてJ R東海にきつく要望をしていただき、弥富市の基盤づくりを、まずひとつはお願いがしたいということでもあります。

それから、名古屋港の背後地の関係、特にけさほどから八穂の17名の地権者、15名の賛成者、そういう努力をされて、県とのつながり方において農地転用等を含んで御努力いただいておりますことは理解ができます。

また、港湾における空間利用として鍋田東埠頭の釣り場の設置、そういうところに健康と憩いというレクリエーション、それぞれ人が集まり、地域が生きていく、そのことの施策に努力はされていることはわかっていますが、ここでお伺いしたいのは、名古屋港の特区は生きていますか、今どうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

リニア新幹線2027年という中で、12年後でございますけれども、名古屋が一つの東京商圏というか、東京圏に組み込まれるぐらいの時間短縮でございます。そういった意味から、弥富市も首都圏から1時間というようなすばらしい時代になるなあとということを思っておるわけでございます。

そして、私たちは今、きのう、きょう、地方創生、地方創生という形の中でいろんなお話をさせていただいておりますけれども、こういった人口減少社会に対して、一方では超近代的なものが見えてくるというような形の中において、さまざまなことを行政として考えていかなきゃならないと思っております。

白鳥駅の構想でございますけれども、これは以前も弥富町時代からあったようでございます。いろんな理由で、今、頓挫しているというような状況だろうと思っておりますけれども、2015年、私たち弥富市が人口ビジョンという形の中で地方版の総合戦略を考えていかなきゃならないとなっております。

そうした形の中で、一つの考え方の大きな枠として地域づくりということがあります。そういった形の中で、我々としてはそういう規制緩和、あるいは権限の移譲というようなところで、いわゆる白鳥学区を一つの候補地として挙げながら、もう一つは、やはりこういった

白鳥駅の新設というような状況においても、地方の戦略の一つの項目として検討していく課題だろうと思っております。そうした形の中で、これからも、この2015年の一つの枠の中での考え方として入れていきたいと思っております。

もう一つは、J R 弥富駅の問題につきましては、他の議員の方にもお話を申し上げましたけれども、平成32年、いわゆるバリアフリー化ということに対して我々は自由通路ということをお願いしていくわけでございますけれども、今までの協議の中でも少しずつ詰めてまいりました。きょうもお話をさせていただきましたけれども、この秋ぐらいまでにはきちっとした市の考え方を聞かせてほしいと言われておりますので、しかるべきところで補正予算を組ませていただいて、一緒になってJ Rと考えていくということにしております。

そうした形の中においては、伊藤議員におかれましては大変関係の深い方々もたくさんお見えになると、今おっしゃっているように、我々としては議員の力もかりながら、検討というか交渉も含めてしていかなきゃならないと思っております。

名古屋港の特区ということについては、具体的にどういうことをもって特区という形では理解していないところもあるわけでございますけれども、これについては、また勉強していかなきゃならないわけでございますけれども、今の特区という形の中では、名古屋港ということじゃなくて地域的な特区という形で今いただいていることは事実です。

そういった形の中で名古屋港ということについては、我々としてどういう特区があるのかということは、開発、わかりますかね。わかれば開発部長のほうから少し答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

愛知県全域を対象といたしまして、自然的、経済的、社会的な条件から4つの集積区域、西尾張、東尾張、西三河、東三河が設定をされ、それぞれの基本計画が作成されております。

弥富市は、当然西尾張地区に含まれますが、この指定集積業種といたしましては、繊維関連の産業、電気・電子機器関連産業、輸送機械関連産業、物流関係産業、農商工連携の関係産業があります。

そして重点促進区域といたしまして、本市は、弥富埠頭、鍋田埠頭がございます。

そして本市は、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の区域の指定を受けております。この指定によりまして、企業は税制上の支援、財政上の支援、金融上の支援を受けることができ、さらに地域独自の支援として規制緩和や地域独自のルールの設定ができ、本市では、その一つとして工場立地法による緑地規制等の緩和として、市の条例等でも一部地域を緩和してまいっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、開発部長から特区の条件をお話いただきました。名古屋港独自の特区があったわけですね。過去にあった。それは、今、県の特殊産業というもの、名古屋港特区というのは、港の中が、荷揚げだけの設備しか許されない状況の部分、サービス業なども含んだ地域開発ができるという特区だったと私は少し覚えた気がしますので、間違いならおわびしますが、私はなぜその特区を申し上げるかというと、そういう背後地の条件があるとするなら、今、港の荷揚げから、設備から、そして地域の開発から農業集約、中間管理、合わせてそれぞれの中に特区の地域の拡大が規制緩和と同時に、私ども弥富市の条件として議論をしながら進めていく地方創生に係る部分があるのではないかとというふうに、私自身の判断ですが、そのことを十分研究していただきまして、背後地の特区の条件を規制緩和を利用した申請をしていくこと。

もう一つは、臨海鉄道、きのう、平野議員からもありました。私も過去に申し上げたことがあるわけですが、市長も御存じだと思いますが、平成18年に一度自民党幹事長に、実は競馬場の問題と同時に臨海鉄道の敷設をお願いしたいがどうなんですかと、弥富市のためにと言ったら、動物学校と同時に臨海鉄道もいいことですわなあ、伊藤さんと。そのとき、二、三の議員と一緒に去了。

そんなことがありまして、私どもはある程度期待をしていましたが、市長も当時、まだ市長になり始めということの中で施策の遂行に対する、なかなか御理解も難しかったときだと思っています。

しかしながら、やはり私どもとして臨海鉄道というのは、名古屋港が四日市までだとするなら、その敷設をしながら、今、とりわけてこの特区を利用しながら、また背後地の整備を含みながら、規制緩和を利用しながら、農業と都市のまちづくりについて、これは課題を検討していただいて、財政の豊かなまちづくり、雇用が安定する、生活の安定する弥富市を検討していただけることを、これは私からの意見として受けとめていただければありがたいので、このことを申し上げておきますので、ひとつ御検討願いたいということ。

そして、この活用の中に、私はもう一つ提言だけ、市長の執行権の問題ですからあれですが、今回、部長が4人もおやめになるんですよ。だから、経験豊富で優秀な方々を再任用にされるかどうか知りません。そういう機関も弥富市に投入してでも、未来に向けたまちづくりを、市長、検討されてはいかがですか。このことだけ強く申し上げて、私は第1番目の行政運営についての質問を終わらせていただきます。

2点目に液状化の対策の問題なんです、それぞれ市長も4回ほど浦安へ出向かれたと。私も2回か3回になるかなあ、ちょっとお邪魔した。過日、私ども議員は研修に出ました。そのことの中で、液状化対策というのは、予知、予見、防止、これは防災に係る最大の課題ではないのかなあと、弥富市として。

きのうも、皆さんもテレビ、NHKを見てみえたかどうか知りませんが、8時15分から9時ごろまで液状化に対する、それぞれ取り組み方がなされていました。浦安の問題なり、いろんなところの災害に遭われた、東北の。これは本当に大切な問題なんです。それで、私たちも研修の中で、私はこの説明をしていただいた方にちょっと質問をしたんです。これ、液状化調査はどうされましたかって。そうしたら、やりましたと言われた。浦安ね、市長も聞いてみえると思うんですよ。それで、これは幾らかかりましたかと言ったら、それは数字にはあらわされませんと。ここのところはわかることがあるんですが、市長、その辺はわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市における液状化に対する地質調査ということにつきましては、弥富市単独では行っておりませんが、愛知県が昨年5月に発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」において南海トラフ地震に対する液状化危険度予測が検討されており、その資料として弥富市が保有しているボーリング調査結果を提供しております。

その結果として、弥富市においてはどのモデルケースにおいても液状化危険度は極めて高いという判定結果となっており、今後の避難計画の策定についての課題ともなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） それじゃあ、まずいんですよ。ということは、液状化の現象は、3点をまずは取り上げておるわけですね。いわゆる地下水が浅いところ、築地のところ、川に近いところということで上げているんですよ。これは、私たちはその地域にあることは間違いないんだ。一番日本中でも危険な地域なんだ。これはそのことじゃない。

現実に液状化対策、調査といえどどういうことなんだということは、伊勢湾台風、あるいは20年の台風のときに佐藤さんも聞いていないですか。川平で液状化でうちが壊れましたよと、地下水は浅いところですよと。それで、私は、五之三地区で水路から水が湧いてきますから、早く農地課さん、土木課さん、直してくださいよと言うて、二、三年放置されたことがあるんですよ。そういうところが液状化に対する一番危険なところなんで。だけど、そのことが弥富市全体の中に、どんなところがどういう状況かということの調査をして、みずから液状化にどう対応を打っていくかということをししないと大変なことになると思います。いわゆる池を埋めて、そこに新しい団地ができたところ、弥富はあるんですよ、幾つも。私、ある程度知っていますが。

そういうことを全体的に浦安は全部調査された。それで、今、費用はどのくらいかかりましたかと言ったのは、なぜそういう話を申し上げたかということ、利用するというよりも、今、

この地質学からいけば、学校と協力、協働関係で浦安は調査をされた。そのことの中で費用は言えませんということですから、わかりますね。

今、日本の技術、環境問題をするとき、新しい分野に対しては非常に協力的にそれぞれ研究をしていただく関係機関があるわけです。これ、私、自分のことを言ってなんですけれども、私は現職中には疲労度調査というのは岡山大学と名市大の先生に、2人お世話になりました。その先生方は、2人とも教授になりました。それは、そのことがあったからじゃなくして、やっぱり今私たちの目のつけるところは、そういうところと協力、協働と同時に、住民の全ての人々が私が今住んでおところは液状化の上で大丈夫なのか。いや、これならいいんじゃないか。だから、浦安でも100年たったところは比較的いいですよ。御存じのように、新しく建築されて基礎がしっかりしたところは液状化は耐えているわけですね。でも、道路は3メートル掘って、市長も道路工事者を紹介して、この方法とってやられたところは液状化対策になっているんです。

きのうも私も出てくる前にテレビを見ていまして、団地をそのまんまでやる場合は幾らかかるか、1戸の家が150万から400万まで、その金額でもって1軒ずつ囲いをすれば液状化も防げますと。新しく建てるところは、いわゆる地下何メートル掘って、基礎を捨てコンをすれば液状化対策にはなりますという話なんです。これはきのうの話で、私の質問をする段階の前ですが、浦安でお話を聞いたのは、そういう話を聞いてきました。

ですから、今、私たちがこの液状化の問題の中で、また災害の中で復興をしていくときに、まちづくりをするときに、風評被害、この弥富市が危険だというレッテルを張れば張るほど弥富市の発展は阻害されていくわけですよ、と私は思います。

ですから、少なくとも弥富市もまちづくりに対して新しく許可をしていくときには基礎をしっかりとしていく。いわゆる許可を、責任ではないかもしれないけれども、強く地盤を説明できる資料づくりをして、改めて新しく建てる場所、そして対策もできる家は、それぞれが対策、対応をして、弥富市は液状化対策に対して日本の中でも誇れるまちづくりをしておるんだよ。堤防もやっているんだよ。だから、安心をしながら弥富市へ来てほしいよというような液状化に対する調査を早期にさせていただき、その研究をしていくことが私は大切ではないのかということで、この点について、液状化についての今日的な考え方を問うということで質問に上げていますんですが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 浦安の御訪問という形の中で、さまざまな形で議会議員のほうは行っているわけですが、私は実はそのきのうの番組もビデオで撮りまして、ゆうべ見たわけですが、今の松崎市長との話の中でも再液状化ということに対してどのように防止していくかということが、この浦安においては大変重要な問題

だと。大変な被害が、85%のエリアにおいて液状化があったものですから大変な被害です。今、傾いた家については、ジャッキで上げていただいて、そういう工法の中で一時的な均衡を保っているわけですが、議員御指摘のような形でコンクリートのパイルを住宅ブロック全体に打ち込んでいく、あるいは路地にまで打ち込んでいって再液状化を防いでいくというのが昨日の番組の骨子でした。

浦安の場合、非常に人口が多くて、非常に若い世帯が多いものですから、中町というちょうど住宅地ですね。そういうような状況の中においては、今後の心配に対して取り入れられるということでございますけれども、いろんな市町の紹介もございましたけれども、やはり高齢化の進んでみえるところについては、その費用が負担できないというような状況のこともおっしゃっていたと思っております。これもわかる気がいたしますけれども。

我々としても、相互災害協定という形の中で浦安と組んでいるわけですので、その辺のことの手法についても学びながら、市として具体的に液状化対策をどのようにしていくかということについては、さまざまな形でこれから検討していかなきゃならないわけですが、この海部津島全域は液状化が間違いなく、そのときのきのうの番組の中でも真っ赤に塗られておるわけですね。それが全国、河川が多いところであるとか、いろんな状況の中のところがあるわけですが、一度その辺の手法も含めて勉強させていただきながら、どういうポイントのところ、例えば河川に近いところはどうなんだ、あるいは今議員がおっしゃったような池、そういったようなところについてはどうなんだというようなことについては、これからしっかり勉強していきたいと思っております。

しかし、浦安の場合は、さまざまな形で液状化に対して取り組まれている。道路にしても、駅前広場にしても、さまざまな工法はとられておるわけですが、大変高いコストがかかるということです。間違いなく大変高いコスト。例えばパワーブレンダーという機械で3メートルの土壌改良をしていって、中にコンクリートを打ち込んで地盤を固めていく、これは平米当たり25万かかっているんですね。我々の地域のところの道路については、平米当たり3,000円とか4,000円という金額なんです。大変な金額の差ということに対して、道路であるとか、あるいは皆さんが集まっていたような駅の広場だとかということについて、今からどのような形でやっていかなきゃならないかということについては、本当に大きな課題だろうと思っております。

いずれにいたしましても、液状化に対する調査をしっかりと前向きで考えていきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 費用はかかること、個人が負担をすること、そして市として全ての地域を調査して予見知識をきちっとしていくこと、このことを強く、市長の決意と同時に求

めておきたいと思います。

それで、もう一つは、災害の中で道路、水道とか防災、私は書いておりますが、消火栓は、4メートルの道路以下のところでは、神戸震災は100%火災、延焼ですね。4メートル以上のところでは、逆に延焼は少ないということが実証にあります。ですから、この内容についてしっかりと御討議をしていただきたいということと同時に、120メートルなり150メートルなりに消火栓設置について地元での要望があることは、一度検討をしていただきたいことは、市に申請しますと、何メートルだという基準です。しかし、地域の部落の中で非常に密集をしているところに120メートルでは少ない。

だから、中六あたりでも必ずやその位置ではない。距離も短い、50メートルのところもあるわけですね。そういう設置に対して、それぞれ知恵を絞って、地域負担なりをしたり、市の補助金等のあり方について御検討をしていただくように課長には申し上げたけど、今、どんな回答になりますか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） 消火栓の設置につきまして、当市としましては、おおむね100メートル置きに設置をしている状況でございます。また、消火栓の新設につきましても、各区長・区長補助員さんの申請に基づいて設置を進めているところでございます。

先ほど申しましたおおむね100メートルという基準につきましては、消防水利の基準としておおむね100メートルという基準がございますので、そのような設置方法をしております。その関係で、今、議員が御指摘の間の50メートルぐらいのところに設置できないかということについては、今後の検討課題というようなことにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 水道というものを利用する場合に、検討課題は課題で結構ですけども、いわゆる地域の状況を考えたり、水道管の細いところ、太いところ、だから水の出ぐあいによって消火栓の活用が違うわけです。ですから、少なくとも75の径なら径の状況の中で、密集地においては、例えば特認だとか、そういう部分においても幅のある検討を十分させていただくことを要望しておきます。今、ここで回答を求めても、その変更はないだろうと思っておりますので。

そして3点目、簡単に終わります。福寿会の関係ですが、今、非常に地域でだんだん減りつつあるわけですね。私も地域の役員もやらせていただいております。それで、これは市のきずな、防災、あわせてすぐお互いがきずなの中で大切なことは、福寿会に参加をしていただきたいけれども、役員がなかなか手がないという状況が非常にあるわけですね。それで、その状況の中で市の旅行などについての親睦は参加したいという一般の人が見えるん

ですよ。福寿会に入っておらんから行けませんかといっぺ言われる、そういうことがあるんです、現実が。ですから、もう少し参加のしやすい、行政への報告だとか、行事計画などについても、簡単にひとつ取り組み方を指導していただけることが私は今大切ではないのかなということ、最後は要望だけして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 福寿会の会員というか、団体が71団体ございまして、議員がおっしゃるように、その会員が少し減ってきている、または福寿会の団体そのものが解散をされるというようなところもあるわけでございますけれども、ただ、規約の改正をしていかなきゃならないと思いますけれども、一つの案として、これから福寿会のほうの役員の皆さんに私として御提案申し上げたいのは、地域の福寿会は福寿会として一定の規約の中でやっていただくということと、1人の会員という形の中で福寿会に参加したいという人につきましては、弥富市が会という一つの母体となって、いわゆる弥富市がそういった形の中で、そういう会員制で募集していくということを今考えていきたいなあと。そして、一定の会費もいただくわけでございますけれども、一つの案としてこれを考え、また福寿会のほうに御提案申し上げて、正会員と準会員というような考え方をできんかなあと思っておりますので、一つの案として御提案申し上げます。

○議長（佐藤高君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ちょっと申しわけありません。私、質問を終わるつもりでしたが、一番肝心なことを忘れておりました。

市長に行政運営で、実は市長は今回は出、次はどうなるかと、こんなような話がちらっと出てきたことがあったんですわ、市民の中から。一番肝心なことは、決意をされて精いっぱいやり尽くして、この期間を終わられるのか。さらに燃やして次を目指すのか、ここの辺の決意は、市民は大切に思っているんですよ。市長は捨てるんじゃないかと、これはえげつない言い方です。いや、本当にこれは、私はあつてはならんことだ。その状況が、ひとつ認識がされている。こんなことのないように、次の機会にきちっとまた聞くかもしれませんので。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） よもやこういうところで、最後のところで私自身の問題について御質問があるとは思っておりませんでしたけれども、いずれにいたしましても、3期目1カ月、まだ経過させていただいたところでございます。そうした形の中では、しっかりとこの3期を全うしていきたいと思っております。

そうした形の中では、市民の皆様、そして議会の御協力をいただかなきゃいかんわけでございますが、その後のことにつきましては、そのしかるべきときが来ましたら、しっかりと考えて出処進退ははっきりさせるというような形になろうかと思っております。今はそんな

ことは考えておりません。しっかりと3期目を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

昨年の9月議会以来、多分3回目になると思いますけれども、米価について少し絡めて質問させていただきたいと思います。

平成27年度における農業施策の取り組みについて質問したいと思います。

昨年、平成26年産のお米の値段、JAの全農からの概算払いが大体60キロ当たり2,000円から3,000円低下し、過去最大級の下げとなりました。多くの銘柄で過去最低価格を更新し、前例のない安値になりました。ほとんどの銘柄で60キロ1万円を下回っており、前年の7割程度にまで落ち込んだ銘柄もあるほど急落しました。

米の栽培には、種もみの購入、培養土、有機肥料や化学肥料、除草剤等など、ほかにも田植え機、コンバイン、トラクターなどの専用機械の減価償却費など、さまざまな費用がかかります。平成26年産の概算払いは、この価格を大きく下回っているので、つくればつくるほど赤字ということになります。

米価格は、各地の農協が組合員農家から米を集荷する際に、概算金や仮渡し金といった金額を設定し、それに基づき、大手卸業者などと相対で価格が決定されているようです。民間在庫が膨らみ、卸業者が手を出しづらい中で、農協はとれた米に払う代金を大幅に引き下げるようになりました。

農家は自分で販売することもできますが、自分で販売するのも限界があります。採算割れに直面し、米農家が稲作を諦める可能性まで出てきています。日本の農業の土台とも言うべき稲作が重大な危機を迎えています。

最大の要因は消費者の米離れで、需要が減少する一方で、作付過剰によって供給がこれを大きく上回っていることです。食生活の洋風化が定着し、米離れがとまらない上、人口の減少と高齢化が米の消費量の減少に拍車をかけています。

経済産業省、農協などが協力して生産調整、飼料用米への転作、海外への輸出を進めていますが、根本的には需要の減少に歯どめがかからないこともあり、需給動向を改善するには至っていません。米の消費量がピークだった1962年には1人当たりで年間約118キロも消費していましたが、今では60キロを下回っています。大体半世紀で消費量は半分に減ったということになります。

米余りの原因の一つの要因に、自給的農家、兼業農家が多いという日本独特の状況もあります。赤字でも関係なく、働ける限り米をつくる努力をしてきました。わずかばかりの補助金をもらって日本の稲作を支えてきたのです。米の需給状況改善のために税金を使い、小規模農家を手厚く保護してきたという批判もありますが、日本の農業を支えてきたのは彼らでもあります。やがて後継者がいない農家が高齢となり、米生産をやめ、彼らの農地の相続人が土地持ちの非農家になったらどうなるのでしょうか。

市場原理からすれば、専業農家が立ち行かなくなっているのは、自給的農家や兼業農家などが生産の舞台から退場していないためだという意見もあります。集約的農業が一概に全て効率が悪いとは言えないと思います。

政府は、農地の集約、大型化や、輸出の促進により農業全体で見た所得を今後10年で倍増するという目標を掲げています。

そこで、お伺いしたいと思います。

米価下落の対策の一つとして、農地中間管理機構による担い手への農地集積についてお尋ねします。これについては、たびたび質問させていただいておりますが、再度質問したいと思います。

まず最初に、最近、各地域において説明会が開催されていますが、皆さんの反応はどういうものなのでしょうか。

続けて質問していきますので、最後に答弁をお願いいたします。

もし、ことし、農地中間管理機構に農地を預けたなら、借地料は幾らに設定されたのでしょうか。貸し手としてはできるだけ高いほうが、借り手としてはできるだけ安いほうがいいと思います。しかし、昨年の米価から見ても、借り手としての担い手としては、高ければ手を挙げづらい状況だと思われるのです。どうでしょうか。

次に、機構に農地を預けたときの固定資産税についてお伺いします。

機構に農地を預けたときの固定資産税は、どちらが負担するのでしょうか。もし、機構に農地を預けたときの固定資産税の減免制度があれば、お互いに貸し手は貸しやすく、借り手は借りやすくなると思うのですが、どうでしょうか。

そして、質問事項にはありませんけれども、固定資産税以外について追加してお願いしたいのは、土地改良費と、それから実行組合費はどちらが負担するのか、それについても御答

弁をお願いしたいと思います。

そして、対象農地は田だけなののでしょうか。将来的に畑は含まれないのでしょうか。

そして、耕作放棄地は対象農地になるのでしょうか。まだ、これから先、耕作放棄地とまではいかないにしても、これから近い将来ふえてくる準耕作放棄地のような土地はどうでしょうか。

今後、農業者の高齢化が進み、米価下落が続いたときに、影響などを考えると、転居などで所有者の所在が不明な農地が出てくるおそれがあると思われます。そのような農地は対象となるのでしょうか。

どうか御回答をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、説明会の反応はという御質問でございますが、今月の開催予定を含めまして、市内57地区のうち、30地区で説明会を開催します。説明会では、この農地中間管理事業において、まずよく理解していただくことを目的に開催をさせていただいております。

皆様方の反応といたしましては、農家の高齢化や後継者不足、昨年のような米価の下落などによりまして耕作を任せたいと考えてみえる方が多いように見受けられます。周りの農家の状況などを見て、判断に迷われているようにも見受けられます。

また、ブロックローテーションの行われている地区と行われていない地区との関心度の度合いも違うように見受けられます。

続きまして、機構に預けたときの借地料は幾らかという御質問だったと思いますが、機構が借り受ける農地の賃借料は、その地域における通例を参考にして定めております。現在、円滑化事業により契約されております利用権の賃借料と同額になると考えております。

なお、昨年の利用権による賃借料は、米価の下落の影響もあり、10アール当たり、鍋田地区で1万500円、十四山地区で6,000円、弥富・市江地区で8,000円となっております。

平成27年の賃借料は、昨年のような状況であれば昨年と同額になると考えておりますが、その都度、見直しをさせていただく予定でございます。

双方が納得できる賃借料は幾らかという御質問だと思いますが、賃借料は、議員がおっしゃられるように、貸し手は高いほうがよく、借り手につきましては安いほうがよいわけですが、高く設定されて借り手の経営を圧迫し、借り手がいなくなってしまうはこの事業そのものが成り立たなくなりますので、双方が納得できる金額の設定は大変難しいことですが、年々の作柄状況や米価の状況の把握を見ながら変動させる必要があるというふうに考えております。

次に、預けた農地の固定資産税についてでございますが、固定資産税につきましては、従

来の利用権においても土地所有者が負担しており、機構による利用権についても同じように土地所有者の負担となります。

また、昨年12月30日でございますが、農林水産省から総務省へ、機構に農地を預けた場合、固定資産税の軽減措置が受けられるよう地方税制改正要望が提出されましたが、現在、継続検討中で、実現には至っておりません。

土地改良経費につきましても、どちらが支払うかという御質問ですが、これは地権者がお支払いしていただくようになっていると思っております。

次に、畑の取り扱いについてでございますが、機構は借り手が見込まれない場合につきましては、農地を借り受けしません。市内の場合、田ですと借り手が見込めますが、畑の場合、借り手の見込みが大変低いと思われます。面積が小さい圃場になりますので、畑については借り受けがかなり難しいと思っております。

次に、耕作放棄地の取り扱いについてでございますが、機構は農地として再生不能と判断され、農地として利用困難な場合には農地は借り受けいたしません。耕作放棄地の場合、農地の状況にもよりますが、農地として利用できるような状態に戻す必要がございます。また、その費用につきましては、貸し手、もしくは借り手が負担をすることになります。

次に、転居など等で所在が不明な農地が出てくるおそれがあると思いますが、その農地は対象になるかという質問だったと思いますが、現在、市の農業委員会では、転出や相続等があった場合、届け出を確認し、所有者や住所等の情報を変更しており、所有者の所在が不明な農地はないと認識をしております。仮に所有者の所在が不明で耕作が可能な農地があった場合につきましては、公示の手続きを行い、県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定することができることとなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほどの御回答の中で、これは要望になると思うんですけども、まず固定資産税についてですが、たしか税制調査会か何かで検討されるという話を伺ったことがあります。これについては、これから先、農地中間管理機構の借り手、そして貸し手、両方について少しでも借りやすい、そして貸しやすい状態にするためにも、固定資産税については減免制度を取り入れていただくことを要望していただけないでしょうか。

そして、畑については該当しないという話ですけども、私も農家ですので、多分畑、皆さんそうだと思います。この中に農家の方、農地を持ってみえる方がたくさん見えると思うんですけども、特に畑の守りに困っているんです、本当に。皆さん、何を作付しても再生産価格を下回っている状態で、飯米というか、自家消費分の野菜をつくっているところについては確かに必要だと思われませんが、それ以外のところについては草の守りをしているだけという方がたくさん見られます。どうかそれについても今後とも農地中間管理機構に要望し

ていただいて、畑もぜひとも取り入れていただけないかなあとと思います。

そして、先ほどありましたように、固定資産税以外で、例えば土地改良費、そして実行組合費等は地権者の負担となるという話でした。このことについても、例えば貸し手がそれだけの負担をするということは、これから先、例えば借地料が先ほど、鍋田では比較的ありがたい1万500円でしたが、例えば十四山地区で6,000円という話でした。6,000円で、例えば土地改良費、そしていろいろな賦課金等がかかると、それは多分赤字になると思われます。その辺を考えても、ぜひとも土地改良費とか、そういうことについて農地中間管理機構が、せっきく大きな機構ができたわけですから、そういうこともこれから考えていただいて、ある程度そういうことの負担もこれから要望していただけないかなあとと思います。例えば、全額負担ということは無理にしても、ある程度一定の、せっきく弥富市が排水賦課金について30%まで負担していただいているのと同じく、農地中間管理機構についてもある程度、何十%について負担していただけないか、これも要望してお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に少し、私どもの開発部長の追加答弁というような形になるわけでございますが、過日、JAのほうで実行組合の会合が行われました。そして、農地中間管理機構という形の中でスタートしておるわけでございますが、その実態は、まだ皆様方が移行するといったことにはなっておりません。状況の中として、これはまだ私たちJAも含めて、東海農政局も含めて、やはり説明不足、これが一番大きいと思います。だから、今、固定資産税の減免であるとか、あるいは田以外のところの耕地について云々ということをおっしゃいますけれど、やはりもっと中間管理機構とはどういうものだということをもっともって会合を開いて、これを説明していくということが大事だろうと思っております。

先ほど開発部長の話の中でも様子眺めというようなことがあります。そして、中間管理機構に移行した場合における10年間の縛りということに対して、これを説明していかないと、自分の土地をそういう形の中で縛られてしまうわけですから、これは説明が十分でないと、農家の方もどうしたらいいかということとはなかなか厳しいだろうと思っております。

ぜひそういった形の中で、私どもといたしましても、東海農政局、JA、そして私どもが一体となって説明会の会場をもっともってやっつけていかなきゃならないと思っております。減免だとか、その他のものについては、それからだと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のほうから説明会が不足しているというお話でした。確かにそれはあると思います。まだ全体が、先ほどの話ですと、説明会が行われたのは3地区だという話でした。それも、私もその一地区だったものですから、説明会に参加させていただきま

した。実際、私の集落の中でその反応はと言われたときに、皆さん、世代がかわっているんです。そして、農地を持っているのはお父さん、お母さん、そういう方のものなんです。それで、息子さんが実行組合に出ていってみえる。その方たちが反応をと言われても、実際のところ、感覚がまだわかってみえないんです、どういう機構なのかということも。先ほど市長が言われたとおりなんです。

それで、私も、確かに市長が言われるとおり、説明会は不足していると思います。ただ、いざ説明した段階のときに、お互いに貸し手も借り手もお互いがやりやすい状態、それはぜひとも必要になってくると思うんです。

例えば、説明会の中でも、それを皆さんが納得できる。若い人にこれから、先ほども話をしたように、やがて高齢者の方は後継者に譲ることになると思います。その方が実際に農家をやっていないなくても、農家を引き継がなくても土地は持つことになると思うんです。その土地をどうするのか、これから先、それを貸しやすい状態、その方たちに納得してもらえる状態のことをこれから考えていただきたいなと思うんです。

ぜひともその辺も考慮していただきたいんですけれども、特に環境というのは、先ほど市長が言われるように大事だと思います。説明会と同時に、その貸し手が貸しやすい、借り手、担い手が借りやすい状態、それをぜひとも、この環境を整えることが必要だと思いますけれども。

先ほど市長から答弁をいただいたんですが、開発部長に一言ちょっと、そういう環境をつくることについて、どういう要望、何とか要望していただきたいんですけれども、それについて御回答をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 貸し手としまして農地を良好な状態で耕作し、安心して任せられる担い手を求めていると思っております。担い手は、農地が集積され、大区画化されたところで効率的に耕作ができることを望んでおると思っております。市といたしましても、この事業を活用して、貸しやすい、借りやすい環境づくりに進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

確かにこれ、米価がこれだけ下がると、皆さん、来年米をつくろうかどうかと悩んでみえる方が多いと思うんです。それで、こういう時期だからこそ、こういう農地中間管理機構の説明会が前からあったと思うんですけれども、そういう形の、せっかく国が用意した方針を有効に使って、少しでも耕作放棄地が少なくなるように、そういう形のことをぜひともこれから先も続けていただきたいなと思っております。

その中で、通告にはないんですけれども、もう1点、最近私に送られてきたものがあります。それは農家の皆さん全員だと思っていましたが、全員ではないようですけれども、こういう平成27年産の経営所得安定対策等に参加しましょうという冊子、多分これは見られた方もあると思います。それは送られてきた方だと思っておりますけれども、この中に、例えば平成27年産の水稻生産実施計画書、そして経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書、そして水稻共済細目異動申込書というのもあったはずです。その中で、少しこれについて、わかる範囲内で結構ですので、ちょっとお教えいただきたいなと思うんですけれども。

例えば、これ本年については、平成26年産だと思うんですけれども、ここに書いてある中に、確認事項としてちょっとお伺いしたいんですけれども、実際、例えばナラシ対策のうち、米、畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、平成26年産についてはどういう形で支払われるのか。

そして、例えば平成27年産についてはこれがどう変わっていくのかについて、わかる範囲でちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 経営所得安定対策でございますが、これにつきましては、26年度でナラシ対策ということがございまして、要は認定農業者に参加、もしくは認定新規就農者、それと集落営農者であれば、平成27年産からゲタ・ナラシ対策というものがございまして、畑作物の直接支払い交付金をゲタ対策と申しております、米・畑作物の収入減少影響緩和対策としてナラシ対策というのがございます。これが先ほども申し上げました交付対象者としていたしまして、認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対して、いずれかに該当する方がございましたら、お支払いをさせていただくという制度が27年産から該当するということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 26年産についてちょっと説明がなかったものですから、それについてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 失礼しました。26年産につきましては、それぞれの作付の種類によって金額等が違いますが、農家の方に直接支払われると聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 平成26年産については、先ほど部長のほうから説明がありましたように、全体の皆さんに、作付された方について支払いがされるということでよろしいですね。

そして平成27年産については、これは資格要件があるんですよね。認定農業者、そして新規に認定農業者になる方、そして集落営農の方だと思うんです。例えば、午前中の佐藤博議員の質問の中に、将来、これを例えば、今、国のほうから農業改革についていろいろあったと思うんですけれども、その中で佐藤議員が質問された中に、この改革を行った場合、将来的に農業者人口が弥富で何人ぐらいになるんだという回答がありましたよね。およそ100人ぐらいという回答だと思ったんですけれども、例えばこういうことを考えたときに、これは一概に全てが米農家ばかりとは、施設農家の方も見えますし、いろんな花をつくってみえる方も見えます。そういう方も見えますが、この認定農業者に将来支払われるということについては、認定農業者以外の方については、これからこういう緩和対策というものは認められないということになってきますよね。ますますこれは農業者の減少ということになりませんか。そういうことを考えれば、100人という形のことが果たしてあり得るのかなあと思うんですけれども、もう少し減るんじゃないかなあという気がしてしょうがないんですけれども。そのときの回答の中にもう一つあったのは、認定農業者が現在88組、それぐらいあると伺いました。その88組の方が例えば高齢化しても、これから先、農業として担っていける、そういう形という前提としてなると思うんですけれども、それをさらにこれから先、高齢化、もしリタイアして農業を離れた場合、そういう形についても、これから先、もっと農業者というのは減っていくおそれがあると思われるんですけれども。特に今回、こういう経営所得安定対策に加入しようという説明書の中にもう一つ書いてあるのは、認定農業者になりましょうというのがあります。そういうこともこれから先必要になってくると思うんですけれども、どういう判断をしてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、認定農業者になるにはということから、まず説明をさせていただきますと思います。

みずから農業、5年後の目標や、その達成に向けた取り組み等の内容とする農業経営改善計画を作成することになっております。

〔発言する者あり〕

○開発部長（石川敏彦君） 今でもなっておりますが、市町村の認定を受けることが前提ということになっておりまして、これには年齢制限等はございませんが、既に受けてみえる方につきましては、5年が経過する段階で、また更新手続をとっていただくとか、リタイアされるとかという判断をさせていただく予定になっております。新規に認定を受けられる方については、市役所のほうに申し込んでいただくことになっております。

ですから、これに加入されないと、国からの交付金を受けられないということで、独自で販売ルートを探っていただくとか、そういった対応策になるかと思っております。以上でご

ざいます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 認定農業者になって、先ほど伺った中で、年齢制限がないということですね。例えば、70歳以上になっても、それから後期高齢者になっても、皆さん認定農業者になれるわけです。それじゃないと、ますます農家の後継者、後継者と言えるかどうかわかりませんが、農業者が減っていくおそれがあります。先ほど100人ぐらいになるという予想でしたが、ますます減るおそれがありますので、くれぐれもこの点について、こういう機会になるべく皆さんのほうから推薦していただいて、認定農業者になりましょうという、私もこういう認定農業者になりましょうという資料をいただいて、そういうのがあるということを、正直申しまして私も認定農業者です。その辺でこういう資料もいただいてわかっていますけれども、なかなかそれを皆さんのほうで宣伝をしている状態のことが少ないと思います。どうかぜひとも、せつかくある国の制度です。そして、今回、ましてや経営所得安定対策に、認定農業者でなくては緩和対策に加入できないという条件まで出てきています。ぜひともそういうことも鑑みていただいて、どうかぜひともこういうのを勧めていただきたいなと思いますので、これは要望です。よろしくお願いいたします。

引き続いて、次に移ります。

次に、農業の多面的機能支払いの導入についてお伺いしたいと思います。

農業の多面的機能には、洪水を防止するとか、土壌崩壊を防止するとか、土壌侵食を防止する、農村の景観を保全する、地下水を涵養する、気候を緩和する、そして文化を伝承する、癒やし、安らぎを与える、河川の水量を安定化させる、生物多様性を保全する、体験学習と教育の場になるなど多くの機能があると思います。

そこで、この多面的機能支払いとはどのような制度なのか、簡単でいいですので説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

農家の高齢化、後継者不足、リタイア等によりまして、水路、農道、農地ののり面等、農業を支える共用の設備の維持管理に支障を生じ始めています。また、そうした地域の共同活動が困難になることによりまして農家の負担が増加することも懸念されております。そのために、地域の共用の設備の維持管理を農業者及び地域住民などの地域の活動組織で行う活動に対しての財政的支援を行う制度でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 今でも農地・水・環境保全という組織がありますよね。そういう形で、今、例えば農道とか、それから排水路、いろんな面で農業基盤について保全に協力して

いただいておりますけれども、これは私の集落でもそうですが、農家以外の方、その方たちの協力なくしては成り立っていかない状態です。農家ですと、実際、各集落でどこでも最近ふえてきているんですけど、農家以外の方が大分見えるところが多いと思います。そういう方の協力、せっかくこういう恵まれた環境の農地を持っている弥富市ですので、その農地を維持するためにも、ぜひともこういう農家以外の方にも協力していただいて、そういう多面的機能支払いの導入について理解していただいて、これから先も続けていただきたいなと思っております。

そして最後に、この支払いの導入について、これは1つ私も思うんですけども、担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組めると思われます。そして、担い手への農地集積の後押しができるものと思われます。水路、特に農道などを含めて農地を農地として維持することにより農地の多面的機能が発揮されると思います。

そこで、こういう機能のこれから先、農業関係について、平成27年度における農業施策についての取り組み方についての考えをお聞かせ願いたいなあと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 最初に、まず取り組みについて御報告をさせていただきたいと思っております。

現在、市内には14の43集落の活動組織がございます。大変お世話になって活動していただいておりますが、ない地域もございますので、今後も活動組織を立ち上げていただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

農業施策の考え方についてでございますが、先ほども説明させていただきました農地中間管理事業を活用し、高齢化や後継者不足、不在地主等によります農地の耕作が難しくなった農家と担い手農家との農地の貸し借りの橋渡しを初め、市内の優良農地を保全し、安全で安心なおいしい農産物を生産していただくよう、その農産物を地域で消費していただければありがたいと考えております。

国による米の直接支払い交付金も平成26年産米から半分に見直しをされ、食用米生産でなく、需要のある転作作物の生産を振興するために、平成27年度も引き続き、生産調整推進対策事業費補助金や生産調整推進対策事業集団化補助金を予算化させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、農地は、豪雨のときなどに一時的に水をため、洪水被害を軽減するとともに、防災・減災上大変重要な役割を果たしておりますし、農業生産活動を通じて生態系の保全や良好な景観を形成するなど、さまざまな機能を有しております。

このような多面的な機能を有する農業や農地の維持を今後としても市の重要施策の一つと

して考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 本年度も継続して市長にお願いしたいのは、私もお願いしたいなと思っているのは、結局、排水賦課について軽減していただきました。そして、先ほど部長のほうから説明がありましたように、集団化、そして例年、弥富市独自の補助金というのをやっていたいております。これをぜひとも継続していただきたいということ。

そして、昨年来の米価の下落によって、確かに私も農家の方に話を伺っていることは、これで続けていけるんだろうかという話です。今、専業農家よりも兼業農家のほうが圧倒的に多いということは市長も御存じだと思います。そして、兼業農家の方は、それなりに別の収入があります。そのために、農業以外の収入で何とかそれを補填しながらでも農地を維持して続けていただいております。これ、農地集積機構、やがてこの方たちがある程度高齢化になったときに、これから先、この農地が果たして、農地中間管理機構に皆維持されていければいいと思うんですが、それが難しい可能性もあります。ぜひとも、これについても市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、確定申告の時期でございますけれども、先日、全協の中で大原議員も、米価の値下がり、いわゆる農業における経営が赤字になっているというようなことをおっしゃっていましたが、確定申告をされる方が1俵当たり3,000円とか4,000円、ことしの場合は去年の倍、米価が下がっている。その分だけ農家は赤字なんだということを盛んにおっしゃる方も二、三日前にお見えになりましたけれども、政府は本当に真剣に考えているのかと。昔、これだけ米価が下がった場合には、補正予算を組んで、それなりの措置をしておったと私は記憶しているんです。

しかし、今、ナラシだとかゲタだとかというような形の中で、いろんなことに対してそういう案を出しますけれども、実際にそれに加入していった具体的な米価に対する均等だとかということについては、まだまだ先送りをしていってしまうわけですね。

だから、本当にタイムリーに補正予算を組んで財源を農家の方に供給していくということに対する循環が全くない、それが大きな問題だろうと思っております。TPPだとか、いろんな兼ね合いのものがあるかもしれませんが、もう少し農家の立場に立った農業行政というものを国のほうでお願いをしていきたいと思っております。

もう一つは、中間管理機構の問題につきましても、先ほどお話ししましたがけれども、今、弥富市は1,600ヘクタールの水田に対しては、その60%は利用権設定をした担い手農家がやっていた。これを中間管理機構においては10年という一つの目安があるかもしれませんが、80%まで持っていく、これが一つの問題なんですね。課題というか、そう

いった形のものなんですけれども、地域によっては、説明をうまくやっているところはどんどんどんどんその国の予算を持っていってしまう。だから、この辺のところは、いわゆる面積も小さいということもあるわけでございますけれども、いわゆる耕作放棄地、あるいはお父さんと息子さんたちの世代のギャップ、さまざまな問題が、私はこの地域の中では弊害になっていることもあるんじゃないかなあと考えております。

やはり辛抱強く、しかし、わかりやすいような説明をしていって、いわゆる耕作放棄地であるとか、あるいは農地の集約化ということを進めていかないと、この海部一帯はおくれてしまうと思っております。我々としても、JAだとか、あるいは東海農政局のほうにどんどん働きかけて、しっかり説明していかないと、財源は限られているんです。そういう状況の中において、いわゆるもっともっと集約して、農業コストを抑えて競争力をつけていくという本来のこれからの農業、将来に対する農業に対しておくれていってしまうということがありますので我々としてはやっていきたい。

そして、我々としては平成27年度、いわゆる農業行政という状況の中においては転作奨励金、そしてまた、減反の奨励金については従来どおりやってまいります。そういった形の中では、大変農業行政を育てるという意味では財源が厳しいわけでございますけれども、やってまいります。

そしてまた、土地改良事業費に対する農家の負担額ということについては、大変厳しいだろうというようなことも踏まえて、排水賦課金については、さらに10%上乘せして来年度はやっていきたいと思っております。

国の方向を、TPPの兼ね合いがありますけれども、もう少し私はしっかりと出していきたいなということを、やはりJAさんあたりも含めて要望していかなくちゃならないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のほうから、それこそ弥富市独自の補助金、これは継続してやっていただくということで、ありがたいお言葉をいただきました。今後とも、ことばかりでなく、来年、これから先、市長、先ほど伊藤議員から話がありましたように次のときもありますので、次のときもぜひとも継続していただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

災害ボランティア団体と避難訓練のあり方についてと、これに関連しまして3つの項目に分けてお聞きしていきたいと思います。

まず、災害ボランティア団体の連携についてですが、弥富市は、安心・安全なまち、災害に強いまちづくり、またしっかりとした防災力を高めていこうというのが市長のお考えでもあります。

現在、弥富市では、防災ボランティアにかかわっている方がたくさんお見えになります。皆さんは防災意識も強く、それぞれの分野、立場で活動し、あつてはならない災害に備えて、いざという時のために日ごろから訓練、学習をしています。

ある方から、「弥富はだめだね。幾つかのボランティア団体があるけど、みんなばらばらだもんね。みんなどんな団体があつて、どんな活動をしているのか知らないもんね」と話されました。ボランティアにかかわっている人でさえ、どんな団体があるかわからない、そんな状態ではないでしょうか。当然、一般市民の方は、知っている人のほうが本当にごくわずかだと思います。どういう団体があつて、どんな活動をしているのか。

防災に何らかにかかわっている団体は、私の知っているところでは自主防災組織が一番大きいと思いますが、消防団、日赤奉仕団を初め、これは4 Hクラブのハムクラブ、防災ゼロの会、防まちクラブ、それと青色パトロール隊、ボーイスカウトなども何らかにかかわっている団体だと思います。ほかに市が把握している団体はありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 大きな災害が発生した場合、協力いただける団体としては、日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会など、県とボランティアの受け入れ体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定を締結している団体、2番目として、赤十字奉仕団、3番目として愛知県防災ボランティアグループなどが考えられます。

なお、どのような活動をされているかにつきましては、防災に関する研修など独自の活動を行っておられるとはお聞きしておりますが、十分に把握していないのが現状です。

市内の防災関係のボランティア団体につきましては、議員お示しのとおり、各地区の自主防災会、弥富市赤十字奉仕団、弥富防災ゼロの会、防災まちづくりをすすめる会、弥富防災ハムクラブなどであり、その他につきましては把握しておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） このような団体同士が連携することはとても重要ではないかと思うんです。

以前、ボランティア団体の連携で質問をしたときに、当時の伊藤課長さんですか、近々自主防災会の全体会議をする予定になっていると伺いました。その自主防災会の全体会議は行われたのでしょうか。また、行われたのなら、何名の出席者で、どのような内容だったのかをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主防災会の全体会議につきましては、昨年の1月に開催しております。各地区の自主防災会の方、また結成されていない地区は、区長さん、区長補助員さんが来ていただいた地区もございます。それで、計73名の方に参加していただきまして、南三陸町視察報告や、三重大学の川口准教授を講師に迎え、「大地震、大津波にそなえる一生き残り、生き延びて、次につなげるためにー」と題して防災講演をお願いいたしました。その後に、各自主防災会の連携について意見交換をしていただきました。これが昨年の1月の状況でございます。

本年度につきましては、3月27日に自主防災会の全体会を計画しており、南海トラフ地震の被害想定、津波避難シミュレーション結果説明などを予定しており、防災・減災意識の高揚を図っていただくよう考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 愛知県あいち防災協働社会推進協議会が発行している「あいち防災通信」に、「自主防災組織について」と題して記事が載っております。自主防災というのは、言うまでもありませんが、地域の危険箇所の把握、防災機材の備蓄や防災訓練の実施など、日ごろから災害に対する備えを実践するとともに、災害時には初期消火や災害時要援護者への支援といった災害を最小限に食いとめるための活動です。県民意識調査の結果では、平成25年度版消防白書によりますと、愛知県の自主防災組織活動カバー率は、全世帯数のうち自主防災組織の活動範囲に含まれている世帯数の割合は95%と、全国1位となっているそうです。

しかし、愛知県が平成25年度に実施した防災・地震に関する意識調査の結果によりますと、住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを知らない人は約6割、地域の自主防災活動に参加経験がある人の割合は約3割強であり、自主防災組織の育成やコミュニティの形成など、自主防災組織の活性化が課題となっていると書かれていました。

では、弥富市の防災団体は、何度も言いますが、誰がどこで活動しているのか、何のつながりもありません。もし、災害に見舞われたとき、今の状態ではせっかくの、皆さんが学習している知識が生かされないのではないかと思います。そして、市長の施政方針にも、共助として地域の防災活動に取り組む組織、自主防災組織は大変重要であり、さらなる充実を図っていく。また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通して啓発活動も引き続いて行っていくと言われておりますけれども、この防災リーダーというのを育成していくのもいいんですが、そしてどうするのかですよ。

大きな災害に見舞われたときは、行政の方も問い合わせが集中で、ごった返してしまうと思うんです。浦安へ私たちが行ったときに、やはりさまざまな問い合わせで行政は麻痺してしまったとお聞きしました。災害の復旧とか、そういうものは行政がやっていかなければい

けませんが、被災者のソフト面については、やはりボランティアの方々の力が必要じゃないかと思います。

私が市にお願いしたいのは、平常時にこそボランティア関係の意見交換のできる機会を設けていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 本年1月に弥富市と弥富市社会福祉協議会の合同開催におきまして、市内で活動するボランティアや防災に関心のある市民を対象に、防災に関する基礎知識の再確認と弥富市の防災の取り組みについての出前講座を開催して、意見交換などをしていただいたところでございます。

今後も、機会あるごとにボランティア関係の方の意見交換会の場をつくってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） ボランティアで活動されている方は、この弥富市が災害に見舞われたときに、いかに行政の手の届かないところで住民の方に安心していただけるように活動しています。ボランティア団体同士の連携と行政との連携が、やっぱり市民の方にも安心していただけるのではないかと思います。積極的にこの防災ボランティア団体の連携と、そして行政との連携がスムーズにいくように御配慮をいただきたいと思います。

次に、避難訓練のあり方についてお尋ねしていきたいと思います。

弥富市も4月から防災安全課が危機管理課に名称が変更されます。災害に強いまちづくりを進めていくのであれば、その一つとして、これを機に防災訓練の見直しをしていただきたいと思います。

今、市で行われている防災訓練は、年に1回ですね。中心的なコミュニティというのか、学区を決めて防災訓練をして、そしてほかの地域は普通に防災訓練をやっていくという、その中で役員さんだけがその防災訓練に参加するものになっています。コミュニティで開催されるにもかかわらず、子供さんの参加もありません。今の防災訓練は、ただ形だけのものになっていませんか。

例えば、毎年行われている海部地域の防災訓練ってありますよね、木曽川でやる。あれを弥富独自の訓練として、できる範囲でいろんなボランティア団体と連携した防災訓練をするとか、弥富市の危険箇所を確認したり、防災用品の展示をしたり、非常食の試食をしたり、炊き出しなどいろいろあると思うんです。

また、子供さんたちに対しては防災クイズや防災スタンプラリーなどいろんな企画をして、家族で防災について学習できる、そんな市民参加型の訓練を私は提案したいです。

そこでお聞きしたいのですが、弥富市として弥富市全体の防災訓練は考えていますか。市

として防災訓練のあり方についてどう思っているのか、また変えていく考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

今、これはまだ私ども職員の間の協議という形の中でなっておりますけれども、来年が名実ともに新市一体という形の中での10周年という形になります。そうした形の中で、従来の防災訓練とは違う形、さまざまな形の関係機関等も連携をとりながら、来年の10周年に向けていろいろと防災訓練の内容については変化させていきたいと思っております。また、素案ができましたら御提示申し上げます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 何のために防災訓練をするのかを、やはり考えていかなければいけないと思うんですね。

これは防災訓練というか、ちょっと話はまた違うんですけれども、私の娘の話なんですけれども、あるときに大阪のほうで29階建ての複合商業のビルなんですけれども、その26階か27階で食事をしていたときに火災報知機が鳴ったんですね。そのときに子供を連れていまして、店の店員さんからも避難をしてくれという指示で、エレベーターを使う人もいたんですが、階段のほうで安全だろうということで階段でずうっとおりてきたそうです。27階というかなりの階数ですけれども、そのとき、結果的にこれは誤報だったんですね。下におりてきたら、消防車が15台、救急車も何台か来ていて、とてもリアルな防災訓練じゃないけど、訓練だったと言っていましたけれども、そこで感じたこと、それはああいう高いビルには子供は連れていかないほうがいいのかという感想を言っていましたけれども、やはり身をもった防災訓練というのは学ぶところもたくさんあるのでないかと思います。

今度は一時避難場所についてお伺いしていきたいと思えます。

一時避難場所ですけれども、この一時避難場所と一般に言われる1次避難所、1次開設避難所、市民の方は、とてもこれは紛らわしいんですよね、一時避難場所と1次開設避難所。この避難場所と避難所というのは大きく違っているんですけれども、きのう、東日本大震災から4年がたちました。この間ですけれども、東北で2回の地震がありました。この1度目の地震は津波注意報も出ましたけれども、大きな被害にならなくてよかったんですけれども、これが4年前のあの地震の余震だというのは驚きました。

震災以来、本当なら一日も早く建て直しをしなければならない、この庁舎ですけれども、庁舎の建設がまだとまったままです。ですが、それ以外は、弥富市も着々と津波に対する避難場所ができてきました。校舎の屋上、建物の高いマンションとか、これはきのう的那須議員の質問と重なってしまったんですけれども、一時避難場所は幾つあるかとお聞きしようと

思ったんですが、きのう41カ所ということをお聞きしたんですが、そのうち民間にお願いした緊急避難所は幾つぐらいあるのかはわかりますかね。

〔発言する者あり〕

○3番（鈴木みどり君） 41カ所って、それは区別はされていないんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 津波・高潮時の緊急時避難場所というのは、昨日お答えしたとおり、民間施設、市の公共施設も含めて41カ所ということでございます。これにつきまして、要は官と民の内訳につきましては、今、資料で足さなきゃいけないので、また後ほどお答えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私もこれは通告しなかったからごめんなさい。もし、わかったらと思ってお聞きしたんですけれども。

昨年ですけれども、ある自治会の防災訓練に行ったときに、住民の方から一時避難っていつまでのことを言うんですかって言われたんです。私もちょっと考えてしまったんですけれども、学校の屋上やなんかを緊急避難所とされる場合、市としてはどのくらいの一時避難という想定で立てられたのかはわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、津波・高潮緊急時避難場所と申しますのは、弥富市内及び周辺には高台がないために、地震による津波や台風による高潮の来襲が迫っている場合に、緊急的・一時的に避難可能な高い建物を津波・高潮緊急避難場所として指定しておるところでございます。

それで、一時避難はいつまでのことという御質問でございますが、津波・高潮緊急時の避難場所の津波につきましては、通常は津波は複数回押し寄せて、10回以上に及ぶこともあります。また、第2波、第3波が最も大きくなる傾向がありまして、その後、次第に小さくなっていきます。第2波、第3波は1時間以上後に押し寄せる場合もありますので、いつまでとは一概に言えませんので、避難に際しては十分注意していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この一時避難場所、緊急避難場所では、300名だ600名だという方の緊急避難所になるわけなんですけど、そこでは誰が、指揮をとるといったら変なんでしょうけども、例えば解除、もういいですよとか、そういうことは誰がどのようにしてその人に知らされるのかというのはちょっと聞いておきたいなと思うんですけれども、市のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 緊急時の津波・高潮緊急時避難場所につきましては、本当の緊急時に命を守るために避難していただく場所という形でございます。それで申しますので、誰が避難されているのかというのは、これは行政のほうではわからない状況になるかと思えます。ですから、共助の精神のもとで、誰が指揮をとるのかということは避難された方でお決めいただきたいと考えております。

また、解除はどのように知らされるのかということでございますが、このようにここの避難場所を使うような大きな災害となったときにおきましては、私ども行政のほうも混乱していることが予想されます。したがって、解除の連絡も届かない可能性がありますので、そういった場合においては、そこに見える皆様方の判断でお願いすることになることも考えられます。

また、弥富市では、ゼロメートル地帯でございますので浸水が危惧されますので、洪水・浸水被害が発生した場合には、一時的にその危険が回避した後に市指定の避難所、そちらのほうに移動していただくことも考えられます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 避難している人で話し合うということなんですけれども、これが、私最初に言いましたように、弥富市ではいろんな災害ボランティアというのか、ボランティアで頑張ってみえる方がいらっしゃいますので、そういうところと連携をして、市でできないことは住民で知恵を絞って解決していくというのにも必要じゃないかと思うんですね。そのためにも、私はこのボランティア団体の連携は本当に必要じゃないかと思っているんです。

最後に、学校なんかで避難所になっているわけなんですけれども、日の出小学校のような新しいところは大丈夫なんです、古い大藤小学校も、あと白鳥も、古い学校ってありますよね。こら辺の耐震はしっかりされているんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 学校の校舎、体育館の構造体の耐震補強については、平成22年10月までに完了しております。非構造物であります体育館などのつり天井の改修は、本年度から順次行っておりまして、平成28年度に完了予定であります。

なお、家具の転倒防止や照明器具の固定などの問題もございますが、それにつきましては、今後の対応としていく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） これはとても住民の方もちっと心配されていた方もいたので、ちょっとお聞きしたんです。

起こってはならない災害ですし、もし起こってしまったら、やっぱり全ては平常時の行い

にあると思いますので、災害に強いまちづくりは誰もが願うところですので、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わりますが、最後に、ことし3月で定年される職員の方々ですね、私も年はばらしたくないんですが、同じ年ですので一言。

ことし退職される職員の皆様方には、長い間、本当にお疲れさまでしたとお伝えしたいと思います。今まで段ボール箱を蹴っ飛ばしたいような思いをされたことがあるかとも思いますけれども、本当にこれからは第3の人生を謳歌していただきたいと思います。本当に長い間、ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は4時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議は一般質問を続けるため延長しますので、よろしくお願いをいたします。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。かなりお疲れのようですが、最後でございまして、もう一絞りで明快な答弁で、元気よくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

質問は、きのうは平野議員から、またけさの佐藤議員と、さまざまな議員の口から出ております地方創生について、弥富市の取り組みについてお伺いをしてまいります。

昨年12月27日、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向提示をする、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びこれを実現するため、今後、5カ年の目標、施策や基本的な方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が取りまとめられ、閣議決定をされました。

安倍政権にとって日本を元気にするための最重要テーマは、地方創生であります。現在、地方は自公政権による経済政策「アベノミクス」の恩恵が十分に届いておりません。その背景にあるのは、2008年から始まった人口減少問題であります。

現在、地方から若年層を中心に多くの人々が都市圏、また東京圏へと流出をしております。人口の流出は、地方経済の停滞ばかりでなく、さらに人口減を招いております。国は、今こそこの負のスパイラルを断ち切る最後のチャンスと捉えており、強力に対策を進めることにしております。

人口の減少を抑制し、成長への将来像を示す長期ビジョンでは、人口減少対策の基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した課題の解決の3点を上げ、地方創生で人口減少に歯どめをかければ、2060年に人口1億人程度を確保できると展望しております。

ただし、個人の自由な決定に基づく結婚や出産に数値目標を掲げることは適切ではありません。この点につきましては、若者の希望が実現をすれば、出生率は2013年の1.43から1.8程度まで向上するとの見通しを踏まえ、政策を総動員することを前面に打ち出しております。

総合戦略では、その基本目標として、1つ目に地方での安定した雇用の創出、2つ目に人の流れの転換、3つ目に若者の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、4つ目に時代に合った地域づくりの4つの柱を掲げております。

具体的には、2020年までに30万人分の若者雇用を創出するほか、地方移住に関する情報提供や相談支援を行う、（仮称）全国移住支援センターを2014年度中に開設をいたします。これは確認しましたが、まだちょっと開設はされておられません。妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援や、中核市を中心に市町村が連携をし、生活基盤や活力ある社会経済を維持する連携中枢都市圏の形成なども盛り込まれております。

さらに、従来の行政の縦割り、全国一律ばらまきなどの排除を明記し、計画・実施・評価・改善、いわゆるPDCAサイクルのもとで地域に応じた政策を定め、効果を検証しながら必要な改善を行う方針にしております。

地方創生は、今そこに住む人に光を当て、その人が力をつけて輝き、そこに仕事が生まれるという流れが重要であります。そのことから人が中心であることは言うまでもありません。

そして、いつの時代も日本を変えてきたのは地方であり、地方創生においても、地方がみずから考え、責任を持って戦略を推進する観点から、今後、地方公共団体において国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえて、2015年度中に地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定していくことになります。その際は、縦割りや重複を地方においても排除し、行政だけでなく、地域で実際に取り組みを進めている産業界、行政、大学、金融機関、労働団体や住民代表も含めた多様な主体が参画をして、みずからのこととして策定、検証していくことが重要であります。

こうした地方の取り組みに対して、国は地域経済分析システム、いわゆるビッグデータを開発、提供することにより、情報の支援、小規模市町村へ国家公務員を派遣する地方創生人材支援制度や、相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任などによる人的支援、地方創生の先行的な取り組みを支援するため、国も2014年度補正予算に地方がより自由に使える交付金1,700億円を盛り込むなど、財政や情報提供、人材派遣の面で自治体を支援する方針で

あります。

来年度に向けて、いよいよ地方にさいは投げられました。2月26日の3月定例会の初日、服部市長は施政方針の中で、本市においても地方人口ビジョン、地方総合戦略を策定し、将来にわたって活力あるまちづくりを実現するため、国とともに地方創生を推進していくとの強い決意を述べられました。

最初の質問ですが、国が示した長期ビジョン、総合戦略について、地方版総合戦略策定の方方向性について、そして既に議決をされている弥富市総合計画との整合性について、市長の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

私どもも、今第1次総合計画という形の中で後期計画に入ってきておるわけでございますが、これは第1章から第6章という形の中で、まちそのものに対していろんな局面から、例えば安心・安全の局面、あるいは教育の局面、あるいは産業という形の中での豊かさをどう求めていくか、あるいは環境衛生に対してどうしていくかということで、さまざまな局面の中で総合計画を進めているわけでございます。

そういった形の中においては、これはまちの中での、ある意味ではそれぞれその局地的な問題も含めて、それが一つの形となった総合計画でございますので、今回の地方創生における地域版の総合ビジョンと総合政策ということにつきましては、こういったような状況の中で、確かに共通する部分はあるわけです。これは、次のステップへどういう形の中で地域を元気にしていくかというような状況の中においては共通する部分があるわけでございますが、今回のこの地方版の総合戦略をつくる上においては、産官学労金という形の中での、いわゆる外部のさまざまな知識であるとか、あるいは技術であるとか、あるいは金融界の財政的な支援であるとかということがあるわけでございます。

今、私どものほうにおいても、都銀、あるいは地銀ということに対しては大変積極的な働きかけが実はあるわけでございます。つい先日の新聞等によりますと、地銀という形の中では、地方にそれぞれの支店があるから、そこに対して地方創生デスクを置くという形の中であるわけです。

また、私どもの非常に深い銀行等においても、我が銀行はこういう形で地方創生をやっていきますよという形の中で、相当分厚いページの、財政的な支援を含めて地方創生の入り口から一緒になってやりませんかというようなこともあるわけでございます。

そうした形の中で、産官学労金という形の中で、さまざまな分野における情報というか、そういったことも踏まえて作成していかなきゃならないとおいては、相当総合計画とは違ってくると思っております。

そうした形の中で、ことし前半には国のほうからこれに対する交付金もいただいておりますので、この交付金のことをベースにしながらしっかりと考えていきたいと思っております。

整合する部分と、また整合しないというか、もっと広い意味で、もう一度しっかりと、それぞれの分野において人口の減少に対してどう歯どめをかけていくかというようなことが非常に重要になってまいりますので、その辺を中心に考えていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長のほうから整合性まで含めて、各分野でいろんな状況がもちろん考えられるわけですし、きのうからの審議の中でも地方創生というのは産業側面から、環境、いろんな側面があるんですけれども、私の質問はあくまでも人から始めようと。

弥富市の総合計画というのは、やっぱりまちづくりということが底辺にあります。住んでいる方が、本当にここに住んでよかったと誰もが言っていたら、そういうまちづくりがされていくんだと私は思っております。

質問を続けさせていただきます。

国は、総合戦略の中で切れ目のない支援を行っていくとしております。緊急的な取り組みとして、先ほど市長のお話からも出しましたが、2014年度の補正予算の中に盛り込まれた地方創生交付金、地域消費喚起生活支援型地方創生交付金がありますが、弥富市ではこの交付金を活用し、プレミアムつき商品券の発行を計画しておりますが、具体的な内容、その目的について伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

プレミアムつき商品券の発行につきましては、弥富市商工会が行う事業でございます。市は事業を支援いたします。その中で補助金も含まれ、この財源として交付金が充てられます。

1,000円券の12枚つづりを1万円、プレミアム率として20%で、これを1セットとして発行し、全部で1万3,000セットを販売する予定でございます。

商品券は、7月1日に弥富市総合社会教育センターと十四山スポーツセンターの2カ所で各6,500セットずつ発売し、翌日以降は商工会窓口にて販売の予定でございます。

商品券の有効期限でございますが、ことしの12月31日まで販売予定ですが、なくなり次第、終了いたします。商品券1セットのうちの4枚程度につきましては、一般事業者専用とさせていただき、残り8枚が大型店舗を含めた共通のものとさせていただく予定でございます。

購入条件といたしましては、1人で10万円まで購入可能で、どなたでも購入可能とする予定でございます。

商品券の使える店舗等の参加資格等の詳細につきましては、まだ検討中の部分もございますので、その他のことも含めまして商工会によく確認をさせていただきまして、決まり次第、

また御案内をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○１０番（堀岡敏喜君） 今、開発部長のほうから御説明いただきました十四山支所、福祉センターでしたっけ、２カ所で。

○開発部長（石川敏彦君） スポーツセンターです。

○１０番（堀岡敏喜君） スポーツセンター、ごめんなさい。スポーツセンターと総合福祉センター。

○開発部長（石川敏彦君） 社会教育センターです。

○１０番（堀岡敏喜君） ごめんなさい、社会教育センターですね。２カ所で6,500セットずつ、７月１日から発売をされると。この期限は12月の末でよかったですね。

これは、あくまでも目的は、当初のときは消費喚起ということをおっしゃっていましたが、弥富市内の商工会に加入しているところ、していないところもあると思うんですけども、全部で使えないと意味がないと思いますし、あと、前、各地方でも買い占めというのがありまして、20%となりますと、銀行に預けておるよりかはるかに利率がいいものですから。ただ、その使える期限がきっかり決まっておるものですから、どうせやるなら、やはり消費喚起ということでしたら、併用して使う場合は何か特典があるとか、そういうたくさん使っていただくと、半年間に。本当に盛り上げていかないと、ここで使ってくださいみたいなことを商工会で、白黒でもいいからぱっと、白黒だったらぱっとせんかな、ポスター掲示をするなり、またいろんなところで啓発をしていただきながら消費喚起を促していただいて、この施策を打つところの目的とした消費喚起がしっかりされるように、これが一つのまたきっかけとなって、この弥富市内の商工会が盛り上がるのがまず第一です。よろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

また、国は財政支援の一環として、地方で就職する大学生に向けて奨学金の返済を減免する制度を2015年度から始めるとしております。これは学生の奨学金返済を肩がわりするため、自治体と地元産業界が共同で基金を創設し、自治体負担額の一部は、国が地方交付税で手当てをいたします。若者の地方離れに歯どめをかけ、地方の活性化につなげるのが狙いであります。

奨学金返済を減免する対象には大学院生や短大生らも含め、地方出身の学生のほか、地方での就職を希望する都市部の学生も利用ができます。希望する学生は、日本学生支援機構を通じて自治体に申請をし、卒業後に支援を受けた自治体で就職をすれば、基金を通じて奨学金の返済が減免をされます。

大学のない弥富市、また近隣市町村では積極的に取り組むべき施策です。何よりも地元を

離れなければならない学生たちにとっては朗報とも言えます。市の認識と対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、堀岡議員の奨学金の返済を減免する制度についてお答えさせていただきます。

総務省と文科省が連携して行う奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進事業のことだと思いますが、ただいま国等で審議中の案件のため詳細がわかっておりませんが、御質問の奨学金の返済を減免する制度については、地元産業界と都道府県が連携して、例えば愛知県人口減少対策、就職支援基金等を積み立て、要件を満たす者に対して奨学金の全部、または一部を負担し、もしくは奨学金の貸与の無利子の優先枠を設定するなどして支援する制度でございします。

今後、愛知県の動向を見きわめまして本市の方向性を決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 審議中ではありますけれども、多分決定される方向じゃないかなあと思います。

このニュースが全国的にももう流れておりまして、各大学でも似たような施策をやっているところがあることはあるんですけども、本当にこの愛知県、弥富市もどっちかというとな古屋圏に入って都市部になるのかもしれないけれども、弥富に大学がないですよね。学校も少ないです。だから、ある程度中学を出たら、ほとんどどこかへ行っちゃう。そのままどこかに居ついちゃうと弥富に帰ってこない、そういうことになりますと、本当に人材の流出にもなっていくと思います。先ほどの人口減少といいますけれども、本当にこれから全国的に人口減少するのであれば、若者の人材の確保というのは各地域がすごく考えてくると思います。そういう意味でも、愛知県というのが一つの窓口になるのか、市が窓口になるのか、これは今後の動向を見きわめていかなければならないんですけども、減免してあげるからこっちに帰ってこいというだけじゃあ、当然それは何の魅力もないことであって、いかにそれまで弥富市、また中心、この近郊で、弥富市の自宅から通えるような範囲での産業にしっかり就職が決まるような応援をまずしていかなきゃならないですし、手を打っていかなきゃならないんじゃないか。

先ほどの市長の答弁にもあった地銀のそういう企業との産官学労金の中での取り組みとして、ぜひともやっていただきたい。

私のネットSNS友達で明治大学、市長の後輩になりますね、向こうに居座るかもしれないみたいことを書いていました、こっちへ帰っても就職するところがないから。そういうことがないように、今後、これから取り組んでいかなきゃならないことが山ほどあると思いま

す。

地方創生といいましても、そんなきょうやってあしたできるとか、ことしやって来年見えておるとか、そういうスパンの話ではないと思いますので、これから10年、また20年、30年と長いスパンで考えていかなきゃならない課題だと思いますので、しっかりこのことも市としては注視をしていただいて、すぐさまやったならば、しっかり学生さんたちに、すぐそういう情報が伝わるような体制をとっておいていただきたいなと思います。

続いて、質問に移らせていただきます。

地方創生における国の支援には、地域が産業、人口、社会インフラなどに関しまして必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し、対処できるよう、地域経済分析システムの整備をすることや、既存情報の提供などを行う情報支援、地方版総合戦略の策定実施における財政的支援、そして市町村に国家公務員などを補佐的に派遣をする地方創生人材支援制度や、当該地域に愛着、関心を持つ、いらっしゃるのかどうかかわからないですけども、意欲のある府省庁の相談窓口として選任ができる地方創生コンシェルジュ制度など人的支援があります。

特に人的支援においては要望に応じてとなっており、コストもかからないことから積極的に活用すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 地方創生コンシェルジュ制度につきましては、これから策定してまいります地方版総合戦略の中で相談が必要となってきた場合に利用してまいります。

当初、この地方創生コンシェルジュ制度は、選任希望の受け付けが必要でありましたが、今回から、国の通知によりまして、この制度の利用がいつでもできるようになりました。

国からは、具体的に愛知県担当のコンシェルジュの方の名簿も連絡をいただいたところがございます。先ほど堀岡議員がおっしゃいました、愛着があるかということは少しは書いてございました、名簿の部分に。

その中から、各府庁、全ての省庁の方がなっておりますので、その都度、必要となった場合は積極的に利用していきたいと思います。

この人的支援制度により総合戦略が円滑に進められることにより、政府の掲げております国と地方が総力を上げて地方創生を推進していくことにもつながっていくと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それはいい朗報だと思いますので、ぜひ弥富に愛着のある府省庁の人間をつかまえて、もう放さないぐらいの勢いで、こき使っていただいて、もうぼろぼろにしてね。最悪、本当にこっちに来ますというぐらいのものでお願いしたいなと、そのように

思います。

ちょっと時間がないですので、続いてどんどん行きます。

人口減少など地方が抱える課題は長期的なものであり、数年間の公共事業や補助金投入など事業刺激策だけでは解決はできません。人口減少という長期的な課題にどう対応していくのかという弥富市の視点が欠ければ、国民の負担が残るだけになりかねません。少子化対策は、都市だけの問題ではなく、全国的に考えていくものだと考えます。

さらに、本格的な地方創生には市中心部へのコンパクト化やグローバル化に対応した産業整備など、10年単位で進めなければならない政策が必要となります。その政策は、地方みずから考えて実行すべきものであり、計画から実行まで長い時間が必要となります。短期的な結果を追い求める政策ではありません。こうした長期的、かつ地方みずから自立をして実施ができる政策こそが地方創生のために求められています。

人口減少社会を迎え、世界、全国同一の価値ではなく、地域が有する固有の価値を求めて人口が移動する時代になっております。住みたい地域に住みたい人が移動をする時代になりつつあると言えます。そのような時代においては、それぞれの地域のよさを磨く必要があります。人口がふえることが地域の幸せという時代は終わりました。これからは、住んでいる人が幸せに暮らす、その幸せに共感をし、後世に受け継ごうとする人が地域を守り、支えていく時代になっていくのではないのでしょうか。

地方創生の取り組みにおいては、地方経済の再生や雇用の確保、少子化対策の環境整備が主軸ではありますが、地方においては視点は、あくまでもそこに住む人であります。人が希望を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりはどうあるべきかを最優先に考えていかなければなりません。

ここからは服部市長の施政方針の中で示された3つの指針と第1次弥富市総合計画、基本計画にも沿って、提案を交えながら質問をさせていただきます。

まず、もっと豊かで活力あるまちづくり、安住と交流、活力を生むまちづくりに関連して伺ってまいります。

地域再生法改正案では、これまで各省庁がばらばらで進めてきた地域活性化施策を一括し、ワンパッケージで支援をする仕組みづくりを目指すとしており、各地域の実情や意見を最大限尊重するとしております。

その中で国交省は、2050年を見据え、国土づくりを示した「国土のグランドデザイン2050」を発表しました。取り組みのポイントとして、コンパクトプラスネットワークを掲げております。

このうち、コンパクトに当たるのが拠点地域の診療所、商店、郵便局といった生活サービスを集約し、コミュニティバスなどの公共交通で周辺集落と結ぶ小さな拠点づくりでありま

す。集落の人々を中心地に移住をさせる集落切り捨てではなく、生活サービスをワンストップ化させることで行政の効率化と、自動車を持たない住民でも困らない環境の構築を両立するとしております。

あわせて、住民が共同出資をしてスーパー跡地で生活用品を販売する集落コンビニや、道の駅に農家レストランを開店することで買い物先の確保や、地域の雇用の創出につなげる取り組みも支援をするとしております。

弥富市でも認定農業者の6次産業化を支援する取り組みを行っておりますが、それに通ずることでもあると思います。

また、人口減少が急激に進む中で、各地に小さな拠点をつくるだけではスーパーや救命救急センターなどの高度都市機能を維持することはできません。

そこで、ネットワークに当たる内容として、隣接し合う地方都市が高速道路などを活用して一定規模の都市圏を維持する高次地方都市連合の構築を掲げております。弥富市と近隣市町村とは産業と都市機能も異なることから、こういった連携も必要な施策と考えます。市の認識と対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 「国土のグランドデザイン2050」の都市が連携する高次地方都市連合などは、地方版の総合戦略を策定するに当たりまして、地域生活圏連携として重要な施策の一つとして認識しております。

本市におきましても、広域の連携としては従来からの海部地域としての共同連携として各一部事務組合などがございます。

そのほか、今後、名古屋市を中心といたしまして、私ども大都市圏に入っておるということで、名古屋市近隣市町村長懇談会というのが昭和61年から既にごございました。その中において、名古屋市さんが平成23年度にまた新たな大都市制度・広域連携のあり方という検討された中におきまして、互いに自主・自立し、住民に最も身近な行政サービスを担う基礎自治体による水平連携や、大都市としての基礎自治体による水平連携の核として圏域の市町村をリードしてくれるという役割を担うという考えのもとに、先ほどの近隣市町村長懇談会のメンバーの中の今度は事務担当者レベルで広域連携に関する研究会を立ち上げております。

その中で具体的に実現したものもございますが、今後も海部地域の連携並びに大都市の連携として、名古屋市を中心とした近隣の連携も取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ないところを補い合うとか、住む人が一番よく御存じだと思いますけど、飛島村といえば工業都市みたいな、村ですけど工業都市、蟹江町といえば本当に商工

の町、バランスよくあるのが弥富市なんですけれども、弥富市はどっちかといったらベッドタウン化、農業振興地ではありますけれども、住民が多いということです。

いろんなこの地域で連携をすれば、地域でほかにはあるけどうちにはないみたいなことを言わずに済むんだと思います。ただ、弥富市民の皆さんからは、本当に弥富市って集まるところがないよねということはお聞きしております。これは絶対、そこはそことして、地方創生とは関係なく、暮らしやすいまちづくりという部分では改善していかなきゃならないところなんだなあという部分もあります。

加えて、また質問させていただくんですけど、一昨年、建設経済委員会の折だったと思うんですが、道の駅の設置について構想はあるとの答弁をいただいております。やるとは言っていないんですけど、構想はあるという話があったと思います。その後、進展はあったんでしょうか。もし、あったらお聞きかせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 道の駅について答弁させていただきます。

昨年の9月議会で平野議員よりの一般質問でも答弁させていただきましたが、道の駅につきましては、国土交通省の登録を受けるために、基本的に国道もしくは県道の沿線に設置することになっております。また、道の駅の登録要件としましては、24時間利用可能な駐車場、トイレ、情報提供施設、地域振興施設を備えていなければなりません。

市内には、スーパーが何店舗かございます。鍋平地内には、農産物の直売所として農協さんがやっております菜々工房もございます。新たに道の駅等を設置し、農産物等の販売をしていくこととなると、競合することは避けられません。道の駅を設置するからには、設置後の管理・運営や採算も考慮が必要となります。

現在のところ、構想はございますが、進捗には至っておりません。どこに設置するのか、どこが管理・運営していくのか、また既存の施設が活用できないかなどを熟慮し、平成28年度をめどに基本的な計画を策定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 確かに近隣の市町村の道の駅といいますと、便利なところにあって、24時間入れて非常に助かるんですけれども。

先ほどコンパクトシティーの部分で言った、例えば店舗空き地を改良するとか、その国土交通省の、国道の沿線でないと道の駅はだめなんだというなら、道の駅というのを別に道の駅にせんでも構へんわけですし、いろんな形でその集落でできる、持ち寄って何か販売できるような、先ほど言った6次産業化を目指しているというのであれば、認定農業者の方にまたいろんな形で協力をして、そこで加工から販売までつなげていける。その一つの販売する場所というのが、本来、道の駅というのがあれば一番いいんですけど、それができないと

なれば、できる形をとることもまた必要だと思いますし、それがまた規制がかかっているのであれば、またその規制を解いてくれと。地方創生のためにそれが必要だと、知恵をもらうことも大事だと思いますので、そういう形で進めていただきたいと思います。

続けて行きます。

次に、もっと人に優しく、健やかなまちづくりについて伺ってまいります。

市民の健康維持と増進、地域間・世代間交流と青少年のコミュニケーション能力の育成などを目的にした総合スポーツ公園構想や、高齢者福祉の充実のための地域包括ケアシステムの構築、障がい者支援の拡充、出産・子育て支援など、多くの福祉関連の取り組みに力を入れていくとしております。

さまざまな取り組み、施策がより有効に的確に働くには、市民への周知・啓発、高い意識を持って協働につなげていくことが大切であります。あらゆる媒体を使って情報提供、情報発信をお願いいたします。

加えて、市に検討し、早期に設置を提案いたしますのは、総合相談窓口の設置であります。市民が日常の生活から困難に陥ったとき、ワンストップで相談ができる窓口が必要です。これは、昨年6月議会で鬱・自殺対策で質疑を行った際にも提案をしております。社協や住民と協働、情報交流、人的ネットワーク形成など、人と人とが支え、支え合う地域社会を創立するために必要な事業と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございます。市民の皆さんのさまざまな問題、悩み、相談につきましては、委託しております困りごと相談とか、福祉センターのほうで行っております、ささえあいセンターなどを除きまして、関係課が窓口となり、横の連絡をもって対応しております。

この場合、単に何番窓口へ行ってくださいというような御案内ではなく、必要であれば複数の課の担当者が一緒に相談に乗るといったような形のこともっておりますので、現段階ではそんな形で行っております。

行政と地域のさまざまな機関の関係者とその機能の連携、情報の共有を図り、子供から高齢者、男女問わず総合的相談支援をワンストップで行うようなコーディネーター、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等を配置した総合相談機関は、理想ではございます。しかし、絶えず法が改正されます。また、制度も改正されてまいります。そういった仕組みが変わっていくことに対して対応していかなきゃならない、非常に深い専門的な知識を広く持たなきゃいけないという問題点もございます。広範囲の事項に対応するためには、現段階では極めて難しい問題かなあということも考えております。

現在では相談する場所自体がないということもございます。そういった場所の確保等も含

めまして、新庁舎になった段階で、実質にはどんな方向があるのかといったことを検討していきたいと思っております。

先ほどから申し上げましたように、現段階では各課共同で対応させていただいているということを御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 総合相談窓口として公表できないとしても、市ではそれぞれ対応しているのは知っています。ただ、本当に困った方が誰かに勧められて電話したときに、1つの課で、窓口で解決すればいいんだけど、そうでない場合もあります。だから、その方がやっぱり知りたいのは、解決するためにどういうことから手をつけていったらいいかわけがわからんという状況で来ていますので、それが本当に順番を追って。例えば、1つのところで、あそこへ行って、あそこへ行って、あそこへ行ってと言われたとしても、そんなに行かなあきませんか、なら、言うている間に心が折れちゃうみたいなこともありますので、そのワンストップというのは、やはりその一つの相談なり、その困りごとを受けたときに、その方が大丈夫です、安心してくださいと。しっかりその相談解決に向けてやっていきますと。もちろん、その人自身が改善せないかん部分もあるとは思いますが、それはそれで、その相談員としてしっかり対応していただくことが大事だと思いますけれども。必要であるということは市側も認識をされていると思いますので、しっかりそれができる体制に持っていく必要があると思いますので、今後、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。

次に、もっと災害に強いまちづくり、快適で安心・安全なまちづくりについて伺ってまいります。

市長の施政方針の中で、先ほど鈴木みどり議員も取り上げておられましたけれども、災害に備えて、自助・共助・公助、それぞれが災害対応能力を高め、連携をすることが被害を最小限に食い止めることが可能であり、まさに災害に強いまちづくりができていくものと確信をすると述べられております。まさにそのとおりだと思います。そのためには、弥富市に起こり得る災害を知り、どういう被害が想定をされるか、真正面から受け止め、市民全体で共有をしておかなければなりません。

被災地域における復興計画は、10年を目標に進められておりますが、基盤整備については、大震災を教訓に、当然ながら便利さよりも安心・安全が基軸になっております。また、自治コミュニティにおきましては、共助は危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いの重要性を再確認し、構築をされております。

このことから、事前防災への取り組みは、災害に備えるだけでなく、まちづくりの根幹そのものであると思います。逆に言えば、防災への取り組みは、発災時、結果、減災につな

がるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながると言えるのだと思います。高齢者、病床の方、障がいをお持ちの方など、災害時支援を要する方の把握をすること、その他、地域行事、市の行事と防災活動をマッチングすれば、形骸化をさせることなく、より深い意義を持たせることができます。

災害被害が予測される、この弥富市だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち、共助のまち、弥富市の魅力にしていかなければなりません。このことは防災を議題に取り上げるたびに、防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるかという観点で再三再四申し上げております。

今回の津波・高潮被害シミュレーションの被害想定からも公助による防災インフラの整備は、国や県とも協力をして最善を尽くすことは当然として、急がれるのは地域における共助の構築、充実であります。現在の自主防災組織の設立状況と現状の認識について、まずお問い合わせをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議員御指摘のとおり、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助、それぞれが対応能力を高め、連携することが大切であると考えております。

東日本大震災などを契機に、防災面を初めとして地域のコミュニティの重要性が改めて高まっており、我が町は我が手で守るという共助が地域社会における防災力を強くすることにつながると考えております。その一つとして、地域における自主防災組織の取り組みが大切であると考えております。

御質問の自主防災組織の設立状況と現状の認識についてでございますが、本年度3団体、馬ヶ地地区、三稲地区、三好地区ということで3団体が結成され、計56団体となっております。率にして約78%ということでございます。

今後におきましても、自主防災組織への情報提供などを行い、防災意識の啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 当初の段階で課長ともお話をしていましたけれども、別に防災意識がないからできていない地域はできていないと、そういうものではない。ただ、防災組織という組織という文字に、皆さん、やっぱりすごく敏感でして、先ほど鈴木みどり議員も防災ボランティアのを言うていましたけど、結局、組織をつくるということは、目的が薄れてしまうと、ただ形骸化するだけで、その組織を維持することに皆さん行っちゃってしまっていて、本来の目的がなかなかできなくなってしまうと、ここが問題だと私は思います。

ですので、次に提案に移りたいと思うんですが、さらに設立促進のため、また市民の意識の向上と地域コミュニティの強化のために提案をしたいのは、出前講座の充実と防災ライブ

ラリーの設置であります。（仮称）弥富市防災ライブラリーは、ビデオや書籍の災害記録資料を初め、図上避難所訓練（HUG）や、図上災害訓練（DIG）のマニュアル、また最近開発をされました災害時要援護者を対象とし、策定をされました図上災害訓練福祉版（LODE）など、常に最新の情報と最新の防災ツールを持って、必要に応じて貸し出しをする事業であります。

市職員だけでなく、また弥富市に在住する防災リーダーの方に協力を得ながら、また市の出前講座などを通じて周知、啓発を行えば、体制整備を進める上で役に立つのではないのでしょうか。市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 防災意識の向上、防災体制の整備や地域コミュニティの強化につながる書籍、資料などの整備、活用としての周知啓発の御提案をいただきました。

市民一人一人が災害に関する知識を身につけることにより災害の未然防止や、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめることや、自主防災組織を通して地域を守る自衛意識の向上は、防災の基本であり、防災知識の普及啓発に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

防災ライブラリーではありませんが、防災に関するDVDは、防災安全課や愛知県防災局に保有しており、地域の防災活動に活用していただいているところであります。

なお、防災関連の資料などの充実は、すぐには実現できませんので、まずは図書館の防災関係書籍や災害関連書籍を活用していただき、防災ライブラリーの設置につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、総務部長がおっしゃったんですけど、物としてできないかもしれませんが、例えばホームページはそれに近いものができているじゃないですか。今、3月2日から弥富市のホームページがリニューアルをされている。防災という部分をひっくりめるといろんな情報が、前は探さな出てこうへんかったやつが、今は一発で出てきますよね。ですから、そういうところから利用を始めて、実際に自治体の中で危険箇所避難所の運営の仕方であるとか、実質、きのうもいろいろ質問があったと思いますけど、この地においての避難とは災害においてどう変わるのかというところを地域の方がまず気づかないことには自助にならないですよ。自助がしっかりわからんのに共助につながるはずがないんですよ。ここを啓発につなげていくためには、市の一つの提供、きっかけづくりが必要だということ、前々からずっと防災の話をすると、民生部長が防災安全課長のときからいろいろやりとりがあったんですけども、ぜひそういうところから、多分防災安全課の方か、そのお役の方が各地域の自治会に赴いたときに、防災会の設立に関してはいろいろ御意見を

お聞きになっていると思うんです、何があったらできるのか。もちろん、さっきの組織の話もあると思います。もうこれ以上役をやるのは嫌やとか、そういうのも実質あるとは思いますが、それだけでも、それはそうじゃなくて、必要なところは、やっぱり説いていかなきゃならないですし、本当にこの地域で避難所に行くまでの避難経路だけでも、本当に危険か危険でないかということを見きわめるだけでも、こんなに危ないのかと。こんなブロック塀のところは歩かれへんなあとか、ここは10センチの水がつかったら、多分側溝に落ちるなどか、それなら何が必要かということが、やっぱりその地域、地域で出てくるんですよ。それを、まず地域地域でやっていただくきっかけが必要だと。そこになると、勝手にできますよ、防災会というものは。

本当は突っ込んでもっと話がしたいんですけど、時間がないので次に進みます。ぜひとも防災ライブラリー、今、ホームページのほうではある程度完成がされつつありますので、ちょっと秘書企画課長、防災は来年から危機管理課ですかね、防災安全課とちょっと相談をさせていただいて、一まとめにできて、そのライブラリーというのを、別につけなくても結構です。その防災の部分で参考にしてくださいみたいなページをぜひつくっていただきたい、そのように思います。

済みません、最後、締めにかかるんですけど、その締めの前に、最後、市長にお聞きしたいんですけど、その前に、けさ1番で佐藤議員も取り上げられておられた海士町ともう一つの事例をちょっと並べて紹介したいんです。その上で、市長に最後に答弁を求めて終わりたいと思いますので、これがメインです。

地方創生は、先ほども申し上げましたが、そこに住む人に視点を置いて考えていかなければ意味がありません。一般的に親が子供を育てていく上で、しっかり勉強して、よい学校で学び、よい企業に就職をなさいななんてよく言いますが、それがそろっているのが都会であります。なぜ生まれたこの地に帰ってきてねと言えないのか、そういう我が町にするには何が必要か、これを考えていかなければなりません。

1月に島根県隠岐郡海士町の山内町長の「離島からの挑戦～最後方から最先端へ～」と題した講演を聴講する機会がございました。ないものを求めても仕方がない、あるもの、できることを熱意と情熱、不断の努力で、官民協働、島民全体で発想の転換によりなし遂げられました。町長はまだ途中だとおっしゃっておられましたが、感動的な体験をお話してくださいました。

山内町長は、地方創生といっても国の制度に従ったり、当てにするものではありません。地元に必要なか、何が武器か、何を目指すのか、あるもので戦うんです。その町々にはきつとある、見つけ出して、それで戦うんですと熱く語られました。

島の第1弾ブランド「サザエカレー」を初め、特産の岩ガキなど、トップセールスで東京

に持ち込み、その後、全国展開し、成功しておられます。この活気を全国にアピール、それを知ったIターン者、Uターン者で新たな取り組みが展開をされています。

今では、総人口こそ微増ではありますが、活力人口がふえ、構成バランスが大きくよくなったと言います。

次に、もう一つ事例を紹介します。次は鹿児島県の鹿屋市串良町上小原にある柳谷、（通称）やねだんです。人口は約300人と、小さな集落です。地域活性化の事例としてあらゆるところで取り上げられておりますので、御存じの方も多いかと思います。

自治体の補助金に頼らない地域再生は、石破地方創生大臣も賛辞を送ってやまないやねだんの取り組みは、一人の自治会長の決意から始まりました。

18年前の当時、小さな集落なのに交流も少なく、高齢化率も40%近くと、住民とともに年をとっていく過疎の村でありました。決意を持って自治会長につかれた豊重さんは、当時を振り返って、集落の結いといいますか、結びがなくなってしまった。活動らしい活動は盆踊りぐらいで、何かやるにしても行政からのトップダウンで、言われるがままやっているだけだったそうです。

豊重さんは、当初、補助金に頼らない地域おこしを住民総参加で実践をするというポリシーを持って取り組まれたそうです。最初は地域の住民から提供された30アールの畑で地元高校生の協力を得てサツマイモの栽培を始め、初年度に35万円の収益を上げたそうです。このカライモ生産活動は、年々拡大をし、5年後には1ヘクタールの栽培に到達をし、約80万円の収益金を上げました。その後もさまざまなアイデアを連発し、地域再生に向けて活動を進められております。

学校で勉強についていけない子供たちを集め、退職された教員を招いた寺子屋活動、ひとり暮らしの高齢者の孤独な夜の不安を解消するため、緊急警報装置を設置し、希望する独居高齢者の方にスイッチを配付するなど、これは全てカライモ生産活動で得た収益で賄われたそうです。

そのほかにも、集落中に広がっている家畜のふん尿の悪臭対策をヒントに土着菌の製造販売、その土着菌を肥料に栽培をした作物によるプライベートブランド焼酎「やねだん」の製造販売、手打ちそばを提供する食堂の開業など、自主財源は揺るぎないものになって、村づくりはますます盛んになっていったそうであります。

住民総出がポリシーで活動してきましたが、当初はその豊重さんの取り組みを快く思っていない人もおられたそうです。弥富でもよくある、関心のない、また快く思っていない人がその土地の有力者なら、気を使って私も参加しないという人が少なくなかったそうであります。

そういった方の心を動かしたのは何か。やねだんでは、他の地方に進学や就職で出ていっ

ている方々から両親に宛てた手紙を地元高校生が代読をするというイベントがあるそうです。これを地元の有線放送を用いて、父の日、母の日に行うのだそうです。「お父ちゃん、お母ちゃん、ありがとう」「お母ちゃん、産んでくれてありがとう、見守ってくれてありがとう」「地域の皆さん、ひとりぼっちのお母ちゃんをよろしくお願いします」などのメッセージが地域全体に流れるそうです。これを聞いて無関心でいる人などいません。有力者の方に対しても、御子息の居どころを探して、その人宛ての手紙を書いてもらったそうです。「お父さん、いつもありがとう。やねだんを頼むよ」とのメッセージ、有力者の方は涙を流しながら豊重さんに感謝をされたそうです。

まだまだあります。空き家を総出で掃除、改築をして、迎賓館と名づけ、新進の芸術家を招致したり、アイデアは尽きません。

その取り組みは、ついに500万円超の財源を生み出し、住民全てに1万円のボーナスが出たそうです。これは、市から一切お金が出ていないです。

で、その2年後も豊重さんはボーナスを考えましたが、高齢者や子供たちのために使ったほうがよいと、住民の総意でボーナスを見送り、高齢者用のシルバーカー（手押し車）を購入したそうです。

今や、やねだんは、地域再生の一つの事例としてさまざまところで語られております。よくこの話は聞いた方もいらっしゃるかもしれません。

海士町は、自治体の長がリーダーシップをとられた事例であります。やねだんは、自治体ではなくて、逆に自治体から補助金をもらわない、地域再生の活性化をなし遂げた事例であります。この意味するところは何でしょうか。この事例の共通点は、人が主役である。人がその気になればできるということでもあります。ということは、この弥富市がやる地方創生といいますのは、公助でやる、公共でやるということのはたくさんあると思います。もちろん、産業の誘致であるとか、インフラの整備であるとか、それがその地方創生につながることも当然ありますので頑張っていただかなければならないんですけれども、あくまでもプロデューサー、ディレクターの域だと思うんです。主役はあくまでも市民だということを絶対忘れない。それで、市民の方の活力を信じてリーダーを輩出していく、見つけ出していく、育成をしていく、ここが今回、私、講師をしながらいろいろ地方創生を調べるに当たって、まだまだ地方創生が続いていきますので前段としてお話をしたいと思います。

最後に、服部市長に、弥富市における、再度地方創生に向けて、市民へのメッセージでもいいと思うんです。ぜひよろしくお願いをします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

地方創生につきましては、今3月議会、いろいろな方から御質問、あるいはいろんな考え

方をお聞きするわけですが、本当に石破大臣が言われるように、これが国民的な運動になるということが日本の再生であり、またそれぞれの地域の再生ということだろうと思っています。

そういった形の中で、それぞれの国民、あるいは市民の皆さん、住民の皆さんが地方創生に対して、それぞれ個人のアイデアとか、そういったところから私は出発してもいいかなあと思っておるところでございます。

私たちも毎回言いますが、この2015年度、人口ビジョンということを中心にして地方版の総合戦略を作成していくということは何回もお話をさせていただきました。そして人口問題研究所によると、我がまちの人口、今現在4万4,500人が、2030年、いわゆる15年先には4万1,000人という形で、マイナス3,500人ということを予測されておるわけですが、これは絶対覆すぞというような強い気持ちで、市民の皆さん、そして議会の皆さんとともに地域づくりをしていかなきゃならないと思っております。その一つの大きな問題としては、我がまちに誇れるものを幾つできるか、そういうことだろということに尽きます。

先ほど海士町の事例、それからやねだんの事例、そのほか石破大臣の本を読みますと、いっぱい書いてあります。そういうような状況の中で、いかにたくさんの誇れるものをつくっていくか、そして人がまちをつくり、そして人がまた仕事をつくっていくと、そういう好循環を生み出していくことだろうと思っておるわけでございます。

しかし、今回のさまざまな人口減少問題、東京一極集中という形の人口問題があるわけですが、私たちは過日、マスコミのほうから、この地方創生についてどう思うかというアンケートをいただきました。そして、そのアンケートの結果を見させていただきました。今度の地方創生の一番のキーポイントは、権限の移譲と規制緩和、そして地域に対して、財政力に対して国のほうから支援をする、これがしっかりと出されないと、なかなか地域の活性化というものはできるものではないと思っております。

私はことしの7月に東京で、この地方創生を含めてさまざまな地域づくりということの中でお話をさせていただく機会を設けております。そういう状況の中でしっかりと勉強して、この人口問題ということに対してしっかりと覆していく。そして、まちの発展のために皆さんとともに頑張っていきたいという思いでいっぱいでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長から予想を覆す、力強い宣言をされましたので、このテレビを見ている人は少ないかもしれませんが、本当に地域でつながっていかねばならないんですよね。主役はあくまでも市民の方々ですので、行政がやることに従うのではなくて、逆に地域ではこうだから、行政にこうしてくれよ、もっとこうしてくれよ、要望があることのほうが何か逆にいいのかな。

先ほどの防災の話でもそうですが、本当に地域の方がその危機というものを感じて、また高齢者、高齢者と言うんですけど、確かに少子・高齢化というのは大きな問題ではあるんですけども、今、いろんな社会問題を考えますと、子供が子供を殺すとか、親が子供を殺すとか、子供が親を殺すとか、かなりその地域、家庭という幅でいろんな事件があります。本来、若者、子供さんのほうが少ないわけですよ。大人のほうが多いわけですよ。見守る目のほうが多いのに、なぜ起こるのかというのは、やっぱり社会的に人間関係の希薄化というものが影響しているのかなと。

逆に、ですからそれだけ地域の高齢者の方が多いということは、それだけ知恵というもので、いろんな人生を歩んでこられた知恵の宝庫だと。また、逆にそういったことを逆手にとって利用していくというのもすごく大事じゃないかなあと。先ほど福寿会の話もありましたけど、ぜひ子ども会とか、いろんなところと連携をしてつなげていければ解決する問題もたくさんあるんじゃないか、これも地方創生の取り組みを地域でやっていかなきゃならない一つじゃないかなと。

そういう取っかかりになることができるのが、やっぱり行政であったり、我々であったり、円滑に進むように、皆さんがやろうとしていることを腰の折ることのないように、先ほど言った規制緩和もそうです。だから、条例であるからとか、規則があるからとかということでその話を折ってしまわないように、必ず弥富の中にも弥富地域を盛り上げたいという方がたくさんいらっしゃいますし、それを総力で酌み出していければ、本当に市長がさっきおっしゃった人口減少を大きく覆す結果にもつなげていけるだろう、私もそう確信をして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 5 時 49 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳



平成27年3月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

4 番 那 須 英 二                      5 番 三 宮 十五郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                    |         |                      |         |
|--------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                | 服 部 彰 文 | 副 市 長                | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長              | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長              | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長              | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長            | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>税 務 課 長    | 伊 藤 好 彦 |
| 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長     | 佐 野 隆   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 八 木 春 美 | 民生部次長兼<br>児 童 課 長    | 渡 辺 秀 樹 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長  | 竹 川 彰   | 開発部次長兼<br>下 水 道 課 長  | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 服 部 誠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 | 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 |
| 防災安全課長             | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長              | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   | 保険年金課長               | 平 野 宗 治 |

|        |       |                 |      |
|--------|-------|-----------------|------|
| 環境課長   | 鈴木浩二  | 健康推進課長          | 花井明弘 |
| 福祉課長   | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐野 隆 |
| 農政課長   | 安井耕史  | 商工観光課長          | 羽飼和彦 |
| 都市計画課長 | 大野勝貴  | 学校教育課長          | 立松則明 |
| 生涯学習課長 | 半田安利  | 図書館長            | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |     |      |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書 記 | 浅野克教 |
| 書 記    | 伊藤国幸 |     |      |

6. 議事日程

|              |                                          |
|--------------|------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2 議案第1号   | 平成27年度弥富市一般会計予算                          |
| 日程第3 議案第2号   | 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算                      |
| 日程第4 議案第3号   | 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算                    |
| 日程第5 議案第4号   | 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 日程第6 議案第5号   | 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算                      |
| 日程第7 議案第6号   | 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                  |
| 日程第8 議案第7号   | 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                   |
| 日程第9 議案第8号   | 弥富市行政手続条例の一部改正について                       |
| 日程第10 議案第9号  | 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について          |
| 日程第11 議案第10号 | 弥富市職員定数条例の一部改正について                       |
| 日程第12 議案第11号 | 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第12号 | 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について                  |
| 日程第14 議案第13号 | 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について    |
| 日程第15 議案第14号 | 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について    |
| 日程第16 議案第15号 | 弥富市手数料条例の一部改正について                        |
| 日程第17 議案第16号 | 弥富市立保育所条例の一部改正について                       |
| 日程第18 議案第17号 | 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について                |
| 日程第19 議案第18号 | 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について                 |

- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 市道の認定について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。なお大原功議員につきましては本日欠席という届けが出ておりますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第25 議案第24号 市道の認定について

日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員お願いします。

○15番（佐藤 博君） 議案質疑でありますので、一般会計予算につきましてはたくさん質問をしたいと思いますが、時間の制限がありますので、この場では新庁舎建設事業の公有財産取得費、土地の購入費、物件移転補償費、このものに絞ってきょうは質問をさせていただきます。残りのものについては、これから常任委員会等できちっと質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、この予算に関する点について質問をいたします。1年前の3月定例議会において繰越明許費として予算化されていましたが、1年間の期限内、27年3月までにこの予算執行ができなかったために、また3たび当初予算として計上されたのであります。この予算につきましては、平成25年6月議会において補正予算として提案された当初から不可解な、疑問がある、矛盾した予算でありました。議会審議では個人情報にかかわる問題との理由から補償内容、補償金額、交換条件内容等明らかにすることもなく、一方的に賛成多数で議決をされたのであります。そのために市民から住民監査請求、さらには予算執行停止請求訴訟が起こったのであります。原告住民の努力によって、この1年半の間に市当局の未熟さ、怠慢によって精査・検討すべき内容がなおざりになっていたこともだんだん明らかになってまいりましたので、きょうはそのものを中心として質問をさせていただきます。

まず最初に、服部市長が掲げておられる皆さんからいただいた貴重な税金は1円なりとも無駄遣いはしません、民間企業から学ぶローコスト運営の推進、常に情報を公開し、市民と

の対話を大切に、約束を守る市政の実現等々、全てこの問題については市民との公約に逆行しておると、こういう矛盾点を最初に指摘しておきます。特に議会の皆さん方も、個人情報の関係だといって、今まで明らかにされていなかった問題が多々あるわけでありますので、きょうはしっかりと内容の確認をしていただきたいということから、きのうから皆さん方にきちっとした資料を持って見ていただきたいと思ってやりましたが、きのうは配布しましたものの、きょうは議長が個人情報だと言って回収しちゃった、まさに不愉快きわまりない、まず議長のそういう責任も今後追及をしてまいります。

そこで、平成24年3月、私が隣接地の土地は買収できるのかとただした結果、地主から協力すると言われたというような答弁があったために、議会としては市長の要請によって特別委員会をつくったわけであります。それは隣接地の取得ができるものと確信をしておったからであります。当時、私は議会運営委員長でありましたので、その特別委員会の設置にも取りまとめをしたと記憶しております。特別委員会は、本来、用地の取得まで関与するものではありません。従って、基本設計図作成のための関連予算も議決をされ、弥富市にふさわしい機能的な新庁舎を建設すべく設計業者と庁舎の基本設計を中心に協議をし、新しく建設された先進地、岩倉市等を視察をしたりして、またいろいろな勉強をしたりして、この基本設計図が24年11月に完成をしたわけであります。市当局はこの基本設計図を市民に公表配布したのであります。

矛盾点の第2は、25年3月になって特別委員会が招集され、1人の地主との用地交渉が難航しているという報告を受けたのであります。1坪50万円、借地なら1カ月1坪1,500円との地主の要求について対応を協議したのでありますが、特別委員会は当然この要求は受け入れられなく拒否をしたのであります。25年度の当初予算には、本来からいえばこの予算は当然計上すべきであります。予算が計上されておりませんでした。議会答弁、情報公開資料によると、既に23年度内に土地の鑑定評価額も物件移転補償費、調査積算業務も全て済ませてあったわけであります。内容をよく精査し、特別委員会を設置するまでに用地取得交渉を進めて地主との覚書か確認をきちっとしておくことが一般常識であります。遅くとも基本設計図が完成し、24年11月に基本設計図を市民に公表する前までにその用地取得交渉が終了しておればこのような超高額な要求という事態に至っていないし、このような訴訟事件、監査請求というようなことが起こることではなかったと思います。

しかも、この前、市庁舎の立てかえに反対している人もおるといふ、こういうことを大原議員が言われたが、庁舎立てかえに反対は誰がしてるのでしょうか。私を初め、誰も反対している人はありませんと私は思っております。ただ言えることは、公正な予算執行、公正な事業推進、こういうことを求めているだけであります。そうしたら、要するに鑑定評価額も物件移転補償費も全て把握しておきながら、市当局は、今、私が申し上げましたように、25年

の3月までに何をしていたかと、これが大きな問題なんです。1年半もかけて用地交渉、用地取得の合意が得られなかったということは、いかなる理由があろうとも、どのような弁解をしようとも、市幹部、関係者の怠慢でありまして市長の責任、これは重大であります。はっきりと申し上げておきます。

しかも個人情報で今の公開ができんというんだったら、なぜこの間にしっかりと内容を精査し、あるいは場合によっては疑わしいと思ったならもちろん石田技術コンサルタンツにも問いただすべきでありますし、他の設計士等にもよく聞いて、この積算は正しいかどうか、そういうこともやっておくべきことでありました。また、そういうことができてなかったから、今回、今の鑑定評価とは随分かけ離れた、こういう超高額な要求がされたのであります。というのは、土地の場合には今の産業会館の土地と等面積で交換と、こんなようなこと、この24年11月までになぜそういうことがきちっとできていなかったのか、地主と土地取得条件が合意できていなかった理由、特に市長みずからが直接地主と話し合い、交渉していたかどうか、みんなが理解できるように、ここで説明していただきたいと思っております。これがまず今回なかなか前進をしない最大の原因であります。きちっと説明をしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。佐藤議員の議案質疑につきまして御答弁申し上げます。

まず、前段でございますけれども、少しお断りも含めてお願いをしていくわけでございますが、今回平成27年一般会計予算、新庁舎建設事業費の中で、物件移動補償費、その額は1億526万円、そして土地購入費が1億1,622万2,000円という形の中で一般会計へ私どもとしては新年度の予算として計上させていただきました。これは先ほど議員がおっしゃったように、平成26年度繰越明許費として計上しておりましたけれども、執行できなかったというような状況で、このような形にさせていただきました。

御存じのように、この物件移動補償費並びに土地購入費に関しましては、いわゆる差し止め請求の中で現在名古屋地方裁判所において双方が弁護人を立てて係争中でございます。次回4月の22日、第10回目の口頭弁論が開催される予定になっております。本日、さまざまな形で準備書面から佐藤議員は御質問されるということを伺っておりますけれども、しかしながら、きのう配付されました物件移動補償費の比較表ということは原告の言い分が正しいのか、あるいは被告の言い分が正しいのか、まさにそのことが名古屋地方裁判所において争われているのでございます。このような資料、いわば個人情報、あるいは裁判所で使用されるような資料が、この弥富市の本会議場にあるということ自体、私は不思議に思うわけでございます。そうした形の中において、個人対個人の争いの裁判ならばこれは全く個人情報の中でこういうようなことが情報として流れるということはないわけでございます。しかし、今

回私たちは公と個人というような状況での争いでございますので、一部の準備書面について、この本会議場で協議をするということについては、やはり情報の公開も含めて正しく市民の皆様にも情報を流していくという上においてもこれは理解できるところでございますが、その中において個人情報に次ぐものにおいては、これは現に謹んでいただきたいということでございます。名古屋地方裁判所にお聞きいたしましても、閲覧としては可能であるけれども、それを公布することはできないというふうに言われておるところでございます。そのようなことを、私は議長にこういうような資料については現に慎重に取り扱っていただきたいということをお願いをし、けさ回収をしていただいたということでございますので、議長の判断に敬意を表していきたいと思っております。

ところで、御質問の地主との交渉についてということの御質問でございますが、佐藤議員御承知のように、地主の方は市内の自営業の方でございます。お会いする機会も多く、また各種会合あるいは組合等の総会においていろいろとお会いをするわけであります。そのような状況の中において、基本的な庁舎の考え方、あるいは隣地としてありますいわゆる土地に対する話をさせていただいておりました。そして、また地主さんからもさまざまな御意見を伺いながらこの話し合いを進めてきて今日に至ってきているという状況でございますので、十分地主さんとは私も協議をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長がそういうような個人情報だからというんだったら、これこそ市当局はきちっと精査をしていく責任があるということをまず最初に申し上げておきます。いいですか。それから地主さんと話はしてきましたと。具体的に話がまとまるのは例えば条件ですよ。条件が全然話し合われていない。協力してちょうだいよ。はいわかりました。協力というのは幾らでも方法があるんです。前の総務部長、現在の総務部長、当時の担当者は、高ければええわさと言われたとか、今の総務部長は、勘定が合えばいいわさと言われたと。これで条件がまとまったというような考え方をしてるところに問題があるんですよ。いいですか。だから、基本設計図まで出してしまった。そして、それが24年の11月です。そして、25年の3月、当然予算を計上しなきゃいかんときに、今の1坪50万円。だめ、それじゃあ借地なら坪月1,500円、こういうことなんですか。きちっとした交渉をしておったら、こんな25年の3月になって、こんな話が出てこんでしょう。この話が前に出てきておるのなら、当然議会としても、もっと他の考え方があったと思う。その点どうですか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれ私どもの市の中においては、つかさつかさという形の中で、責任を持って仕事を進めてくれてるわけでございます。そういうような状況において、一方では私は地主さんとさまざまな形でお会いをし、お話をさせていただいた。具体的な交渉に

つきましては、やはり担当課長、あるいは担当部長というような状況の中で進めさせていただいたと。そういうような状況の中で、私も途中から、副市長はその前から入っておりますけれども、私もそういった形の中で十分向こうの条件等についてお聞きをし、そして協議を重ねて、この件につきましては例えば議会の方にも報告していかなければならないというようなことについては、その都度報告をさせていただいたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 特別委員会に地主との交渉の報告があったのは25年3月ですよ。3月に、地主さんからこういうような要求だからどうでしょうかと。それまで、それじゃあ24年度内、要するに24年3月に特別委員会をつくってから、基本設計図を配布するまでに地主との交渉の経過、一遍でも話ありましたか。一遍担当者、きちっとわかるように説明してください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この庁舎の建築に関しまして、平成22年度、こちらから検討委員会をつくりまして、それで2回検討委員会を開いたというときに、私総務課長して担当しておりました。それで庁舎をどういった形で建築するのかということとか、いろんなことを検討いたしました中で、隣地を取得してこの場所で建築するということについて、意見、話がまとまった中で、私も当時はっきり記憶はございませんが、二回か三回ほど地主のところへ行って、そういった隣地を取得する構想がありますので、用地取得に御協力願えますかというお話をさせていただきました。そのことについて、その経過を議会に報告した記憶についてはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから私が今言ってるのは、24年の3月に、いいですか、3月に特別委員会をつくる前にはそういう経過の報告はあった。23年特別委員会つくってから後、地主との交渉の経過っていうのは一遍も聞いていませんよ。一遍会議録見てください。そして、いきなり25年の3月になってから、地主との交渉が難航しておるとこういうことじゃないですか。いいですか、その点ははっきりとしておきます。

問題は、私が感ずるのに、基本設計図まで配ってしまってから今の地主のところへ確認とのか交渉に行ったというのが25年でしょう。それまでの話は、条件なんて全然私らは聞いてませんよ。そしたら、こういうことになったわけなんです。相手の方は極めてしたたかですよ。私が何回も言っているように。だから、そういうような今の基本設計図まで配ってしまっておったから、鑑定評価を見せたかどうか、鑑定評価の倍以上の坪単価50万円という要求がされたんですよ。ということは、足元を見られておるんですよ。だから、その前にまとめておかなかったということが重大な問題なんですよ。ですから、今のそういうことを申

し上げたところが、市側の弁護士からは、こういう答えが出てきております。基本設計図の公表によって地主の要求が法外になったということはないと言っておるんです。なら、この基本設計図の前から50万円ということだったら、当然議会に諮らないかんでしょ。どうですか、その点。大木副市長。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円というお話は、最初の交渉の過程から半ば冗談だという感じで出た数字であります。それで、まず平成22年にこれは8月でしたかね、最初の検討委員会始まって、から24年の3月に基本構想をまとめていただいたということで、その後、特別委員会を設置していただいて基本構想について協議をいただいたという流れになっていると思います。

そういった中で、引き続きずっと用地については交渉してきたわけではありますが、その中で、やはり今言われたように、高ければいいというようなニュアンスが本人にはありますもんで、話の仮定に出た話でありまして、実際に特別委員会が25年の1月の庁舎の特別委員会、これは用地交渉に行ったときの記録ですが、その前後に今の委員会に報告してると思いますが、その時点で、うちは鑑定に基づいて買わしていただきたいという話をずうっとしておりました。用地については、代替地で等面積という話はできませんので、等価格でことで産業会館の土地ってことを何回も交渉をしておりました。それで、やはり交渉の過程の中で最初借地ならいいという話が確かにありました。そのときに、これも特別委員会で話をしましたけれど、1,500円という話が本人から出たんです。月坪。で、その話については当然飲めんということで、私どもはその場で、こんな話はとても議会にお話できんという話で、お話を本人にさせていただいております。そうしたら、1,000円はどうだという話がありましたけれど、1,000円も1,500円も一緒だということで、とにかくうちが妥当な金額を検討させてもらおうと帰っております。それで、当時、北名古屋市が借りておるという事例がございましたので、そういったのを参考にしながら当時752円という数字について、これなら議会にもお話ができるんじゃないかということで本人に話をしたら、やはりこれも断られました。それだったら我々としてはだめだということで一旦引き上げるということで、もう断念しようとしたんですが、そうしたらすぐに電話入ってきまして、税理士と相談したら、これでいいという話がございました。それで検討委員会と全協に借地752円でお願いできないかというお話をさせていただいて、それで進んでおったわけではありますが、議員の皆様から、借地ではやはり将来いろんな問題が起きるだろうということで、やっぱり買っておいただろうがいいという話があって、借地についてはもうないということで進めさせていただいて、その後、基本設計案、これは24年の11月に出しておりますけれども、それによって価格が上がったというようなことはないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ確認をしておきます。前からそういう25年議会にこういうことを持ち出したのは25年3月です。25年の3月の前にそういうような今の50万円だとか1,500円だったとかいう話があったんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円という話は、相当前からありました。ただ、1,500円という話は、その土地の交換条件、交換ではありませんけれども、代替地として取得してほしいということはあるんですが産業会館の土地に等面積でなきゃあいかんという話があって、それは飲めんという話の中から1,500円だったら貸してもいいという話が出たのはずっと後のほうです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ前から50万円という話はあったけれども、結局きちつとようまとめておらなんだということだね。そういうことで確認をしておきます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円については、その場できっぱりお断りをしています。ただ、まとめていないというのは、いわゆる鑑定評価で買うということについては、おおむね同意はいただいているとは思いますが、そのかわりの土地という話で、我々としてはかわりの土地について、いろんなところを要求されましたので、それぞれ代替地を提供していただけた話が、本人さんがここならといった話があったものですから、1件お願いして返事が来るまで本人さんから代替地を提供いただける方については2週間かそこらかかりましたけれども、相当悩んだ末、協力するという話がございました。それを地主さんは、最初はいいいというニュアンスでしたから、この土地で、代替地としてお願いできないかと話をさせていただいたことがあります。ただ、実際その話を持ったら、やっぱりだめだということで、その代替地の話は切れてしまいましたけど。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 結局25年の3月以降ですね、そういういろいろなことの話は。前にあったことはあったかもしれないけれども、ようまとめておらなかったということでしょう、簡単に言うと。私たちが聞いておるのには、25年3月なんですよ。これは基本設計図を配布してしまってからですよ。だから、それに影響ないなら影響ないでいいです。いいけれども、ようまとめなかったという責任は重大なんですよ。いいですか。そのことを間違えていかんと思う。

それから、次に問題は、産業会館の土地と交換ということで決まったわけですが、私たちのところに見せたのは、産業会館の土地の南のほうの図面を書いて、ここと交換ということ

だったんです。等面積だと、そんだけのことは聞きました。ところが、よく考えてはかってみると、等面積で産業会館の土地をはかると、これ非常に問題があるのですよ。だから、どういふうだといって総務課長に原告の人が聞いたら、要するに間口が一緒だと言うんです。間口が一緒だったら後ろのほうに余っちゃう、そういうようなことの解決がきちっとしてないんじゃないですか。だから、産業会館の土地が今の土地の形状等がきちっとしてないと、そういうことを、調査した結果、判明したから、それをただしたところが、弁護人の準備書面には、今回は買収することであって、交換地については産業会館の土地も交換予定地の一つであると、こういう回答なんです。そうすると、産業会館でなくって、ほかのところでもこれから交渉すればかわるというこういうことになるのかどうか、その点きちっと、これは地主さんが聞いたら大問題なんだから、きちっとしてもらいたい。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 産業会館の土地については、何回もお話しておりますように1.28対1ということで、実勢価格より少し安くお渡しするということになりますので、これは地方自治法の237条に規定によって議会の議決をいただいた上でのお渡しということになるかと思います。そういったことから、現段階では、産業会館の一部の土地の売買が成立しているということではございませんので、議会の議決を要する事案であります。あくまでも、将来移転していただくための有力な候補地であることは間違いございませんけれども、万が一議会で議決がいただけないという場合については、別途ほかの移転先を検討していただく必要があるかとは思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことで地主も了解しておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 地主の方については、そういったことについては了解は、というかお話したことはございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということになると、この土地は候補地の一つだけれども、だめだったらほかへ行ってもらいますよといって、買っておいってから、後からそういうことをやって、地主が納得しますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私どもが土地を取得する時期と、現実に議会の議決を経てお渡しする時期というのはほぼ同時期になるかと思います。若干のずれはございますけれども。そういったことで、議会の議決がいただけないという場合については、契約については解除ということになるかと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これね、大事な問題なんですよ。ということは、今、職員の駐車場だけでも約200台だということを聞いております。そうすると、この桜小学校の北側にある市の土地、あそこで100台未満、産業会館の今交換予定地としておるところが100台以上、これを渡したら、弥富は大変なことになるんですよ。駐車場もない。しかも駐車場は、今度新しい基本設計図だと、新しい駐車場は立体的につくるっていうんだけど、極めて立体的な駐車場というのは使いにくいんですよ。そういうことも考えたら、私は産業会館の土地を交換地で出すということについては、もうはっきりと反対を表明しております、前から。

続いて、物件移転補償費、これについて質問をしていきます。まず最初に、土地の購入費については、交換地で今1対1.28、固定資産の評価額でいくと1対1.4、40%も高い交換地であるということ。このことはきちっとしているんです。こういうようなことについて、時間が迫ってますからちょっと飛ばしますが、市長は議会には報告したかもしれんけれども、その議会っていうのも、個人情報でまともに報告はしとらん。ましてや市民の中には、なぜこんな訴訟が起こったか。例えば、今言った1対1.28だとか、あるいは1億530万という、こういう高額な物件移転補償費を出すから訴訟が起こったというようなことは市民は全然わかってらんですよ。もし、そういうことについてきちっと説明をしておられるとするならば、どこでどのように説明されたかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 買収価格とか交換条件については、議会の議員の皆様については当然お話をさせていただいておりますが、これは明らかに個人的な個人情報になりますので、市民の皆様に対して、幾らでどうのこうのというお話は一切しておりません。それで市民の皆様いろいろな説明したということについては、例えば建築許可に伴うだとか、事業認定に伴うなどとかの住民説明会、こういったことでさせていただいておりますし、基本設計については、パブリックコメントを募集させていただいたということで、やらさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは前にも申し上げましたように、市民は何でそんな監査請求だとか訴訟事件が起こったんだと、これは市民の一番聞きたいところなんです。私はそのことを前にも言いましたが、市長は自分の後援会の総会の際に、予算も執行しとらんようなものに監査請求出されたって答えようがないというような答弁をしておるんです。まさに侮辱してるんですよ、市民を。何で起こったかという理由がわからずに、訴訟訴訟といえ、これは訴訟した人がいかにも嫌がらせでやっているような感じに聞こえるんですよ。今回訴訟を起こした人たちは、本当に弥富のために、こんなことをやっておったら今後は絶対に用地

買収や何かができんようになるぞということで、正義感を持って郷土愛でやってもらってるんですよ。私は本当に敬意を表してるんです。だから、こういうことが明らかになってきているんです。いいですか。そこで、きのう私は移転補償費の比較表を出しました。市長のところにも渡してありますから、これをどのくらい精査されたか、まず最初に聞きます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この物件移転補償費につきましては、動産、不動産というような状況の中で、おびたしい資料でございます。私といたしましては、厚さ本当に七、八センチぐらいはあるかなというような状況で、私の手元に約10日間、私は精査をさせていただきました。あ、こういう細かいところまで動産ということについてはきちっと評価をしていくのかというような形の中で、ある種驚きというかそういったようなことも感じました。これは競争入札で私どもとしてはお願いした業者という形の中で、客観的な評価として私は信頼に足りるものだという中で、10日間いろんな角度の中から時間を見つけて見させていただきました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 物件移転補償費、これは大変重要な問題なんです。いいですか。例えば、今回1億530万円だった物件移転補償費が1億526万円に4万円減額になってるの、これなんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） この4万円の減額については、海部調剤薬局さん、これが市役所のフェンスに取りつけておった番号札でございまして、こういった場合でも補償しなければならないというのが規定の中にございます。ただし、これが撤去されましたので、自主的に。その分を減額したものでございます。もちろん海部調剤さんとの補償交渉は今までまだ行っておりませんので、今後の交渉について番号札については自主的に移転してもらうという予定でしたが、撤去されましたので減額ということであります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これも原告側が調査をして、そんな市役所のフェンスに無断で19の番号札を張っておる、こんなのはおかしいんじゃないかということで、原告側の指摘があったから今の調剤薬局が外したわけでしょう。19枚の番号だけで4万円です。いいですか。それから例えば駐車場の地主さん、それから借地者、ともに休業補償とか、土地選定のために必要な経費ということで10万6,560円ずつがこの補償費の中に入ってとるが、これはどういうものですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 休業補償例につきましては、被補償者の就労不能に伴う補償であっ

て、移転に当たり、被補償者が耕作地の取り壊しと再築、及び法令上の諸手続等さまざまな仕事を行わざるを得ず、これらに要する時間について経済的価値があるという観点から補償を行うものでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） とするならば、どうせあそこを買収するときには、ちゃんと交換地も決まっておるわけでしょう。決まっておったら、そこへきちっとして、そして移動してもらえばいいんだから、休業補償とかそんな補償が要りますか。全くそういうようなのは、弥富の状況と他のところの状況、一般的な積算の仕方とは全然違っておるんですよ。だから、市長の言われる企業経営から学ぶローコスト運営ということであるならば、弥富の場合にはそういうのが必要かどうか、これは話をすれば要らんだろうと、そういうやつのチェックをすることが私が今言った1年半の精査ですよ。その精査ができておらんから、こんな莫大な金額になってきたんですよ。

細かいところをやっておると時間がありませんから、また次の機会にやりますが、例えばこの建築工事費の中の2点だけ聞いておきます。資力確保費用7万1,450円、これが木造です。鉄筋コンクリート11万540円、こういうのはどういふようだと認識しておられますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） すみません、今何費用と言われましたか。聞き取れませんでした。これのどこを言ってみえるのか。

○15番（佐藤 博君） なんで、一番上だがね。上の市側の建築工事費、新築工事の場合と、いうところ、木造の場合2,496万7,841円、それに諸経費が18.4%、大変高い。それからその下へ来ると、5段目、6段目そこに資力確保費用、木造の場合には7万1,450円、コンクリートの場合には11万540円、これはどういふ金ですか。

○副市長（大木博雄君） 今、詳細については資料持っておりませんのでお答えできませんけれども、この積算については補償業務の管理士資格を持った方にきちんと積算させていただいておりますので、間違いはないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が今言ったでしょう。補償業務をやっておる人は、みんな一律の計算をしてくるの。いいですか。弥富の場合にはこういうことが必要か必要でないか、そういうようなことがきちっとあるんだから、精査をする必要があるというの。今度聞くから、よう調べといてください。それから、例えばこの一番下のところにあります立ち木、あの庭のカイヅカイブキを初めとするそれぞれの木の補償費が637万4,347円、これの積算方法はどいうふうですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） これについても先ほどと同じでありまして、その補償業務の管理士資格に基づいて一本一本はかって、きちんと積算しておりますので、私もびっくりしましたけど、一本一本サイズもはかって樹木も何であるか、はかってきちんと照らし合わせた上で出ておりますので、正当だと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことでしょうか。ということは、きちっとチェックしておらんということだ。あのカイツカイブキは、2メートル30の道路に60センチ出てるんですよ。いいですか。2メートル30の道路に60センチ出てるんですよ。これも補償の容積の中に入ってるんです。何でこれは切らせなんだの。だから私が言っているのは、もう今から聞いたって答えられんと思うから、私はこれでこの点については置きますが、こういうような弥富の場合と、ほかのところとは違うんだから、弥富の場合にはどれが正しいか、こういうことはこうやればいいじゃないかと。例えば解体の問題にしたって何にしても、そういうようなことがきちっとチェックをしていけば、大体私たちの計算では2,000万円以上高いんですよ。

だから私は、この前のときにでも25年の6月のこの予算が出たときでも、もっときちっと精査をするために時間をかけたらどうだと言ったけれども、強行採決していった。だからこういう問題になっちゃった。いいですか。間違えんように。その他、いっぱいありますから、また私がただしますから、しっかりと専門家に聞いて勉強しておいてください。

そこで最後に、あま市が今回庁舎の建設を計画しております。これ、大木副市長に渡しておいたかな。これ市街化調整区域です。まず弥富の場合には、一番初めにこの検討委員会で検討していったときに、市街化調整区域、こういう議論が出たということは聞いておるんですが、市街化調整区域はできないということで終始一貫やってきたというように聞いておるわけですが、その点は確認をしたかどうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） その弥富市庁舎改築等検討委員会、これは平成22年8月23日が最初、第1回であります。実はこの時点で、平成19年11月30日に都市計画法の改正がございまして、市役所庁舎については調整区域には開発許可の対象ではないということでございましたのでまず第1回において市街化調整区域での建設についてはできない旨を述べさせていただいております。資料としても提供しております。で、実は第2回が12月7日に行われておりまして、その間に海部建設事務所建築住宅課で市街化調整区域での建築について、できないかという相談はさせていただいております。このときに、調整区域での建築については、市街化区域に適切な場所がないというような理由では許可はされませんという話がございまして、それから都市計画法でも、議員からもいただいた資料にありますように、たしか都市計画

法の34条14号だったと思いますが、そこで開発審査会にかけるとなると、市街化区域で行うことが相当不合理な理由があるとか、そういう形、あるいは調整区域での乱開発の懸念がないというような状態のときに、開発審査会にかけられるという話でありまして、で、そのときに、これは9月13日でありましたけど、22年の。調整区域でまあ何とかならんかという話はさせていただいております。これは海部建設事務所建築住宅課でございまして、その後、愛知県の建築指導課にも行きましたけど、やはり同じ答えでありましたので、弥富市においての調整区域での建設については断念しております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がないので、本当はもっとみんなに、議員の皆さん方にも全部知ってもらわなければいかんんですけど、時間がないので、またの機会にしますが、平成18年度のまちづくり三法というのがあります。総務部長、知ってますか。総務部長。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） その法律については掌握してございません。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ここに今の開発許可制度の見直しが19年11月30日に行われておるんです。そこで庁舎等の公共施設を開発許可の対象とするということで、ちゃんとここに出ておるんです。そういうような勉強もきちっとせずに、ただ担当者が県へ聞きにいったら、今のきちっとした条件も何も説明せずに、ここでこうやるためにはどうですかというような、そういうような不誠実な公表ではできんのです。だから、あま市でもこういうようなまちづくり三法を活用して、そして今度2万7,000平米の市街化調整区域、これを買収して庁舎つくるんですよ。あるいは飛島村でも、今のまちづくり三法を活用してこれから住宅地域をつくるようにしておるんですよ。市長どうですか。そういう点、検討される用意ありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今後のまちづくりにおきましては、今、佐藤議員がおっしゃるように、まちづくり三法の中で適応していくような案件もこれからあるかなというふうに思いますけれども、庁舎の問題につきましては、先ほど来話をしておりますように、私らとしては県に担当者を数回足を運ばせ、いわゆる庁舎といえども、法規制の適用除外にはならないというような形の中で確認をさせていただいております。そういうような形の中で、県の職員といえども、やはりしっかりと勉強をしていただいております。そういうような形の中で、今回は調整区域内において庁舎を建設するということには断念をしていったわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長、それは一般論なんです。本当にこのものが重大だというよう

なことでやろうとするなら、市長が直接乗り込んで、何とかならんかというようなことで検討をしてもらうなら、今言ったこういうまちづくり三法や何かもこういう方法はどうかか教えてくれるんですよ。私は今までにそういうようなことを何回か経験してきておるんです。そういう努力がされておらずに、ただ職員を派遣して、職員がだめでしたと。ああそうかと、わかりましたと。それではだめです。これは市民を愚弄しておると同時に、議会も愚弄しておるんですよ。間違えてもらってはいかんですよ。議会は、そういう中で、わからずにみんな賛成賛成できたんだ。だから、今回のこの予算については、そういうことを考えて、もう一遍見直しをするかどうかきちとしたことがなければ、この事業はいつまでたっても進みません。次から次へとこれは訴訟が長引く。だから、私がこの前言ったように、別途のところに今回は新しく今の防災ということが出てきたんだから、今、東北のほうでもかさ上げをするというのはいっぱい行われているんだから、かさ上げをしたところにつくるような検討をしたらどうだと申し上げたけど、それは市長は一蹴、そんな考えはありませんと、今そんなことはやりませんと。だから、それならそれでいいよ。これはいつまでたってもできんよと、sonだけだけ申し上げておきます。だから、予算がたとえ通過したって、この庁舎の建設は当分はできません。そういう、まずみずからの出発点からの謙虚な反省と、そして今のどうしたらいいだろうかという工夫をしなければ、これはできんということを私は申し上げておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の御意見は御意見として真摯に承ってまいります。今、冒頭私も第10回目の口頭弁論がこの4月の22日に行われると。回を重ねてまいりました。そういう状況の中においては、裁判所からも一定の判断をいただけていると思っております。そういうような状況の中において、私どもの主張が認めていただくという前提の中で、これは県が事業認可をおろしていただいて、早急に今回予算として計上させていただきしましたさまざまな予算に対して妥結をいただいて、事を前に進めていきたいと思っておりますので、議員各位の御理解とそして御協力もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） いいですか。こういうような矛盾点がいっぱいあるような予算を例えば議会が賛成したということになると、今度議会も責任取られるんですよ。私はとてもこれは賛成できませんから。採決のときには反対をさせていただきます。と同時に、これを強引に例えば進めたとしたら、またいろいろの角度から訴訟が起こります。そのことだけは申し上げておきます。ただ訴訟中だから、判決を厳粛に受けとめるとこういうことであつたら、もしこの判決が非としたら、あるいはまたこの庁舎ができなかつたら市長は責任重大ですよ。そのことは覚悟しておられるかどうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 第1審の結果というような状況の中で、今その結果が出てないような状況で私自身が責任をどうのこうのということは申し上げるわけにはまいりません。そういう状況の中におきまして、私どもとしては勝訴というようなことをもちろん願ってるわけでございますけれども、これにつきまして県の事業を許可していただくという形の中で進めていきたいと、仮に敗訴というような状況になった場合においては、今の弁護士とよく相談を申し上げて市の立場ということについてしっかりと考えていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もう時間がないので終わりますが、覚悟だけはしっかりしておいてもらいたい。以上、終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。

私は、議案第1号平成27年度一般会計予算の中から3点ほど質問させていただきます。

まず第1点目ですが、固定資産税の今年度の見積もり根拠について質問いたします。

本市における市税の約56%を占めております基幹税であります固定資産税ですが、今年度は3年に1度の評価がえということで、前年対比1.8%減、金額にして7,600万円減の当初予算計上がなされております。

3年前、平成24年度の評価がえのときは、市長の施政方針演説の中にもありましたが、3年に1度の評価がえの影響で固定資産税が大きく落ち込み、前年対比6.3%減、予算額として2億6,000万円の減を見込んでおりますと述べております。実際、予算書を見てみましても、前年度当初予算が41億4,400万の予算に対して、当初予算38億8,400万が計上されておりました、6.3%減の予算となっておりました。

このように、3年前と今年度と比べると固定資産税の減額に大きな乖離があるわけですが、その点を踏まえて、今年度の固定資産税の予算見積もり、根拠について説明を求めます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 固定資産税の予算見積もりの3年前と今回の違いということで、これにつきましてお答えさせていただきます。

大きな要因といたしましては、平成24年度では家屋の税額が大きく減額となったこととございます。家屋の評価額を計算する場合、損耗の状況による減点補正率、これは経過年数に応ずる減点補正率でございますが、それと再建築費評点数を乗じて計算がされます。在来分の再建築費評点数を算出する場合、再建築費評点補正率を乗じて計算をいたしますが、この補正率が平成24年度の評価がえでは木造家屋が0.99、つまり1%減、非木造家屋が0.96、つまり4%減でございました。今回、平成27年度の評価がえでは、木造家屋が1.06、つまり6%の増、非木造家屋が1.05、つまり5%の増となっております。

予算額につきましては、当初予算での家屋分の比較でございますが、平成24年度では前年度よりマイナス2億100万円で、今回はマイナス4,700万円で計上となっております。

そういった関係で、固定資産税の見積もりが3年前と今回では違うという形でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。

これは国からの指導ということになっておると。固定資産というものは地方税であります。が、国からの指導でなったということでございますね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほど申し上げました再建築費評点補正率につきましては、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都特別区の区域における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として算定されておりました。具体的に今回の評価がえでは、平成22年7月現在と平成25年7月現在で東京都特別区の区域における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の割合を比較したものとなっております。これにつきましては国から通知が来ておるというものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。次、2点目の質問に移ります。

2点目は、歳入確保の取り組みについてであります。

平成24年度に策定されました中期財政計画のときに歳入への取り組みということが上げられまして、未利用地の有効活用、そして未収金の回収、有料広告事業が上げられておりました。

未収金の回収につきましては、24年度からコンビニ納付が始まって、軽自動車税、国民健康保険税の収納率が向上しております。そして、26年度からは市民税、固定資産税もコンビニ納付ができるようになり、収納率は現年課税分においては99%と非常に高い収納率となっております。滞納課税分の収納にやや課題は残しておるものの、滞納課税分を含めた収納

率におきましても95.5%と、かなり向上してきたわけであります。

また、未利用地の有効利用につきましては、24年度1,230万円、26年度は現在までに1,626万円の売却が行われております。また、貸付地として資材置き場、駐車場、最近では太陽光発電地として貸付地の利用が進んでおります。

有料広告事業の取り組みも進んでおるわけですが、私としては、まだまだこの有料広告事業については取り組む余地があるのではないかと考えております。

そこで伺いますが、前年度におけます有料広告事業について、事業名とその効果額、どれぐらいの効果が上がっているか、それをまず御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今、前年度とおっしゃられましたけど……。

○7番（平野広行君） 24年からでいいです。

○総務部長（佐藤勝義君） 24年からということによろしゅうございますね。

有料広告事業におきましては、まず市のホームページにバナー広告というのを掲載しております。これにつきましては、平成20年の4月から実施しておるところでございますが、まず平成24年度は39万円。これは8枠、枠を設けておりました。平成25年度は58万円。これにつきましては12枠設けておりました。平成26年度につきましては40万5,000円ということで、これは枠は12枠設けておりますが、現在9枠埋まっているという状況でございます。

これの平成27年度の予算額につきましては、1枠5万円で枠を12枠設けておりますので、5万円掛ける12で、一応全部埋まるものと想定した60万円を計上しているところでございます。

次に、広告取り扱い業者による庁舎内壁面広告というのを掲出しております。玄関の風除室につけておりますマップ、それから1階のロビーに3カ所、広告の枠がつけてございますが、それについて平成24年度は12万6,000円、25年度はこれも12万6,000円、平成26年度は12万9,600円ということで、この12万6,000円と12万9,600円の差額は消費税の増額によるものでございます。

続きまして、障がい者福祉タクシー利用券に2枠広告を掲載したということで、これにつきましては平成25年度の歳入といたしまして4万円、それから26年度の歳入といたしまして4万円ということでございます。27年度予算につきましては、とりあえず項目起こしということで1,000円を計上させていただいております。

次に、高齢者等福祉タクシー利用券に1枠広告を掲載したということでございますが、これにつきましては障がい者と同じように、一応枠は2枠あるわけでございますが、とりあえず申し込みが1枠であったということでございます。25年度においてはちょっと1つも申し込みがなく、ゼロ円ということになりましたが、26年度においては2枠の枠の中で1枠申し

込みがあったということで2万円という歳入でございます。27年度の予算額におきましては、項目起こしということで1,000円を掲げております。

それと、窓口用封筒を、無償提供者による広告掲載の封筒に切りかえて使用しているということで、これにつきましては市民課、税務課などの窓口で発行される証明書等を入れて、市民の方が持ち帰っていただくための封筒でございますが、これの封筒の広告主を募集して、現物の封筒を納付していただいておりますということで、これにつきましては歳入予算にも歳出予算にも計上されておきませんが、平成22年8月に導入したときに、それまで市としてどれくらい封筒に対して支出をしておったというのを分析しましたところ、約10万円という調査結果でございましたので、平成24年度、25年度、26年度それぞれ10万円ずつ効果が上がったという捉え方をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 27年度予算におきましても、大体同じような計上をされておるということでございまして、まだまだ私はあると思うんですが、今後どのように新しい取り組みを考えてみえるか、その点について伺います。これ以外ですね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この有料広告事業というのは、いろんな先進地におきましてもいろんなものを広告媒体として考えてみえるわけでございますが、とりあえず総務部の所管では、今のところ調査研究はしておりますが、例えばすぐ何かをやるということは総務部の所管としては現在考えておらないところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現段階の取り組みにつきましては、今、総務部長から申したとおりでございます。ただし、指定ごみ袋に対しての有料広告についてということが1つ、海部地区の中で声が上がっている部分がございます。

現在、ごみ袋の作成につきましては、規格を統一しておりまして、大量に発注することで製造単価を抑えることができるため、海部地区環境事務組合構成市町村による共同発注によって行っております。今後、組合構成市町村がごみ袋の規格等の検討を行っている、ごみ専用袋に関する事務打ち合わせの会というのがございます。そういった会の場で論議していきたいと思っております。

ちなみに、県下で実施している市は、碧南市、犬山市、半田市を把握しております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ほかはないですね。

今、私がこれから御提案しようと思っていたことを民生部のほうから言われましたので、言っておきます。

市のごみ袋は、他の自治体でも大変取り組んでおるところはあるわけです、今言われたように。ですから、本市におきましても環境事務組合を通じまして、こういった有料広告事業を始めていただきたいなあと考えておりました。同じことを考えてみえませんでしたので、どうもありがとうございます。

あとほかに、公用車は何台あるか、私もちょっと勉強不足で何台かわかりませんが、公用車への有料広告ということで、マグネットプレート型の有料広告の広告主を募集して張りつけるというようなこともどうかなあと思います。

この間も私のうちのほうへ公用車が見えましたが、軽四ですけど、何も名前が書いていない。あれ、これは公用車かなあと思ったら、公用車ですと言われるもので、ちょっと名前をマグネットなりでもつけてやれば、有料広告事業になるんじゃないかなあと思ひまして、1つそれも提案させていただきます。

それから、広報やとみ、あるいは議会だより、こういったところへの有料広告事業もどうかなあと思います。これは、この間議会で視察研修に行ったときの和光市ですが、和光だよりというのをいただいてきました。その中に枠があるんですね、下に。こういった事業も始めてみえますので、こういった取り組みもお願いできないかなあと思っております。

それから、きんちゃんバス、ちょっとほかの事業にというか、母体は一緒なんですけど、きんちゃんバスは活性化協議会がやっておりますのであれですけど、きんちゃんバスのバス停なんかへの掲示、そういったことも考えてもらったらどうかなあと思います。

ネーミングライツなんかについては、ちょっとやり過ぎなところがあるかもわかりませんので、皆さん御存じですけど、一応提案だけはさせていただいております。

では、そんなところで次の3点目に入ります。

3点目は土木予算について伺います。土木予算についてはリーマンショック、それから民主党政権になったということで、コンクリートから人への考えから、どの自治体におきましても土木費が減少しております。本市におきましても同じであります。

このような状況の中、本市におきましては幸い鍋田埠頭第3バースの供用が始まりまして、物流量も随分ふえてきたわけでありましたが、それに伴いまして、きのうの一般質問でも言いましたが、道路整備、道路の損傷。大分、損傷が目立つようになっておりまして、道路整備をお願いしたいということで一般質問でも言いました。

それで、土木費の予算の変化といいますか、その辺をちょっと教えていただきたいと思いますのですが、過去5年ぐらい、平成22年度から26年度ぐらいまで、土木費がどのように当初予算で変化しているか、この辺をお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは答弁させていただきます。

平成22年度から27年度までの分に対して、土木費の割合という形で報告させていただきます。

平成22年度につきましては、土木費13億1,953万2,000円、割合は8.9%でございます。平成23年度については12億7,401万2,000円、8.5%でございます。平成24年度、11億3,230万5,000円、割合は7.5%でございます。続きまして平成25年度、9億4,121万6,000円、割合が7.0%でございます。平成26年度につきましては8億9,072万3,000円、6.1%でございます。平成27年度におきましては9億8,130万6,000円、6.8%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今年度は6.8%ということで、前年度より少しふえているということでございますが、近隣の市町との土木予算の比較は大体どんなもんだと思ってみえますか。弥富市の、今のを平均しますと弥富市は大体5年間で7.6%の土木予算になっているわけですが、近隣市町は大体同じとお思いでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございません。資料を持っておりませんし、確認をとっておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私のほうでちょっと調べさせていただきましたけど、平均しますと弥富市は7.6%です。愛西市、大治町、これが全く同じ7.6%。一番少ないのが津島市で4.1%ということで、土木予算というものは、やはりどこの市町でも少ないなあと思っております。しかしながら、先ほども言いましたように、南部地区、あるいは市道でも平島地区にも及びます十四山地区でもそうですが、大型車両といったものがどんどんふえてきておりまして、道路の損傷が激しいので、もう少し見てもらえないかなあと思っております。

次に土木費の中で、道路の修理、それから改修に対する予算割合、土木費の中でどれぐらい道路関係に使っているか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道路の修理、維持費の金額と割合、各年度の予算科目でございますが、8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目道路維持費の予算額によりまして答弁をさせていただきます。

平成22年度におきましては、道路修理といたしまして5,919万4,000円、4.5%でございます。平成23年度におきましては6,007万4,000円、4.7%でございます。平成24年度におきましては6,262万4,000円、5.5%でございます。平成25年度につきましては6,317万4,000円、6.7%でございます。平成26年度におきましては6,377万4,000円、7.2%でございます。平成27年度におきましては6,549万4,000円、6.7%でございます。

続きまして、道路の改修費の金額と割合でございますが、これにつきましては予算科目の8款の土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の予算額について答弁をさせていただきます。

平成22年度につきましては3億124万9,000円、22.8%でございます。平成23年度におきましては2億8,139万9,000円、22.1%でございます。平成24年度におきましては3億218万9,000円、26.7%でございます。平成25年度におきましては3億3,888万9,000円、36%でございます。平成26年度につきましては2億3,308万9,000円、26.2%でございます。平成27年度につきましては1億5,596万円、15.9%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お聞きしましたが、道路の修理に関して、これは大概同じぐらいで来ております。表面修理といいますか、簡単な修理ですね。ただ、道路の改修費につきましては、大分、年度を追うごとに下がってきております。

そこで、本年度27年度予算におきまして、今お話しありましたが、土木予算の中での道路の改修費が15.9%ということで、かなり下がってきております。ことし下がったような理由というか、積算根拠といいますか、その辺のお考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 前年度に対して、今回15.9%ということでございますが、これにつきましては道路舗装とか側溝とか、交通安全施設の整備事業、道路の区画線等の内容がございますが、事業の精査に基づきまして、優先的なことを含め、なおかつここには載ってはいませんが、全体的な予算で河川工事として鯛浦川等の予算も計上させていただきますので減額させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。

何度も言いますが、道路等かなり損傷が激しくなっております。どうか道路維持の予算も考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） それでは、通告に基づきまして、市長の施政方針及び新年度予算についてを中心にお尋ねをいたします。

まず、非常に高齢化が進むとか、そういう中で、何をやるにしても予算、財政ということ是非常に大きな問題になってきておりますが、今回、市長の施政方針の中でもそうでございますし、それからきのう、おとといの一般質問の中でも地方創生がこういう事態を打開する鍵になるのではというような議論が行われましたが、本当にこんな深刻な事態になっておる背景について、やはり市長も議会の皆さんも御理解いただきたいということで、なぜこんな

深刻な財政状態になっておるかという背景について申し上げて、市長の御見解をまず最初に伺いたいと思います。

実は、2013年の3月から2014年の9月まで、18カ月の間に財務省の法人企業統計によりますと、大企業の内部留保は265兆4,000億円から18カ月間で21兆円もふえていると。恐ろしいぐらいの勢いで大企業や大資産家がその資産をふやしておりますが、この背景には、要するに、今、日本国民がつくり出しました富、付加価値が、本当に最近、急速に大企業に配分される仕組みになっております。安定期の1980年代の年間平均では、当時つくり出した富の11.9%、6兆円が大企業の純利益として配分をされておりました。人件費は29兆円、57%でありました。98年度の不況時期には、それでも大企業の利益は9兆円、11.2%。労働者の人件費につきましては53兆円で64%でございました。13年度は、一応大企業にとっては好況期と言われておりますが、この時期に何と23兆円の純利益、企業がつくり出した富全体の25.4%、一気に2倍以上、純利益が上がる仕組みがつくられております。人件費は50兆円で、富をつくり出した全体の、働く人たちに配分された割合は55%と。

それで問題は、そういう利益をつくり出す背景であります。これは、麻生副総理はいろいろ問題発言もされますが、結構思っていることを正直にお話をされる方で、最近のこういう大企業が利益として取り上げ、そしてまたそれをほとんど内部留保にため込んで、財テクに回すやり方に対して、守銭奴だと。こんなことをやっておったら、本当に今の国そのものがもたなくなるということで、少なくとも以前の日本の大企業なんかがやっていた、実際に国内で物をつくって、そして働く人たちや中小企業にもきちんと配分しながらということに比べると、全く違う仕組みが今つくられていることに対する、こんなことをしておったら本当に国が滅びるという危機感の中から出てきたことだと思いますが、どこが変わっておるかと言いますと、2008年の3月から2013年3月までの6年間の通算で、税引き前の純利益より受取配当金のほうが多いとか、ほとんど純利益に相当するような状態が日本の巨大企業の中では当たり前のようにつくり出されてきておりますよね。

トヨタ自動車は、税引き前純利益は2兆5,183億ですが、受取配当が2兆3,246億円。日産自動車に至りましては、税引き前の純利益は6,214億ですが、受取配当金は1兆428億ですね。税引き前純利益の1.7倍近くが受取配当と。

こうやってつくり出された、要するにお互いに株を持ち合って配当として受け取る、企業同士がね。海外で子会社を買収して、あるいは子会社をつくって、そこで利益を上げて、受取配当だと。こういうものにほとんど税金がかからない仕組みがつくられておって、どんどん大企業が法人税を納める割合が減っている。

前にも申し上げましたが、連結法人に至っては、法人所得税が、これは2012年度の実績で国会に国税庁から出された資料で計算したのですが、税率が25%台と30%台で、途中で決

算期の関係で多少差がありますが、それでも連結法人は13.3%しか法人所得税を国に払っていないと。

こういう状態が、税収が大幅に落ち込む、そしてまた非正規雇用やそういうことで働く人たちの収入も減り続ける。とにかく19カ月連続で実質賃金が減っているということは最近新聞でも報道されたとおりであります。中小企業は元気がない、働く人たちはそういう状態、年金はどんどん下がっていくという状態で、国内市場はどんどん寂れていく。結局、海外へ出て行って、ますますもうけ、そのためにこの内部留保は使えないというのが大企業の主張なんです。

こんなばかなことを続けていたら、少々の地方創生で工夫をしたぐらいで何とかなる状態じゃなくて、消費税で皆さんが払った分をほとんどそっくりみたいな格好で減税がされていくとか、あるいはトヨタ自動車だとか、そういう大手の輸出大企業に対しては、消費税も1兆数千億というような形で、免税じゃなくて、ゼロ税率じゃないですね。還付金が発生するというような仕組みがずうっと毎年続けられておりますよね。受取配当で税金をほとんど払わなくてもいいとか、それから損金は長期にわたって損金でやれるとか。それから、力のある企業を買収すると、そこが赤字だったら、通算で税金を払わなくてもよくなるとか、そういう仕組みが本当に大資産家にどんどん利用される。とにかく2014年度には、世界の富の48%が1%の人たちによって支配されている。あと2年もすれば50%を超えるというような、こういう社会的格差を解消していくと。ここを抜きにして先進国の発展はないということを何か覆い隠して、地方が頑張っておらんからこういうことが起こっておるんだと。そうではない。こんな形でどんどん富が大企業に集積され、中央に集積されていけば、地方は寂れるに決まっていますよね。

やっぱりこういう問題を土台から直す。働いた人たちがきちんと暮らせる、賃金が保障されていくとか。あるいは農家の皆さんが、実際、きのうも本当に深刻な話は何人もの方から出されましたが、やっぱり農業で暮らしが成り立っていく仕組み、あるいは地方で生活が成り立っていく仕組みというのは、こういうむちゃくちゃな富の大企業や中央への集中をきちんと政府がコントロールしていくこと、あるいは行政がコントロールしていくことこそが、実は今世界中で共同でやりましょうということで、サミットでも大問題になっておるんですが、安倍総理はそこへ行っても、いつも、企業が世界で一番活躍しやすい国にしていくことを言って、今の企業、大資産家、その組織の人たちの要望を入れて、どんどん税金をまけてやる仕組みをつくる。

今だと、例えば技術開発やそういうもので、トヨタ自動車だとか大手は利益全体の最高20%まで法人税をまけてもらう仕組みがありますよね。これを今度から30%に変えるとか、こういうことをやっています。

やはりこういう格差社会を改めていくという政治の役割を抜きにして、私は本当に地方創生はできないと思いますが、こういう問題について市長はどのように把握しているでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今、消費税の増税ということが昨年の4月から始まりまして、昨年の消費ということを考えてみた場合に、3期連続のマイナスという状況で、大変厳しい状況があるわけでございます。いかに生活者が節約ということに対して並々ならぬ努力をしてみえるかということにもあるわけでございます。この背景としては、先ほど三宮議員がおっしゃるように、いわゆるお勤めをしていただいている人たちの賃金が上がらないという、循環がなかなか厳しいということでございます。

そうした形の中で、先ほど安倍総理の基本的な考え方もお述べになりましたけれども、いわゆるこの春闘等において、企業としては大変成績のいい企業、いろいろとあるわけでございますけれども、そういったことは、いわゆる賃金、ベースアップ、春闘の中で、しっかりとお考えいただきたいということにつきましては私も同感でございます。経済の好循環というのは、やはり個人の所得がふえていかないと、消費にも回らないことは、もう明々白々でございます。

しかしながら、一方では企業というのはいわゆるゴーイングコンサーンといえますか、いわゆる持続という形に対して、社会的な責任もあるわけでございます。また、企業も一方ならぬ努力もしてみえると思います。いかにグローバルな闘いの中で生き残っていくかということにつきましては、本当に技術開発であるとか、ソフトウェアの開発であるとか、そういったことに対して成功してみえるところにつきましては、やはり大きな利潤というか、利益も上げられてみえるという形の中で、これも生き残りのための企業の努力だろうと思っております。

いずれにいたしましても、経済の好循環が続いていく上においては、やはりこの春闘等においては、特に大企業を中心としてベースアップ、そして一時金の拡大、こういったことも私どもといたしましてもお願いをしていきたいというところでございます。

そして、また政治的な問題といたしましては、さまざまな課題が日本を取り巻く環境にもあるわけでございますが、この間、いい機会で大島静雄先生と約30分から40分、膝を合わせてお話をする機会があったわけでございますけれども、集団的自衛権行使の容認という問題に対して非常に危惧をしてみえました。世界に対して、自衛隊の役割であるとか、日本の役割ということに対して考えるのもいいけれど、もっと身近な近隣諸国とのおつき合いを大事にしていかなきゃいかんわなあとか、あるいはもっと身近な生活に対してしっかりと国とし

ても施策を施していかなきゃいかんわなあという形の中で、意見が合うところもたくさんありました。久しぶりに大島静雄先生のすばらしいお話というか、いろんな話をお聞きしておったわけでございます。

そうした形の中で、最初に戻りますけれども、やはり経済の好循環をしていくということがこれからの日本にとっても大変重要なわけでございますので、GDPの60%を占める消費という問題につきましては、これは所得が伸びないとできないというのはもう明々白々でございますので、ぜひそのような形にしていきたいということと、従業員の構成が、やはり議員がおっしゃるように正規雇用と非正規雇用のバランスがやはり崩れているというところにも絶対額の消費という形に回らないということにもあると思います。そうした形の中で、正規雇用の拡大というようなことについても、企業としては努力をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられましたが、本当に私たちも日本の大企業がそれなりに利益も上げて積極的な役割を果たしていただくということについては、否定をするものではございません。そして、経営者の組織そのものが、やっぱりその企業が社会に大きい責任を持つておるということを言われているんですが、要するに、かつて日本が安定的に成長した時期というのは、そういうことが曲がりなりにもコントロールされて、こんなむちゃくちゃな、10%か11%ぐらいがそういう大企業の利益に、みんなが作り出した富が回るという状態を、不況のときには徹底して下請単価をたたいて利益は全然下げないということをしてきて、そしてこういう好況になってきたときに、開発の資金として大規模な減税を、利益全体の3割まで、今は2割ですよ、認めよということで。トヨタ自動車なんか、一千何百億というような、既にその開発関係の補助金という格好で受け取っております。そして、輸出をすることで、お医者さんなんかもゼロ税率で消費税はかかりませんが、そういう輸出企業は、ゼロ税率じゃなくて還付金が発生する。したがって、豊田税務署なんかは、トヨタ自動車に消費税を還付するために、よその税務署から消費税を1,300億円ほどもらってトヨタ自動車に返すというようなことをやって、20ぐらいの大企業だけで、年間1兆何千億円の税金の還付を受けておるというようなことが、本当に生活保護を受けておるような人でも8%の消費税を払うというふうに消えていくような仕組みというんですか。税金はどんどん払わない仕組みをつくってやるようなやり方で、本当に今市長がおっしゃられた国内消費が成り立つはずがありませんし、確かにいろんな努力をされて、工夫をされて、本当にそれぞれの地域で住民が助け合って生活していく、いい地域をつくっていくという努力は私たちも当然それはしていかなきゃならん問題だと思いますが、今の本当に深刻な行き詰まった状態を、そのことによって国民の目から隠しちゃって、あなたたちが悪いんだと。まるで地方が

努力しておらんからいかんとか、国民がまともに努力しておらんからいかんというようなやり方で問題をすりかえるような形で地方創生を使うことは許されないことだと思いますので、ぜひそういう土台からきちんと直していただくということを、いろんな場所でそれなりの積極的な役割を果たしていただきたいと思います。

そして、市長から、やっぱり日本が戦争に向かうんじゃないかということについて、本当にそういうふうには大島先生とも話をしたら、思うというんですが、私もお尋ねしたかったんですが、そういうことで先ほどの平野議員の質問に対する答弁の中でも、原発については今の状況のもとで再稼働なんていうのは、本当になくしていく方向に力を尽くしていかなくちゃいかんのではないかというような御発言をされましたが、本当に今の格好で、中日新聞なんかも社説やいろんなところでほとんど連日のように、事があれば武力で解決していくというような方向に、去年の6月に市長が私の質問に対して御答弁いただきましたように、やっぱり憲法9条があったらこそ、今、日本が世界からも一定の信頼も勝ち取り、そして長期にわたって戦争せずに来られた今日があるのは9条があったからと、ここはやっぱりきちっともう1回見直す。そして、国民の意思に沿った方向でということをおっしゃっていただきましたが、本当にそれに基づく、要するに去年の閣議決定に基づく法整備を一気に起こしていくというようなことが今国会で準備されていますよね。

ぜひこれは、日本中の国民全体は、そのことはやっぱり考え直してほしいという意向が非常に大きいわけですから、とりわけそういう格好になっていくと、例えばこの辺も航空宇宙産業特区などということでは言われておりますが、実際にどんどん飛島の三菱重工はミサイルをつくっていますし、川崎重工もここでは兵器はつくっておりませんが、今大手の企業は兵器をつくっておって、そこでまた利益を上げていくということに邁進する。また、国は国でそういう武器を売り出す組織を防衛省の中につくっていくというようなことが、余りにもこの憲法9条や戦後70年になろうとしておりますが、この間の歴代の自民党政権がやってきたこととも違う方向に行くんじゃないかという心配をしておりますので、この点では、ぜひ、今、国連でこの初夏に核兵器廃絶の何年かに1度の会議が開かれることにもなっておりますが、そういうことも含めて、日本が隣国と本当に力を合わせて安心して暮らせる国にしていこうための、地方自治体の長として積極的な役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今国会におきまして、集団的自衛権のいろんな法案を提出して、それを可決していかなくちゃならないという形で自公政権につきましてはいろいろと協議をされているのは皆さん御承知のとおりでございます。

そうした形の中において、私は、これはあくまでも、やはりしっかりと国民にその説明責

任があると思っております。そういった形の中で、先ほど三宮議員もおっしゃったように、今も基本的には昨年私が申し上げましたことと変わっておるわけではございません。憲法9条というのがあればこそ平和が持続できているということと同時に、13条の解釈改憲というようなものがあるわけでございます。平和を願うという形についてあるわけでございますけれども、そういった形の中で、この集団的自衛権というのは国民にしっかりと説明をして、それをどうしていくんだということに対しては、私もこれから注視していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、さまざまなことで日本を取り巻く環境というものはあるんでしょうけれども、そういった形の中じゃなくて、武力外交じゃなくて平和外交という形の中で、近隣諸国とうまくいけんかなあということは国民の多くの人が願っておるところだと思っているんですね。そして、また本当に遠くまで行って、そういった武力行使をするということが本当に日本を維持するとか、そのままの平和ということに対して、先回もI Sという形の中でさまざまな事件も起きたわけでございますけれども、本当にそれが正しいのかということは、やはり国民の声を聞いていかなきゃならないということは全く同感でございます。

いずれにいたしましても、そういった日本としての政治外交ということが強く求められると思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員の質問の途中ですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の御答弁の中で、本当に地方や国民が安心できる方向は、そういう人たちがちゃんと暮らしが成り立っていく方向でなければという趣旨の御発言もありましたが、特に愛知県は東京都と並んで財政力指数が1番か2番かという状態をずうっと続けてきておりますが、ただ東京都はかなりというか、あれがあるんですが、愛知県の場合は交付団体になったり、不交付団体になったりというような状態で、1に近いようなところでございますので、結局そこから大規模な企業減税だとかをやることは、結局それは結果として県民の暮らしを守る施策を是認していくというか、そういうことですから、65歳以上人

口の中に占める特別養護老人ホームのベッド数は、全国で最低。教育費については全体では最低じゃないんですが、私学助成はちょっとよそより手厚いと思われますので。ただ、義務教育費の県民1人当たりの支出でいっても全国最低なんですよ。暮らしの応援ということと言うと、県がかなり大規模な企業減税を進めてきていること、加えて一体的に県下の市町にも同調するようということをお願いされてまいりましたが、そういう状況に愛知県の高齢者対策にしても、それから学校教育等にしても置かれているということもよく御考慮いただきまして、今アベノミクスのエンジンの中心に愛知県政がなっていると言われておりますが、そういう状態もひとつ改善していただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

防災の問題で、ここ2日間の一般質問の中でいろんな方が触れられましたが、特に重複しないようにしたいと思いますので、私も伊勢湾台風は隣の愛西市、当時の佐屋町の佐屋駅のそばで経験させていただいて、ずうっと期間中、仕事がなくなっても労働組合の青年部にいた関係もありまして、救援活動なんかに参加をさせていただいたんですが、ただあのときと比べて、その後の地盤沈下が進んでいる状態ですね。

例えば、国道1号線は当時、防災道路として使えるようにということで、かさ上げをしてやったということは皆さんも御承知のとおりだと思いますが、今、近鉄の弥富駅の、全く1号線に直角に出た、距離的に言うともうそういうところに建設省がつくった海拔1メートルですという表示が出ていますね。ちょうど歩道から1メートル50センチあります。防災道路として使えるようにということでかさ上げをしたわけではありますが、満潮時の潮位は夏場で平均潮位が1メートル20でありますから、海拔1メートルが路面から150センチということは、もうほとんどそこまで満潮時には水没するということですから、当時の伊勢湾台風の状況をわかっておる人から見ても、相当深刻な問題だと思いますし、福祉センターも、つくったときに、要するにグラウンドというか、底地はゼロメートルでという設定をしてありますが、満潮時はさらにそこから1メートル20センチほど浸水することになりますので、そこへ今回の、阪神大震災のときには余りなかったことですが、やっぱり海溝型の大きな地震で長時間揺れるということで、液状化が発生したり、地盤沈下が発生する。特に東北のほうで強く揺れたところでは、1メートルぐらいの沈下が地震と同時に起きているということを考えますと、この間、名古屋港のこの地域の津波対策として防潮堤をかさ上げをしましたが、中日新聞の夕刊でも報道されておりましたが、そういう巨大地震のときには3メートル沈下をして、なおかつ一応想定される津波には対応できるということですので、そういう構造物が沈下をする。

あるいは、私も前に名阪のインターなんかを利用したらどうだということを申し上げたこともありますが、今名阪のインターのちょうど路面で、以前に弥富市が発表した地図で見ますと2メートル60ですよ。そういうことから考えると、決してそんなに高いところではな

いわけでありまして、本当に三重県なんかはインターをかなり利用する、周辺を利用するというようなこともあったり、それから国の指定を受けなかったところでも県が独自の補助金をして、インターを活用できるような取り組みもされているようでございますが、そういうことから考えますと、本当に実際に自分の身の回り、市民の皆さんの身の回りで、深夜だったり、あるいは地震の場合は全く発生しないとわからんわけですからね。台風なんかだと、ある程度、本当にそういう伊勢湾台風規模のものが来るということになると、今は前もって予想がついて、避難も呼びかけることができますが、それを考えますと、実際に活用できる建物なり、あるいは幾らか高い土地というんですか、どこにどれだけあるか、そして自分たちがどこに逃げていくかということを考えないと、本当に大変なことになるということ、今、県のシミュレーションを見ましても、相当やってもかなり避難できない人が考えられるとなっておりますし。

そういうことを考えますと、今、弥富にとって一番深刻な問題の一つは国道1号の尾張大橋ですよね。今、そこまではずうっと南側からは整備が進んで、尾張大橋のところには大きい土のうとか、そういうやつを何かあったらと。要するに国道1号は、堤防は7メートル50の高さで整備されてきていますが、国道1号の路面は5メートルしかない。そこからまた桁下が70センチぐらい下がりますので、もともとこれは、この地域の防災計画の中でも県の計画の中でも重要度Aで、要するに川の容積が阻害されておると、予定しておるものからね。それに加えて、結局、国1があることで、両側、JRの間までに、ちょこっと中は整備されたところがありますが、かなりの部分があいていますよね。今は土のうや何かが置いてあるんですが、ただその堤防も暫定堤防で、高さも足りない、幅も足りないということでございますので、やっぱり巨大地震なんかで揺すられて場合には破堤の心配もありますし、それから本当に津波が遡上してきたときに、木曽川の尾張大橋が障がいになって破堤することだって、現実の問題として考えられる。せっかく海岸堤防が整備される、あるいは日光川の国1の橋も今かけかえがされておりますが、そういう障がいも1つ1つ除かれている中で、やっぱりこの辺の河川で決壊して一番大きい被害が出るのは木曽川だと思うんですよね。

もともとこれは平成10年のときには、私ども弥富中学校の建てかえの問題とあわせて、当時の文部省だとか建設省へ行行って、当時は一旦はかけかえ整備を進めるというお話になっていたんですよね、確認してきたんですが。ところが、国交省が長良川河口堰の関係で三重県側に借りがあるということで、伊勢大橋を先にやるということで、ずうっと先送りになって、そのままになっておりますが、せっかく周辺の海岸堤や河川堤がかなり整備されてきて、そこだけが残っておって、そういうところが原因でということになると、これは本当にせっかく相当の投資をしてきたものが残念な結果になるということではいかんと思いますので、ぜひ一日も早く、この解決のために関係市町村長や両県が、当然三重県側もありますので、力

を合わせて早期にここの強化をしていただく御尽力いただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮さん御指摘のように、1号線の尾張大橋、そしてJRというような状況の中において、まだ部分的に高さが保っていないところがあるわけですが、これは非常に道路に対して、あるいはJRの鉄道敷地に対して、いろんな形の中で荷重がかかってくるというようなことの中でああいうような状況になっておるわけですが、これは今の技術をもってすれば私は改善していただけるのではないかなと思っております。

今、海部土地会館のところの、市江橋という名称になるわけですが、市江川にかかる橋の問題がやっと解決できたわけですが、JRから非常に難しい課題ということを長いことあったわけですが、その工法について、基本的にはクリアできるようになったということで、今工事を始めていただいておりますが、そんなような形で、我々としてもまた要望していききたいと思いますけれども、我々が南海トラフ巨大地震が起きた場合、愛知県の防災局からの被害予測は、いわゆる堤防の破堤が液状化現象の中で同時に進行するということの被害予測というか、そういうことが言われておるわけです。そうした場合には、堤防の破堤ということになりますと、これは私たちが伊勢湾台風で経験したときのように、瞬時というか、非常に速いスピードを持って地域が浸水するということがあるわけですので、堤防の強化というのが非常に望まれるところでございます。

いずれにいたしましても、木曽川の左岸堤の中では、鍋田上水門のところを液状化対策という形で国土交通省の仕事としてやっていただいておりますけれども、また引き続き堤防強化のためには要望をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、尾張大橋がそういう弱点を、国道1号が障がいになっておることとあわせまして、実はこれは東京大学でつくった日本中の断層の地図で、多分この愛知県の図書館でコピーさせていただいてきたものなのですが、ちょうど弥富ではJRと近鉄を挟んで弥富線という推定断層があると。しかも、以前にマグニチュード5.5の地震を起こした断層だということも記録をされているんですよね。それから、これからT定規形に南のほうに木曽岬断層というのがありますし、その北側には今尾線という地震断層がありますし、養老断層を初め、全体のこの辺の断層は伊勢湾断層系と言われるんですが、幾つも断層帯がありまして、本当に地殻変動が起こって、原発なんかがあるところは、こういうものの上は今いかんと言われておるんですが、当然、橋や堤防は避けて通るわけにいきませ

んから、こういうものの上にも立っておりますので、やっぱりそういうことも考慮に入れて、一日も早く、ここはやっぱり非常にそういう災害に対して危険なところだということを国にもきちんと認めていただいて、同時に関係の私たちも、それから行政のトップの皆さんも御理解いただいて、一日も早くこの問題を解決するように進めていただきたいと思いますので、要望しておきます。

私、この前、皆さんも言われましたが、特に浦安に行ってお話を聞いて、本当に土台が違うなということをつくづく痛感したんですね。もともとまちづくりの土台が、県や東京都の住宅地などの造成だとか、要するに東京湾のしゅんせつ土対策で始まって、計画段階から本当に国のトップの人たちや県のトップの人たちが参加をする、大学の先生も参加するというような形でまちづくりが進められて、早くから危機管理監も専任で置くとかということをしてこられたことだとか、さらに今回の復旧に当たりまして、結局そういうスタッフがそろっているということもありまして、国の補助事業に乗せることも、普通の市町ではなかなかできなかった条件を生かしてやられて、この復旧の中で液状化対策を、道路やまちの復旧対策の中に、しかも相当の国費をつぎ込んでやっていて、とても普通のまちではまねができないようなことをやっているなあということを痛感したんです。

それはそれとして、本当に住民の皆さんの命を守るということについて、今私たちが真剣に考えなきゃならんことに直面していますが、それに比べると、まだ本当に私たち自身の構えというのは、なかなかそういうふうになっていないということもありまして、ぜひこの対策を通じて本当に行政や議会、市民の皆さんと一緒に、一日も早く、少しでも安心できる仕組みをつくるために力をお互いに尽くしていきたいと思います。

次の問題に移らせていただきますが、そんなに時間がないので、下水道の問題についてお尋ねいたします。

先回も、今、国からもアクションプランをつくって計画の見直しをということが言われているというお話がありましたが、実際に私たちがいただいている事業計画から見ましても、供用開始から52年目でやっと下水道料金で通常の維持管理費と借金の支払いができるようになります。これを、この計画では収支均衡点だというふうに言っておりますが、とんでもないことで、要するにもう50年を過ぎたような時点ですから、大規模な修繕が発生しているときですよ。だから、本来ならそういう備えも、将来への過大な負担を残さないということを考えればしていかなきゃなりません、いずれにしても非常に高額な負担であったこともありまして、結局そういう形で、普通に順調に行って相当大きな後年度負担を残すということと、それから現実に、既に供用開始をされて一定期間がたつわけですが、第1期が22年の3月に供用開始になって、23、24、25、26と、ことしの2月で丸4年が経過しておりますが、接続率は、その1期の分に限って言うと52.7%だと。結局、特に今、農業は大変な

状態でありますので、お年寄りしかいないような農村地帯の、しかもきちんと接続しようと思うと100万では済まない、場合によっては何百万とかかるような費用負担が伴うということもあって、なかなか接続が進まないとかというようなこともあって、こういう状況になっております。

だから、1つはもともと多額な負担、もう一方で、なかなか接続をお願いしても諸般の事情があつてうまくいかないということでございますので、市長は可能な限り公共下水道で整備をするべきだというお話もされましたが、やっぱり財源との関係で言うと、これはやっぱりそんなに可能な限り、自治体に大きな負担にしないような仕組みにしていこうということを考えたら、特に人口密度の低いところには、費用ということで言うと建設費も相当かかりますので、なるべく効率的なところに、あと10年ほどの計画というのは絞り込んで、そういうところはやっぱり浄化槽やその他の方法で御協力いただいていくというような仕組みに思い切って転換をしていく必要があると思いますが、こういう時期、人口は減っていく、それからどんなに努力をしても、これはそう簡単にとめるということとはできないということも事実でありますので、やっぱりその地域の皆さんの暮らしを支える支出は削れないものもございまして、全体の財政計画も見ながらの計画として堅実なものにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共下水道事業におきましては、平成21年から順次供用開始させていただきまして、今9号幹線から、これから7号幹線という中で、弥生学区から白鳥学区へというような形で計画を持っておるわけでございますけれども、同時に国の財政ということも大変厳しくなっているという形で、私どもとしては毎年毎年、構成市町村と一緒にあって、県もあわせて、この下水道事業に対するさまざまな陳情をさせていただいておるわけでございますけれども、ある意味では大変厳しい状況も言われておるわけでございます。

そんなような状況の中で、今後10年間のいわゆる整備計画と財政計画を示していくということで、アクションプランを作成していくことになりました。

これは関係市町もあわせて、例えば4市2町の中で、この公共下水道事業を海部津島でやっておるわけでございますので、そういった各構成自治体ともしっかりと協議をしていかなきゃならないわけでございますけれども、とにかく10年というとすぐなわけですね。そうした形の中では、どこまでできるかということに対しては、国もその補助の問題についても裏腹な関係があるわけでございますけれども、その辺のこともあわせて、関係市町村と協議をしながら、どう進めるかということアクションプランに盛り込んでいきたいと思っております。

いずれにしても、供用開始地域におきましても、さまざまな理由で宅内配管の整備という

こともおくれておくことも重々承知しております。しかしながら、これもやはり我々としてはお願いをしていかなきゃならないということで、27年もあわせて啓発活動をしていく。供用開始地域においては、宅内配管をしていただくように一生懸命努力していきたいと思っています。また、新たな説明書等も作成しながら、次の段階においてもお願いをしていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、公共下水道事業のアクションプランについて、また議会の皆様方にも基本的な考え方ということで、お示しをさせていただきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 議員の皆さんも、新しい議員の皆さんはどうか知りませんが、図面を見せられて、供用開始から60年目ぐらいのところかな、値下げの余地があるのではというふうに出ておりますが、もう全然、今も通常の維持管理費と利息もその料金では払えないと。これは全体で多分平均でいくと8割ぐらい、新しいところを除くと90%を超えて接続している集落排水でもそうですが、計画は割方、計画人口を膨らました形もあって、1人当たりではそんなにからんような説明もされましたが、結果的には定住人口が農村部で減っていることもありますし、もともと無理な計画だったということもあって、本当に多額の負担で、25年度の決算でも、集落排水事業では維持管理費が9,660万円、支払利息が3,660万円に対して、使用料収入が6,400万ですから、減価償却費だとか人件費だとかを除いても、なおかつそれを上回る6,920万円の一般会計の負担になっているわけですね。

そういうことを考えますと、本当に現在の公共下水道の計画では、実際に現在の区域の実人口で考えても、弥富市が直接施行する事業費で1人当たり72万ぐらいかな。借金は46万近い借金を1人当たり想定していると思いますが、これは高過ぎる、高過ぎると言っております海部南部水道の事業費で1人35万3,000円、それから借入金で言うと8万9,000円ですから、相当高い費用ですね、割高な。

これを考えると、本当に今後の計画の中では、ぜひ実際に事業会計に移すかどうかは別にいたしましても、どれだけの将来負担が発生することになるかということはいつも明らかにしながら検討していただくというふうにしていきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように、この公共下水道事業に対する財源というのは、非常に大きな財源が必要になっております。毎年毎年、特別会計の中で皆様方には御提案申し上げておりますけれども、9億から10億の中で、国費2分の1、そして我々の負担が2分の1という形の中で事業を推進しておるわけでございますけれども、先ほども言いましたように、どんどん進めることにおいて、減価償却という形のものも発生してくるという中で、大変厳しい事業であることは重々承知をしているところでございます。

しかし、一定の将来に対しての環境整備という状況でのお願い事でもございますし、我々行政としてはしっかりと次の環境をつくっていくという大きな役割もあろうと思っております。

そうした形の中で、財政計画を先ほども示すということにさせていただきましたけれども、全体870ヘクタールというのがこの私どもの受益面積というか、公共下水道事業でやっているという中で、向こう10年、平成38年というような状況の中においては、どこまでできるかということがあるわけでございますけれども、10年のアクションプランで大体7割から、80%ということが当初計画の目標数値かなあと思っております。そうした形の中で、財源計画がどのようになってくるかというようなことを考えていかなきゃならないと思っております。

国はまだまだ厳しくて、これを特別会計から企業会計に移してやっていかないと利益のほうの財政上の問題がはっきりしないではないかというようなことも言われておるわけでございますけれども、まだまだ企業会計に移行して採算をやっていくということにはなっておりませんので、我々としては特別会計の位置づけをしながら、しっかりと進めていけるところまで進めていくということになってくるかなあと思っております。

しかし、先ほども言いましたように、私ども弥富市だけがこの事業に対してどうしていくかということについて申し上げられませんので、関係市町村、広域下水道事業という形では4市2町でやっておりますので、いろんな自治体の様子も伺いながら進めていきたいと。財政問題としては大変厳しいということは重々承知しております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 結局、この公共下水道事業は国の2分の1の負担は全部借金ですね。それから、弥富市の負担も相当部分が借金です。だから、そんなに元金を入れなくてもできる。それから、借金も非常に長期の借金で、5年間は利息だけ払えばいいという仕組みですから、前にも申し上げましたが、25年度の決算時までで43億借りて1億円ちょっとぐらい元金を払っただけというような状況でできるんです。だから、つくるときはいいんですが、これを返していく費用だとか、実際につくった施設を維持管理する費用ですね。今言ったように減価償却費。だから、どこの自治体もそうなんですが、今事業会計に移したって絶対やっていけないです、どんなことをしたってね。だけど、私たちが今考えなきゃいかんのは、そういうできないような将来負担を残さないことはやっぱり計画をつくっていく上で、特に人口減少や少子・高齢化は避けられない状況のもとですので、そういう中でやっぱり節度のある仕組みを考えていただきたいし、将来負担がどんな程度になるかということはいつも明らかにしながら事業計画を考えていただきたいということを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私、3点ほどちょっと質問をしたいと思います。

やはり予算は少なくとも事業をしていく上の事業費、それぞれその成果が求められていく内容だと思っていますし、またそのことによって未来が築かれていく。このことは私も感ずるところですけれども、きょうのこの質問の中で、特に農業予算というのは、農業制度が大きく変わっているんですね。土地の管理だとか、土地も農地も一緒ですけれども、その管理、農業施策が。

そういう状況の中で、継続経費にはなっていますが、私の質問は予算概要説明資料のページ33の、1点目には、節の水田農業経営所得安定対策推進の費用の関係。金額的には700万です。この目的はここの中にも書いてございますが、安定政策推進のためにという状況です。この団体が下のほうに書いています弥富市、飛島村、蟹江町と、この3つの地区なんですが、この会議と目的を御説明願いたいと思うんですが。簡単に。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

水田農業経営所得安定対策推進費補助金、来年度予算700万円でございますが、これは先ほど議員の申されましたとおり、弥富市、蟹江町、飛島村で構成しております海部南部地域農業再生協議会への経営所得安定対策制度を推進するための補助金でございます。費用につきましては、全額県から補助金を受け入れまして、再生協議会へ交付しているものでございます。

活動内容でございますが、平成27年の推進活動計画でございますが、支部長会を開催し、平成27年産米の生産数量目標の設定方針ですとか、配分基準単収、また経営所得安定対策の交付金にかかわります営農計画書の提出、また現地確認に関する説明等を行わせていただいております。また、夏場には提出されました営農計画書に基づき、再生協議会で圃場の現地確認を行っております。また、要件確認作業としまして提出していただきました営農計画書に基づき、平成27年の水田台帳を作成し、また共済組合の共済データとの突合を行いまして、圃場の現地確認結果によります水田台帳のデータの修正等を行っております。この水田台帳のデータをもとに国や県へ報告を行いまして、各農業者への平成27年分の各種交付金の交付を行っております。

以上が主な取り組み内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 内容的なことは1つですけど、なぜこれは3団体になるのか。700万は県から全て補助金でおりてくるとなっておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 以前は、各弥富市、飛島村、蟹江町でそれぞれ水田協議会という組織を持っておりましたが、こちらの海部南部地域農業再生協議会という形で3市町村合同で協議会を設立させていただきました。

全額こちらは補助金ということで、県からの補助金をいただきまして、市を経由しまして再生協議会へ交付しているという状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そうしますと、これは弥富市独自で、例えば減反施策に応じている部分の補助金を出しているんですよね。これは難しい問題だと思うんです、変化が。ということは、3カ市町村で100%達成されておれば、各農家が、いわゆる専属的農家が88件であって、今後100というわけです。農家台帳に載っている人は全て農家。耕作者なのか、そういう問題の流れの中に大きな課題が残ってきた。

だから、協議会団体へそのお金をぽんと持って行って、じゃあそれで農家が納得できるのか。農家という、耕作者という、その地域における価値観の問題が、この3つの市町村の中に出ている。私はそういう気がしてなりません。

正直な話をしますわ。私も議長をやらせてもらっておるとき、1回だけ会議に出ました。1年に1回の会議。これ、1年に1回の会議で何ができるのかなと思ったことがあって、私は反対したことがありましたが、いろんなことを。事実、余りにも農家と、いわゆるこういう団体とのかけ離れがあるということ。この700万をぽんと持っていかれて、支部長さんたちに手当だとかいうことは、それは報道の関連で言えば県管理だと。事務経費も幾つか要るでしょう。しかし、市役所もはっきり言えば、農家に対する農地台帳やなんかみんな、今指示されていますよね、支部長を通して。

この辺の扱い方の決算とか予算、これは次の課題となりますが、そういうところに本当に農家個々それぞれが経営をしていく上において、熟知したこういう協議団体がありますよということを私はきちっと施策の中を説明していただくことが求められておる時代が来てるんじゃないかなと思って、前からもちっとお話をさせていただいておりますので、この点について、とりわけて趣旨、今どうこうじゃなくして、今後の予算の関係などについての、またそれぞれ質問する部分もあるかもしれませんが、今求められた中で、綱領。綱領というのはわかりますわな、目的等。そのことだけは1回どこかでこの事業団体の中身を出していただきたい。口頭でなくして。お願いを申し上げます、この項は。議長、取り計らっていただいて結構です。

それで、次に質問ですが、34ページ目6農地費の関係で、節の多面的機能支払交付金事業補助金の金額のあり方ですね。この1億793万。この関係の金額、団体は弥富市は二十何

団体あったと私はちょっと聞いていますが、これはいわゆる制度ができたときには農家へ直接払いという形で制度ができたんですが、今はどうなっていますか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） こちらにつきましては、平成26年、本年度までにつきましては地域協議会というところに私ども市の補助金を一旦放り込みまして、地域協議会から国、県、市の分を合わせまして、各活動組織に補助金という形で支払わせていただいております。

今回、平成27年につきましては、こちらが本年4月から多面的機能支払を含みます日本型直接支払制度というものが農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律というものに基づきまして、制度として実施をされるということに4月からなります。そのため、交付金の交付の流れが変更になりまして、従来はそのような形で地域協議会に一旦市の補助金も支払いまして、地域協議会から各活動組織に支払いをさせていただいておったんですが、27年度につきましては国・県の交付金が市に交付されまして、市の補助金と合わせまして、市から各活動組織に交付するというので、来年度予算として1億793万円を計上させていただいております。

なお、その負担割合でございますが、国・県が75%、市が25%負担ということで、金額的には約2,700万ほどが市の負担金額ということになっています。

団体数でございますが、現在、活動組織が14活動組織ございます。集落でいくと34集落ございまして、14活動組織に活動していただいております。また、27年につきましても、現状14の活動組織でそのまま引き続き継続して活動していただく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） これは大切なことなんだと思うんですが、この交付金の1億は、それがどうこうじゃなくして、この土地改良だとか整備の事業によって、いわゆる面積がその団体で違ってきますよね、年々。そういう調査はされているんですか。実質面積。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほどの多面的機能支払交付金というものにつきましては、説明書にも書かせていただいておりますが、農業を支える水路ですとか、農道等の供用設備の維持管理に対して交付します農地維持支払と供用設備の軽微な補修等の共同作業及び供用設備の長寿命化に対して交付します資源向上支払という2つの支払い項目がございます。農地維持支払につきましては3,945万円、資源向上支払につきましては6,848万円を予定しております。

なお、これにつきましてはそれぞれ各活動組織に活動していただく面積に対しまして交付金額がありますので、それぞれの面積を掛けまして、総合計がこの1億793万円という金額

で予算の見積もりをさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 申しわけありません。そのことは、もう私はわかっている。なぜその耕地面積、いわゆる面積割合が変わっているかという、水路工事だとかそういうような事業をやれば変わってきますよと。事業目的が変わっていけば中身は変わるんだよね。だから、1回調査をすればそれでいいということじゃないんじゃないですかというのが私の質問。いいですか。

もう1つは、そのことと同時に、このことの中で土地改良事業費だとか、それぞれのものもいろんな形で変わってくる内容なんですよ。そして、農家により一層、集約農業をしていくときに農家が農地を手放すことによって、生活の補助をしていくのが最初の目的だった、目的が。だから、農家への直接払いという制度が生まれて、そしてその制度を活用しながら来たものが、今いわゆる何とか機構。これははっきり言って県土連じゃないですか。ちょっとそこを聞かせてください。これを払うの。まず。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 支払いにつきましては、県土連ということで、地域協議会のほうにつきましては県土連で行っていただいておりますが、27年度からにつきましては、先ほど申しましたとおり市でこの取り扱いを行うということにさせていただくことになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そうしますと、今まで県土連がやっていたのを今度は市がやるから、これは私は余りきちっと自分がかかわったわけじゃありませんから、余り申し上げられませんが、間違いであるならおわび申し上げますが、15%ほど手数料を取っていたということを聞いているんです、本当に。だから、今度市がそういう払い方をすれば、その手数料はいわゆるなくなるんですね。そこはいいですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 議員のおっしゃられますとおり、26年までは地域協議会で行っていただいておりますので、地域協議会にその分のお支払いをさせていただいておりますけど、今度、市で行いますので、その分の手数料につきましてはなくなっていくということで、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そういうことになれば、この農業の施策上の問題からして、地域協議会からなくなって、直接そういう状況になれば、市も大変だと思いますよ、それはね。御指導いただかないかんこともあるし、当然のことながら監査を受ける国の補助金ですから、

そういうことも大変なことになるということも私も思いますので、ここのところは変わったら変わったということで、その協議会の皆さんは御存じかどうかですが、農家の皆さん方にもそのことを承知していただく。また、この事業のさらなる推進をして、地域がよくなることを御指導いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

3点目の関係ですが、土地改良に対する補助金の関係ですね。

私は34ページの整備促進事業補助金の中でですが、金額は3,200万となっています。それで、土地改良のいわゆる事業申請という用水管理、そして事業補助の申請の仕方。今日まで、農家の地域の代表を通して改良事業のお願いをしていた。そして予算化をされてきたことが事業運営の基本だったのではないのかなという気がしてなりません。それはなぜかというと、なかなか事業をやっていただきたいなあということを農家の皆さんがおっしゃっても、できなかったところがある。それは、いわゆる農家管理という、今考えてみますと、兼業農家だとか、もう全く耕作をしない人が多くなったわけですね、集約農業で。地権者と耕作者とが離れている。すると、農家の人たちはどこに自分の田んぼがあるかわからなくなっているんですよ。そうすると、意見と要望というものにかみ合わないんです、施策が。事業の。ですから、土地改良が今まだあるわけですから、少なくとも土地改良の補助金を出すという形になれば、土地改良の事務局がそれぞれ、管理とは言いませんけれども、地域におけるその状況の把握を時期的に指示をしていただく、いわゆる土地改良の補助、その事業に対する指導をしていただいて、それに対する助成はいわゆる必要経費、市への要請、このことが今求められているんじゃないかなと私はそのような気がしてなりません。ということは、地権者と耕作者はもう全く離れちゃっているんですね。

だとすると、これは大変なことが起きる。今は地権者が、例えば、路肩といいますか、冊板が壊れて、亀が穴を掘って、水が埋まっちゃったよと。本当にそういうことはあるんですね。そうしたら、今度は雨が降ったと。これは、そこで水があふれてくると。こういうことがあるんですね。それで、気がつけばお互いをお願いをして、土地改良事業団体なり、市役所でその対応ということになるんですが、そういうこともですが、年間的ないわゆる補助金、予算を立てていく上においては、少なくとも、普通、事務局あたりがもうこの地域で自転車で回れば1日もかからんのじゃないですか。そういう部分においてのいわゆる水路管理、農地の管理をできるような指導、市役所としての指導をしていただくことができないのかなあというのが、この件。ちょっとどうなんですか。いわゆる要求、要望の酌み上げ方はどうなっているか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

土地改良事業の事業については、まずは4土地改良事業、排水土地改良が1つ入っていま

すけれども、十四山、弥富、鍋田、それぞれの土地改良事業と孫宝排水土地改良事業という形の中で、私どもといたしましては1回、秋の前半ぐらいのところで、来年度の事業計画をそれぞれ持ち寄っていただくことになっております。

そういう形の中で、我々としてはその土地改良団体からの要望ということにもなってくるわけでございますけれども、これはとてつもない要望でございます、全ての事業ができるわけではございません。

今回も農林水産事業費としては9億700万か800万ぐらいでございますので、農林水産事業費はほとんど前年対比横ばいの予算でございます。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

そうした中で、今度は各個別の土地改良事業での予算折衝というのがあるわけでございます。そうした中で、我々としてはこの土地改良の優先順位は何ですか、どういう事業が考えられておるんですかという形で、個別に今度は私どもとしては協議をさせていただいている、それぞれ土地改良事業の個別の事業ということについてはさせていただいております。

これも単県でできるのか、あるいは違う形の方法があるのかという形のもとで、さまざまな角度からその事業精査ということをしていかなきゃならない、そういうようなことでございますので、イコールそれが、今おっしゃるように農地管理というような状況とどのように結びついていくのかということについては、非常に大事なことだろうと思っておりますので、あわせていろんな議論をしながら事業計画を進めているということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 大切なことは、単県事業というのは一定の割合を決めてやられることだと思っています。そうすると、そのことの中にそれだけの知識を持った地域の人たちは、わかりし単県事業だからこうだからこうだという話ができるわけですね。しかしながら、そのことに疎いと言っちゃ失礼ですけれども、理解度がない場合は、もうその地域は全く何年もほかれちゃうわけですね。だとすると、いわゆる総合的な単県事業などを起こしていくというのも、1つはもう今日まで多くの事業計画をしていただいております。そうすると、個々はこのような状況の中で、この問題を単県事業に上げていかなきゃならないんだということが生まれてくるんじゃないかと。そのことで、やはりその指導面として土地改良事業団体がそれぞれの役の中できちっとした位置づけと、市もそれぞれのいわゆる事業費の順番ですね。そういうものに対しても、また違いがあるんじゃないかと私は思っています。

市長が今御説明いただいたことについては理解もできますけれども、理解をさらに一層深めて、その単県事業等について、そういう土地改良事業に対して予算折衝の段階で予算を組み込まれて、土地改良の補助金のあり方について、さらなる御指導をいただきたいと思いま

す。

あわせて、この１％の問題です、地元負担の。この１％の負担は、非常に金額は小さいように見えます。見えますけれども、今例えば私どもの五之三の地区の例でとります。600戸ぐらいの戸数があります。農家が150軒ぐらいです。それで、集落排水をやっていただいていますね、農業集落排水。そうすると、じゃあその１％の議論というのは、これは市街化区域の人たちは一体どうなんやという議論が出てくる時代になってしまいました、本当に。ですから、少しその辺についての検討をしていただきたい時期が来ているんじゃないかと、そういうところの。もう全面的に耕作者も地権者も、逆に私どもからいくと小作農地ばかりで、荷之上も五之三もあれですけれども、預託をしているぐらいだったら、耕作者が本来負担してもらわないかと。地権者じゃないと。農業の生産手段としての水路だとすると。しかも公共下水が使われる、集落排水ができてくる。そうすると、用水管理としてのあり方は一体何なのかと。農業生産手段と雨水とのかかわり合いだけになってきたときが来ます。いろんな形の中で、総合的のその種の問題を御検討願って、ことしの予算の中に、また負担の割合などについては、私はこれはこれとしても、今後の課題として御検討願いたいなと思っていますので、よろしく願いして、私の３点の質問は終わりますが、もう１点だけ。

これは総務課だと思いますけれども、今回、宿直の関係を外託にする。外託という言葉が、シルバーですよ。これは派遣労働との関係、それからシルバーとの関係、情報管理との関係が生まれてくるんじゃないかと思っています。ですから、これは総務委員会でこれらの労働条件の扱いだとか、労働協約ではないが、派遣協約となるのか、臨時雇用契約になるのか、この部分についての細部にわたる、行政として労働基準法などに適応する契約状況が生まれるものを質問いたしますので、準備をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後２時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時00分 休憩

午後２時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後、堀岡敏喜議員の質疑に対する市側からの説明資料を各位のお手元に配付しましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に横井昌明議員、お願いします。

○９番（横井昌明君） ９番 横井でございます。

私は通告に従って、現在提案されている平成27年度一般会計予算より質問させていただき

ます。

議案質疑につきましては全般的なことをお聞きしますし、今度委員会で再度、詳しいことは聞かせていただくということでございます。

まず1点目でございます。庁舎の建設について。

平成27年度当初予算とし、土地購入費、物件移転費で2億2,146万予算計上されております。昨年は繰越明許費で予算計上はされておりました。

そこで、市が予定している合併推進債は昨年に事業年度が10年から15年に延期になりました。通常は庁舎建築は一般単独事業とか一般事業。これは起債の充当率が70%、基準財政需要額への算入はございませんが、合併推進債は充当率が90%、基準財政需要額への元利償還金が40%算入されます。

弥富市にとっては、庁舎建設が一番、今重要な事項でございます。合併推進債は弥富市にとって庁舎建設のために大変有利な起債でありますので、ぜひ利用する必要があります。合併推進債の期限延長になったといっても5カ年延びただけでございます。ですので、平成33年まででございます。弥富市のケースであれば、土地取得から庁舎建設までどのぐらいの年月が必要でしょうか。また、どの時点で事業開始をしなくては合併推進債の対象にならないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 横井議員の御指摘のとおり、新庁舎の建築に際しては合併推進債を活用できる今が市として最も財政負担が少なく、本市の将来世代への負担も極力抑えることができる最適な時期であるということは市議会と一致するものであると認識しております。

判決後、事業認定手続、税務署協議を経て、平成27年10月に用地買収契約ができるとの仮定において、あくまでも仮定においてでございますが、物件移転が見込みどおりできれば、平成28年の仮庁舎の改築工事を経て、新庁舎建設着手が平成29年4月ごろ、完成は平成31年3月ごろと計画しております。

新庁舎を建設する計画敷地には用地買収物件が2件あり、うち1件は住居でありまして、その応諾条件として、新たな住居が完成した後でなければ立ち退きをしていただけません。もしこの方が移転先の土地選定に時間を要し、新居完成時期がずれ込むことになれば、新庁舎の建設着手、完成時期もずれ込むことが予想され、どの時点が事業開始の最終リミットかは申し上げにくい状況でございますが、平成33年度末までに新庁舎が完成できなければ合併推進債の対象事業から外れることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは大変なことですね。そうした場合、一般単独事業の起債を充当されるのかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 庁舎を建設する上におきましては、それまでに蓄えた基金か起債を発行してやるか、どちらかの選択肢となるかと思われます。それで、合併推進債が発行できなければ、その部分に関して、それまでに蓄えた基金を充当するという方法も理論的にはありますが、それだけの部分の蓄えが現在ございませんので、そのまま継続するとしたら、一般単独事業。先ほど、議員は70%とおっしゃられましたが、今は75%に変わっておりますが、一般単独の75%の起債を発行してやるしか方法はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） この庁舎のことにつきましても、市民のために早急に庁舎建設に取り組んでいただきたいと願う次第であります。

では、次へ移ります。

次は、地域手当についてお伺いします。

今年度、地域手当の条例改正を行いました。平成27年度予算では何%で計上されているのか。予算に関する説明事項の243ページのキに地域手当が書いてございます。これで行きますと支給率は4%ということで書いてございますので、4%であると思うんですけども、条例で改正された6%との経緯の説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 条例では6%の範囲内で規則で定めるという形で、条例は改正させていただきましたが、その規則で定める率でございます。これにつきましては、3%から6%へ急激な変更ということではなく、段階を追って引き上げていくということで、3%引き上げる場合にどういう形で上げていくかというのは国から方針が示されまして、3年間で引き上げていくという方針でございます。ですから、弥富市の場合は27年度は4%、28年度は5%、29年度に条例で定めた本則の6%という形の経過的な率を規則で定めまして、そのような形で運営していくという考えでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、最後に移らせていただきます。

平成27年度予算と中期財政計画の関連についてということでございます。

弥富市の中期財政計画の平成27年度予算と平成27年度一般会計予算を比較しますと、財政規模で約7億ほど多く計上されております。歳入であれば、市税、国・県支出金、繰越金、市債等が大きな差があります。歳出につきましても、投資的経費、繰出金等の差があります。内容を見てみますと、この差というのは大体わかります。

私は今後の財政運営の取り組みが重要であると思います。平成25年度12月に中期財政計画、

そして平成26年の2月に第3次行政改革の計画が出されております。その中で、歳入改革で、1番から、未収金の対策の充実ほか3点ございます。また、歳出の改革についても5の補助金の見直しほか5点ございます。

平成27年度予算は、これらの歳入歳出の見直しを行って予算計上されたのか、一部でも行った改革があれば、また予算例があれば報告ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 中期財政計画におきます今後の財政運営への取り組みにつきまして、歳出でございますが、5番の補助金の見直し、これについてちょっと取り組まさせていただきます、27年度予算に反映したものがございます。そちらについてお話しさせていただきます。

これは平成26年の3月議会で横井議員から御指摘もございましたが、合併処理浄化槽設置費補助金につきまして、平成27年度からは基本的に公共下水道と農業集落排水事業の事業計画区域内は補助金を廃止いたします。それ以外の一般地域については、河川の水質浄化の視点から、トイレのリフォームをされる場合に、くみ取り式と単独浄化槽から合併処理浄化槽に切りかえる方のみ、補助の対象といたします。

予算額につきましては、この事業が国・県の補助金がございますので、一般財源ベースで報告させていただきます。平成27年度47万6000円で、前年度26年度は1,280万8,000円ございました。したがって1,233万2,000円の削減となっております。

続きまして、土地改良区補助金についてでございますが、平成24年度より毎年度見直しを行っておりまして、平成27年度予算額550万円で、前年度平成26年度925万円に比べて375万円を削減いたしました。

次に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてでございます。平成20年度より環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図ってまいりました。当初は既存の屋根に設置するということでありましたが、最近は新築時にはほとんど標準整備により設置されているような状況から、施設の浸透・普及等により補助の目的が達成されていると思い、平成26年度をもって廃止し、平成27年度は予算を削除いたしました。

こちら県費補助金がございますので、一般財源ベースでお話しさせていただきますが、平成27年度は削除した関係でゼロ円でございます。前年度平成26年度は528万円ございましたので、結果的に528万円の削減となりました。

主なものは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 多少努力されているなとは思いますが、今後も行政改革を行い、健全財政を続けてもらいたいと願っております。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

私はこの3月度定例会に上程をされております議案第10号から第14号、教育委員会制度改正に伴う議案について、通告に従い質問をしてみたいと思います。

2011年、大津市で起きたいじめ自殺問題で、教育委員会制度を見直す地方教育行政法が改正をされ、2015年4月には施行される予定となっております。

その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るためのものであり、またこの改正で、戦後教育行政の大きな転換になるとも言われております。これは施政方針演説でも市長が述べておられます。

今回の改正で何がどう変わり、改めて教育行政としてどのように認識をされているのか。まず、その認識と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について御説明をさせていただきます。お手元の資料を参考にしてください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）につきましては、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日、ことしの4月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、先ほど議員も言われましたように、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長——私どもですと市長でございますけど——と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しを図るなど、制度の改革を行うものでございます。

主な改正点は4点ございます。

まず1点目です。教育委員会委員長と教育長を一本化し、新教育長の設置です。

新教育長につきましては、教育行政に関し、識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなり、任期は3年となります。また、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の会議を主宰する。教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる。事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督するものでございます。

2点目につきましては、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございます。

教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求ができ、原則会議の議事録を作成し、公表するよう努力することでございます。

3点目です。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するものです。

総合教育会議とは、地方公共団体の長と教育委員会により構成されます。会議におきまし

ては、大綱作成に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、そのほかの地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策について協議などを行うものです。

4点目につきましては、教育に関する大綱を首長が策定するものです。

地方公共団体の長は、教育基本法第17条に規定する基本的な方針、国の教育振興基本計画等でございますけど、こちらを参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に定めるとしております。

今回の改正では、今まで以上に市長と教育委員会の連携を強化し、いろいろな問題に素早く対応できるようにするための改正でございます。

なお、新制度への移行につきましては、法律の施行日は平成27年4月1日でございますが、経過措置がございます。現在の教育長の任期以降に新制度へ移行しますので、本市の場合、教育長の任期満了は平成28年9月30日でございますので、平成28年10月1日より新制度、新教育長と4名の教育委員さんの体制でございますけど、4名の教育委員さんにつきましては、従来と同じく任期は4年でございます。こちらに移行することになります。

従来の首長（市長）の職務権限でございますけど、教育財産の取得・処分、教育委員会的主宰事項に関する契約、財務事務、予算を調製し、執行し、決算の議会認定と教育委員会の職務権限、教育機関の設置・管理・廃止、職員の任免、教科書の取り扱い、特に政治的中立性の要請の高い教科書の採択、教職員人事等については、変更はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、教育部長から、レジュメに沿ってわかりやすく説明をいただいたわけですが、2つ確認をさせていただきたいんですけれども、1番のポイントと言いますのが、自治体の長、いわゆる首長の権限を強めたということなんですけれども、先ほど教育部長もおっしゃっていましたが、再度確認をしたいんですけれども、学校や教育委員会の領分に、政治、行政が踏み込むということがあってはならないと、そういうことなんですけれども、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 先ほども御答弁しましたが、教科書の採択とか教職員の人事については入っておりませんので、政治的な中立性は保たれると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 申し上げたのは、要は市長の、いろいろと教育への権限が強くなったということで、やはり行政側が学校教育の場にいろいろ意見をするとか、圧力じゃないで

すけど、そういうものとかけるとか、そういうことがあっては一切いけないということで、今の部長の答弁で、そうなんだということで、まずは確認をさせていただきました。

もう1つなんですけれども、大津の事件でもありましたけど、テレビで見ていてあたふたしているという部分が、本当に亡くなった人のもとに、ああいうていたらくといひますか、そういうことがないように。もちろん、その事件が起こる前にいろいろ手を打つべきこともあったんでしょうけど、その責任の明確化ということで、教育委員長と教育長が一本化されて、新教育長が教育行政においてはその責任者は新教育長であるということで明確になったと、まず1つ。市長が教育長の直接任命をする。これは議会も同意人事でやるわけですが、市長の任命責任も、またこれは1つの目安になるという認識でよかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） そのように認識して結構でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） では、そのように認識をさせていただき、また弥富市の、新しく変わるのは来年の10月、先と言えば先ですけれども、いろいろ先進で取り組まれて、またこれからその教育委員会の制度改革でさまざま、学習要領に沿って変わっていくものもございます。これも今後の質問にも出てきますので、確認をしながら話を進めたいなと、そのように思います。

次の質問に移ります。

小学校では平成23年度から、また中学校では平成24年度から、今申し上げました全ての教科等で新しい学習指導要領による教育が始まりました。主な改正のポイントとしましては、学校で学ぶ内容の充実や授業時間数の増加が図られ、また子供たちの生きる力を育むことを目指しており、そのためには学校や家庭、地域の連携・協力が必要と明記をされております。

この新学習指導要領の生きる力の第1章、第4では、各学校においては、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画、すなわち教育課程を作成するものと定められております。

そこで質問でございますが、各校の教育課程の独自性について、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 各学校での教育課程の独自性についての御質問でございますが、年度の当初、各学校の企画委員会というものを行い、その年の授業や行事を何をメインに行うか、またどのように行うかの検討を行います。

例えば、大藤小学校では、机の配置をコの字型にし、発表するときに児童同士の顔が見えるようにしたり、日の出小学校では、授業のユニバーサルデザインを目指して、誰にでもわ

かりやすく指導する。また、十四山東部小学校では、夢ノート、ワークシートに記入された児童の活動内容や意見の感想をファイルにとじ、個々の成長の記録として保存していくものでございますが、また北中学校では、授業での言語活動、授業で生徒に話す、書く、聞く、読むといったことの充実を図っております。

他の学校でも教育課程の独自性を持って行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、小学校、中学校の学校単位の取り組みということで、一部御紹介をいただいたんですけど、独自のせっかくの取り組みが、この学校でいいとされていることが、学校同士での連携ってなかなかとれないんですよね、現実の話は。どうでしょう。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校同士の連携でございますが、基本的には各学校の置かれておる状況も人数も異なっておりますけど、校長会とか教頭会も毎月行われておりますので、連携できる部分についてはあると思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できる限り、なかなか画一したものではいかんですけども、この議会の中でもいろいろ学校教育の独自性といいますか、独自性ということよりも大事なことが抜けているとまでは言いませんけど、いろいろボランティアの方々から協力があつて、例えばライオンズクラブの薬物防止授業ですかね。そういったものも好評を得ていると聞いていますし、また私も議会で何度か取り上げさせていただきました動物ふれあい授業。これは海部獣医師会の、これもボランティアでやっていた部分で、学習指導要領にあります、これは何回かお話をさせていただいていますけど、前は低学年は動物を飼育する上で愛情飼育をしていこうと、それで命の大切さと思いやる心を育もうと。高学年では理科的飼育をして、命の仕組みというものをしっかり理科的に勉強していこうと。そういうもので、飼育ということが言われておるだけで、これは努力ということでなかなかできていない状況があるんですけども、やっぱり幼少期にそういう生きた、かわいらしいというか、愛情が注げるような動物をさわるということが本当にいい体験にもなります。

確かに、今、家のわんちゃんとか猫ちゃんとか、飼っていらっしゃる方は多いと思うんですけど、本当に子供さんが触れているかどうかというのは、そこまではちょっとよくわからない部分もあります。実際に、前も言いましたけど、動物ふれあい授業で言うならば、ウサギをさわるわけですけども、初めウサギをさわる前に絵を描いていただきますと、ミッフィーちゃんみたいな絵を描くんですよ。縫いぐるみみたいな絵を描く。ところが、さわったからの絵というのは、もう本当に生物としての絵を描くんですよ。だから、子供さんの観察眼というのは物すごいものがありまして、想像したものと、実際にさわったものとは違う

ということが、その1つの授業でも認識できている。すごく愛着も湧いている。最初は怖くてさわれなかったけれども、本当にかわいくて仕方がないみたい。そういう状況にもなって、これも特性ある、弥富市の、獣医師会では全国的に広めているみたいですけど、大事な授業じゃないかなと。今後もしっかりと広めていただきたい、そのように思います。

それともう1つ、学校支援をしていただく地域の方の教育ボランティアというんですかね。そういうのもあると思うんです。今、現状と市の認識等、どのようにされているのか、お聞きできたらお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校支援のボランティアの関係でございますけれども、いろんな形がございます。スクールガードの方ももちろんお見えになりますし、学校の校具的なものをボランティアで修理・補修等していただいてみえる方もございます。また、先ほど議員が言われましたように、動物の関係の獣医師会の方とか、また学校によっては野菜づくりとかそういったことで、地域の農業の方に御協力を願っておるところもございます。

ちなみに、現在そういった方でボランティア保険を掛けてみえる方、合計数でございますけど、スクールガードの方で現在、昨年度で168名。これはPTAの方は除いておりますけど、168名ございます。また、先ほど申しました学校の環境改善の関係等のボランティアの方が2名、学習における担任の補助をする方が4名、それともまた別に団体保険でございますけど、学校のいろんな授業のときに御支援をいただく方が78名、登録をしていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 学習ボランティア、学校支援ボランティア、これは以前からあるわけなんですけど、指導要領の中で言うところの生きる力を育むというところでは、要は地域地域の風土といいますか、文化といいますか、特色といいますか、先ほどの農産物でもいいんですけど、それをしっかり地域の方と連携をして、ボランティアとして学校で、1つ授業の中で一時間をちょっと借りて紹介をしていただくとか、協力をしていただくとか、そういう支援をやっているところをやっていないところがあると、今教育部長から報告があったんですけど、まさにこれは全国的に問題がありまして、地域、学校区でも格差があると。これをどういうふうに改善をしていくのかということが一つの課題かと思うんですけど、まずこういうことを募集しているんですよというところを、本当にきのうの地方創生じゃないですけど、さまざまな関係機関であるとか組織に声をかけていただいて、きのうも言いましたけど、子供さんのほうが少なくて、大人の目のほうがはっきり言って多いわけですので、何とかして協力をして、だからといって過保護に育てるわけじゃないですけど、そういういじめであるとか、また地域でのいろんな事件、事故、犯罪等に巻き込まれないような、包含をし

て、包容をして、そういう地域を目指していただきたいと思います。

学校ボランティアに関しましては、もうちょっとそういうことをやっているの、やりたいという方とつなぐ一つの役目、きのうも防災でも話をしましたが、これは役所の一つの役目でもあると思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて質問いたします。

近年、いじめや虐待、子供の貧困など、子供をめぐる深刻な事件が後を絶たず、きのうも山口議員が一番におっしゃっていましたが、子供を取り巻く環境は悪化をしております。いじめについては2011年10月に大津市でいじめを受けていた中学生が自殺をしたことで大きく取り上げられ、2012年6月、国はいじめ防止対策推進法を制定し、公布をいたしました。また、虐待につきましては、厚生労働省の調べでは2013年度に把握をした児童虐待の件数は実に7万3,765件に上り、1990年度の調査開始以来、23年連続で過去最多を更新しております。さらに、子供の貧困につきましても状況は年々悪化をしており、2012年の貧困率は16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人が困窮状態にあると言われております。

このように取り巻く環境が悪化をする中、教育相談について、より多様化、深刻化をしていると懸念をされますが、現在の教育相談体制における課題と対応について伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 教育相談体制における課題と対応についての御質問でございますが、まず課題としましては、外国籍の児童・生徒が増加しつつあることに鑑み、学校や市教委が当該家庭と連絡をとることが容易ではないケースが多々ございます。言葉の問題ももちろんございます。また、市の教育委員会、学校教育課に設置されております外線直通のなやみ相談電話でございますが、これは直接教育委員会につながるものでございますが、こちらはこれまで数件しか相談はございません。もちろん一般の市役所の電話から来るものはもちろんございます。こういったものもまだ十分周知をされておられませんものですから、こういったものの周知を課題として捉えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いかに窓口があったとしても、小学校、中学校でもそうですけど、なかなか子供さんのほうから積極的に相談をするということができないですね。子供は子供の社会がありますから。それを超してでも、いつでも来てよというやっぱりこちらからの胸襟を開いたものじゃないと、子供から本当に信頼を得たものでないと、なかなかそういう声は届かない。

この間の川崎の事件でもそうだったかもしれません。本当に声をかけていれば何とかなったんじゃないかなというのが本当に悔やまれて仕方ないと思います。本当に積極的に相談してくれる子なんてまだいいですけどね。そうじゃない場合が多々あります。

そういう意味で、国ではスクールソーシャルワーカーというんですかね、支援員ですけども、現在1,500人から1万人にふやすと言いましても、全国の学校の数からしたら全然足りないわけですけど、そういう支援員みたいなスクールソーシャルワーカーのような、そういう存在というのは弥富市の中では現状どうなんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 私どもでは、スクールカウンセラーと言っておりますけど、現在中学校と大規模な拠点の小学校については県費で派遣されております。またそれ以外の小学校につきましては、一定の時間数でございますけど、市費でスクールカウンセラーを配置しております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） おればということで、今のところそういう学校関係で、そういう子供さんが相談をしなきゃならないような状況、きのうの山口議員のお話では虐待ないしネグレクト的なことというのが一部報告をされておりました。そういうことが学校教育の中で発見できる、なかなか子供さんからいじめられているんですなんて言えないですから、何とか見つけ出して、大事に至らない状況をつくってあげなきゃならない、そのように思います。

この横並びのスクールソーシャルワーカーを設置するというものよりも、本当に学校現場の先生方とまた地域の方、保護者の方、いろいろ相談をされて、必要な措置をとっていただきたいと思います。

続けて質問させていただきます。

2007年4月、改正学校教育法が施行され、小・中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定をされました。文部科学省が2012年の12月に行った調査によりますと、通常学級に在籍をする知的発達におくれはないものの、学習面やまた行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は何と6.5%になっており、30人のクラスに1人か2人は該当する児童がいるという計算になります。

近年、発達障がいのある児童・生徒が増加傾向にあり、弥富市においても発達障がい、あるいは発達障がいの疑いのある児童・生徒が何人いるのか、現状を把握し、適切な対応を考えなければなりません。

学級担任への負担も大きく、通常の学級に在籍をする発達障がいのある児童・生徒に対する支援の充実については全国的にも急務となっております。

そこで、増加傾向にある発達障がい児生徒に対する現状と認識、対応について伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 増加傾向にある発達障がいの児童・生徒に対する認識と対応についてお答えさせていただきます。

現在、市内の11の小・中学校で22学級の特別支援学級で71名が在籍しております。それ以外に、障がいが比較的軽い児童が普通学級で授業を受けながら、障がいに応じた指導を受けることのできる、通級指導教室と言っておりますけど、こういったものが市内全体で2校、日の出小学校と白鳥小学校に設置されております。

しかしながら、各学校で県が配置する特別支援学級の配置職員のみでは対応が困難な場合もございますので、複数の児童・生徒が在籍する学校については、市単独の臨時雇用の支援員を一定時間、半日ほどでございしますが、雇用し、対応しております。

発達障がい児に対しては、通級指導教室への指導が有効かと思いますが、先ほど申しましたように、通級指導教室が日の出と白鳥の2校のうちでございしますが、大規模校でございします日の出小学校では、特別支援学級在籍以外にも普通学級に発達障がい疑われる児童・生徒が多く、小学校全体では119人ございます。1クラス平均で1.4人、小学校の通常クラスの全体で4.8%の率となります。また、中学校全体では発達障がい疑われる者は58人おります。1クラス当たり平均で1.7人、中学校の通常クラス全体で、平均でございしますが4.6%になります。

他校から、先ほど申しました通級指導教室に通うことが一番よろしいんでございますが、先ほど申しましたように、現実的には困難な状況でございしますので、授業のあいている先生や先ほど申しました市の臨時雇用の支援員などを含めて対応しております。今後につきましても、通級指導教室の拡充を県に求めていると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今は小学生の児童というような形の範囲でお話をさせていただきましたけれども、過日、定期的に開催をしておるわけでございますが、保育所の所長とのいろいろな会議をする機会がございます。そうした中で、この発達障がいの子供さんということに対して、今、保育でお預かりしている子供さんは弥富市9保育所で約1,100名お預かりしておるわけでございますけれども、先生、保育士だとか、あるいは所長が判断する発達障がい児は約1割、100名ぐらいお見えになるというような状況でございます。

こういった問題に対しても、保護者の方とよく御相談を申し上げながら、家庭でのさまざまなことに対する、子供に対していろいろとまた愛情も含めて、注いでいただきたいわけでございますけれども、いろんな環境のもとの中にそういう子供さんたちが多くなっているということでございます。

多くは小学校、中学校へ進むにつれて相当改善されるとは伺っておりますけれども、しかし我々としても、学校等を中心にしっかりと面倒を見ていかなきゃいかんと。

もう1つ、実は保育所等で所長さんが大変お困りなのは、いわゆるアレルギー体質をお持ちの子供さんが非常に多くなってまいりました。これは先回の打ち合わせ会議では15%ぐら

いの方が、150人前後の方がアレルギー障がいは何らかの形で持ってみえるということでございます。これも大変、実は調理員さんとかさまざまな給食に関する人たちに対して、非常に神経細かく対応させていただいているところでございます。もちろん保護者の方においても、そういったことに対しては、うちの子供はという形で事前に教えていただくわけですが、いずれにいたしましてもアレルギー体質の方が非常に多くなってきているということが、今保育所運営の中においても非常に大きな課題になってきているということも、この機会に少しお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、今、市長からる保育所の今の現状の問題もお聞きをしまして、その前の部長の、今小学校の現状で、全国で6. 数パーセントという話だったんで、それでも1クラスに1人から2人おるというこの現状に本当に驚くんですけども、その支援体制というのは児童課長、お話できますか、内容はどんなものかというのは。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 今回の地方創生交付金の対象といたしまして、また後で御説明をさせていただきますけれども、今回最終日に補正予算ということで御提案させていただきます。

内容といたしましては、その中で先ほどもちょっとお話がございましたように、外国人のお子さん、小学校の中でもお見えになりますし、もちろん保育所の中でもお見えになるわけでございます。その中には、御両親が外国人の方で、お子さんも日本語が全くわからないというような方もたくさんお見えになるわけでございます。

今まで、保育所ではそのような日本語の指導みたいなことはしておりませんでしたけれども、今後、来年度におきましては日本語の指導、生活指導ができる、そういった支援者の養成というようなことをやっていく予定でございます。その養成講座を受講した支援者の方に保育所に行っていただきまして、日本語の指導、生活指導をしていただく予定でございます。

また、そのほかの事業といたしましては、近年、子供の体力低下が懸念されておるところでございますので、今まででも保育所の中でそういった運動遊びはございましたが、専門的な指導ができる講師をお願いをいたしまして、体力アップできるような、基礎体力がつくような、外遊びの授業といたしますか、そういった指導もやらさせていただきたいと思っております。

あとは、ちょっと今のお話からは外れるかもわかりませんが、弥富市におきましては、現在、防災・減災、そういったものが重要な課題でございます。そうした中で、避難する場合に保育士が先導するわけでございますけれども、そういった先導する際に、携帯端末みたいなものがございまして、それを操作することによって避難する位置情報といったもの

とか、メール情報を発信できるようなものを考えております。

大体、主な内容は以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） るる政策があるんですけれども、先ほど市長も御指摘があったように、発達障がいというものが、治るものがほとんどなんですよ。治るものなんですけれども、起こる原因というものが実は問題じゃないかなと。先天的なもの、遺伝的なもの、後天的なものがあるそうです。お医者さんの話を聞きますと、それはやはり家庭環境であったり、社会環境であったり、ドラマとか、余り言いたくはないですけど、ゲームの中でのトラウマであるとか、本当に子供さんというのはすごく感受性が豊かでして、いろいろな刺激がありますと、それが現実なのか、バーチャルなのか、心の中では整理がつかないまま心身に支障を来してしまう。認知力に要は隔たりが出てしまうというのが今の発達障がいが多い症状だそうです。

ただし、これは生活習慣を変えることで大きく改善をしていけるということも出ていますし、必ず治療にも向かえるということになっています。

何と言いましても、治る治らんというよりも、普通の生活していけばもう治ると。病院に行けば、はっきり言って病名をつけられてしまいますので、それをネガティブに考える必要は私はないと思います。ただ、それをわからずに、低学年とかになってきますとうまくコミュニケーションがとれないと、それが本人にとってもトラウマになるでしょうし、また客観的に見ればいじめにもつながる要素が多分にあると。だからこそ、やはり支援をする体制というのが重要でありまして、それは先ほど部長からお話があったように、市としても対応を、苦慮しながらでも今後は対応していく、そのような理解でよかったですよ。

何にしても、今回の教育委員会制度というものが、責任の範囲と権限の授与だけではなくて、本来の今まであったさまざまな事件事故を勘案して、弥富市の教育、弥富市で子供が受ける教育環境の整備、教育していく本当のコミュニティという上での整備というものが充実したものとなって、生き生きと明るい弥富っ子が育っていくように祈りまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

27年度の一般会計予算と若干、議案に提出されている21号議案にもかかってくる可能性もあるんですけれども、交通システム全般ということで御質問させていただきます。

最初に、コミュニティバスのことを伺いたいんですが、今回コミュニティバスの予算が9,339万7,000円ついております。前年度は、これが1億490万9,000円ということで、予算概

要説明では、この印を見ると、継続という形はもちろんなんですが、現状維持ということなんですが、予算的にみれば1,000万円減っておることになるんですけれども、まずこのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このコミュニティバスの協議会の負担金が減っておるということの御質問でございますが、これにつきましては、今のバスを購入して、その5年償却ということで、5年で要は分割して負担しておるという中で、5年が過ぎたということで、バスの購入に対する償却が済んだということで減っておるので、別に本数を減らすとか、そういった形の対応ではございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういうことであれば、これについてはいいかなと思うんですけれども。

それで、コミュニティバスというのは前々からたくさんの議員が指摘されて、なかなか使いつらいものだというので皆さん自身も感じていると思うんですけれども、例えば仮に具体例でいきますと、一番ネックとなるのは十四山東部であったり、もしくは栄南の地方であったりするわけなんです。仮に十四山東部の竹田のほうから、じゃあ病院に行きたい、もしくは買い物に行きたい、こういう人たちがいると思うんですよね。特にあの地域の方々は高齢化率も高い状況になっているので、そういう方も多いと思うんです。これが、例えば竹田のほうから病院に行くとなると、朝8時18分のバスか、朝10時8分のバス、この2本に限られるんですね。そして、8時に出発すると病院に着くのは8時48分、30分で着くと。この辺はまあまあいいかなと思うんですが、これが帰ろうとすると、次のバスを見ると9時39分にはあるんですけれども、ただ8時48分に着いて、病院で診察を受けて、9時39分に乗れる可能性というのは極めて低いので、これを過ぎすと14時29分という状況になります。

ということで、基本的には10時8分を使って、10時38分に到着して、2時29分に乗って帰るという形の1択に迫られるんじゃないかなと思っておりますが、そういう意味では1日1本しか病院に行くルートがないということが言えます。

また、これは病院なんですけど、買い物に行こうとすると、同じく8時18分に乗れば、これは福祉センター経由ということで、現実には余り使われないと思うんですけれども、可能性として上げさせていただくと、8時18分に乗れば、例えば十四山にあるスーパーであるピアゴに到着しようと思うと、9時52分なんですね。だから、こういうのは基本的に使わないと思うんです。そうすると、これを過ぎるとどういことができるかということ、今度は昼の1時、13時4分という中で、これは1時20分には着くと。それだったら普通に利用される範囲であろうかと思うんですけれども、そうすると、じゃあ1時20分に着いた方がいいけれども、

帰りはどうなるんだということで模索すると、帰りは14時42分ですね。1時間20分ぐらいの買い物時間ということで、健康な人であればささっと買い物を済ませて、行くことができるんですけども、コミュニティバスを基本的に使うということであれば、基本的に車に乗れない、もしくは自転車に乗れない、こういう方々が多いかと思うんですね。そういう方々が1時間20分の買い物でさあっと済ませられるかと。これまた疑問なんですけど、ただこれに乗らなければ帰りがないんです。こういう現状を知っていただきたいと思っております。

もちろん土曜日もあるんですが、同じような状況になっております。

そうしますと、このコミュニティバスがいかに使いにくいかということがわかるかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このコミュニティバスにつきましては、地域公共交通活性化協議会におきまして、毎年公共交通調査を実施いたしまして、効率的な運行を目指し、さまざまな改善を行っているところでございます。

今、那須議員から御指摘の件もありますし、ほかさまざまな御意見はあります。しかしながら、そういった方の御意見を全部くみ取ってルートを決めようと思ったときに、非常に今のバスの台数とか、そういったものにおいては限界もございます。

中期財政計画においても示してございますとおり、この地域公共交通、コミュニティバスに関しても中・長期的に見直しを図っていく中で、今現在の委託料をふやさない範囲でさまざまな改革を目指していこうとは思いますが、例えばバスを1台ふやすとなると、かなりの費用が発生してしまうことにもなりますし、なかなか全ての皆様方の使い勝手のいいようにするには限界もあることも御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） コミュニティバスの現状は、私としても理解しておるところでございますし、ただ本当に地域住民の交通を考えるのであれば、要するにコミュニティバスだけではこれは対応しきれないんじゃないかということがここで見られると思うんです。

そうしますと、じゃあ別の方法を模索させていただきます。例えば、議案にも上がっているんですけど、これはちょっと別かもしれませんが、第21号で包括的支援事業、多分海南病院に設置されるものだと思うんですけども、こういう中で医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のため、必要な援助を利用できるように導き、介護保険各被保険者が可能な限り住みなれた地域において、自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないという取り組みでございます。

要するに、自立支援を促進するために、じゃあこの機関が買い物支援をやるかと言われれば、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 福祉施策という観点では、心身障がい者の方の福祉の増進を目的に、心身障がい者福祉タクシー料金助成事業、要介護認定や要支援認定を受けた方など、1人で移動できないなどの制約のある方を対象に高齢者等の福祉タクシー料金助成事業を行っております。

この福祉タクシーと公共交通の組み合わせにつきましても検討いたしました但、同じ制度として一本化することは困難であると判断いたしまして、福祉施策と公共交通を切り離して実施しているところでございます。

先ほども答弁いたしましたが、このコミュニティバスにつきましてもは、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保、維持を図り、より利便性の高いバスの運行を目指してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、なかなかこれも使えない状況になっているんですね。

そうすると、じゃあ本当に車に乗れない人、十四山東部や栄南地域、またはバスが通っていないところに住んでいる人はどうすればいいのかというと、仮にヘルパーさんが病院に送り迎えするのかと、または買い物へ送り迎えするのかと言えは、それはできないことになっていますよね。

そして、また新たな方法を考えると、今回、昨年来からでき上がりましたささえあいセンターが弥富市にはそういった方への支援であります但、じゃあこのささえあいセンターで病院の送り迎え、または買い物の送り迎えができるのかどうか。まず一旦お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございますけれども、ささえあいセンターにおきましても移送に関する業務は行っていないのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうなんですよね。私も、福祉輸送という形の中で、できないということで認識しておるものですから、この手段も使えないということなんです。ところが、同じく、ちょっと話は変わるんですけども、子供の視点に移すと、ファミリーサポートのほうは、例えば塾に送り迎えはできるということで聞いておるので、ここでは何で子供がよくて何で高齢者はできないのかというのは不思議なところではあるんですけども、そういったところで、ぜひ今後の改正等がございましたら、そういった動きに敏感に対応して、できるようになれば、多少はこうしたお年寄りの方々でも日常生活の助けになるんじゃないかと思うんですが、それはまた先の話でありますので、ここではそんなにあれなんです但、ではもう1つ最後の手段として考え得るのはタクシーという方法がございます。

このタクシーは、例えば心身障がいの方では年間48枚のチケット、これについて予算が出ておりますよね。今年度で言うとも747万2,000円という心身障がい者の48枚については予算が出ておりますし、高齢者の方については、今度は48枚ではなく24枚ということで、538万4,000円という予算がついておるかと思います。

このタクシーを利用して買い物に行こう、病院に行こうとすると、例えば高齢者の方ですと24枚しかないわけですね。この24枚、1カ月に換算しますと2枚ということですよ。しかもこの2枚というのは、要するに行って帰ってくる往復1回分だということになるんじゃないですか。そうすると、1カ月に1回しか買い物、もしくは病院に行けないことになるんじゃないでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、議員の言われている方がどういう方であるかというのは、ちょっと私が今、理解できないところがあります。

例えば、介護認定を受けてみえる方であるとか、それから障がいのある方であるとかというふうな方のことを言っているのか、そうではなくて、もっと広い範囲で、ある程度自分での動きが難しくなっている方全体を捉えているかということで、このお答えも変わってくるのかというふうには感じております。

以前、議員からお話いただいたのは、タクシーチケットをふやせないかという話は前も伺ったような気がいたしますけれども、そのときもお答えとしましては、現段階ではそのようなことは考えていないというお答えをさせていただいている覚えでございます。

それで、例えば今言われているような障がいの方でありますとか、介護の必要である方がありますとかという方でありましたら、例えばささえあいセンターにおいて、お買い物をするというのが非常に楽しみであって、現場に行きたいという気持ちはわかるんですけれども、買い物代行という形のことではできるわけです。一緒に付き添っては行けませんけれども、できます。ですから、そういったような制度が使える方もあります。そうじゃない方については、どの程度の健康状態であるかというようなこともありますので、そういったもし個別のものがございましたら教えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、買い物についてはそういった代行ということがあるのも承知をしておりますし、だけれども病院についてはそうはいかないという部分もありますので、私が最初に前提を言っていなかったもので申しわけなかったんですが、要するにそんな重度ではないけれども、車が乗れなくなったら、基本的には移動手段がなくなってしまうということなんですね。ですから、まずタクシーチケットの補助、今高齢者の方は24枚ということであるんですが、これは心身障がい者は48枚もらえることになっておりますけれど

も、せめてそういった48枚分に切りかえるということで考えることはできないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも前回お答えしている内容かと思いますが、  
ども、現実的に実際に利用率はどのぐらいかという話になりますと、50%以下、請求があつて  
て発券した方についての50%程度ということでございます。このような状況を鑑みまして、  
現段階におきましては枚数をふやすということは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、使用されているのが50%以下ということでしたが、これ  
はわかり切ったことなんですけれども、例えば先ほど言いました本当に大変な地域に住まれ  
ている十四山東部や栄南地域で言えば、このタクシーチケットを使ったとして、じゃあ例え  
ば海南病院に行きました。そうすると、その持ち出し金というか、チケットでは補填できな  
いものは自分の懐から、わずかな年金から出していくことになると思うんですけど、それが  
一体幾らかかるのかということで、東部の方々に聞いたところによると、1,000円、2,000円  
と、片道ですよ、足が出てしまう。そうすると、往復3,000円から4,000円かかることになる  
んですね、チケットを使ったとしても。こういった状況で、例えば年金が仮に満額出ていた  
として、国保です。6万円とかいう金額の中から病院1回につき交通費だけでそんなに  
払えるものではないと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょう。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今のお話を伺っていますと、例えばそういう方  
に対してはどうだというお話かと思います。基本的にまだ現役で暮らしていらっしゃるよう  
な方もありますし、他に収入のある方もいらっしゃるかと思います。ですから、それを一く  
りにしてお話をするというのはなかなか難しいところもあるのかなあとは感じております。

いずれにしても、もしそういう方がいらっしゃったらどういう形がとれるのかという  
のは、やはり個々の段階で考えていくべきだと思います。例えば、よりたくさんの、多分公  
共交通の場合ですとバス停をつくれればいいというような考え方をした時期もあったかと思  
います。ただ、それだけでは対応できないというようなこともあって、今タクシーでのお話  
にもなっているかと思いますけれども、現実的にどのような状況の方がどのようにあるか。

その中で、例えば先ほど言いましたささえあいセンター等で、これも使える方の条件は  
ありますけれども、そういった中で、こういった制度なら使えるんじゃないかと、そうい  
ったものを相談させていただくほうが、私は現実的ではないかと。一律にタクシー券の枚数  
をふやす、また今言われたようにタクシー券の使用限度の金額を上げるというようなこと  
を一律的に考えるよりは、恐らく議員はそういった方の御意見、どんな状況かも御存じの中  
で御質問いただいているかと私は思っておりますので、そうであるならば、個別というの  
はお

かしな言い方ですけれども、この辺の地域の方でこういう方がいらっしやって、こういうような状況ですと。そこの中での足の確保は何とかならないのかというようなことを提案していただければ、それに対して、じゃあ市としてはどういう方策がとれるのか、今ある制度をどうやって使っていけるのかといったようなことを、やはり一緒に考えていけるんじゃないかと思いますので、その辺のお知恵のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 現実的には、例えば近所の知り合いの方が連れて行ったりとか、そういうことで対応されていることもあり、それは共助の精神ですばらしいと思うんですけども、ただ、必ずしもそういう人がいるわけではないので、個人によってはですね。だから、そういった部分において、交通権の問題として、やっぱり市もしっかりとした考え方を示していかなければならないんじゃないかということなんです。バスにしたってそうなんですけれども、要するにこれは乗っている人たちのアンケートを今とられて、バスの満足度みたいな形でとられているんですが、そういうことではなくて、やっぱり市でもどこにどういう人がいて、どう困っているのか。これは本格的な調査が必要だと思うんです。教えてくださいじゃなくて、やっぱり市からしっかりと調査をいたしまして、市民の足の確保、そして特に病院に行けない、買い物に行けないとなったら命の問題にかかわってくることになるので、そうした重要な移動手段の確保をぜひとも今後考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ちょっと越権行為になりますけど、去年までその仕事をやっておりましたので、公共交通のバスの関係でお話しさせていただきたいと思います。

例年、ことはちょっと件数は減っているかと思いますが、約2,000件のアンケート調査を行っています。これにつきましては、バスに乗られた方に対する調査もございますけれども、それ以外に無作為で抽出させていただいたデータによって人を選ばせていただいて、その方々の御意見を伺っているのが現状でございます。

その中で、今のお話から言いますと、ひょっとすると全戸調査をしろというような話まで私は感じてしまったわけなんですけれども、そういうことまではないですけれども、実際データ的に確立されている2,000件というものをとっております。その回収率等はございますけれども、そういった中で、意見については先ほど言いました公共交通の活性協議会の中で審議させていただいているということでございます。

いろいろな御意見があるかと思います。今言われたように、実際にどなたもその方に交通権としての助けができない方もいらっしやるかもわかりませんが、そうじゃない方も

多数いらっしゃると思います。ですから、その方々を1つにまとめて、こういう施策をしましょうというのは、先ほどから申しておりますけれども、ちょっと難しいところがあるのかなあと思っておりますので、もし個別であれば、先ほども申し上げましたけど、相談いただければ、それに対してどういう制度ができるのかということも含めて考えていけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういう事例があればということでお話しさせていただいたつもりなんです、例えば本当に車に乗れない人で竹田の地域に住んでいる人が、じゃあ実際どうしたらいいのかということで、そのバスの事例であったり、タクシーを想定した事例であったり、お話しさせていただいたつもりなんです、そういった方々が、いざじゃあどうするのかということをして市として今後考えてほしいということでございます。

あとは、今のに対しては繰り返しになると思うので、今後しっかりとそういった部分を踏まえて考えてほしいということで、そこは終わります、これはまた別個の話というか、かわりはあるんですけども、1つありますが、例えば西尾張中央道より東、要するに十四山東部の方々、先ほど申し上げたとおり高齢化も進んでいる地域でございますけれども、この間、知事選挙と市長選挙は無投票ということでもございましたけれども、がありました。こちらの地域の投票率というのは市全体から見ても高いところになっております。私、開票立会人とかもやっておりますので、それはリアルにわかるんですけども、ただ竹田の投票所がなくなりましたので、今まで歩いて行けた方々が行けなくなって困ったということも聞いておりますので、ぜひともそうした部分においても、投票所の復活であったり、もしくは竹田の公民館からシャトルバスみたいな形で出すとか、そういった対応も必要かと思うので、ぜひともこれは要望しておきますので、よろしくお願い申し上げます、私の質問は終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案29件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎

平成27年 3月24日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 6 番 | 早 川 公 二 | 7 番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 市道の認定について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (追加提案)
- 日程第31 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 発議第1号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第33 発議第2号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第34 請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願について
- 日程第35 発議第3号 年金積立金の適正運用の確保についての意見書の提出について
- 日程第36 発議第4号 子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について
- 日程第37 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第38 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第39 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第40 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第41 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第 1 号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10 議案第 9 号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第25 議案第24号 市道の認定について

日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託された案件は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算を初め11件であります。

本委員会は、去る3月18日、委員全員と委員外2名の出席により開催し、慎重審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算及び議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算について一括審査をいたしました。

委員より、新庁舎の予算について、昨年、繰越明許から今年度は当初予算に計上されているが、建設に対する流れの再確認が必要と考え、改めて説明を求めるとの質問に対し、市側より、耐震診断の実施、建てかえするのか耐震補強するのかの検討、新庁舎の位置の決定、庁舎の建てかえの方法の検討、決定に至る経緯など、庁舎改築検討委員会等での協議内容などを時系列で説明がありました。

委員より、近隣市では市街化調整区域での建設計画がなされているが、本市での市街化調整区域における庁舎の建設ができなかったのは手続上の問題、時間的な制約、法的なものであったのかとの質問に、市側より、調整区域における庁舎建設につきましては、都市計画法の改正前は適用除外で許可を要しなかったのが、都市計画法改正後は許可制度の対象となった。許可基準に、開発審査会を経て開発区域の周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域において行うことが困難または著しく不適当と認める開発行為がありますが、本市の場合はその要件に該当しないと判断されていると回答がありました。

また、理想的な庁舎建設のためにも合併推進債にこだわらず計画を見直してはどうかとい

う質問に対し、市側より、市の財政面を分析すると、多額の財政調整基金を積み立てるほど財政面に余裕はないので合併推進債を活用するのが有利と考えるとの回答でありました。

市街化調整区域への建築に向け、見直しを検討する考えはあるのかという質問には、合併推進債の期限、これは5年延びまして平成33年度までですが、がなければ可能と考えますが、さまざまな条件をクリアするためにはスケジュール的に無理があるとの回答でありました。

ほかの委員からは、補償積算業務に関しての業者の選定や業務内容は精査されたものかとの質問に、補償業務の算定は適正な入札により決定された業者によるもので、愛知県公共用地取得に伴う損失補償基準に基づき補償業務の監理士の資格を持つ技術者が行ったもので、予算計上時において十分精査したものです。ただし、契約時において条件等に変更が生じる場合が考えられるため、その時点で最終確認を行いますという回答でありました。

庁舎の関連以外にも、防災に対する予算に対し県が発表した防災シミュレーションを尊重し、実際に避難場所として活用できる施設・建物を明らかにすべきではとの質問に対し、想定する巨大地震による津波と液状化に対応した一時避難所について3.5メートルの津波を想定し、多数の避難者の受け入れが可能である学校等公共施設に早く整備を進めていくとの回答でありました。さらに、避難マップで避難場所の周知が重要であることは確認しているが、避難路についてはどうだという質問に対し、地元の防災会等と協議して進めさせていただきたいとの回答でありました。

続いて、想定される南海トラフの地震が発生した場合の当市に津波が到達する時間はとの質問に対し、市長より、津波の到達は80分が目安であり、1時間以内に避難することが正しいと考えております。さらに、避難する場合、市内だけでなく市外を想定すべきではないかとの質問に対し、海部地域で総合的な災害協定を結んでいるし、ほかの市への避難も考えていかなければならないとの回答でありました。

当直業務委託費は、警備会社や警備員に対する情報管理や守秘義務の配慮がなされているのかという質問に対し、10月以降の委託を想定し契約内容を精査し、守秘義務等を十分に配慮したものになりますとの説明でありました。

ほかの委員からは、当直の委託先にシルバー人材センターを検討しているようだが、労働基準法に抵触するようなことはないかとの質問に、現在、愛知県内では13市が委託しています。シルバー人材センターの活用が有意義なものであるという観点から検討しています。一方で、警備法によるシルバー人材センターには向かない業務があるということは承知しており、勤務時間・委託内容を精査しクリアしている段階ですという回答であり、さらに、シルバー人材センターが不可能な場合は警備会社に委託することも想定し予算計上していますとの説明でありました。

防犯面に対する質問では、防犯灯の全灯LED化について、そのスケジュールと方針につ

いてという質問があり、新年度前半で調査し、電気料金等の都合もあるため、後半に地区単位に順次施工していく予定です。契約はリース方式とし、期間は10年間とし、契約期間終了後、無償移管を採用しますという回答がありました。

歳入面に関しては、税制改正により税率が下がり、税収減が予想されていた法人市民税の予算が前年度対比で5,800万増加しているが、その原因はとの質問に、企業の景気回復が最大の原因であると。

以上のような質疑を経て討論に入りました。討論では、平成27年度弥富市一般会計予算に対し、改善の余地があるということから反対討論があり、一方、市民に求められている庁舎の早期建設を求め賛成討論がありました。討論を終結し、採決の結果、賛成多数で原案は了承されました。

議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算について、討論はなく、全員賛成で原案は了承されました。

続きまして、議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正についてから議案第15号弥富市手数料条例の一部改正についてまで、以上8件を一括審査いたしました。ここでは質疑はなく、討論に入り、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての2件に対し、教育長制度が見直され、行政長の権限が強められるという反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第8号から議案第12号及び議案第15号についての5件は、全員賛成で原案は了承され、議案第13号及び議案第14号は賛成多数で原案を了承となりました。

最後に、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）について審査を行いました。

最初に、市側より説明がありました。その後、質疑に入り、委員より、蟹江警察建てかえのために利用される農業福祉センターは、建てかえ終了後、防災センターになるという話を聞くが、そのような計画はあるのかとの質問に、市長より、そのような話は市として全く聞いていませんとの回答がありました。

以上の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算を初め7件であります。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、慎重審査を行い

ました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算について一括審査いたしました。

道路区画線設置工事請負費は、区長申請以外に対しても予算計上されているのかの質問に、市側は、交通安全対策の観点から、通学路・生活道路等において道路管理者の管理する区画線が薄くなっている箇所は計画に含んでいるとの答弁がありました。

また、弥富北中学校通学路になっているキンブル東側にある近鉄線踏切から国道1号線までの間は危険な状況であるが、対策の進捗状況は、また踏切を歩道設置のために拡幅する予定はあるかの質問に対し、市側より、本年2月に白線等の薄い部分について対応しました。歩道設置に関して鉄道事業者と協議していきたいと考えていると回答がありました。

また、委員より、多面的機能支払交付金事業は活動組織が市内14組織となっているが、拡大していくべきではないかとの質問に対し、市より、一つでも多くの組織を立ち上げていただくよう今後も引き続き説明会等の啓発活動を通じ、組織の立ち上げを進めていきたいとの回答がありました。さらに、この事業は以前、農地・水環境保全隊事業という認識だが、その事業と比較するに市の事務量が増加するが体制は整っているかの質問に、市より、地域協議の事務を減少していく方針だが、27年度は書類審査等を地域協議会でも実施していただくと聞いていますとの答えがありました。

続いて、厳冬期に凍結し、カーブミラーの効力を発揮されていないものがあるが、その対策については、市から、来シーズンに向けて曇りどめの防止策が施せるような対策や製品の調査をしていきたいとの答弁でした。

金魚はともだち事業とは具体的にどのようなものかについては、市からは、主に2点あり、1つは、夏休みの1カ月程度の長期間で市内商業施設において金魚すくいを開催し、そこを起点にPR活動やきんちゃんグッズの販売にも力を入れていきたい。もう1点は、現在も小学生の親子を対象に開催し好評である金魚組合と愛知県水産試験場の主催する金魚の成長段階を学習する金魚の学校に対する支援をバックアップする体制強化をしていくとの説明がありました。

補助金交付事業、特に土地改良に対する上において繰越金に着目し予算措置を講じているかの質問には、交付団体によっては繰り越しされているが、減額することはしていない。なお、土地改良区について毎年見直しを行い、減額し交付していますとの答えでした。

土地改良に関しては、合併の方向性はの質問に対しては、市の考えは、現時点では、単独で土地改良区が存在したほうが国・県の補助金が多いことが明確なだけに、整備を進める上において重要であると認識しており、その点を含め、市にとって有利な状況を見きわめな

ければならないと考えているとの説明でした。

狹隘道路整備事業は時限立法であるが、現在の市の状況と今後の見通しはどのようなになっているかとの質問に対し、27年度も予算計上し事業予定をしています。今後の予定は、現時点においては未定であるとの説明でした。生活道路や通学路について優先的に事業を進めて取り組んでいきたいとのことです。

以上のような質疑がございました。討論はなく、3件について採決を行った結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第24号市道の認定について審査を行いました。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

その後、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、最初に市側より説明を受けました。

平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でかなり減額されているが、その理由はとの質問に、国庫補助金が84.5%しか採択されなかったことによるものであるとの説明がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

建設経済委員会では、付託事項について以上のように審査を行いましたことを御報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算を初め15件です。

本委員会は、去る3月17日、委員全員と委員外4名の出席により開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を審査いたしました。

委員より、新規事業の生活困窮者自立支援事業について、本来生活保護が受けられる者を受けないようにする趣旨のものかとの質問に対し、市側より、生活保護に至る前に困窮している者を対象とした事業であるとの回答がありました。

また、老人福祉費の給食サービスのコーヒーチケットは、総合福祉センター内の喫茶店のみでしか使用できないが、地方創生事業のプレミアム商品券が市内の登録された店舗で利用できるように、外出支援にもつながるので他の喫茶店でも使用できないかとの質問に対し、市側から、コーヒーチケットについては引き続き総合福祉センター内喫茶店のみでやってい

く。外出支援については、27年度より実施される触れ合いサロンを利用してもらいたいとの回答がありました。

また、他の委員より、マイナンバー制度への移行に関するスケジュールはどうなっているのかとの質問に対し、市側から、平成27年7月ごろ広報等で周知し、10月より全ての住民に通知カードと個人番号カードの申請書が地方公共団体情報システム機構から送付されます。その後、個人番号カードの交付を希望する場合、機構へ申し込みをしてもらう手順で平成28年1月より個人番号カードの交付が始まりますとの回答がありました。

また、保育費関連では、保育所費の土地購入費について、駐車場用地購入とありますが、各保育所で何台分を考えているのかとの質問に対し、市側より、西部・十四山保育所は既に借りている土地を購入するもので、白鳥保育所は20台から30台分を増設するための新規購入予定ですとの回答がありました。

続いて、学校予算では、学校給食調理業務委託料について、26年度に市内を2地区に分けて入札を行った理由はとの質問に対し、市側より、業務内容については競争性を持たせるために2地区に分けて入札を行いましたとの回答がありました。

以上のような質疑があり、続いて討論に入りました。

討論では、一般会計から国保の繰り入れを減らしておきながら国保の徴収額は値下げをしないのは、市の負担を減らして住民負担を減らさないということから賛同できないとの反対討論がありました。さらに、後期高齢者医療特別会計についても、住民負担とならないよう要望するため賛同できないとの反対討論がありました。

討論を終結し、1件ずつ採決の結果、それぞれ賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正について、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてまでの以上3件を審査いたしました。

委員より、保育所入所基準から外れた場合、保育所を退所しなければならないのかとの質問に対し、市側より、3歳以上の児童については、私的契約児制度に基づき、保護者が途中で仕事をやめられても保育料は2段階上がるが退所しなくてもよいとの回答がありました。

以上のような質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正についてを審査する際、那須委員より修正案が提出されました。修正案及び提案理由は、年間所得120万円以上190万円未満の第7段階の対象者に対し、年間介護保険料の値上がり幅が他の段階よりも大きいため、原案の7万4,200円から7万1,400円に修正し、負担額の軽減を図るものである。年間約400万円、3年間で減額する約1,200万円は2,800万円の基金により十分カバーできることにより提案する

との説明があり、その後質疑を行いました。

委員より、修正案に対する市の見解はとの質問に、市側は、保険料を設定する手順は人口推計、今後の認定者数を見込み、過去のサービス実績などさまざまな要素を加味し計画を設定しています。計画は、国の指針に基づき策定委員会に諮り決定したというプロセスがあります。設定の手順を考えると、一部分のみを変更するのではなく、根本的に見直しを要することになると同時に、今回の基準は国の所得区分に合わせたものである。さらに、原案は低所得者層に対し配慮したものであると説明がありました。

委員より、基金を活用することで財源は賄えると考えますが、市はどのように考えているかとの質問に対し、国・県の給付費負担金・交付金の返還等も考えられるため、基金を全て充当できるものではありませんとの回答がありました。

以上の質疑がありました。採決の結果、賛成少数により修正案は否決されました。

これを受け、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正についての市側提出の原案に対する審査をいたしました。討論では、第7段階部分において値上げ幅が他の段階と異なり大きくなることから賛同できないという反対討論がありました。一方、第6、第7段階に該当する人たちの生活状況を考えると、修正案が出された点を踏まえ、次回の見直し時に配慮、検討することを要望するという賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更についての以上4件を一括審査いたしました。

議案第23号に対し、委員より、時の行政長によって教育の介入が強まることで不安があると考えますが市長の考えは、その件に市長より、本市の新制度は28年10月よりスタートするが、今まで本市は教育委員会と大きなトラブルがないと認識しており、今後も教育委員の意見を踏まえ、教育行政を進めていきたいと考えている。私自身もしっかり勉強し、首長がしなければならない仕事があると認識していると回答がありました。その回答を踏まえ、委員より、現市長はそのような考えであるが、いずれ市長がかわれば積極的な教育への介入が考えられるため、そのようなことがないように対策を講じる必要があるのではないかととの質問に、市長より、教育委員会としっかり協議を進めることを本市の教育行政の根本にしていくと回答がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、採決を行いました。

議案第20号から議案第22号の3件は、全員賛成で原案を了承し、議案第23号は、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査いたしました。最初に市側より説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

まず、佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 平成27年度一般会計予算に対する討論をいたします。

服部市長の政治姿勢及び議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算に対して、私の考えを述べ、反対の討論をいたします。

この一般会計予算には、新庁舎建設事業に関する公有財産購入費、土地購入費1億1,622万2,000円、物件移転補償費1億526万円が計上、提案されております。平成25年6月議会において、補正予算として提案された最初から不可解な疑問に満ちた矛盾した予算でありました。私は長年の経験から、一見して1対1.28という土地の交換条件、固定資産税評価額で比較すると1対1.4という40%も高い交換条件、恐らく税務当局も認めがたいような交換条件であります。また、1億530万という高額な物件移転補償金額であったため、内容及び補償金額等に疑問があり、今後の公共用地取得問題、行財政運営に禍根を残すことを憂いたため、継続して慎重に十分審議を尽くすように提案をしてきました。

しかし、個人情報にかかわる問題との理由から、予算内容の適正、妥当性、議会審議では明らかにすることもなく、誰しも高額な補償費であると感じておりながらも、東日本の災害から早く新庁舎建設をすべきと小坂井実議員、平野広行議員の賛成討論によって一方的に賛成多数で議決をいたしました。早く新庁舎を建設することには、みんな賛成をしております。そのために24年3月7日に弥富市庁舎改築等特別委員会も設置をし、建設の準備も進めてきたのであります。

しかし、市民の税金、厳しい財政状況の中で貴重な公金である財源により支出する以上、土地取得のための条件内容、物件移転補償費等について公平・公正を基本に精査することは最も重要なことであります。しかも補正予算として計上された以上、これは実行予算であり、議決されれば執行可能となります。二代表制である議会としては、予算内容の精査、チェックをすることは当然の義務であり、責任であります。地主が不利益にならないように配慮することは重要であります。全ての市民にとって公平・公正の原則を遵守し、適正な条件

でなければなりません。今回の交換条件は今までも例のないものであります。

また、適正な入札によって落札した信頼できるコンサルタント会社が適正に積算しているといえども、内容によっては地主との協議によって是正でき、双方が合意できる補償金額を見出すことができるものであります。

特に、この1億530万円という高額な物件移転補償費は不可解であります。しかし、個人情報保護を名目に内容の精査を拒み、形式的な審議のみで議決したのであります。この矛盾した不可解な予算に対して、賛成した討論内容は、二代表制である議会の審議権に禍根を残す問題として、私は疑問と不信を忘れ得ないのであります。

このような状況を知り得た市民の方から、不可解な矛盾した予算のため住民監査請求が出されました。市当局はもちろんのこと、議会に対する責任追及の監査請求とも受けとめるべきであると私は認識をしております。監査委員会は、25年度内には執行しない予算であるとの理由から却下しました。これは、弥富市政史上、初めての悪例の1ページになることでありましょう。年度内に、最初から執行しないものを補正予算として提案すること自体、行財政運営の基本的原則が理解されていないと考え、繰越明許をするのかと尋ねたところ、繰越明許はしないとの答弁でありました。このような疑問と矛盾から、市民によって名古屋地方裁判所に予算差し止め請求訴訟が起こされたのであります。結果的に、26年3月議会において繰越明許をせざるを得なかったのであります。さらに、係争中のため27年3月までの1年の間に予算執行はできず、今回3度目の予算計上をしているのであります。今回、この予算も恐らく27年度内には執行できないと考えられます。

この予算案について、第一の問題点はこの予算内容の精査であります。

13日の議案質疑、18日の総務委員会において一部ただしましたが、市当局は、平成23年度末までに土地の鑑定評価も物件移転補償積算業務も終了をし、把握しておりながら、補償内容、積算金額等について適正な精査がされていたか疑わしいのであります。また、精査能力と怠慢、さらに偽りを感じたのであります。24年11月には基本設計図を公表し、市民に配布までしております。当然、地主との用地取得合意が得られていなければなりません。それが、25年3月になって、地主との用地交渉が難航していると庁舎建設特別委員会に報告し、対策協議を求めたことは市当局の怠慢以外何物でもありません。

市長は、石田技術コンサルタンツから提出された物件移転補償調査積算書を10日間見ましたと答弁していますが、ただで内容に疑問を感じなかったこと自体にも疑問を感じています。例えば、素人の私でも1億530万円という金額を見ただけで、こんなに高い金額に疑問を抱いたために補償内容、積算金額等の精査をする必要性を感じているのであります。今回の場合、積算したコンサルタント業者の補償内容、積算金額を絶対正確なものと考え、答弁し続けてきたこと自体が大問題であります。積算した業者は、物件移転補償調査積算書は

一般的な基準に従って調査、積算しております。市当局が精査され、市長が決定されますと答えております。当然のことであります。

今回は、物件移転補償費が4万円減額されています。市役所のフェンスに無断で取り付けられていた駐車場の番号札19枚の撤去費が物件移転補償費の中に積算されていたことを原告に指摘され、取り外された4万円の減額であります。これは氷山の一角の一例にすぎません。精査すれば、かなりの補償内容、過剰な補償金額等が発見できると考えます。これこそ真剣に取り組む姿勢と情熱の問題であり、民間企業から学ぶローコスト運営の推進、貴重な税金は1円なりとも無駄遣いしないと市民に約束してきた原点を見失っているあかしでもあります。

また、過ぎ去ったこととはいえ、前にもたしましたように、ボーリング調査費でも蟹江警察署の場合は弥富の半分以下の約438万7,500円で落札し実施されています。弥富は約1,030万円、よく調査、比較してみることも必要であります。調査工夫をして、真剣に取り組めば節減できることは多くあります。市当局も建設工事等の設計金額、入札予定価額等の積算をして入札執行をしており、入札段階においていつでも概算の金額は把握できる状況であります。お互いに素人であっても、疑問を感じたら、設計士等専門家に比較検討してもらえば、恐らく1億530万円というような高額な補償金額にはならなかったことでしょう。

そのために、弥富市と株式会社石田技術コンサルタンツ名古屋支店から裁判所に提出された物件補償調査積算業務報告書について専門家とともに精査をしたのであります。市当局も改めて精査し直すための参考に、その中の一部、問題を感じた補償内容、積算金額等の問題点をまとめてただそうとしましたところ、今度は裁判中であるからと内容の質疑すらかたくなに拒否しているのであります。そのため、ここで詳細な補償内容、補償金額等の問題点を取り上げることは差し控えますが、この予算額を執行すれば必ず禍根を残すことになります。1対1.28の土地の交換、1億526万円という高額な物件移転補償額を執行した場合、他の土地取得条件との不公平感が発生し、悪前例になって今後の公共用地の取得は困難になると考えられます。

また、名張のように損害賠償訴訟が起こり得る可能性もあり得ると考えるべきであります。特に全体の補償金額が高くなっている原因の一つは、諸経費率が18.4%と高率で全てに積算されております。これに疑問を感じなかったことは怠慢と言わざるを得ません。公金であるからこそ、より厳格に精査すべきでありましょう。

第2の問題点は、最初の庁舎改築等検討委員会のあり方、協議内容であります。

まず、検討委員会の委員は充て職が中心で、学識経験者と言われる専門家が一人も委員に選任されていないことであります。委員からのいろいろの意見が出されたとなつていますが、市当局の対応に問題があったのではなかろうかと思ひます。

今回、あま市が市街化調整区域の農地 2 万 7,000 平米、約 8,200 坪を買収して新庁舎を建設することを発表し、パブリックコメントを求めています。弥富の検討委員会でも、市街化調整区域で建設する意見が出たと聞いております。市当局は、都市計画法上不可能と答弁していますが、どのように調査、検討した結果、不可能と決まったのかが問題であります。今まで、議会としても検討委員会の結論を信頼して進めてまいりました。私がいつも述べていますように、常にベストを求める姿勢が重要であります。将来を考えてみた場合、狭い現在地において解体して建てかえることがベストであると胸を張って言えるでしょうか。

飛島村の庁舎は、かさ上げして広大な駐車場を確保しています。また、現在、市街化調整区域においてまちづくり 3 法を活用して住宅開発計画を発表しています。愛西市でも、調整区域において広大な駐車場を確保しております。また、用地の拡大が可能なところに庁舎が建設されておるのであります。恐らく市長も、最初は広大な敷地が確保できる市街化調整区域も想定されていたのではないかと想像はいたします。

全国的にも市街化調整区域において、新庁舎の建てかえを進めているまちが多くあるように伺っております。近いまちでは、あま市、三重県伊賀市もあり、伊賀市では、他の市町の状態をよく調査・研究をし、市街化調整区域にて広大な面積を求め、駐車場面積を拡大したほうが立体駐車場を設置するより経済的であるとの結論づけをして、現地の建てかえのための基本設計図を作成して約 1 億円支出しておりましたが、住民投票まで実施してから市街化調整区域に変更したと伺っております。他のまちでできるものが、我が弥富市ではできないということはないと考えるのであります。調査・研究し、努力をすれば、市街化調整区域でも可能であることを明言しておきたいと思えます。

第 3 の問題は、市長の政治姿勢と実行能力の問題であります。

2 期 8 年に及ぶ服部市長は、困難な問題を解決していこうとする熱意、努力、実行力等に市長としての資質や責任感に疑問を感じております。振り返ってみても、困難な問題の解決は避けてきたと言わざるを得ません。点の問題を面の問題として、すなわち、みんなの英知、協力を求めて取り組み、解決していこうとすることができない性格であったと受けとめております。顕著な実例は、前ヶ須東勘助地区の区画整備でもあります。これを実行していれば、今ごろは 155 号線、市庁舎用地も確保できていたことでありましょう。執行権者は、弁舌、議論にまさっていても大した価値は残りません。服部市長は、都合の悪いことはひた隠しにして、格好よく議論がちに専念していると見るべきであり、服部市長であったからこそできたと言える弥富の歴史に残るようなものがあつたのでしょうか。執行権者は実行して、解決して、まちのために誇れる業績を残すことに専念し、喜びを感じることでなければ意味がないと私は確信しています。常に先頭に立って、ベストを尽くすことでもあります。

現況から判断して、今回この予算は簡単に執行できる状況にはないと思えます。また、繰

越明許を繰り返すという事態になれば、市民の不信を招くばかりであります。弥富市は、世間の笑いものにもなるのではなかろうか。この際、補償内容、補償金額等の精査に専念をし、司法の判断が明らかになるまで新庁舎建設に関連する予算は取り下げる判断も必要ではないかと思います。強行して得になるものはない、何も残らない。また、ベストを考えるならば、根本的に原点に立ち返り、まちづくり３法等の研究をし、水害にも対処できるように水のつかない高台にして、倍増の面積が取得できる市街化調整区域も検討対象とした誇れる新庁舎の建設も重要な選択肢ではないかと私は考えるのであります。

服部市長にとって最後のチャンスは、歴史に残るような新庁舎を建設することです。現在地で建てかえをしても、余り評価されるものではありません。他の市町でも、市街化調整区域において広大な用地を確保し、40年、50年先まで展望した理想的な新庁舎を建設する努力が続けられております。原点に返り、服部市長の努力が認められ、評価されるような歴史に残る新庁舎を建設するように考え直してみることです。

私の所見は以上であります。このようなことから、平成27年度一般会計予算には賛成をしかねます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、一般会計予算及び特別会計、合わせて5件、条例案4件に対する反対討論を行わせていただきます。

この定例議会を挟みまして、地震や自然災害からゼロメートルや地域のこの地方で市民の皆さんの命と財産をどう守っていくか。既に4年が過ぎても10万人を超える人々がふるさとに帰る見通しも立たない、異次元とも言える災害をもたらした原子力とその災害にどうかかわっていくか。憲法9条の解釈を内閣によって変更し、国際紛争を平和的な外交を基本とした歴代政府の立場と異なる集団自衛権の行使など、武力行使を是認する道を選ぶかが厳しく問われる事態に直面しておりました。市長は、この議会でも改めて表明された、原発はなくしていかなければならない、憲法9条は内閣の解釈で変更すべきではない、国民に対し説明責任を果たすべき。9条を守るという立場で今後も発言していきたいという趣旨の方向は、平和と安全を願う多くの市民や国民の立場を代表するものであり、私たちも賛同できる極めて大切なことでございました。

一方で、ゼロメートル災害から市民と地域を守るという課題は、国や県の力もかりなければできないことでもございますが、同時に、災害時に一次的な避難ができる場所や条件を具体的に明らかにし、不足している避難場所は命山なども含めて市内にどうつくっていくかなどの具体化は大きくおこなっております。その実行姿勢の最優先課題とするという立場を明確にされて、実行に移すことを強く求めます。

市の事業を総合的に進めるために、過大な将来負担を残さないために本格的な検討が求め

られているのは市の下水道事業でございます。

市長は、環境対策として公共下水道計画を進めることがよりよい方向だと考えていると述べ、国との関係でも10年間のアクションプランを定めていきたいし、県や他の市町の共同事業でもあるとの考えを表明されました。本年度公共下水道の建設費は7億8,000万円であり、国の補助金の2億5,000万円と市債の5億2,000万円はいずれも借金で賄うもので、別に一般会計から2億円を繰り入れる予定でございますが、それはさらに平成36年度には4億円を超え、44年度には4億9,500万円となることが上位計画で示されております。人口減少に向かっているときだけに、人口の密度が低く、1人当たりの管路が非常に長くなる地域は基本的に合併浄化槽に切りかえるなど、効果的な区域の設定をされること。また、合併浄化槽の国・県の補助金を活用して下水道事業の計画されていない地域の住宅建設価格を引き下げ、市内への人口の流入の促進を図ることなどを含めた事業計画とされることを強く求めてまいります。

トヨタ自動車と連結決算をしているところが5年間にわたって法人所得税を払わなかったことが大きな話題となりましたが、平成18年度に比べて平成24年度の県下38市で財政力指数が改善されたのは弥富市だけでした。元気な愛知と言われてきましたが、その影響は何と財政力指数を0.25から0.66と大幅に減少させた団体が愛知県下で8団体もあるすさまじいものでございました。弥富市はこの間、市民1人当たりの税収の増加は平成18年度15万円から24年度17万3,000円、25年度は18万円となっておりますが、その最大の要因は固定資産税の大幅な増加でございました。平成17年度に比べて、25年度で尾張18市で固定資産税が増加したのは弥富市が127%、次が岩倉市の105%、春日井市の103%だけで、中には80%台に後退した市もございました。これは西部臨海工業地帯の企業立地もございましたが、それを除いた地域で、18年度と比べて24年度は111%の増加も、弥富市がこうした税収を上げることができた特筆すべきものだと考えております。

平成18年12月議会で、飛島村に続いて、19年4月から中学校卒業までの子供の医療費を無料にすることが決められ、市で最大の平島の区画整理事業が終了した余剰地の売り出しが行われましたが、海部地方とその周辺地域の不動産広告に中学校卒業まで医療費無料のまちとして、3年間にわたってほぼ毎週末新聞折り込みが続けられたことや、名古屋に15分で出られる便利なまち、また9つの公立保育所が全てゼロ歳児からの受け入れを行っており、保育料は県下でもベスト3に入るような安い料金であるまちとして子育て世代から歓迎されたことが、この間の人口の増加と子供の減少防止に加えて、市の税収を増加させた要因ともなっております。

加えて、昭和末期の農家を中心としました住民の運動の力で、市街化区域内の土地に現在で多くの市町で固定資産税の43%、建物に23%の上乗せをしております都市計画税の導入を

やめたことが、農業収入の低下を補うことと市街化農地の非常に高い税金対策、特に相続税対策なども含めまして賃貸住宅をつくり、国に払う相続税を減らすかわりに市に固定資産税を払い続けるという選択がされたことが、こうした固定資産税増収の背景ともなっております。

今後のまちづくりの課題としても、この方向性をさらに発展させることと、人口の増加より賃貸住宅の増加が多く、深刻な空き家問題などが発生しておりますが、人口の増加を図り、賃貸料が成り立つまちとするためにも一層暮らしの応援に力を入れ、便利で住みよいまちとしてアピールできるまちづくりを進めることを強く求めます。

市民の安全と福祉の向上のためには財源が必要であることは、市当局と私たちの間でも一致できることですが、ただ、方法についてはかなりの差がございます。1つは、行き過ぎた大企業・大資産家への減税を改め、社会がつくり出した富を再配分して異常な格差社会を是正し、消費税などに頼らない社会と地域の活性化を強めることだと私たちは考えております。質疑でも触れましたので、ここで繰り返すことは避けますが、今後も具体的な資料等の提供は行っていききたいと思います。

また、市長が心配されておりました合併による算定がえの交付税が全廃されるのではということにつきましては、こうしたやり方で人口の集中だけでは財政の削減はできないと私たちは批判し続けてまいりましたが、合併市町村の深刻な実情などから、政府は基本的に70%は上乗せ分を確保するとして具体的な検討に入っております。

もう1つは、私は県に必要な役割を果たしていただくことだと考えております。

以前、愛知県は、国民健康保険会計のために県独自の補助金を旧弥富町時代には最大で加入者1人当たり年2,000円出しておりましたが、現在は全廃しております。県の財政力が46番目の高知県と比べて全国で一、二を争う愛知県は、義務教育費の小学生1人当たりの負担額は10万円も少ないものとなっております。かつては42億円出しておりました特別養護老人ホームの建設費補助金は12億円まで引き下げ、高齢化が進む中で65歳以上のお年寄りの人口に占めるベッドの数の割合は全国最低となっており、2万人もの待機者が生まれております。服部市長が復活を求めて市長会で決議して県に要請してくださった、平成20年度から打ち切られました65歳を過ぎた重度の身体障がい者の方に月額7,000円の県による手当の復活を求めてまいりましたが、これもそのままにされております。

以前、私が調べたところでは、弥富市の住民1人当たりの行政費と愛知県の県民1人当たりの行政費はほぼ同額でした。教育や医療、介護にかかわる県の責任も極めて大きいもので、県が積極的にかかわり、必要な負担をすることが極めて大きな役割を果たしていることは、長野県や高知県などの取り組みの中でも明らかなことでございます。今回、国の補正予算や新年度予算を使って保育士などの正規職員への増員を県として促進する、臨時職員を正規職

員にしたら、年額たしか6万円だったと思いますが、5年間県が市町村に助成をするというような制度もつくられたところもございます。

愛知県の財政が厳しいという最大の理由の一つは、企業が元気になれば県民が潤うとして大幅な企業減税が行われ、本来暮らしのために使われる県の予算がそういうものに相当使われているからでございます。これは、私たちにも12年間にわたって一人の共産党の県会議員も出すことができなかったという一端の責任もございますが、県民の暮らしを守るという立場からの県議会のチェック機能が大幅に落ち込んだばかりか、今期の県会議員の総数の4分の3にも相当する76名の議員の方々、全ての主要党派・会派の議員が対象になっておりますが、全国的にも大問題となっている政務調査費の不当利得があるとして名古屋地方裁判所から返還を求める判決が下されております。大村知事は、これをかばって、この判決の取り消しを名古屋高等裁判所に控訴しております。

医療や介護を通じて県民の命と暮らしを守り、教育を通じて民力を高めるために、県が本来の役割が果たされるよう強く求めていただきたいと思います。

また、東洋経済新報社の都市データパック総合評価の住みよさランキングの中で、政府の資料を使っておりますので、発表された年次よりも数年前のものとなると思いますが、2008年度版では、弥富市の事業所で新たにつくり出された粗利益とも言えると思いますが、総付加価値額は従業員1人当たりで1,149万1,000円でございます。これは全国で当時321位でございましたが、2014年版では何と2倍の2,399万円にもなっており、790市余りの中で33位と驚くほどの利益を生み出しておりますが、これが労働者や下請に還元されたようなことは、どう見ても考えられないものであります。企業が利益を上げれば、これが労働者や下請に反映されないのは、ここ久しい状況がつくり出されております。

こうした中で、名古屋市も京都市も国保財政への国の新しい支援を見越して1人当たり数千円の国保税の値下げを予定しておりますが、残念ですが弥富市ではそうした検討も行われておりません。少ない職員配置もあり、担当部課でそういう財政問題まで踏み込んだ対応に手が回らないようですが、必要な職員を配置し、国や県の新しい制度も活用した積極的な対応を求めます。その際、高齢者や障がい者、低所得者など生活弱者がどんな苦しみに耐えているかに心を配り、寄り添える職員を育ててくださることを強く求めます。

以上の立場から、一般会計予算は大幅な改善を求め、国保特別会計は国による支援も活用し国保税の引き下げを求めます。

後期高齢者医療特別会計は、国による制度改悪や弱者に対する保険料の大幅な引き上げが想定されておりますので、こうした改悪をしないように御尽力いただくことを強く求めます。

介護保険特別会計は、同じ世帯に住民税の均等割がかかる人が1人でもいれば、65歳以上の年金収入等が80万円を超える人が保険料の標準額負担という生活保護と変わらないような

人々にさえ多額の負担を求め、高齢者によって総費用の一定分を負担させるという、健康で文化的な国民生活を保障するという憲法25条の根源にかかわるような高負担を当たり前とする制度であり、根本的な改善を求めてまいります。

公共下水道事業については、多額の将来負担を実際の将来負担額も明らかにせずに次々と事業の拡大を進めてまいりましたが、先ほども申しあげましたように、今後の10カ年計画については最小限度のものに改めることを強く求めます。

また、弥富市の特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、海部地方教育事務協議会の規約変更についての3件につきましては、これは憲法でさえ内閣の解釈で変えるという安倍政権のもとで提案され、施行に移されたものでございますので、本来の教育の中立を守っていくという上では、やはり法律としても、あるいはそういう人たちが執行していくということを考えますと、戦前の日本でもそうございましたが、非常に教育が国の形を変えるものになるということから考えましても、自分の気に入らないことは一切問答無用で、どれだけ国民が反対しても押し通していくというような人たちがトップにいる国で絶対にあってはならないことだと思いますので、賛成できません。

最後に、弥富市介護保険条例の一部改正についてでございますが、せっかく低所得者について改善をされたわけでございますが、もともと問題のある制度でありますから、それでももろ手を挙げて賛成するというのには抵抗がありましたが、その中で従来の同一段階だった約3,000人余りを2つの段階に区分をして、一方は300円だけの引き上げ、もう片一方は6,000円の引き上げ、上げ幅も上げ率も一番高い所得の人たちに比べても高いというようなことは、せっかくの努力に水を差すものであり、この状況では賛成できないということで那須議員も修正案を提出されましたが、一致が見られず原案が可決されましたので、せっかくの尽力がされたとはいえ、どう見てもわずか70万ぐらいの違いで、しかも、要するに家族がおって扶養控除が行われて課税額で決めるならともかく、所得で決める基準になっておることから、同じというか、新たな6段階と7段階の間では実際に使える収入、可処分所得では逆転現象が生じる人たちがたくさんこのやり方だと出ると思います。

私は、行政がやることとしては、そういう矛盾はなるべく解消できるものにしていくべきでありまして、さまざまな制度の仕組みの中で仕方がないというような説明もされましたが、住民の側から見るととても納得できないということだと思いますので、以上で、今申しあげましたような新年度予算案、また条例に対して反対をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

○7番（平野広行君） 私は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の一般会計当初予算は、対前年度比1%減の143億7,000万円が計上されました。新白鳥保育所の建設事業も終わり、大型事業がなくなるため、倏約型の当初予算になったと思います。財政調整基金は3,890万円ほど取り崩しますが、市債の発行は前年度に比べ4億円ほど減少し、10億2,600万円が計上され、健全な財政運営を目指した予算案であると思います。

次に、今年度の予算は安心・安全なまちづくりを目指した予算編成がなされておりますが、新事業を見てみますと、まず1点目として、市内にあるコンビニ20店にAEDを設置し24時間利用できるようにする予算241万円、そして病児・病後児預かり施設の建設に1,340万円が計上されております。また、防犯対策として、市内全防犯灯のLED化を進めるための予算800万円、さらには防犯カメラを設置する自治会に対して50万円を限度に半額を補助する補助金200万円が計上されております。防犯カメラの設置補助金に関しては、以前より一般質問、議案質疑でも取り上げられており、このたび予算計上され、評価いたします。

そして防災面においては、津波・高潮からの一時避難所として弥生小学校、十四山保育所、のびのび園の屋上に外階段を利用して避難できる避難所設置の設計委託料及び設置工事費が計上されており、公共施設を利用した防災対策が進んでいることがうかがえます。

次に、地場産業の育成に目を向けますと、弥富のシンボルであります金魚に関しては、金魚養殖の新規就農者育成事業の平成27年度実施に向けての調査準備事務費が計上され、また小学生を対象に、金魚の飼育の楽しさを理解し、金魚に親しむ地場産業の育成事業としての取り組みがなされた予算計上となっております。

教育の分野におきましては、郷土の歴史、自然、文化を学ぶ郷土学習のための副教材を作成し、小学校5、6年生及び中学生を対象として弥富について学ぶ取り組み、郷土愛を育む学習として77万円が計上されておりますが、大変有意義な事業であると思います。

また、議会費におきましては、開かれた議会を目指し、委員会、全員協議会の傍聴を行ってききましたが、さらにより開かれた議会とするため、いつでもどこでも議会が見られるインターネット配信の費用が計上されておりますが、費用を最小限に抑えるため、庁舎内にある映像・録画設備機能を利用する倏約予算となっており、大変評価ができるものであります。

以上、新規事業として予算計上されたものについて述べさせていただきましたが、いずれもタイムリーな事業予算となっており、評価できるものであります。また、新庁舎の建築は喫緊の課題であり、新庁舎建築に向けての予算も計上された中で、前年度対比1%減の予算においてうまく配分された予算であることを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この議会では、今までの議会運営委員会等で、討論は通告制をとっておったと思うのだが、その点は、通告しなくても自由に発言できるシステムにいつからなかったかちょっと聞かせてもらいたいです。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、本日の本会議の討論の運びについて異議がありまして、早急に議会運営委員会を開いていただきました。その結果、討論の運び方に何ら問題がないということで、討論を続けていきたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） それでは、会議を続けます。

ほかに討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） このたびの議会では、複数の議員から早急の防災対策・庁舎建設について質問がございました。

弥富市の役所庁舎は、建設後48年経過し、施設設備の老朽化、狭隘化、耐震性の不安、防災・災害対策の拠点としての機能不全、情報化等への対応の限界など、さまざまな問題を抱えていることは皆さんも御存じのとおりであります。

愛知県は、南海トラフで起こり得る最大規模の地震によって県内で約2万9,000人が死亡し、建物は約24万棟が全壊するなどとの被害想定を発表しました。同時に、建物の耐震化や津波の避難ビルの有効活用などの減災の対策が進めば、死者は4割以下の約1万1,000人、全壊建物も約4割の10万棟余りにまで抑えられるとして一層の対策を呼びかけています。さらに、本市は臨海区域を除いてほとんどの地域が海拔ゼロメートル地帯であり、愛知県のモデル地区として浸水・津波による災害から住民の生命及び安全を確保することを目的に津波シミュレーション結果が公表された地区でもあります。

さて、東日本大震災において庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対応する防災拠点としての市庁舎の安全確保及び庁舎の倒壊から来庁されている市民や職員の身体・生命を守るため、災害

に強い庁舎の整備は喫緊の課題であります。

こうしたことから、早期に庁舎建設に取りかかるため、提出されている議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第12号まで、以上5件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第12号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第18号まで、以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第22号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第22号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号から議案第29号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第29号までの以上6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第31、議案第30号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地方創生の先行的な取り組みや地域の消費喚起の促進を行うものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,732万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を144億6,799万7,000円とし、繰越明許費の補正を計上するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、国からの地域住民生活緊急支援交付金4,081万4,000円、県からのプレミアムつき商品券発行事業支援交付金651万5,000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費につきまして、まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略策定のための基礎調査等業務委託料712万8,000円、民生費につきまして、子育て支援情報ポータルサイト作成委託料259万2,000円、商工費につきまして、プレミアムつき商品券発行事業費補助金3,113万3,000円であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 発議第1号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第32、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提案者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第1号弥富市議会委員会条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、地方自治法第121条の改正に伴い、委員会への出席説明者を改めるものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第33 発議第2号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第33、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第2号弥富市議会会議規則の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、会議時間を変更するため必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） では、質疑をさせていただきます。

ようけありますので、できたら控えていただいて、1番から15番ぐらいまで第1回でやらせていただいて、残りはまたその後質問をさせていただきます。

では、一番初めの質問をします。

公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、この発議についてミッションの説明をひとつお願いいたします。

発議第2号につきましては、本会議の一般質問を9時からということですが、これはどのようなメリットがあるのか、その説明を。

3番目に、全員協議会の中で、局長が一般質問を、現在2日間ですが、3日間やるとケーブルテレビ社に市民税の負担がかかるということでありますので、これは一体幾らかかるのか、金額ね。

4番目には、発議第2号に、議員の都合で市民の意見も聞かずに、パブリックコメントというのを、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長は、これをしなくて、なぜ発議を提案されたのか、この点についてお聞きをします。

5番目には、市民の多くの方が服部彰文市長のケーブルテレビの予算約8,000万円近くが議会に提案され、多くの市民が一般質問または地域のニュース、情報を聞きたいということでありますので、これについてどのようなメリットがされていくのかということと、それからもう1つは、ケーブルテレビの利用者は何世帯ありますか。

6番目に、前回全員協議会の中で、最終議会で公明党の堀岡議会運営委員長が発言の提案とされている、佐藤高清議員からも多く聞きましたですけれども、高齢者の方は、朝、コーヒ一屋さんやら、あるいは友人と話をされて家に帰るのは約9時から10時ごろということを知っていますが、公明党の堀岡議会運営委員長は、この発議第2号の提案をするには市民の方の意見によく耳を傾けたのか、この点についてもお伺いします。

それから、7番目です。公明党の堀岡議会運営委員長は、本会議の議席で、3月11日に、那須議員、川瀬議員に対して愚かな発言をされて2人に注意をされたことについて、威嚇に近いような発言をされて、また3月13日には同じように早川議員にも威嚇するような発言をされた。これは、議会の会議規則から言っても正しいのか正しくないのか、これを聞きます。

8 番目に、今回の発議第 2 号につきましては、提案者は議員の定数、現在18人ですが、次回からは16人で大原功が提案をしまして、多くの議員の方に賛成をいただき、可決、決定をいたしました。この提案に、私は丁重に説明をしましたが、堀岡議員は反対をされました。また、次回には16人の議員になりますので、2 日間で約 2 時間余りの余裕ができるんですけれども、この件については、発議を出す以上はそのことについてよく勉強をされたのか、これをお伺いします。

第 9 番目には、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、会議規則第118条の説明をお願いいたします。

10番目には、会議規則第54条についても説明をいただきます。

第11番目には、会議規則第152条について説明をいただきます。

とりあえず、これだけお願いします。

○議長（佐藤高清君） 11問でよかったですか。

○18番（大原 功君） はい。今、1 番から約10番まで言いましたから、1 番は、どのようなことということで、市民にわかりやすく、またインターネットやいろんなもので国民も知りたい権利がありますので、正しく説明してください。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、大原議員の質問に1 番からお答えをしていきます。

今回のミッションということですが、この議案が上がった一つの背景には、12月議会、今議会もそうですけれども、一般質問をされる議員がたくさんいらっしゃいます。今、弥富の市議会の一般質問に関しましては、クローバーテレビを通じて中継も行っている。もちろん議会での質疑に関しては傍聴もできるわけですが、より市民の方に見ていただく、知っていただくということでクローバーテレビというので中継をすることになっています。質問者が多いということもございします。それと、内容もかなり濃いものになってきて、18人中、前回も16人の議員が一般質問に通告をされている状況です。

大原議員も御存じかと思いますが、1 人1 時間質疑をする時間が与えられています。何時に終わるかというのはわからないと思うんですが、やはり用意する段階では、その1 時間をフルに使うということとを予測しなきゃならないですから、1 日16人ですと最低 8 人こなすという言い方も失礼ですけど、予定をされてしまいます。10時からですと、1 時間フルにしますと 8 時間、休憩時間を入れて 9 時間、各 8 人の間にもし10分間休憩を入れるとすれば70分をプラスしなきゃならない、そうすると 1 時間と70分ですから10時間ぐらいかかってしまうと、10時からですとフルにやりますと結局 8 時になってしまいます。そういうのは今現在のところ現実にはないですが、それに近い状況というのがあるわけですね。

クローバーの関係も無視はできませんので、今弥富の会議規則というのが実質10時からし

かできない。その部分を夜5時、6時になってもいいじゃないか、7時になってもいいじゃないですかと、この前、大原議員は全協の中で3日目を提示してもいいんじゃないかという御提案もございましたが、全員協議会で、議会全員で話し合った結果、まず10時からというもの10時に縛る必要もないだろうと、まず規則を変更しようという決議になって今回9時からになったと。そのことがまず1つです。

これは、2番も同じ質問ですので、それでいいですかね。

3番目が、市民税を使う云々という、要は3日間一般質問をした場合にケーブルテレビにかかる費用は幾らかと。これが、1日が16万円ですので、これに消費税がかかります。掛けることの1年間で4期ですから、1年間で約70万弱かかるということです。

4番、10時の会議規則を9時に改めることに関してパブリックコメントを得たのかということですが、得ておりません。ただ、これは個人的なことですが、会議というのは10時からできへんのかということは聞いたことがあります。

5番、一般質問のケーブルテレビの利用者ですが、ケーブルテレビの加入者というのは、以前の質問で48%と聞いていますけど、総務部長、それ以来変わっていませんか。

○18番（大原 功君） 答えてはいけません、あなたは。

議会規則で、委員長に質問をするときは市側は答えてはいけません。総務部長、わかりますか。

○10番（堀岡敏喜君） どうも失礼しました、48%だと確認をしております。

6番目が、全協で、御高齢の方がおうちへ8時か9時ごろに帰られるという人もいらっしゃる、そういう方に関しての配慮はあったのかというような趣旨の質問だったと思いますが、ここは難しいところだと思いますが、配慮をしても、議会の開催ですので、10時、9時に開催するに当たって、市民に説明する必要はあるかと思いますが、今7時から再放送もやっていると、また今はネット配信もやっていると、その方が見られる、見られないというのはあるかと思いますが、また、今後データとして、一般質問、まだ質疑に関しては残っておるものですから、例えば図書館とか、そういったところで議会の様子をDVDに落として見ていただくということもまた可能になってくるかと思いますが、これはまた、議会の改革協議会で皆さんと協議をしながら、市民の方に広報というところで考えていきたい、そのように思います。

7番が、威嚇が云々という話ですけど、今回の発議とははっきり言って関係ございませんし、私は威嚇した覚えはございません。

8番、定数が18から16、定数が16に可決して、反対した、これじゃなかったですかね。2日間を3日間という話だったかな、8番目の質問です。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 8番目は、今回の発議第2号を堀岡議員が提案された定数につきましては、現在18人ですが、次回からの選挙では16人になります。来年からは2時間というのが2日間出てくるわけなんです。今、何の目的で、議員の都合だけで出されておるのかということをお聞きするということ。私が議員の定数を削減するときには、あなたに丁重な説明をちゃんとさせていただきました。だが、あなたは反対をされ、他の議員は私について賛成をいただき、可決、決定となりました。

こういうことでありますので、この部分について時間が2日間あるわけ、あと半年もたてば議会の選挙があります。なぜ今これを変えなきゃいかんかということ、そのことをあなたに。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 定数が来期から改選後は16人になると、議長は質問をしないわけですので15人、それでも7人と8人ということになります。

先ほども言いましたけれども、1議員が一般質問で預かる時間は最長で1時間でございますので、仮に7人としても7時間、それに昼休憩が入りますと8時間、議会の議員と議員の質問の間に5分なり、10分なり、10分と休憩を仮定した場合、これは60分になります。2時間ということは、7人で2時間プラス9時間ということになります。これは、10時からやると7時までフルでかかってしまうと、そういう環境もあります。

ですから、なるだけ二代表制という中で議会が討議する場を、環境を整えるという意味では、10時からの開催が今の御時世で妥当なのかどうか。これは、去年の12月の議会改革協議会で発議をされた、1月の協議会で議会全員で話し合って、10時からやっている一般質問を9時からにすると決めたわけじゃなくて、今規定されている10時からの開催を9時に広げても何ら支障がないだろうということで決議をしたというように記憶をしております。

続けて、9番目の質問、第118条の説明ということでよかったですかね。今、会議規則がありますんで、とりあえず読みたいと思いますが、委員長が委員として発言をしようとするときは、委員席に着き発言をし、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができないということですね。

この説明ということですか。

○18番（大原 功君） そこまではいいです。

○10番（堀岡敏喜君） それで、10番目が54条ですね。議長が議員として発言をしようとするときは、議席に着き発言をし、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない、

これも読んだとおりだと思います。

152条、議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外套、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯をしてはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでないと。これは先ほどの全員協議会でも確認をいたしました、スマホなり携帯なり、そういったものは議場には持ち込めないという議長のお達しというか、決議がありましたので、しっかり守りたいと、そのように思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まず、一番初めのところから聞きますけれども、まず1番のミッション、いわゆるミッションということは任務ということで、この任務を果たすということは、あなたは、この発議を出すんだったら、会派でやったらもっと時間が済むわけだ、そうでしょう。国でも地方でも会派でやる。なぜ会派でやるということを、提案を、これだけのものをしようと思うんなら、先ほど言ったように8,000万近いケーブルをつけて、規則だったら、そういうことをやれば時間が13人であっても半分で済むわけ、こういうことをするのが本当の発議だと思うんですね。発議をただ文書化して出すだけじゃなくて、やっぱりこういうことも考えないといかんということね。

それから、ケーブルテレビは今48%と聞きましたかね。48%ということは、弥富市の世帯数は何人ですか。弥富市の世帯数に対しての48%だと思いますから、世帯数は何人ですかということね、これを聞きます。

それから9番目の、先ほど言いました会議規則118条の説明ということで、会議規則118条というのは、あなたは議運の中でも委員長で、副委員長に許可を入れずに発言をしてみえるということは議長からも聞きましたし、議運の委員からも聞きました。これは委員として独裁的じゃないかと。あなたも議運の委員長をやるなら、私も議運の委員長は七、八回の経験があつて、議長も何回かの経験があります。必ず発言するときは委員長が副委員長にお願いをして、そして発言をしないかん、あなたはやっていないでしょう。それが今、ここで会議規則と、いわゆる今の発議2号を出すということは、全くあなたは議会を無視しておる。地方自治法の中で無視しておるということがきちっとしてあらわれておる。これは議長にも聞きましたから、議運の委員にも聞きました。

それから、今の152条については、携帯や、あるいはその写真機、いろんなもので、あなたは私の前におりますから、スマートフォンか何かそういうのを持って毎日やってみえた。これは地方自治法の会則を間違つてあなたは、これは処罰の対象になるんです。これについて、あなたはね、こういうことをやっておるということは、公明党の堀岡敏喜議員は、個人的に見ると議会を無視する、会議規則を無視するとなると、いわゆる独裁者じゃないかなあ

というふうに私は感じます。私も後ろから見ておって、この人は一体どういう人かなと思う。

あなたは特に、公明党と言って創価学会の信者でありますね。日蓮大聖人という、いわゆる法華経の道。法華経というのをあなたはわかっていますか。法華経というのは、あなたは知らんと思いますから教えてあげますけれども、法華経というのは、最上という人が延暦25年の正月の月の26日に初めて法華経というのをされ、桓武天皇によって初めて日本に仏が認められたということなんです。だから、そういうことを、あなたが人を優しくするという意味じゃなくて、本会議では持ってきてはいかんやつをやっておるということは独裁的じゃないかなあということを感じるから、その点についても押さえておきます。以上、それだけ。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっとさきの質問、1番のことはいいのかな。

済みません、大変申しわけないんですけど、世帯数というのは、はっきりとした数字を言わなきゃならないんですよ。

○18番（大原 功君） まず、会派のほうからいこうや。

○10番（堀岡敏喜君） 会派の質問、それは大原議員の意見には、ある意味私も賛同いたします。今の一般質問のあり方であるとか、そういったことは、今せっかく会派があるもんですから、会派の中で意見をまとめて一般質問の質問の精度を整理していくということは非常に大事なことですし、そのことに関しては意見に賛同をいたします。

2番目の世帯数は、大変申しわけない、恥ずかしい話ですけど、正確な数字が正直わかりません。今答えることが正直できません。

それで、118条の、副委員長に発言の許可を求めて委員長が発言をすると。私が副委員長に発言の許可を求めず発言をしていると、そういうふうな指摘があったんですけど、正直そういうことはしていないと思いますが、もし……。

○18番（大原 功君） そうすると、じゃあ議長がうそを言っておるんですかね。それを言った議長が、そうしたらうそを言っておることになりますから。議長、いいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 議長、あなたから私は聞きましたね、議運の中の委員にも聞きましたね。発言をするときに、委員長は、副委員長にかわりということをしなくて発言をしているところが何度もありますということをあなたから聞きましたから、これは議長が言われたので、議長が私に今発言について許可をしているんですから、議長、どうですか。そういうことはありませんでしたか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、質問は3回までです。制限が、質疑は3回までという

のがありますので。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） もしそういうことがあるとしたら、いろいろ質問が議運でもあります。重なる質問もございます。それを求める意味で、私が発言したことが私の発言だととられたのかもしれませんが。もしそうであれば、おわびをいたします。これでいいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員、最後の質疑です。

○18番（大原 功君） 今の、この7番のところについては関係ないという話ですけども、やっぱり本会議場の中において、たとえ休憩の時間でも本会議という部屋の中で同志の議員を威嚇するような、注意をあなたはされたんですから、あなたが、はっきり言うと愚かな発言、いわゆる愚弄の発言と同じようなこと、それをされたから3人の議員から注意をされたわけです。それを威嚇するようなことは、やっぱり議会運営委員長として、私も30年近く議員をやらせていただいたけれども、こんなことは初めてであるわけです。だから、発議というのは議会の会則をつくること、そういうのを全くに間違えた発言をしてみえる。

それから、今の152条は、あなたはどのように責任をとるわけですか。地方自治の中の会議規則を全く無視しながら今までずうっとこうしている。私も議員を今言ったように30年近くやらせていただいております。議員というのは、政治家でもそうです、初心を忘れたら独裁者になります。だから、あなたはこの会議規則を破って、本会議でやってみえることは独裁者に匹敵するのではないかなあというふうに思うんですけども、この次にと行って、あなたは反省する意味があるのかないのか。今までやっておったから、これはもういいんだというふうじゃなくて、これは議会の皆さん方は持ってきていないんだから、持ってきていないということは、あなたは持ってきたということだから、皆さんの議会を無視したことだから、これは皆さんに陳謝することは当然のことということと。

それから、本会議で3人の方に陳謝をされるのか。注意をされたことに対して、やっぱり威嚇されるようなことをやられれば、相手だって恐怖感にもおびえると思います。私は後ろから見ておったからわかります。こういうことをやっぱりきちっとしないと、発議を出す以上は、改革をすることなんです。私もそうですね、議員の定数をするときにはあなたにもきちっと説明しました。集团的自衛権のことについても、全くおおむねその説明ができなかった。ただ後ろにおいてやじを飛ばした程度のものであって、私は了解はしておらんわけです。あの説明では本当にわかりにくい、市民からいっても。

こういうことがあるので、これはあなたが正すことは、やっぱり正さないと、ただ公明党の議員だから私はいいいんだと、与党に入っておるからいいんだということじゃなくて、やっぱり襟を正してやっていかないと、自民党は日本の経済を、産業を発展させる役を持ってい

るんですから、そこの中にあなたにも入っているんですから、こういう議会の規則を守らんようなことでは私は本当に恥ずかしいなあと思っております、弥富市議会の中でも。

この部分について、今言ったところの中で、反省されるところはあれば反省していただいて、陳謝するところがあれば陳謝してください。

○議長（佐藤高清君） 最後の質疑でよろしいですね。

○18番（大原 功君） 本当はもっとやりたいんだけど、いかんわ。

○議長（佐藤高清君） 最後です。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 反省するところは反省しろということでございますので、反省すべきところは反省をいたします。

まず、152条の、議長に許可を得ずスマートフォンをさわっていたという指摘でございますが、持っている私にしてみれば、スマートフォンというのは一つの議会手帳のかわりにもなりますし、メモ帳でもありますから、それをいじっていると世間から見れば何か通信をしているんじゃないかというふうな疑いがかけられても仕方がないと、そういうようなこともありますので、そういう誤解を受けたのであれば、私はここで陳謝をして、今後は使うことは一切避けさせていただきます。ただし、誤解していただきたくないのは、議場、議会中に何か別の通信をしているとか、指摘されるようなことは一切しておりませんので、今後は誤解を受けないようにしっかり対処していきたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

先ほどもありました威嚇をしたという話ですけど、威嚇をした覚えはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員、最後です。まとめてください。

○18番（大原 功君） あなたが発言したことについては、相手にとっては威嚇されたと、恐怖に驚いたということもあるわけですね。あなたの考え方と言われた人の考え方は大きく違うわけね。言うほうにとっては、そんなことぐらいということもあるけど、そうでしょう。

それから、今の152条については、私が悪かったということだけはきちっと言ってください。

○議長（佐藤高清君） これでいいですね。

○18番（大原 功君） いや、言ってもらわないかんわさ、それも悪かったなら悪かったということは。間違っておるんだもん。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員、最後です。

○10番（堀岡敏喜君） 152条の件では、先ほど申し上げたとおりです。

○議長（佐藤高清君） 質疑を打ち切ります。

ほかに質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の
提出を求める請願について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第34、請願第1号を議題とします。

紹介議員の佐藤博議員に、請願の趣旨説明を求めます。

佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 請願第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する
意見書の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

お手元に請願第1号が配付されていますので、ごらんをいただきたいと思います。

この請願は、全国B型肝炎訴訟名古屋弁護団から、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療
費助成制度の創設並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態
に応じた認定制度にすることを目的としたウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を
求める意見書を国に対して提出していただきたいとの要請がありましたので、私が紹介議員
となりまして提案をさせていただきました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

請願第1号は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり採択されました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩します。

再開は、準備でき次第再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時 37 分 休憩

午後 4 時 41 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、堀岡敏喜議員より、先ほど採択されました請願の趣旨に沿って、発議第 5 号が提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 35 発議第 3 号 年金積立金の適正運用の確保についての意見書の提出について

日程第 36 発議第 4 号 子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について

日程第 37 発議第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 35、発議第 3 号から日程第 37、発議第 5 号まで、以上 3 件を一括議題とします。

本案 3 件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10 番（堀岡敏喜君） 発議第 3 号から発議第 5 号まで 3 件の意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 3 号年金積立金の適正運用の確保についての意見書につきましては、国に対して年金積立金の運用は安全かつ効率的に行い、またその運用が適切に行われるよう早急に年金積立金管理運用独立行政法人、G P I F のガバナンス体制の強化を図るよう強く要望するものであります。

次に、発議第 4 号子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書に

つきましては、国に対し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための財源確保や保育士の人材確保のために大幅な処遇改善を実現するなど、よりよい保育の実施ができるよう要望するものであります。

次に、発議第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきましては、請願にありましたように、国に対しまして、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設をすること並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にするよう強く要望するものであります。以上であります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第38、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に山口敏子議員、早川公二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第39、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に堀岡敏喜議員、那須英二議員、伊藤勝巳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規則によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第40、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に松岡雅樹さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した松岡雅樹さんを当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した松岡雅樹さんが海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された松岡雅樹さんには、文書をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第41、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成27年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時48分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行